- 1. 件 名:「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(伊方発電所の 発電用原子炉設置変更許可申請(使用済樹脂貯蔵タンク増設)【3】」
- 2. 日 時: 令和4年9月14日 14時00分~18時55分
- 3. 場 所:原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)
- 4. 出席者(◎··TV会議システムによる出席)

原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)奥調査官、西内安全審査官、中野安全審査官

四国電力株式会社:

原子力部設備保全グループリーダー◎ 他14名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料:

- ・ 資料 1 伊方発電所 3 号機 使用済樹脂貯蔵タンク増設 設置許可申請 コメントリスト
- ・ 資料 2 伊方発電所 3 号炉 使用済樹脂貯蔵タンク増設に係る補足説明 資料
- ・資料3 使用済樹脂貯蔵タンク増設工事 設置許可申請 審査会合・ヒア リングスケジュール (案)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから四国電力伊方発電所3
	大木の、
0:00:06	節現行許可申請、使用済み樹脂貯蔵タンクの増設に係るもののヒアリ
	ングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:14	それではまず四国電力の方から資料に基づいて説明をお願いします。
0:00:20	はい。四国電力富岡でございます。そしたら資料 1 コメントリストに従っ
	てご説明いたします。
0:00:27	資料の左側ナンバー4-1 から始めさせていただきます。
0:00:33	コメントですが室内の排気ダクト照明の有無について 3A及び 3C3B室
	と3室で設計が異なる理由を説明することを、につきまして、
0:00:44	補足、補足説明資料に記載を追加しております。該当箇所としましては
	資料2の、
0:00:51	下のページでですね 1-2 ページの 1.4、使用済み樹脂貯蔵タンクの構
	造及び周辺の状況についてのところで記載を追加をしてございます。
0:01:05	段落はですね 1、3 段落目の使用済み樹脂貯蔵タンク 3 性質の既設壁
	にはというところで記載をしておりまして、
0:01:19	一通りちょっとすいません、読み上げした通りした方がよろしいんでしょ
	うか。
0:01:28	規制庁西内ですけど読み上げというよりはもう端的に要点を説明いた
	だければ結構です。読み上げました。ないです。そしたら、該当箇所を
	ちょっと説明いたします。
0:01:38	使用済みシュトウタンク3施設の既設壁につきましてはですね、
0:01:44	現状当該エリアの換気用の排気ダクトが貫通しておりまして、この排気
	ダクトにつきましては、撤去貫通部指導を行うこととしてございます。
0:01:55	既設の使用済み樹脂貯蔵タンク、サンエーさんべースにも同様に排気
	ダクトが設置されておりまして、当該排気ダクトはですね当初 14、取り
	出し作業時における被ばく低減を目的として、
0:02:08	タンク室の普通とするために設置されているものなんですが、その後水
	滴漏えい防止筒というものを設置するように設計が見直されておりまし
	て、タンク室内にタンク側から
0:02:21	放射性物質が流入しないというふうな構造に変更をしてございます。現
	在はですねこのタンク室に廃棄による負圧維持というところに期待をし
	てございませんので
0:02:35	そういった内容を記載してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

き加えてございまして、 0:02:48 既設使用済み樹脂槽タンク採算BIIには現在照明等がついている状態になってございますけれども、これはですね建設当時、当該エリアに変ち入る可能性を想定して取りつけられて取り付けておりまして、 ただし当該エリアは樹脂の貯蔵により高放射線区域となって立ち居通常立ち入ることはないという状態になってございます。 0:03:15 また、 0:03:17 これにつきましては火災発生防止の観点からですね照明の切り離し管を実施してございまして、 0:03:25 対策をしているという状況でございます。 0:03:30 使用済み樹脂貯蔵タンク3施設につきましては照明及び電線管、 0:03:35 は撤去するというふうな計画になってございます。 0:03:42 4、4-1についてはご説明は以上となります。 0:03:57 はい。 0:03:58 そしたら続きまして5-1についてご説明いたします。 0:04:03 2分の1につきましては、 0:04:06 資料2の、 0:04:12 下のページで1-10のページでございます。こちらの図5につきまして、そこの、 0:04:21 赤いライン、青いラインが 0:04:23 使用済み樹脂貯蔵タンク3A2A、 0:04:27 線を引っ張っておりましたところを3C側に修正をしてございます。
になってございますけれども、これはですね建設当時、当該エリアに変わる可能性を想定して取りつけられて取り付けておりまして、 0:03:06 ただし当該エリアは樹脂の貯蔵により高放射線区域となって立ち居通常立ち入ることはないという状態になってございます。 0:03:15 また、 0:03:17 これにつきましては火災発生防止の観点からですね照明の切り離しを実施してございまして、 0:03:25 対策をしているという状況でございます。 0:03:30 使用済み樹脂貯蔵タンク3施設につきましては照明及び電線管、 0:03:35 は撤去するというふうな計画になってございます。 0:03:42 4、4-1についてはご説明は以上となります。 0:03:57 はい。 0:03:58 そしたら続きまして5-1についてご説明いたします。 0:04:03 2分の1につきましては、 0:04:03 2分の1につきましては、 0:04:04 資料2の、 0:04:05 資料2の、 0:04:21 赤いライン、青いラインが 0:04:23 使用済み樹脂貯蔵タンク3A2A、 0:04:27 線を引っ張っておりましたところを3C側に修正をしてございます。
ち入る可能性を想定して取りつけられて取り付けておりまして、
 0:03:06 ただし当該エリアは樹脂の貯蔵により高放射線区域となって立ち居通常立ち入ることはないという状態になってございます。 0:03:15 また、 0:03:17 これにつきましては火災発生防止の観点からですね照明の切り離しを実施してございまして、 0:03:25 対策をしているという状況でございます。 0:03:30 使用済み樹脂貯蔵タンク3施設につきましては照明及び電線管、 0:03:35 は撤去するというふうな計画になってございます。 0:03:42 4、4-1についてはご説明は以上となります。 0:03:57 はい。 0:03:58 そしたら続きまして5-1についてご説明いたします。 0:04:03 2分の1につきましては、 0:04:06 資料2の、 0:04:12 下のページで1-10のページでございます。こちらの図5につきまして、そこの、 0:04:21 赤いライン、青いラインが 0:04:23 使用済み樹脂貯蔵タンク3A2A、 0:04:27 線を引っ張っておりましたところを3C側に修正をしてございます。
常立ち入ることはないという状態になってございます。 0:03:15 また、 0:03:17 これにつきましては火災発生防止の観点からですね照明の切り離しきを実施してございまして、 0:03:25 対策をしているという状況でございます。 0:03:30 使用済み樹脂貯蔵タンク3施設につきましては照明及び電線管、 0:03:35 は撤去するというふうな計画になってございます。 0:03:42 4、4-1についてはご説明は以上となります。 0:03:57 はい。 0:03:58 そしたら続きまして5-1についてご説明いたします。 0:04:03 2分の1につきましては、 0:04:06 資料2の、 0:04:12 下のページで1-10のページでございます。こちらの図5につきまして、そこの、 0:04:21 赤いラインが 0:04:23 使用済み樹脂貯蔵タンク3A2A、 0:04:27 線を引っ張っておりましたところを3C側に修正をしてございます。
 0:03:15 また、 0:03:17 これにつきましては火災発生防止の観点からですね照明の切り離しきを実施してございまして、 0:03:25 対策をしているという状況でございます。 0:03:30 使用済み樹脂貯蔵タンク3施設につきましては照明及び電線管、 0:03:35 は撤去するというふうな計画になってございます。 0:03:42 4、4-1についてはご説明は以上となります。 0:03:57 はい。 0:03:58 そしたら続きまして5-1についてご説明いたします。 0:04:03 2分の1につきましては、 0:04:06 資料2の、 0:04:12 下のページで1-10のページでございます。こちらの図5につきまして、そこの、 0:04:21 赤いライン、青いラインが 0:04:23 使用済み樹脂貯蔵タンク3A2A、 0:04:27 線を引っ張っておりましたところを3C側に修正をしてございます。
0:03:17 これにつきましては火災発生防止の観点からですね照明の切り離してきましてございまして、 0:03:25 対策をしているという状況でございます。 0:03:30 使用済み樹脂貯蔵タンク3施設につきましては照明及び電線管、 0:03:35 は撤去するというふうな計画になってございます。 0:03:42 4、4-1についてはご説明は以上となります。 0:03:57 はい。 0:03:58 そしたら続きまして5-1についてご説明いたします。 0:04:03 2分の1につきましては、 0:04:06 資料2の、 0:04:06 で 1-10のページでございます。こちらの図5につきまして、そこの、 0:04:21 赤いライン、青いラインが 0:04:23 使用済み樹脂貯蔵タンク3A2A、 0:04:27 線を引っ張っておりましたところを3C側に修正をしてございます。
を実施してございまして、 0:03:25 対策をしているという状況でございます。 0:03:30 使用済み樹脂貯蔵タンク3施設につきましては照明及び電線管、 0:03:35 は撤去するというふうな計画になってございます。 0:03:42 4、4-1についてはご説明は以上となります。 0:03:57 はい。 0:03:58 そしたら続きまして5-1についてご説明いたします。 0:04:03 2分の1につきましては、 0:04:06 資料2の、 0:04:12 下のページで1-10のページでございます。こちらの図5につきまして、そこの、 0:04:21 赤いライン、青いラインが 0:04:23 使用済み樹脂貯蔵タンク3A2A、 0:04:27 線を引っ張っておりましたところを3C側に修正をしてございます。
0:03:25対策をしているという状況でございます。0:03:30使用済み樹脂貯蔵タンク3施設につきましては照明及び電線管、0:03:35は撤去するというふうな計画になってございます。0:03:424、4-1についてはご説明は以上となります。0:03:57はい。0:03:58そしたら続きまして5-1についてご説明いたします。0:04:032分の1につきましては、0:04:06資料2の、0:04:12下のページで1-10のページでございます。こちらの図5につきまして、そこの、0:04:21赤いライン、青いラインが0:04:23使用済み樹脂貯蔵タンク3A2A、0:04:27線を引っ張っておりましたところを3C側に修正をしてございます。
 0:03:30 使用済み樹脂貯蔵タンク3施設につきましては照明及び電線管、 0:03:35 は撤去するというふうな計画になってございます。 0:03:42 4、4-1についてはご説明は以上となります。 0:03:57 はい。 0:03:58 そしたら続きまして5-1についてご説明いたします。 0:04:03 2分の1につきましては、 0:04:06 資料2の、 0:04:12 下のページで1-10のページでございます。こちらの図5につきまして、そこの、 0:04:21 赤いライン、青いラインが 0:04:23 使用済み樹脂貯蔵タンク3A2A、 0:04:27 線を引っ張っておりましたところを3C側に修正をしてございます。
0:03:35 は撤去するというふうな計画になってございます。 0:03:42 4、4-1 についてはご説明は以上となります。 0:03:57 はい。 0:03:58 そしたら続きまして 5-1 についてご説明いたします。 0:04:03 2 分の 1 につきましては、 0:04:06 資料 2 の、 0:04:12 下のページで 1-10 のページでございます。こちらの図 5 につきまして、そこの、 0:04:21 赤いライン、青いラインが 0:04:23 使用済み樹脂貯蔵タンク 3A2A、 0:04:27 線を引っ張っておりましたところを 3C側に修正をしてございます。
0:03:42 4、4-1 についてはご説明は以上となります。 0:03:57 はい。 0:03:58 そしたら続きまして 5-1 についてご説明いたします。 0:04:03 2 分の 1 につきましては、 0:04:06 資料 2 の、 0:04:12 下のページで 1-10 のページでございます。こちらの図 5 につきまして、そこの、 0:04:21 赤いライン、青いラインが 0:04:23 使用済み樹脂貯蔵タンク 3A2A、 0:04:27 線を引っ張っておりましたところを 3C側に修正をしてございます。
0:03:57 はい。 0:03:58 そしたら続きまして 5-1 についてご説明いたします。 0:04:03 2分の 1 につきましては、 0:04:06 資料 2の、 0:04:12 下のページで 1-10 のページでございます。こちらの図 5 につきまして、そこの、 0:04:21 赤いライン、青いラインが 0:04:23 使用済み樹脂貯蔵タンク 3A2A、 0:04:27 線を引っ張っておりましたところを 3C側に修正をしてございます。
0:03:58 そしたら続きまして 5-1 についてご説明いたします。 0:04:03 2 分の 1 につきましては、 0:04:06 資料 2 の、 0:04:12 下のページで 1-10 のページでございます。こちらの図 5 につきまして、そこの、 0:04:21 赤いライン、青いラインが 0:04:23 使用済み樹脂貯蔵タンク 3A2A、 0:04:27 線を引っ張っておりましたところを 3C側に修正をしてございます。
0:04:03 2 分の 1 につきましては、 0:04:06 資料 2 の、 0:04:12 下のページで 1-10 のページでございます。こちらの図 5 につきまして、そこの、 0:04:21 赤いライン、青いラインが 0:04:23 使用済み樹脂貯蔵タンク 3A2A、 0:04:27 線を引っ張っておりましたところを 3C側に修正をしてございます。
0:04:06資料 2 の、0:04:12下のページで 1-10 のページでございます。こちらの図 5 につきまして、そこの、0:04:21赤いライン、青いラインが0:04:23使用済み樹脂貯蔵タンク 3A2A、0:04:27線を引っ張っておりましたところを 3C側に修正をしてございます。
0:04:12 下のページで 1-10 のページでございます。こちらの図 5 につきまして、そこの、 0:04:21 赤いライン、青いラインが 0:04:23 使用済み樹脂貯蔵タンク 3A2A、 0:04:27 線を引っ張っておりましたところを 3C側に修正をしてございます。
て、そこの、 0:04:21 赤いライン、青いラインが 0:04:23 使用済み樹脂貯蔵タンク 3A2A、 0:04:27 線を引っ張っておりましたところを 3C側に修正をしてございます。
0:04:21 赤いライン、青いラインが 0:04:23 使用済み樹脂貯蔵タンク 3A2A、 0:04:27 線を引っ張っておりましたところを 3C側に修正をしてございます。
0:04:23 使用済み樹脂貯蔵タンク 3A2A、 0:04:27 線を引っ張っておりましたところを 3C側に修正をしてございます。
0:04:27 線を引っ張っておりましたところを 3C側に修正をしてございます。
0.04:33 5-1 につきましては修正は以上でございます
0.04.00 0 11にうとなりとは停止は数土とことがあり。
0:04:38 続きましてコメントリストの 5-2 でございますけれども、
0:04:44 増設範囲の応手樹脂移送配管について改造範囲を説明することとい
コメントでございまして、ご質問の趣旨はそう。
0:04:54 樹脂槽配管の母管を改造するのか分岐後から改造するのかというこ
を認識をお答えし、認識をしてございます。
0:05:04 それにつきましてその右側補足説明の欄に回答を記載してございます
けれども、現状を期す既設樹脂移送配管に設けた分岐部には溶接閉
止キャップまたは閉止フランジが取りつけられておりまして、
0:05:19 閉止キャップまたは閉止フランジ部を切断して、ASRST3Cへの実施
配管を溶接に行って取りつけることで増設を行うというふうな計画にし
ございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:33	5-2 につきましては以上でございます。すいません規制庁ニシウチで
	すけど、今の記載というところの説明を、7ページの説明をしてました。
	すいません。
0:05:43	すいません。補足説明資料の方にはですねちょっと追記をしてございま
	せんでして、資料 1 のコメントリストの補足説明の欄でご回答をしている
	というふうな状態でございます。
0:05:59	なるほど理解しますし、
0:06:01	なるほど。
0:06:06	補足説明上だと、ここの趣旨は明確に読めるっていうことなんでしたっ
	け。
0:06:20	ちょっとそこら辺が、もう少しかなっていう気がするんでちょっと後でまと
	めてありますけど了解しました。
0:06:28	ちょっと補足説明を説明する時にはページ番号を明確にちょっとお伝え
	いただければと思います。ちょっとすいません最初聞き取れなかったの
	でうまく
0:06:35	ちょっと最初に言っちゃいますけどすみません
0:06:38	今後でいいので、補足説明資料、通し番号をつけてもらってもいいです
	か。
0:06:45	結局一つ一つの補足説明資料になったときに、途中でページ番号が分
	かれるじゃないですか。なった時に何かぱっと開きづらくてですね、ちょ
	っと右下の方に通しページをつけるようにご協力をいただければと思い
	ますよろしいでしょうか。
0:06:59	はい。承知いたしました。はい。今日は下のページ番号でちょっと背明
	確に説明いただければと思いますので引き続きちょっと説明をお願いし
	ます。
0:07:12	四国電力本店でございます。そしたら続きましてナンバー8 ですけれど
	も、すいませんコメントリスト資料 1 のナンバー8 のコメントですけれども
	こちらはですね
0:07:26	以前別としておりました補足説明資料、工事概要。
0:07:31	を記載した説明資料をですね
0:07:34	1冊の補足説明資料にまとめるということで現在資料 2、
0:07:40	そういう形になってございます。
0:07:43	こちらにつきましては以上です。
0:07:49	続きまして、
0:07:53	9番のOOコメントにつきましてはですね、また

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:57	後程一斉の方の説明がありますのでそちらでまとめてご回答を申し上
	げたいと思います。
0:08:06	No.10 につきまして
0:08:11	説明をいたします。
0:08:14	設置許可基準の第 29 条につきまして適用条文なりを説明することとい
	うことですが、
0:08:21	これに関しましては
0:08:23	適用条文に見直しをすることとしてございます。
0:08:31	補足説明資料でいきますと、
0:08:36	資料の 1-7 ページのところで表 2 がございますけれども、第 29 条に
	つきまして
0:08:47	三角リリースというところで適用条文というふうに修正をしてございま
	す。
0:09:01	続きましてNo.11 ですけれども、
0:09:07	遮へいへき等のタンク室以外に、
0:09:11	ある設備の保全について説明することを、というところでございまして、
0:09:21	補足説明資料でいきますと、下のページで1-8。
0:09:27	3 ポツ、使用済み紙樹脂貯蔵タンク及び周辺設備の保守点検について
	というところで、記載を追加してございます。
0:09:39	記載を追加した内容としましては
0:09:42	一番下のまた書きのところですけれども、タンク室、上階の使用済み樹
	脂移送装置室に設置されている遮へいぶた及びコンクリートプラグにつ
	きましては、
0:09:54	定期点検、定期的な外観点検により健全性を確認していると。
0:09:59	いうふうに追記をしてございます。
0:10:10	続きまして 12 番以降はですねちょっと葛西の担当の方に説明を交代い
	たします。
0:10:16	四国電力の重松でございます。No.12 からNo.16 空のコメント回答につき
	ましてご説明いたします。
0:10:24	まずNo.12 ですけれどもタンクの材料について難燃性及び不燃性の具体
	的な材料を説明することということで、タンクの材料としましてシャツ 304
	で用いる設計としておりましてそのこと、添付資料に追記しております。
0:10:37	ページ番号 8-2 の 32-2-8-2 の 35 ページ。
0:10:46	こちらの表 1 の方に使用済み樹脂貯蔵タンクとしてます 3④材料とした
	ということを追記しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:55	続きましてNo.13、
0:10:58	遮へい器につきまして3時間耐火要求を満足しているエビデンスを含
	め説明することということで、添付資料3の方に遮へい器の3時間耐
	火仕様のエビデンスそれから配管の貫通部シールの 3 時間耐火仕様
	σ
0:11:12	エビデンスを添付してございます。
0:11:15	ページ番号は 2-8-2 の 36 ページ。
0:11:18	先ほどのページの次のページになりますけれども、
0:11:21	こちら添付資料3のところで
0:11:25	外壁と、隔壁ということで、コンクリート壁と貫通部シール、
0:11:30	Ø.
0:11:32	耐火性能の紙、
0:11:34	エビデンスを添付してございます。
0:11:39	続きまして、ナンバー14 ですけれども、難燃ケーブルの敷設状況につ
	いて説明することということで、A系ブルーですけどもS使用済み年使用
	済み樹脂貯蔵タンク室の外、
0:11:52	敷設する計画としておりましてケーブルルートを添付資料2の図1とし
	て追記をしてございます。一番は、2-8-2-35。
0:12:08	あと前回コメントいただいた時には火災区域の中にということでいただ
	いてたんですけども範囲が非常に狭いですので、そこにちょっと記載す
	るとわかりにくくなるということで、
0:12:18	と思いましてこちらの図として別途添付してございます。
0:12:27	次にナンバー15、
0:12:30	各条文に対する設計方針につきまして火災区域区画に対する設計方
	針なのかタンクに対する設計方針なのかというところが明確だったと。
0:12:38	いうことで説明資料におきましてまず、設計対象が明確になるよう記載
	を見直しております。
0:12:46	こちらの資料全般、八条の火災に関して全般的になんですけれども、
0:12:55	例えばですけども、2-8-2の4ページ、
0:13:01	(2)可燃性土蔵木全岡根忍フォン対策というこちらもともと使用済み樹
	脂タンクはというふうにしていたんですけれども、
0:13:09	使用済み樹脂貯蔵タンクを設置する火災区域ということで集合を見直し
	ておりますこちらの方は、衛藤。
0:13:19	大橋の全般的な見直しをしております。
0:13:23	続きまして、No.16、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:26	ASRT3Cの市部屋の火災区域区画の設定の考え方を説明することと
0.10.20	いうことと、
0:13:33	あと区域計画の変更前後が確認できるゾウテンとすることということで、
0:13:38	火災区域の境界の壁ですけども、すいませんちょっと誤記がございま
	す。
0:13:46	SRST-3AさんB。
0:13:49	がもともと火災区域として設定してございまして、そちらと今回新設する
	3Cとの間に火災区域の境界を設定設定した場合に、
0:13:57	従来、火災区域境界の壁というのは点検をしておりますけれども、
0:14:03	AB側にも、
0:14:06	AB側も市側も両方、放射線が高いエリアになりますので、
0:14:12	壁のどちらからも点検ができないということで、
0:14:16	施工後の点検性と、そういった保守性といったことを踏まえまして、
0:14:21	ASRST-3AさんBさんCで、同一火災区域とする設定としてしてござい
	ます。
0:14:27	木全区域区画の変更前後につきまして
0:14:33	添付資料の 2-8-2 の 32、33 ページの方に変更前の火災区域図を追
	記をしてございます。
0:14:43	火災関係のコメント回答以上になります。
0:14:54	続きまして、四国電力ヒラタがご回答いたします。
0:14:58	17番から、地震の説明になります。
0:15:03	後、ご確認事項で
0:15:05	耐震設計方針のうち今回の設計で考慮する事項を整理することというこ
	とで前回の部屋で実際に考慮する荷重についての説明が不明瞭であっ
	たため、
0:15:17	F説明資料の 4 ポツ(3)。
0:15:20	荷重の組み合わせにて実際の設計で用いる荷重を具体的に明記して
	おります。ページ番号で言いますと、
0:15:30	2-4-2-7になっております。
0:15:33	こちらのページの上から、
0:15:36	3 行目に、建屋側補助建屋の具体的な設計を、
0:15:42	設計について記載しております。
0:15:45	そこから下いってbぽつ機器配管系。
0:15:49	の、
L	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

 0:15:51 2 段落目、具体的には以下のところで使用済み実像タンクの具体設計について記載を補足しております。 0:16:02 続きましてコメントナンバー18 番該当いたします。 0:16:07 Fツツミ資料第 1 について、新設配管の耐震重要度分類上の扱い記載の考え方を説明することということで、 0:16:17 第 1 表で記載する設備の考え方について再度整理しております。 ジ番号で言いますと、 0:16:27 2-4の、 0:16:29 2-10ページになります。 0:16:31 こちらでまず、新設配管のうち、放射性物質を内蔵している施設にては、A、Bクラスして設計する方針としております。 0:16:43 こちら通書きに記載しております。 0:16:46 考え方についてなんですが、本許可先生は、使用済み樹脂創造がの 0:16:52 増設に係る申請であるため附属説明資料では、 0:16:56 使用済み樹脂貯蔵タンク、 0:16:59 及び間接支持構造物として、原子炉補助建屋の設計方針を示す。 	等のペー
 0:16:02 続きましてコメントナンバー18 番該当いたします。 0:16:07 Fツツミ資料第 1 について、新設配管の耐震重要度分類上の扱い記載の考え方を説明することということで、 0:16:17 第 1 表で記載する設備の考え方について再度整理しております。 ジ番号で言いますと、 0:16:27 2-4の、 0:16:29 2-10ページになります。 0:16:31 こちらでまず、新設配管のうち、放射性物質を内蔵している施設にては、A、Bクラスして設計する方針としております。 0:16:43 こちら通書きに記載しております。 0:16:46 考え方についてなんですが、本許可先生は、使用済み樹脂創造なの 0:16:52 増設に係る申請であるため附属説明資料では、 0:16:56 使用済み樹脂貯蔵タンク、 	~ —
 0:16:07 Fツツミ資料第1について、新設配管の耐震重要度分類上の扱い記載の考え方を説明することということで、 0:16:17 第1表で記載する設備の考え方について再度整理しております。 ジ番号で言いますと、 0:16:27 2-4の、 0:16:29 2-10ページになります。 0:16:31 こちらでまず、新設配管のうち、放射性物質を内蔵している施設にては、A、Bクラスして設計する方針としております。 0:16:43 こちら通書きに記載しております。 0:16:46 考え方についてなんですが、本許可先生は、使用済み樹脂創造をの 0:16:52 増設に係る申請であるため附属説明資料では、 0:16:56 使用済み樹脂貯蔵タンク、 	~ —
記載の考え方を説明することということで、 0:16:17 第 1 表で記載する設備の考え方について再度整理しております。 ジ番号で言いますと、 0:16:27 2-4の、 0:16:29 2-10ページになります。 0:16:31 こちらでまず、新設配管のうち、放射性物質を内蔵している施設にては、A、Bクラスして設計する方針としております。 0:16:43 こちら通書きに記載しております。 0:16:46 考え方についてなんですが、本許可先生は、使用済み樹脂創造をの 0:16:52 増設に係る申請であるため附属説明資料では、 0:16:56 使用済み樹脂貯蔵タンク、	~ —
 0:16:17 第 1 表で記載する設備の考え方について再度整理しております。 ジ番号で言いますと、 0:16:27 2-4の、 0:16:29 2-10ページになります。 0:16:31 こちらでまず、新設配管のうち、放射性物質を内蔵している施設にては、A、Bクラスして設計する方針としております。 0:16:43 こちら通書きに記載しております。 0:16:46 考え方についてなんですが、本許可先生は、使用済み樹脂創造なの 0:16:52 増設に係る申請であるため附属説明資料では、 0:16:56 使用済み樹脂貯蔵タンク、 	
 ジ番号で言いますと、 0:16:27 2-4の、 0:16:29 2-10ページになります。 0:16:31 こちらでまず、新設配管のうち、放射性物質を内蔵している施設にては、A、Bクラスして設計する方針としております。 0:16:43 こちら通書きに記載しております。 0:16:46 考え方についてなんですが、本許可先生は、使用済み樹脂創造のの 0:16:52 増設に係る申請であるため附属説明資料では、 0:16:56 使用済み樹脂貯蔵タンク、 	
 0:16:27 2-4の、 0:16:29 2-10ページになります。 0:16:31 こちらでまず、新設配管のうち、放射性物質を内蔵している施設にては、A、Bクラスして設計する方針としております。 0:16:43 こちら通書きに記載しております。 0:16:46 考え方についてなんですが、本許可先生は、使用済み樹脂創造をの 0:16:52 増設に係る申請であるため附属説明資料では、 0:16:56 使用済み樹脂貯蔵タンク、 	:つい
 0:16:29 2-10 ページになります。 0:16:31 こちらでまず、新設配管のうち、放射性物質を内蔵している施設にては、A、Bクラスして設計する方針としております。 0:16:43 こちら通書きに記載しております。 0:16:46 考え方についてなんですが、本許可先生は、使用済み樹脂創造をの 0:16:52 増設に係る申請であるため附属説明資料では、 0:16:56 使用済み樹脂貯蔵タンク、 	つい
0:16:31 こちらでまず、新設配管のうち、放射性物質を内蔵している施設にては、A、Bクラスして設計する方針としております。 0:16:43 こちら通書きに記載しております。 0:16:46 考え方についてなんですが、本許可先生は、使用済み樹脂創造なの 0:16:52 増設に係る申請であるため附属説明資料では、 0:16:56 使用済み樹脂貯蔵タンク、	つい
ては、A、Bクラスして設計する方針としております。 0:16:43 こちら通書きに記載しております。 0:16:46 考え方についてなんですが、本許可先生は、使用済み樹脂創造タの 0:16:52 増設に係る申請であるため附属説明資料では、 0:16:56 使用済み樹脂貯蔵タンク、	ニつい
0:16:43 こちら通書きに記載しております。 0:16:46 考え方についてなんですが、本許可先生は、使用済み樹脂創造をの 0:16:52 増設に係る申請であるため附属説明資料では、 0:16:56 使用済み樹脂貯蔵タンク、	
0:16:46 考え方についてなんですが、本許可先生は、使用済み樹脂創造タ の 0:16:52 増設に係る申請であるため附属説明資料では、 0:16:56 使用済み樹脂貯蔵タンク、	
の 0:16:52 増設に係る申請であるため附属説明資料では、 0:16:56 使用済み樹脂貯蔵タンク、	
0:16:52 増設に係る申請であるため附属説明資料では、 0:16:56 使用済み樹脂貯蔵タンク、	スンク
0:16:56 使用済み樹脂貯蔵タンク、	
0:16:50 及び間接支持構造物として 原子伝補助建展の設計支針を示す	
0.10.00 及い回致人可用追加として、原力が開助と注め成引力型でかり	整理と
しております。	
0:17:07 それに伴い、添付書類8の1.4 耐震設計から、今回の使用済み樹	排胎貯
蔵タンクの設置、	
0:17:17 設計を考慮する設計に考慮する必要のある耐震設計方針につい	て精
査して、補足説明資料を修正しております。	
0:17:26 また、第1の耐震重要度分類では、	
0:17:30 使用済み樹脂貯蔵タンク、及びその間接支持構造物である原子均	戸補助
建屋を標準に示し、	
0:17:38 本工事に伴い補助遮へいとして設定する補助遮へい器や、	
0:17:43 新設配管等についてはBクラスとして設計する方針を、注記で記載	載して
おります。	
0:17:51 18番のコメント回答は以上です。	
0:18:00 資料 1 コメントリストにつきましては説明は以上になります。	
0:18:06 はい。規制庁西内です。そうしましたら規制庁側からまずここまで	の範
囲で何か確認事項ありますか。	
0:18:15 規制庁の仲野です。コメント回答いただいた部分の中で何点か私	
から質問させていただければと思います。	の方
0:18:25 まずは、コメントのナンバー4-1 のところですね。	_ <u></u> の方

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	111 5- 181 1 1 777 5 - 47
0:18:30	排気ダクトと署名の瀬、
0:18:33	有無について 3A3Bと、あと 3 シートで設計が異なる点についてご説明
	いただいたと思うんですけれども、
0:18:40	その中で、
0:18:42	3Cの方は照明を撤去するということで薄めいただいてAとBのところは
	その証明を残すけれども、その接続が効いてる状態にするっていうふう
	にご説明があったと思うんですけれども、
0:18:55	こちらのAとBの照明を撤去しないっていうのはもう、せん照明が使う設
	計からその必要な設計に変わったと。
0:19:04	もうすでにタンクが許容されていて、
0:19:07	そのABの照明についてはもう線量が高いから、撤去の
0:19:11	工事はしないっていうような考えで今の方針になっているんでしょうか。
0:19:21	中国電力、富岡でございます。ご認識の通りで相違ございません。
0:19:27	説明した。
0:19:28	そうしましたら、続けて質問させていただきます。
0:19:40	ナンバーの、
0:19:44	そっか、ごめんなさい一線のところは後で言っていた。
0:19:47	ちょっと、
0:19:50	頭ナンバーの中ですねコメント回答リストのナンバーの 10 のところなん
	ですけれども、
0:19:57	29 条のところで、今回、
0:20:01	適用条文を三角に変更っていうふうにご説明があったと思うんですけれ
	ども、
0:20:07	私は資料の中にですね、
0:20:11	29 条っていうのがさ平気によって千手寺業務従事者の外部者の、
0:20:18	線量率が基準を満たす設計になっていると。で、その者遮へいによって
	設計を満たしているので直接線及びスカイシャイン線によるその工場等
	の空間線量率によって、
0:20:29	は影響を与えるものではないので、
0:20:33	また今回資料の詳細の説明等がないっていう状況かと思うんですけれ
<u> </u>	ども、
0:20:39	この説明の部分でですね、遮へいを置くので基準を満たしている。だか
	5 、
·	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:47	影響はないんだっていうふうにご説明いただいてるんですけども、その
	説明をするにあたって、そもそも影響がないことを、説明いただく必要が
	あるんじゃないかなというふうに考えてまして。
0:20:58	例えば、
0:21:02	そうですね、容器からの
0:21:04	もう一つ、
0:21:05	線量率であったりとかあとその遮へいの厚さだったりとか線源の条件、
0:21:10	みたいなところ。
0:21:12	と、あとは、
0:21:16	今回増設したタンクを含めてその放射性廃棄物処理建屋とかその既設
	の他の建屋の線量とかを評価した合計値が、
0:21:26	合計で50マイクロシーベルトパーアワーを下回るんだっていう説明もい
	ただいた上で、遮へいがあるから、基準を満たすんだっていうような説
	明になるのかなと思うんですけれども。
0:21:39	ちょっとこちらについて今、資料中にはそういった説明がないので、そう
	いう、
0:21:43	ちょっとどういった考えで、記載しているのか。
0:21:47	確認させていただい
0:21:54	四国電力の三嶋でございます。
0:21:56	その具体的な線量につきましては30条の適合性のところでご説明はす
	るんですけれども、従来先ほど廃棄物処理建屋とかは、地上に、
0:22:08	地上階以上に接してまして、敷地境界の影響あると。今回設置するタン
	クちょっと補足説明書いてないので恐縮なんですけれどもタンクじゃそ
	の地下のですね、
0:22:19	最下層に設置して多数の壁や天井コンクリートによって、遮へいされる
	ので敷地境界に対する直接線と影響はないというふうに考えておりま
	す。
0:22:29	数字については今資料上はちょっと示しておりませんけれども考え方は
	以上になっておりますんで、この考え方については笹野。
0:22:39	例で申し上げます高浜の、はい。融資処理装置、共用他施設に係る
0:22:45	設置許可についても同様に、新たに遮へい気をつけますけれどもそれ
	によって左右できるので、敷地境界の影響については高浜の場合はマ
	ルかバツかということでございましたがバツというふうに整理をしており
	ます。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:01	原子力規制庁の仲野です。今ご説明いただいた話の中で、地下に設置
	しているのでっていう話があったと思うんですけれども、
0:23:10	もともと今設置してあるタンクのABについても、
0:23:14	空間線量の
0:23:17	全体評価の内数にもなってないっていう理解でよろしかったでしょうか。
0:23:22	ご理解の通りです。
0:23:28	原子炉規制庁の仲野です承知いたしますと、
0:23:47	原子炉規制庁の仲野です。続きまして私の方から追加でコメントリスト
	のところを確認させて、
0:23:57	コメントリストの 12 番のところですね。
0:24:04	タンクの材料のところで、フェンスF、難燃性の材料を説明いただいたと
	思うんですけれども、
0:24:12	直接ここに、
0:24:17	いう形にはなってないかもしれないですがちょっと確認させていただきた
	いんですが、
0:24:22	補足説明資料の、
0:24:25	2-8-2-35 のところですね。
0:24:30	タンクの火災防護、火災防護上の整理のところなんですけれども、
0:24:35	こちらの部分の記載で、十分な耐火性能を有していることからは下限に
	ならないっていうふうに説明いただいてるんですが、こちらの内容を読
	んだときに、十分な耐火性能、
0:24:46	っていうのはその火災の影響軽減の観点の要求に対するものであっ
	て、その発生防止の観点のその8下限にならないっていうことへの説
	明には、
0:25:00	耐火性能を有している。
0:25:02	イコールは陰にならないっていうことはちょっと繋がらないのかなという
	ふうに読んだと思いまして、ちょっとこちらについて説明いただけますで
	しょうか。
0:25:35	四国電力シゲマスです少々お待ちください。
0:26:49	衛藤氏国税にシゲマスでございますお待たせいたしました。
0:26:54	こちらの資料の構成としましては、種の、
0:26:59	主に、
0:27:01	いつも説明したいこととしては最終的に火災感知設備、消火設備を設
	置しないというところに、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:08	つなげていくための説明としまして耐火性能を有していることですとか、
	は影がないところ、そういったものを説明した資料になって、主になって
	ございます。
0:27:18	ご指摘の通り金属製というところで、
0:27:26	耐火性能を有しているというところが発生防止と、の観点からの
0:27:31	説明になってございますので、十分なっていうところが、
0:27:36	書き過ぎて、言い過ぎっていうところもあるかなというふうに思いますの
	でこちらの方は
0:27:45	記載を削除して修正したいと思います。
0:27:48	以上です。
0:27:52	所長まずいただいてよろしいですか。
0:27:57	原子炉規制庁の仲野です。すいません今の回答をちょっと詳しく。
0:28:03	理解できなかったんすけど、今芝田さんがおっしゃっていただいたの
	は、防護上の整理の説明の中で、
0:28:13	金属容器であり十分な耐火性能を有していることから発火元とはならな
	いっていうところの、十分な耐火性能を有していることからっていうところ
	を削除するっていう意味でしたっけ十分なんていうところを削除するって
	いう意味でしたっけ。
0:28:29	四国電カシゲマス数でございます。十分なというところだけを削除して、
	摩擦 304 の材料とした金属製で、耐火性能を有しておると。
0:28:39	いう記載が適切かと考えております。以上です。
0:28:45	規制庁の仲野です。
0:28:47	すいませんちょっと何回も聞いちゃって申し訳ないんすけど、
0:28:49	冊数④を材料として金属製の金属容器では、理事、耐火性能を有して
	いる。
0:28:56	ことから、8 下限とはならないっていう。
0:28:59	文言に修正しようと思ってるっていう理解でよろしいですか。
0:29:15	四国電力重松ですご理解の通りでございます。
0:29:21	規制庁の中野です。そうするとちょっとごめんなさい。私の方から最初
	に、
0:29:27	お伝えさせていただいた、ちょっと懸念というか、
0:29:31	気になってるところとして、
0:29:33	耐火性能を有しているから、8 下限にならないっていうところが、そのイ
	コールにならないんじゃないかっていうことをちょっと読んで引っかかっ
	たのでご質問させていただいたんですけれども。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:45	そういったところちょっとすいませんもう一度重複になるかもしれないで
	すけどご説明いただいてもよろしいですか。
0:30:01	四国電カシゲマスでございますこちらの文章ですけども、
0:30:07	鷲尾。
0:30:08	本票本票に示す通り以降になりますけれども、
0:30:12	使用済み樹脂貯蔵タンクは、
0:30:15	金属製で十分耐火性能を有しておりというところまでが使用済み樹脂貯
	蔵タンクのご説明になりまして、
0:30:22	その他の設置機器についてもというところ以降が、
0:30:28	使用済み樹脂貯蔵タンク以外の
0:30:31	配管とかそういったことに、
0:30:32	になるかと思いますけれども、
0:30:34	についてもは影がないというところが二つ目のご説明、次に可燃物の他
	の禁止するというところで、これら相まって最終的な結論としまして安全
	機能の維持を考えにくいというような文章構成になってございます。
0:31:00	減少規制庁のパスちょっと何、すれ違いの、
0:31:04	理由がちょっとわかってきたんですけど、ちょっと今ご説明いただいてた
	のは表 1 の上にある説明書きのところをご説明いただいてたっていうこ
	とですよね。
0:31:14	ちょっとすいません私の方が、質問してたところが、図明確に発生しなく
	て申し訳ないんですけど、表 1 の表中に書いてある、
0:31:25	ちょうどタンクの欄の裏のところ、右欄ですね、火災防護上の整理って
	いうところの文言の中で、
0:31:35	十分な耐火性、耐火性能を有していることから発見とはならないってい
	うところが、耐火性能を有しているとは下限にならないっていうのが、繋
	がらないのかなっていうふうに、
0:31:46	思って質問させていただいておりました。ここの部分先ほど説明してい
	ただいた通り、表1の説明書きのところでは、耐火性能を有しているこ
	とと、
0:31:56	発見はないこと、あとは、他物の、
0:32:00	可燃物の保管の禁止、すべて並列で書いて、
0:32:04	いただいているので、その表中の記載についても、耐火性能を有してい
	ることと、発火ゲイン
0:32:13	はないことを、併記するような形にちょっと修文いただく。
0:32:18	必要があるのかなと思っております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:21	対応としてはそういった資料の修正をしていただければいいのかなと思
	うんですけれども、ちょっと私の確認してる古藤、
0:32:29	それと理解いただけ
0:32:34	衛藤四国電カシゲマスでございます。申し訳ございません
0:32:39	やっぱその頃、ご指摘の意図は承知いたしましたので表 1 の、
0:32:45	文章を修文いたします。以上です。
0:32:50	原子炉規制庁の仲野ですよろしくお願いいたします。
0:32:54	そうしましたら、私の方から続けて、
0:32:58	質問させていただきます。
0:33:01	コメントリストの 14 番のところですね。
0:33:06	難燃性のケーブルの敷設の状況についてなんですけれども、
0:33:12	先ほどご説明いただいた通り補足説明資料の 2-8-2-35 のところに
	図の方で図 1 から図 1 でケーブルの敷設予定ルートっていうところを、
0:33:25	追加していただいてると思うんですけれども、ちょっとですねこちらの図
	だけをぱっと見ても、どういうケーブルを、
0:33:32	敷設していて、例えばこのケーブルが何と何を接続しているものなのか
	とかそういったものが、ちょっとぱっとわからなくてですねそういった説明
	をいただけますでしょうか。
0:33:46	四国電力重松でございますちょっとすいません説明が、
0:33:52	十分できなくて申し訳ございません図 1 のケーブル敷設ケーブル敷設
	予定ルートというところですけども、
0:34:00	ケーブル全部で2本ございまして1本が
0:34:05	使用済み樹脂貯蔵タンク室3室の漏えい検知器というものがございま
	す。漏えい検知器から近くの
0:34:17	制御盤の方まで敷設するケーブルが 1 本でございます。
0:34:22	2 本目が、使用済み樹脂タンクの水。
0:34:29	水信号を江戸伝送するケーブルになりまして、そちらも
0:34:35	変換器水系の変換器から、
0:34:39	制御盤までをまでの
0:34:43	までを敷設するまでをまで敷設するケーブルになります。以上です。
0:34:49	原子力規制庁の仲野です。今こういったご説明いただいて何となくわか
	ってきましたので、
0:34:55	すいません今回のヒアリング終わった後杉井の資料いただくタイミング
	でいいので、どういった設備に対するケーブルを敷設しているのかとか
	っていうものをわかるように資料修正いただければと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0.05.10	
0:35:13	職員のシゲマスで承知いたしましたこのZoomに推計するのとあと、今
	ご説明した内容を、この資料のどこか、資料の中で記載するようにいた
	します。以上です。
0:35:25	はい。よろしくお願いいたします。続けてケーブルの関係ではあるんで
	すけれども、
0:35:32	補足説明資料の 2-8 の、
0:35:36	2-7。
0:35:37	ところですね。
0:35:44	この部分の、
0:35:47	3番のところ、
0:35:55	(3)番の難燃ケーブルの使用について記載いただいてるところなんです
	けれども、
0:36:02	こちら前回のヒアリングから、時計ブルーについては、醸造タンクそのも
	のには使用しませんよと、タンク室の外に今ご説明いただいた2本の接
	するセルケーブルが、
0:36:13	あるんですっていうご説明をいただいてたと思うんですけれども、(3)番
	の難燃ケーブルの使用の部分の説明で、
0:36:22	使用済み樹脂貯蔵タンクに使用する難燃ケ―ブルはっていうふうに記
	載が残っておりまして、こちらについては、今ご説明いただいてる状況と
	はちょっと、
0:36:32	説明が異なっているのかなと思うのでこちらについては、主書きぶりを
	修正いただく必要があるのかなと思いますけれども、
0:36:49	四国電力重松でございます。藤氏、
0:36:53	元修文いたします先ほどのご説明したケーブルの難燃性のことを、
0:36:58	こちらで記載するようにした方が良いかなと思いますのでそういった修
	文にしようかと思っておりますが、意識そごじゃございませんでしょうか。
0:37:07	はい、原子炉規制庁の中根です。そうですね
0:37:10	丹空の周辺であのね、難燃性のケーブル使用しているということですの
	 でそういったものがわかるように、少なくとも今タンクに難燃性ケーブル
0:37:22	使用してルールっていうふうに読める文章からは
0:37:27	修文していただければと思っております。
0:37:31	なので今、
0:37:33	お話いただいた内容で問題ないと考えております。
0:37:39	四国のシゲマスです承知いたしました。
3.37.00	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:45	はい。原子力規制庁の仲です私の方で火災関係最後になるんですけ
	れども、
0:37:52	コメントリストの 16 番のところをですね、火災区域区画の考え方のとこ
	ろで、
0:38:01	コメントリストの回答の内容のところに記載いただいてる
0:38:07	火災区域オク開閉器が 3ABの
0:38:11	あとはCの間にある、設ける場合、業界平均の点検ができなくなるの
	で、
0:38:21	3AさんBさんCを、同一の火災区域として設定しますよというふうに説明
	いただいてるんですけれども、
0:38:31	ここの部分なんですけれども、タンク室のABと、Cの間の境界液位が点
	検的な
0:38:39	キョウノ。
0:38:42	花Cだと思うんですけれども、
0:38:46	火災防護審査基準上、火災区域の定義としてはその耐火駅によって囲
	まれている、含まれて、他の区域と分離されている建屋内、
0:38:57	の区域を指していると思うんですけれども、ダクト等で通じてないタンク
	Cを、ABと同一の火災区域、
0:39:08	と設定して、良いのかどうかっていうところちょっと引っかかっておりまし
	て、
0:39:13	こちらの観点でご説明いただいてもよろしいですか。
0:39:29	四国電カシゲマスでございます。
0:39:33	AとBの部屋とCの部屋との間の壁につきましては、ダクト等の貫通部と
	もないという状況では、ご指摘の通りでございまして、
0:39:43	いずれも放射性物質の貯蔵する機能という点ではABの部屋としての
	部屋共通しておりまして、これは
0:39:52	全然機能が異なる部屋ですと、また、火災影響評価とかそういったとこ
	ろも影響しますので、
0:39:59	分けて考える必要があるかと考えますけれども、今回は、
0:40:04	機能としては同様ですので、
0:40:06	一緒にした問題ないというふうに考えてございます。
0:40:14	現象規制庁の仲野です。考え方は承知いたしました。その点でですね
	ちょっともう 1 個ここに関連して気になっているのが、その火災区域境
	界平均の点検ができないっていうふうにはご説明いただい
0:40:29	火災区域境界駅の点検ができない。
	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:32	あとは、遮へい器として使用されている壁の点検とかっていうこともでき
	ないってことになるのかなと思うんですけれども、
0:40:41	遮へい器の点検の観点で、今
0:40:46	AAB室とあん支出の間の壁の点検ができないっていう話。
0:40:52	では、何かこう不都合が生じてないのかなっていうのはちょっと。
0:40:56	気になっているんですけどこちらについて説明させて説明いただいても
	よろしいですか。
0:41:10	四国電力、富岡でございます。大変申し訳ないんですけども、今、質問
	いただいた内容につきましては、持ち帰らせていただいて、後刻またご
	回答ということでお願いしたいと思います。
0:41:25	原子力規制庁の仲野です。承知いたしました。
0:41:36	はい。そうしましたら規制庁の中の私の方からはコメントリストの関係で
	最後になるんですけれども、
0:41:44	耐震の関係ですね。
0:41:49	耐震の関係で
0:42:01	今回ご説明があったと思うんですけれどもタンクのBクラス数で説明す
	るようで、考慮する必要のある耐震設計方針についても精査して記載を
	修正いただいていると。
0:42:15	いうところでご説明いただいてた補足説明資料のところも修正いただい
	てるとは思うんですけれども、ちょっと今回いただいた修正資料がです
	ね、
0:42:25	どこの部分変わってるのかとかちょっと文言文字のところとかの色分け
	があったりとかするわけじゃなかった。
0:42:33	具体的に
0:42:35	どういったところが記載が増えたりとか消えてたりとかするので、
0:42:39	9 人
0:42:42	とその確認させていただいてる中で、
0:42:45	例えばですね。
0:42:51	静的地震動の説明をいただいてる。
0:42:55	中出。
0:42:58	ちょっとペイです。
0:43:03	返しながら説明します。
0:43:17	すいません少々お待ちください。
0:43:28	すいませんを出しました。補足説明資料の2-4-2。
0:43:33	2-4-2-4か。
-	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:35	O.
0:43:38	散歩 Ⅱ の地震力の算定方法っていうところの(1)番。
0:43:45	静的地震力っていうところの説明があるんですけれども、
0:43:49	こちらがですね前回までの補足説明資料の中だと、
0:43:56	静的地震力の
0:43:59	勧めで水平地震力と鉛直地震力の同時に不利な組み合わせの作用に
	ついて、
0:44:07	記載がされていたと思うんですけれども、今回いただいてる資料だとそ
	この部分がまるっと削除されていると思うんですね。
0:44:15	こちらについて削除したイトウエースお聞かせいただければと思いま
	す。
0:44:23	すいません。マイク。
0:44:28	四国電力平田です。
0:44:31	こちらにつきましては今回のコメントリスト 18 番の趣旨、
0:44:36	による修正を加えたわけではなくて単なる後、
0:44:42	Sクラスの設計方針であり、今回のBクラスのタンクには該当しない箇
	所だっただったため、誤記として削除しております。以上です。
0:44:57	規制庁の中野です。Sクラスの説明だったというところですけど、ちょっと
	私の方で気になっているのが、
0:45:05	基準地震動の会ガイドの中で、
0:45:08	ガイドの 5 ポツの地震力の算定方法っていうところで、
0:45:15	SDによる地震力は水平に、
0:45:19	水平方向に及び鉛直方向に組み適切に組み合わせたものっていうふう
	に記載があって、
0:45:26	共振の恐れがある機器については 2 分の 1SDを持てることとする。
0:45:32	ていう、説明があるんですけれども、
0:45:35	今回タンクについては教授の
0:45:37	設備だというふうに前回のヒアリングでお話があったと思うんですけれ
	ども、2 分の 1 のSDを用いるときっていうのも、水平方向、鉛直方向の
	組み合わせっていう話は削除してよろしかったんでしたっけっていうのを
	ちょっと確認させていただければと思います。
0:45:55	はい。四国電力平田です。
0:45:57	こちら動的地震力の方の水平2方向と連続の組み合わせにつきまして
	はBクラス。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:04	強制のあるものについても、考慮する必要があると考えて記載しており
	ます。以上です。
0:46:16	原子炉規制庁の中野です。静的振動の方では考慮不要で受動的地震
	動の方では考慮しているっていうご説明でよろしかったでしょうか。
0:46:26	ご認識の通りです。
0:46:31	はい、入賞規制庁ナカノです。
0:46:34	すいません。
0:46:36	都築。
0:46:37	なんですけれども、
0:46:39	もう、先ほど、
0:46:41	お話させていただいた、(1)の静的地震力の次の確認の動的地震力の
	ところなんですけれども、
0:46:48	こちらについても
0:46:51	若干今回、
0:46:52	年をいただいたところで、文言変わっているのかなと思っておりまして、
0:46:58	この部分で、
0:47:02	地震力に対して健全性の維持を確認するための施設をモデル化した応
	答解析、あとは加振試験っていうところが前回いただいた資料では、記
	載があったなと思うんですけれども今回また、
0:47:13	記載が落ちていると思うんですね、こちらについても先ほどご説明いた
	だいたような、
0:47:21	修正の意図っていう理解でよろしかったでしょうか。
0:47:27	はい。四国電力平田です。すいませんこちらにつきましても、
0:47:31	先ほどと同様に、
0:47:34	記載をセイシャ精査したところ、
0:47:37	清。
0:47:39	設備等に係る記載であったため、今回のSRST
0:47:45	のBクラス施設に当てはまらないため削除しております。以上です。
0:47:53	原子力規制庁の仲野です。
0:47:55	そうしますと、またちょっと、ガイドの方の話になるんですけれども、
0:48:00	基準地震動ガイドの5ポツ1ポツ3の地震応答解析のところで、
0:48:07	対象とする施設の形状や、
0:48:10	構造特性等を考慮した、考慮してモデル化することっていうところが、そ
	のSs及びSDによる地震力の算定について記載が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0.48:20 るんですけれども、今回先ほどの 2 分の 1SDを使用するっていうところから、 0.48:28 モデル化っていうところは必要ないのかなっていうところをちょっとまた説明いただいでもよろしいでしょうか。 0.48:38 四国電力平田です。少々お待ちください。 0.50:02 先ほどの回答としましては、 0.50:07 床。 0.50:08 会の付則説明資料、 0.50:12 今、はっきり明記はしておりませんが、動的地震力の算定、 0.50:19 要は設計の考え方でAとBクラス施設につきましては、 0.50:30 記載しておりまして 0.50:34 解析条件として考慮すべき、減衰定数剛性、 0.50:41 等の各種物性時、 0.50:45 も、 0.50:48 地震応答解析手法の適用性適用等を考慮の上適切な解析を選定して適切な規格及び基準、 0.50:59 或いは実験等の結果に基づき設定するとしておりまして、Bクラス施設につきましては、 0.51:17 適切な規格及び基準をもとに算定しております。 0.51:12 以上です。 0.51:19 原子力規制庁の中根です。考慮しているっていう説明は承知いたしましたその上で、 0.51:25 今回の補足説明資料からこ。 0.51:30 落とす必要があったのかなっていうのがちょっと気になっているので、ちょっとこちらの記載については再度検討いただいでもよろしいですか。 0.51:45 四国電力平田です。 0.51:45 四国電力平田です。 0.51:51 少々お待ちください。 0.52:26 四国電カ平田です。 0.52:28 動的地震力の説明のところで、添付書類 8 に、丁寧に説明されておりますので、 0.52:28 動的地震力の説明のところで、添付書類 8 に、丁寧に説明されておりますので、 0.52:28 動的地震力の説明のところで、添付書類 8 に、丁寧に説明されておりますので、 0.52:24 記記したいと思います。以上です。		
 ○.48:28 モデル化っていうところは必要ないのかなっていうところをちょっとまた説明いただいてもよろしいでしょうか。 ○.48:38 四国電力平田です。少々お待ちください。 ○.50:02 先ほどの回答としましては、 ○.50:07 床、 ○.50:08 会の付則説明資料、 ○.50:12 今、はっきり明記はしておりませんが、動的地震力の算定、 ○.50:26 設置許可の添付資料 8 に、 ○.50:30 記載しておりまして。 ○.50:34 解析条件として考慮すべき、減衰定数剛性、 ○.50:45 も、 ○.50:48 地震応答解析手法の適用性適用等を考慮の上適切な解析を選定して適切な規格及び基準、 ○.50:59 或いは実験等の結果に基づき設定するとしておりまして、Bクラス施設につきましては、 ○.51:17 適切な規格及び基準をもとに算定しております。 ○.51:12 以上です。 ○.51:19 原子力規制庁の中根です。考慮しているっていう説明は承知いたしましたその上で、 ○.51:25 今回の補足説明資料からこ。 ○.51:30 落とす必要があったのかなっていうのがちょっと気になっているので、ちょっとこちらの記載については再度検討いただいてもよろしいですか。 ○.51:45 四国電力平田です。 ○.51:51 少々お待ちください。 ○.52:26 四国電力平田です。 ○.52:28 動的地震力の説明のところで、添付書類 8 に、丁寧に説明されておりますので、 ○.52:28 動的地震力の説明のところで、添付書類 8 に、丁寧に説明されておりますので、 ○.52:28 動的地震力の説明のところで、添付書類 8 に、丁寧に説明されておりますので、 ○.52:26 そちらのテレビ側の説明のところ、 ○.52:21 追記したいと思います。以上です。 	0:48:20	るんですけれども、今回先ほどの 2 分の 1SDを使用するっていうところ
 説明いただいてもよろしいでしょうか。 0:48:38 四国電力平田です。少々お待ちください。 0:50:02 先ほどの回答としましては、 0:50:07 床、 0:50:08 会の付則説明資料、 0:50:12 今、はっきり明記はしておりませんが、動的地震力の算定、 0:50:19 要は設計の考え方でAとBクラス施設につきましては、 0:50:26 設置許可の添付資料8に、 0:50:30 記載しておりまして 0:50:34 解析条件として考慮すべき、減衰定数剛性、 0:50:41 等の各種物性時、 0:50:45 も、 0:50:48 地震応答解析手法の適用性適用等を考慮の上適切な解析を選定して適切な規格及び基準、 0:50:59 或いは実験等の結果に基づき設定するとしておりまして、Bクラス施設につきましては、 0:51:17 適切な規格及び基準をもとに算定しております。 0:51:12 以上です。 0:51:13 原子力規制庁の中根です。考慮しているっていう説明は承知いたしましたその上で、 0:51:25 今回の補足説明資料からこ。 0:51:30 落とす必要があったのかなっていうのがちょっと気になっているので、ちょっとこちらの記載については再度検討いただいてもよろしいですか。 0:51:45 四国電力平田です。 0:51:51 少々お待ちください。 0:52:26 四国電力平田です。 0:52:28 動的地震力の説明のところで、添付書類8に、丁寧に説明されておりますので、 0:52:36 そちらのテレビ側の説明のところ、 0:52:41 追記したいと思います。以上です。 		から、
 ○.48:38 四国電力平田です。少々お待ちください。 ○.49:59 四国電力平田です。 ○.50:02 先ほどの回答としましては、 ○.50:07 床、 ○.50:08 会の付則説明資料、 ○.50:12 今、はっきり明記はしておりませんが、動的地震力の算定、 ○.50:19 要は設計の考え方でAとBクラス施設につきましては、 ○.50:30 記載しておりまして ○.50:30 記載しておりまして ○.50:34 解析条件として考慮すべき、減衰定数剛性、 ○.50:41 等の各種物性時、 ○.50:45 も、 ○.50:48 地震応答解析手法の適用性適用等を考慮の上適切な解析を選定して適切な規格及び基準、 ○.50:59 或いは実験等の結果に基づき設定するとしておりまして、Bクラス施設につきましては、 ○.51:07 適切な規格及び基準をもとに算定しております。 ○.51:12 以上です。 ○.51:12 以上です。 ○.51:13 原子力規制庁の中根です。考慮しているっていう説明は承知いたしましたその上で、 ○.51:25 今回の補足説明資料からこ。 ○.51:30 落とす必要があったのかなっていうのがちょっと気になっているので、ちょっとこちらの記載については再度検討いただいてもよろしいですか。 ○.51:45 四国電力平田です。 ○.51:51 少々お待ちください。 ○.52:26 四国電力平田です。 ○.52:28 動的地震力の説明のところで、添付書類8に、丁寧に説明されておりますので、 ○.52:36 そちらのテレビ側の説明のところ、 ○.52:41 追記したいと思います。以上です。 	0:48:28	モデル化っていうところは必要ないのかなっていうところをちょっとまた
0:49:59 四国電力平田です。 0:50:02 先ほどの回答としましては、 0:50:07 床、 0:50:08 会の付則説明資料、 0:50:19 要は設計の考え方でAとBクラス施設につきましては、 0:50:19 要は設計の考え方でAとBクラス施設につきましては、 0:50:26 設置許可の添付資料 8 に、 0:50:30 記載しておりまして 解析条件として考慮すべき、滅衰定数剛性、 0:50:41 等の各種物性時、 0:50:45 も、 0:50:46 地震応答解析手法の適用性適用等を考慮の上適切な解析を選定して適切な規格及び基準。 0:50:59 或いは実験等の結果に基づき設定するとしておりまして、Bクラス施設につきましては、 0:51:07 適切な規格及び基準をもとに算定しております。 0:51:12 以上です。 0:51:12 以上です。 0:51:19 原子力規制庁の中根です。考慮しているっていう説明は承知いたしましたその上で、 0:51:25 今回の補足説明資料から乙。 0:51:26 今回の補足説明資料から乙。 0:51:45 四国電力平田です。 0:51:51 少々お待ちください。 0:52:26 四国電力平田です。 0:52:28 動的地震力平記明の説明のところで、添付書類 8 に、丁寧に説明されておりますので、 0:52:36 そちらのテレビ側の説明のところ。 0:52:41 追記したいと思います。以上です。		説明いただいてもよろしいでしょうか。
0:50:02 先ほどの回答としましては、 0:50:07 床、 0:50:08 会の付則説明資料、 0:50:12 今、はっきり明記はしておりませんが、動的地震力の算定、 0:50:19 要は設計の考え方でAとBクラス施設につきましては、 0:50:26 設置許可の添付資料 8 に、 0:50:30 記載しておりまして 0:50:34 解析条件として考慮すべき、減衰定数剛性、 0:50:45 も、 0:50:45 も、 0:50:45 も、 0:50:47 或いは実験等の結果に基づき設定するとしておりまして、Bクラス施設につきましては、 0:50:59 或いは実験等の結果に基づき設定するとしておりまして、Bクラス施設につきましては、 0:51:07 適切な規格及び基準をもとに算定しております。 0:51:12 以上です。 0:51:12 以上です。 0:51:12 今回の補足説明資料から乙。 0:51:25 今回の補足説明資料から乙。 0:51:45 四国電力平田です。 0:51:45 四国電力平田です。 0:52:26 四国電力平田です。 0:52:28 動的地震力の説明のところで、添付書類 8 に、丁寧に説明されておりますので、 0:52:36 そちらのテレビ側の説明のところで、添付書類 8 に、 0:52:41 追記したいと思います。以上です。	0:48:38	四国電力平田です。少々お待ちください。
0:50:07 床、 0:50:08 会の付則説明資料、 0:50:12 今、はっきり明記はしておりませんが、動的地震力の算定、 0:50:19 要は設計の考え方でAとBクラス施設につきましては、 0:50:26 設置許可の添付資料 8 に、 0:50:30 記載しておりまして 0:50:34 解析条件として考慮すべき、減衰定数剛性、 0:50:45 も、 0:50:45 も、 0:50:48 地震応答解析手法の適用性適用等を考慮の上適切な解析を選定して適切な規格及び基準、 0:50:59 或いは実験等の結果に基づき設定するとしておりまして、Bクラス施設につきましては、 0:51:07 適切な規格及び基準をもとに算定しております。 0:51:12 以上です。 0:51:19 原子力規制庁の中根です。考慮しているっていう説明は承知いたしましたその上で、 0:51:25 今回の補足説明資料から乙。 0:51:25 今回の補足説明資料から乙。 0:51:30 落とす必要があったのかなっていうのがちょっと気になっているので、ちょっとこちらの記載については再度検討いただいてもよろしいですか。 0:51:45 四国電力平田です。 0:51:51 少々お待ちください。 0:52:26 四国電力平田です。 0:52:28 動的地震力の説明のところで、添付書類 8 に、丁寧に説明されておりますので、 0:52:36 そちらのテレビ側の説明のところ。 0:52:41 追記したいと思います。以上です。	0:49:59	四国電力平田です。
0:50:08 会の付則説明資料、 0:50:12 今、はっきり明記はしておりませんが、動的地震力の算定、 0:50:19 要は設計の考え方でAとBクラス施設につきましては、 0:50:26 設置許可の添付資料 8 に、 0:50:30 記載しておりまして 0:50:34 解析条件として考慮すべき、減衰定数剛性、 0:50:41 等の各種物性時、 0:50:45 も、 0:50:48 地震応答解析手法の適用性適用等を考慮の上適切な解析を選定して適切な規格及び基準、 0:50:59 或いは実験等の結果に基づき設定するとしておりまして、Bクラス施設につきましては、 0:51:07 適切な規格及び基準をもとに算定しております。 0:51:12 以上です。 0:51:19 原子力規制庁の中根です。考慮しているっていう説明は承知いたしましたその上で、 0:51:25 今回の補足説明資料から乙。 0:51:30 落とす必要があったのかなっていうのがちょっと気になっているので、ちょっとこちらの記載については再度検討いただいてもよろしいですか。 0:51:45 四国電力平田です。 0:51:51 少々お待ちください。 0:52:26 四国電力平田です。 0:52:28 動的地震力の説明のところで、添付書類 8 に、丁寧に説明されておりますので、 0:52:36 そちらのテレビ側の説明のところ。 0:52:41 追記したいと思います。以上です。	0:50:02	先ほどの回答としましては、
0:50:12 今、はっきり明記はしておりませんが、動的地震力の算定、 0:50:19 要は設計の考え方でAとBクラス施設につきましては、 0:50:26 設置許可の添付資料 8 に、 0:50:30 記載しておりまして 0:50:41 等の各種物性時、 0:50:45 も、 0:50:48 地震応答解析手法の適用性適用等を考慮の上適切な解析を選定して適切な規格及び基準、 0:50:59 或いは実験等の結果に基づき設定するとしておりまして、Bクラス施設につきましては、 0:51:07 適切な規格及び基準をもとに算定しております。 0:51:12 以上です。 0:51:19 原子力規制庁の中根です。考慮しているっていう説明は承知いたしましたその上で、 0:51:25 今回の補足説明資料からこ。 0:51:30 落とす必要があったのかなっていうのがちょっと気になっているので、ちょっとこちらの記載については再度検討いただいてもよろしいですか。 0:51:45 四国電力平田です。 0:51:51 少々お待ちください。 0:52:26 四国電力平田です。 0:52:28 動的地震力の説明のところで、添付書類 8 に、丁寧に説明されておりますので、 0:52:36 そちらのテレビ側の説明のところ、添付書類 8 に、 0:52:41 追記したいと思います。以上です。	0:50:07	床、
0:50:19 要は設計の考え方でAとBクラス施設につきましては、 0:50:26 設置許可の添付資料 8 に、 0:50:30 記載しておりまして 0:50:34 解析条件として考慮すべき、減衰定数剛性、 0:50:41 等の各種物性時、 0:50:45 も、 0:50:48 地震応答解析手法の適用性適用等を考慮の上適切な解析を選定して適切な規格及び基準、 0:50:59 或いは実験等の結果に基づき設定するとしておりまして、Bクラス施設につきましては、 0:51:07 適切な規格及び基準をもとに算定しております。 0:51:12 以上です。 0:51:19 原子力規制庁の中根です。考慮しているっていう説明は承知いたしましたその上で、 0:51:25 今回の補足説明資料から乙。 0:51:30 落とす必要があったのかなっていうのがちょっと気になっているので、ちょっとこちらの記載については再度検討いただいてもよろしいですか。 0:51:45 四国電力平田です。 0:51:51 少々お待ちください。 0:52:26 四国電力平田です。 0:52:28 動的地震力の説明のところで、添付書類 8 に、丁寧に説明されておりますので、 0:52:36 そちらのテレビ側の説明のところ、 0:52:41 追記したいと思います。以上です。	0:50:08	会の付則説明資料、
 0:50:26 設置許可の添付資料 8 に、 0:50:30 記載しておりまして 0:50:34 解析条件として考慮すべき、減衰定数剛性、 0:50:41 等の各種物性時、 0:50:45 も、 0:50:48 地震応答解析手法の適用性適用等を考慮の上適切な解析を選定して適切な規格及び基準、或いは実験等の結果に基づき設定するとしておりまして、Bクラス施設につきましては、 0:51:07 適切な規格及び基準をもとに算定しております。 0:51:12 以上です。 0:51:19 原子力規制庁の中根です。考慮しているっていう説明は承知いたしましたその上で、 0:51:25 今回の補足説明資料から乙。 0:51:30 落とす必要があったのかなっていうのがちょっと気になっているので、ちょっとこちらの記載については再度検討いただいてもよろしいですか。 0:51:45 四国電力平田です。 0:51:51 少々お待ちください。 0:52:26 四国電力平田です。 0:52:28 動的地震力の説明のところで、添付書類 8 に、丁寧に説明されておりますので、 0:52:36 そちらのテレビ側の説明のところ、 0:52:41 追記したいと思います。以上です。 	0:50:12	今、はっきり明記はしておりませんが、動的地震力の算定、
 0:50:30 記載しておりまして 0:50:34 解析条件として考慮すべき、減衰定数剛性、 0:50:41 等の各種物性時、 0:50:45 も、 0:50:48 地震応答解析手法の適用性適用等を考慮の上適切な解析を選定して適切な規格及び基準、 0:50:59 或いは実験等の結果に基づき設定するとしておりまして、Bクラス施設につきましては、 0:51:07 適切な規格及び基準をもとに算定しております。 0:51:12 以上です。 0:51:19 原子力規制庁の中根です。考慮しているっていう説明は承知いたしましたその上で、 0:51:25 今回の補足説明資料からこ。 0:51:30 落とす必要があったのかなっていうのがちょっと気になっているので、ちょっとこちらの記載については再度検討いただいてもよろしいですか。 0:51:45 四国電力平田です。 0:51:51 少々お待ちください。 0:52:26 四国電力平田です。 0:52:28 動的地震力の説明のところで、添付書類8に、丁寧に説明されておりますので、 0:52:36 そちらのテレビ側の説明のところ、 0:52:41 追記したいと思います。以上です。 	0:50:19	要は設計の考え方でAとBクラス施設につきましては、
 0:50:34 解析条件として考慮すべき、減衰定数剛性、 0:50:41 等の各種物性時、 0:50:45 も、 0:50:48 地震応答解析手法の適用性適用等を考慮の上適切な解析を選定して適切な規格及び基準、 0:50:59 或いは実験等の結果に基づき設定するとしておりまして、Bクラス施設につきましては、適切な規格及び基準をもとに算定しております。 0:51:07 適切な規格及び基準をもとに算定しております。 0:51:12 以上です。 0:51:19 原子力規制庁の中根です。考慮しているっていう説明は承知いたしましたその上で、 0:51:25 今回の補足説明資料から乙。 0:51:30 落とす必要があったのかなっていうのがちょっと気になっているので、ちょっとこちらの記載については再度検討いただいてもよろしいですか。 0:51:45 四国電力平田です。 0:51:51 少々お待ちください。 0:52:26 四国電力平田です。 0:52:28 動的地震力の説明のところで、添付書類8に、丁寧に説明されておりますので、 0:52:36 そちらのテレビ側の説明のところ、 0:52:41 追記したいと思います。以上です。 	0:50:26	設置許可の添付資料8に、
 0:50:41 等の各種物性時、 0:50:45 も、 0:50:48 地震応答解析手法の適用性適用等を考慮の上適切な解析を選定して適切な規格及び基準、 0:50:59 或いは実験等の結果に基づき設定するとしておりまして、Bクラス施設につきましては、適切な規格及び基準をもとに算定しております。 0:51:07 適切な規格及び基準をもとに算定しております。 0:51:12 以上です。 0:51:19 原子力規制庁の中根です。考慮しているっていう説明は承知いたしましたその上で、 0:51:25 今回の補足説明資料からる。 0:51:30 落とす必要があったのかなっていうのがちょっと気になっているので、ちょっとこちらの記載については再度検討いただいてもよろしいですか。 0:51:45 四国電力平田です。 0:51:51 少々お待ちください。 0:52:26 四国電力平田です。 0:52:28 動的地震力の説明のところで、添付書類8に、丁寧に説明されておりますので、 0:52:36 そちらのテレビ側の説明のところ、 0:52:41 追記したいと思います。以上です。 	0:50:30	記載しておりまして
 0:50:45 も、 0:50:48 地震応答解析手法の適用性適用等を考慮の上適切な解析を選定して適切な規格及び基準、 0:50:59 或いは実験等の結果に基づき設定するとしておりまして、Bクラス施設につきましては、適切な規格及び基準をもとに算定しております。 0:51:07 適切な規格及び基準をもとに算定しております。 0:51:12 以上です。 0:51:19 原子力規制庁の中根です。考慮しているっていう説明は承知いたしましたその上で、 0:51:25 今回の補足説明資料から乙。 0:51:30 落とす必要があったのかなっていうのがちょっと気になっているので、ちょっとこちらの記載については再度検討いただいてもよろしいですか。 0:51:45 四国電力平田です。 0:51:51 少々お待ちください。 0:52:26 四国電力平田です。 0:52:28 動的地震力の説明のところで、添付書類8に、丁寧に説明されておりますので、 0:52:36 そちらのテレビ側の説明のところ、 0:52:41 追記したいと思います。以上です。 	0:50:34	解析条件として考慮すべき、減衰定数剛性、
 0:50:48 地震応答解析手法の適用性適用等を考慮の上適切な解析を選定して適切な規格及び基準、 0:50:59 或いは実験等の結果に基づき設定するとしておりまして、Bクラス施設につきましては、 0:51:07 適切な規格及び基準をもとに算定しております。 0:51:12 以上です。 0:51:19 原子力規制庁の中根です。考慮しているっていう説明は承知いたしましたその上で、 0:51:25 今回の補足説明資料から乙。 0:51:30 落とす必要があったのかなっていうのがちょっと気になっているので、ちょっとこちらの記載については再度検討いただいてもよろしいですか。 0:51:45 四国電力平田です。 0:51:51 少々お待ちください。 0:52:26 四国電力平田です。 0:52:28 動的地震力の説明のところで、添付書類8に、丁寧に説明されておりますので、 0:52:36 そちらのテレビ側の説明のところ、 0:52:41 追記したいと思います。以上です。 	0:50:41	等の各種物性時、
適切な規格及び基準、 0:50:59 或いは実験等の結果に基づき設定するとしておりまして、Bクラス施設につきましては、 0:51:07 適切な規格及び基準をもとに算定しております。 0:51:12 以上です。 0:51:19 原子力規制庁の中根です。考慮しているっていう説明は承知いたしましたその上で、 0:51:25 今回の補足説明資料から乙。 0:51:30 落とす必要があったのかなっていうのがちょっと気になっているので、ちょっとこちらの記載については再度検討いただいてもよろしいですか。 0:51:45 四国電力平田です。 0:51:51 少々お待ちください。 0:52:26 四国電力平田です。 0:52:28 動的地震力の説明のところで、添付書類8に、丁寧に説明されておりますので、 0:52:36 そちらのテレビ側の説明のところ、 0:52:41 追記したいと思います。以上です。	0:50:45	も、
 0:50:59 或いは実験等の結果に基づき設定するとしておりまして、Bクラス施設につきましては、 0:51:07 適切な規格及び基準をもとに算定しております。 0:51:12 以上です。 0:51:19 原子力規制庁の中根です。考慮しているっていう説明は承知いたしましたその上で、 0:51:25 今回の補足説明資料から乙。 0:51:30 落とす必要があったのかなっていうのがちょっと気になっているので、ちょっとこちらの記載については再度検討いただいてもよろしいですか。 0:51:45 四国電力平田です。 0:51:51 少々お待ちください。 0:52:26 四国電力の説明のところで、添付書類8に、丁寧に説明されておりますので、 0:52:36 そちらのテレビ側の説明のところ、 0:52:41 追記したいと思います。以上です。 	0:50:48	地震応答解析手法の適用性適用等を考慮の上適切な解析を選定して
(こつきましては、		適切な規格及び基準、
 0:51:07 適切な規格及び基準をもとに算定しております。 0:51:12 以上です。 0:51:19 原子力規制庁の中根です。考慮しているっていう説明は承知いたしましたその上で、 0:51:25 今回の補足説明資料から乙。 0:51:30 落とす必要があったのかなっていうのがちょっと気になっているので、ちょっとこちらの記載については再度検討いただいてもよろしいですか。 0:51:45 四国電力平田です。 0:51:51 少々お待ちください。 0:52:26 四国電力平田です。 0:52:28 動的地震力の説明のところで、添付書類8に、丁寧に説明されておりますので、 0:52:36 そちらのテレビ側の説明のところ、 0:52:41 追記したいと思います。以上です。 	0:50:59	或いは実験等の結果に基づき設定するとしておりまして、Bクラス施設
 0:51:12 以上です。 0:51:19 原子力規制庁の中根です。考慮しているっていう説明は承知いたしましたその上で、 0:51:25 今回の補足説明資料から乙。 0:51:30 落とす必要があったのかなっていうのがちょっと気になっているので、ちょっとこちらの記載については再度検討いただいてもよろしいですか。 0:51:45 四国電力平田です。 0:51:51 少々お待ちください。 0:52:26 四国電力平田です。 0:52:28 動的地震力の説明のところで、添付書類8に、丁寧に説明されておりますので、 0:52:36 そちらのテレビ側の説明のところ、 0:52:41 追記したいと思います。以上です。 		につきましては、
 0:51:19 原子力規制庁の中根です。考慮しているっていう説明は承知いたしましたその上で、 0:51:25 今回の補足説明資料から乙。 0:51:30 落とす必要があったのかなっていうのがちょっと気になっているので、ちょっとこちらの記載については再度検討いただいてもよろしいですか。 0:51:45 四国電力平田です。 0:51:51 少々お待ちください。 0:52:26 四国電力平田です。 0:52:28 動的地震力の説明のところで、添付書類8に、丁寧に説明されておりますので、 0:52:36 そちらのテレビ側の説明のところ、 0:52:41 追記したいと思います。以上です。 	0:51:07	適切な規格及び基準をもとに算定しております。
たその上で、	0:51:12	以上です。
 0:51:25 今回の補足説明資料から乙。 0:51:30 落とす必要があったのかなっていうのがちょっと気になっているので、ちょっとこちらの記載については再度検討いただいてもよろしいですか。 0:51:45 四国電力平田です。 0:51:51 少々お待ちください。 0:52:26 四国電力平田です。 0:52:28 動的地震力の説明のところで、添付書類 8 に、丁寧に説明されておりますので、 0:52:36 そちらのテレビ側の説明のところ、 0:52:41 追記したいと思います。以上です。 	0:51:19	原子力規制庁の中根です。考慮しているっていう説明は承知いたしまし
 0:51:30 落とす必要があったのかなっていうのがちょっと気になっているので、ちょっとこちらの記載については再度検討いただいてもよろしいですか。 0:51:45 四国電力平田です。 0:51:51 少々お待ちください。 0:52:26 四国電力平田です。 0:52:28 動的地震力の説明のところで、添付書類8に、丁寧に説明されておりますので、 0:52:36 そちらのテレビ側の説明のところ、 0:52:41 追記したいと思います。以上です。 		たその上で、
よっとこちらの記載については再度検討いただいてもよろしいですか。 0:51:45 四国電力平田です。 0:51:51 少々お待ちください。 0:52:26 四国電力平田です。 0:52:28 動的地震力の説明のところで、添付書類 8 に、丁寧に説明されておりますので、 0:52:36 そちらのテレビ側の説明のところ、 0:52:41 追記したいと思います。以上です。	0:51:25	今回の補足説明資料から乙。
0:51:45 四国電力平田です。 0:51:51 少々お待ちください。 0:52:26 四国電力平田です。 0:52:28 動的地震力の説明のところで、添付書類 8 に、丁寧に説明されておりますので、 0:52:36 そちらのテレビ側の説明のところ、 0:52:41 追記したいと思います。以上です。	0:51:30	落とす必要があったのかなっていうのがちょっと気になっているので、ち
0:51:51 少々お待ちください。 0:52:26 四国電力平田です。 0:52:28 動的地震力の説明のところで、添付書類 8 に、丁寧に説明されておりますので、 0:52:36 そちらのテレビ側の説明のところ、 0:52:41 追記したいと思います。以上です。		ょっとこちらの記載については再度検討いただいてもよろしいですか。
0:52:26 四国電力平田です。 0:52:28 動的地震力の説明のところで、添付書類 8 に、丁寧に説明されておりますので、 0:52:36 そちらのテレビ側の説明のところ、 0:52:41 追記したいと思います。以上です。	0:51:45	四国電力平田です。
0:52:28 動的地震力の説明のところで、添付書類 8 に、丁寧に説明されておりますので、 0:52:36 そちらのテレビ側の説明のところ、 0:52:41 追記したいと思います。以上です。	0:51:51	少々お待ちください。
すので、 0:52:36 そちらのテレビ側の説明のところ、 0:52:41 追記したいと思います。以上です。	0:52:26	四国電力平田です。
0:52:36 そちらのテレビ側の説明のところ、 0:52:41 追記したいと思います。以上です。	0:52:28	動的地震力の説明のところで、添付書類8に、丁寧に説明されておりま
0:52:41 追記したいと思います。以上です。		すので、
	0:52:36	そちらのテレビ側の説明のところ、
0:52:46 原子力規制庁の仲野です。承知いたしますと、	0:52:41	追記したいと思います。以上です。
	0:52:46	原子力規制庁の仲野です。承知いたしますと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:49	私の方からコメント回答のところの質問は以上なんですがちょっと資料
	の修正の関係で、今後のお願いなんですけれども、
0:53:01	特に耐震の関係先ほど、私の方から質問させていただいた内容、
0:53:09	あ、ごめんなさい。すいませんまだありました。申し訳ないです。
0:53:14	すいません。最初の関係であと2点。
0:53:16	ありました。
0:53:19	補足説明資料の 2-4-9 のところ、
0:53:23	ですね。
0:53:24	2-4-9 のところで
0:53:28	基礎地盤の支持性能のところでタイトルのところから、機器配管土木構
	造物のところの文言が削除されてると思うんですけれども、
0:53:40	こちらの削除イトウについて説明をお願いします。
0:53:47	今回、設置許可で申請対象のが、酒造技術増タンクと認識しておりまし
	てその
0:53:57	間接支持構造物である建屋、
0:53:59	海が、今後の中で今回の場合含まれると考えており、こちらの方削除し
	ております。以上です。
0:54:14	臨床規制庁の仲野です。そうすると、今回の新設する配管とかっていう
	ところも
0:54:20	必要ないっていう理解でよろしかったですか。
0:54:28	四国電力平田です。Cポツ基礎地盤の支持性能の話なので、機器配管
	系を直接、
0:54:39	指示、
0:54:41	しているわけではなくて、間接支持構造物である建屋を介して支持して
	いるので、こちらの記載のところには不要と考えております。
0:54:51	以上です。
0:54:54	原子炉規制庁の仲野です。承知いたしました。続けてこちらが最後です
	ね、なんですけれども同じく、補足説明資料の 2-4-9 のところで、
0:55:05	使用済み燃料貯蔵容器周辺の施設の波及的影響、
0:55:13	による安全機能の喪失がないことの説明が記載していると思うんです
	けれども、
0:55:20	なお瀬古ポツのところ、
0:55:23	ですね。
0:55:24	細野設計における留意事項のところで、
-	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:28	また以降のところですね、2 行目のまた以降で、使用済み燃料乾式上
	容器は、周辺施設等の波及的影響によってその安全機能を損なわない
	ように設計するっていうところが記載してあるんですけれども、
	こちらの部分の記載って今回の使用済み貯蔵タンクの増設の申請の中
	でどういったところで関わってくる、来て記載いただいているのかちょっ
	と自分の中で、
	理解ができなかったので説明いただいてもよろしいでしょうか。
0:55:59	四国電力平田です。
0:56:02	こちらの記載につきましては、
0:56:07	設置許可の添付資料、添付書類8にもお伝えされておりまして
0:56:15	沈み樹脂周済み燃料乾式貯蔵容器を設置する時は、その容器自体が
	波及的影響を受けないことを考慮しなければならなくて、今回、
0:56:28	ASRST、
0:56:30	補助建屋内に設置するので、
0:56:35	乾式貯蔵要件に対してはっきりいけ及ぼさないことは自明ではあるんで
	すけど、設計段階の確認として、SI新規に設置するSRSTが、
0:56:48	シューズ未実施使用済み燃料乾式貯蔵容器に悪影響を及ぼさないこと
	を確認する。
0:56:55	という、
0:56:57	もうAという手順を踏んでるという、
0:57:01	ところを、
0:57:03	イとして記載しております。以上です。
0:57:07	原子力規制庁の仲野です。
0:57:09	波及的影響を及ぼさないことはほぼ法人名だろうというところですけれ
	ども設置時の、
0:57:16	しきたりというかやり方に沿ってということで記載していただいてるってこ
	とですね。承知しました。
0:57:25	すいません
0:57:27	今回私の方からコメント回答の部分は最後になるんですけどちょっと先
	ほど言いかけた内容なんですけれども、
0:57:34	特に耐震のところが多いんですが今回修正いただいてる、補足説明資
	料の修正部分がですね非常にわかりづらくてですね、
0:57:44	コメント回答資料のところでもう
0:57:47	どの小の部分を変えましたっていうところまでを書いてあったりするんで
	すけども、その何ページが変わっているのか、わかんなかったりとか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	あとどういう文言が変わっていたりとかがわからないところが多くてです
	ね。
0:58:00	さっき先ほど私の方から説明質問させていただいた
0:58:04	記載が前回のヒアリング資料から消えているものがあったりとかそうい
	ったところを、個別に確認するのがかなり時間がかかってしまいますの
	で、そういったところはできるだけ、
0:58:16	事前にわかるように、文字の色を変えるだとか、あとは、コメント回答資
	料なり他のエレベーター内でも
0:58:25	いいんですけれども、どういったところを変えたとかっていうのがわかる
	ような、
0:58:30	連絡がいただきたかったなと思っております。ちょっと、今後については
	そういった対応よろしくお願いいたします。
0:58:39	中部電力本店トミオカでございます。修正箇所がわかりやすくするよう
	に工夫するようにいたします。
0:58:47	よろしくお願いします。
0:58:50	はい。よろしくお願いいたします私の方からコメント回答についての質問
	は以上です。
0:58:59	規制庁西内ですけど。
0:59:02	ちょっとコメント該当範囲って、ちょっと幾つか追加でなんですけど、
0:59:08	衛藤。
0:59:10	これは単純な整理なんですけど、29条が三角になりましたっていうとこ
	ろでさっきのオカの方からも質問させてもらってますけど、
0:59:22	結局、29条と30度の違いがよくわかんなくてですね。
0:59:30	30条は、
0:59:33	タンクを置きます。
0:59:35	放射性ん業務従事者シャーの被曝線量っていうのが可能な限り低減で
	きるように、
0:59:41	遮へいしますとかそういう話ですよね。でもあれです。
0:59:45	で、
0:59:46	こっちの 29 条についてはさっき評価の対象ではないみたいな話もあっ
	たんですけど、それはあくまで地下に置く。
0:59:55	かつこういう遮へい設計するから対象外なわけですよね。
0:59:59	さっき 30 条の方で言ったの構造、要は、
1:00:03	タンクを置きます。
1:00:05	地下2オク、ないしもう、いわゆる本体建屋の方の地下におきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:11	遮へい設計とかします。なので周辺境界への敷地境界への線量には影
	響ありませんって話ですよね。なんか 30 条と構造が別に変わらない気
	がしていてですね。
1:00:25	なぜにその丸と三角の違いが出てくるのかっていうのが 30 度との比較
	でよくわからないんですけど。
1:00:31	もう少しそこの部分説明いただいてもいいですか。
1:00:36	四国電力三島です。29 条で評価対象の必要のウエイト地下に加えて外
	周コンクリートに例えば設置しての機器ですね。
1:00:46	そちらについては、敷地境界に影響を与えるということで、貯蔵庫であっ
	たりとか、そういったものを評価対象としております。今回は設置する。
1:00:55	あとSSTの前タンクにつきましては、30、レイアウトにもあるんですけど
	も多数の遮へい器があって、敷地境界の影響等で明らかなので三角と
	して、
1:01:08	しているということでの整理としております以上です。
1:01:16	規制庁西内ですけど。
1:01:22	結果に、
1:01:23	どの程度寄与するかっていう意味合いで、29と30の違いが出ること
	は、私も理解してるつもりでして、
1:01:31	そんなに効かないよねっていうことは重々理解できるんですけど、
1:01:35	ここの丸三角×ってそういう整理なんでしたっけ。
1:01:39	いや、まさに1-7とか表題に表現に変えてもらってますけど、以下の
	考え方に基づき記載するってしてますよね。
1:01:48	で、関係条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要があるもの
	を、
1:01:53	ですよね。
1:01:54	で、
1:01:56	今回、タンクを増設するわけですよね。
1:02:00	いわゆるその線量的な意味合いでいうと線源になり得るものを設置す
	るわけですよね。
1:02:06	それを、いわゆるさっきおっしゃっていただいたようなもうコンクリート壁
	画た中にあるような状況で、かつ地下に設置するっていうようなそういう
	状況なので、
1:02:17	結果には影響ありませんよっていうだけであって、例えばですけど、タン
	クを置きます。場所は外ですって言ったらこれは 0 になるわけですよ
	ね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:26	だからその置き方によって、評価の度合いが変わるだけであって、なん
	か丸三角の違いにそれを関係するのかなっていうところが一番よくわか
	らなかったんですよね。
1:02:38	何か言いたいことわかりますかね。
1:02:42	ご認識の通りではあるんですけども3角の記載としては適正に適合性
	確認するまたは、許可に影響しないことは明らかなものっていうことで後
	段の明らかなものということで、
1:02:54	また須賀社平均というところで、三角としてると、そういった趣旨でござ
	います。
1:03:06	規制庁西内です。
1:03:09	わかりました。ちなみにちょっともう少し確認したかったんですけど、29
	条の実際の評価なんですけど、ちょっと過去の申請とか資料をまだ遡
	れてないんですけど、
1:03:21	これ補助建屋内でしたっけすいません場所って建屋って、
1:03:25	はい、補助建屋内です。補助建屋内の具体な線源に対しての評価をそ
	もそもしてないっちゅうことでいいんでしたっけ。
1:03:35	そういうわけではなくてですね建設工認でいくと燃取タンクであるよう
	な、外壁コンクリートに設置されているようなタンクについて、
1:03:45	線源として、管理区域境界の基準を起点として敷地を評価をしてるとそ
	ういった評価をしてございます。
1:03:53	規制庁西内ですけど 5 年というタンクもう使用済み樹脂貯蔵タンクと同
	じような、
1:04:00	要は設備配置状況なんでしたっけ、あれネットって外に置いてなかった
	でしたっけ。
1:04:08	執行部で文書です。3 号については原子炉補助建屋内に設置しており
	ます。またねとるタンクにつきましては、外壁コンクリートに設置して、
1:04:18	タンクの高さも高いので、そちらについては、評価対象として評価してお
	ります。以上です。
1:04:26	規制庁西内です。もう少し具体的に聞くと、使用済み樹脂貯蔵タンクの
	ABってもうすでに設置してますよね。
1:04:34	これ、まず、あれでしたっけ建設のときにもうすでにあるものでしたっけ。
1:04:40	建設の後につけたんでしたっけ。
1:04:42	施工でうちます建設の時から設置してございます。
1:04:46	規制庁西内ですけど、その建設のときに、その燃取と同じような形で線
	源として扱わないで評価使わない。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:54	してないっていうことなんですかね。
1:04:58	四国電力三嶋です。ご認識の通りです。
1:05:05	わかりました規制庁西内です。何となく理解できました。
1:05:11	そこら辺の評価のドアだけちょっと三角の部分の補足としてももう少しち
	ょっと説明を拡充いただいてもいいですか。
1:05:22	あそこでうちは
1:05:23	すみません規制庁西内ですけど、
1:05:26	三角にしたい気持ちはすごいわかるつもりで。要は、
1:05:31	29と39で寄与度合いが結構違うと思ってます。
1:05:36	ていうのが多分一義的な理由でいいんですよね。
1:05:42	執行役申しますご認識の通りです。わかりました実際この線量評価指
	針とかでも、一番寄与すんのって液体廃棄物とか気体廃棄物とかであ
	って、
1:05:52	いわゆる保管庫みたいなものも含めて、そもそも直接線とかスカイシャ
	イン線、今回は直接線ですけど、の部分とかそこまで来大きくないよっ
	て話は指針の方にも書いてあるので、
1:06:05	そういった意味で既許可の設計方針に影響しないのでっていうことを説
	明したいんだっていうことであればよく理解できますで、
1:06:14	ちょっと今お話いただいたような内容もちょっともうちょっと拡充いただく
	ような形でちょっと審査資料の方に落としといてもらえればなあと思うん
	ですけども、お願いしてもいいですか。
1:06:27	執行でございます。記載の方検討いたします。
1:06:31	はい。規制庁西内です。ちょっとだけお待ちいただいてもいいですか。
1:07:03	規制庁西内です。ちょっとまずう言いたいことはまず理解できた上で、
1:07:11	上で、
1:07:12	ちょっともう少しMaaSこれ、もう単純に整理論なんですけど、ちょっと確
	認したいのがですね。
1:07:21	29 条って、
1:07:25	そういう意味で言うと、具体的に言えばテンパチに乗ってくるか来ないか
	のサカイ名で確認をしたいんですけど、
1:07:35	今回の申請書テンパチの頭の方に、許可基準規則への適合性の方針
	っていうところ書いてもらってるじゃないですか。
1:07:45	で、まずここに書いてるのは、ここの表2で言うところの丸のものが出て
	きているって思えばいいんでしたっけ、そういう整理をしてるんでしたっ
	け。
·	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:00	職員本店冨岡でございますその認識でそうでございません。
1:08:05	規制とニシウチです。
1:08:07	了解です
1:08:13	そういう意味で言うと、今回の 29 条って、
1:08:18	これ基準をそのままですけど、
1:08:21	設計基準対象施設ワー
1:08:25	工場等周辺の線量率が十分に低減できるものでなければならないって
	いう要求なんですよね。
1:08:32	だから、まず今回のタンクっていうのは設計基準対象施設なので、まず
	対象である。そういう意味では関係条文ってあるってことは、共通理解
	でいいんですよね。
1:08:47	でも今回の申請で適合性をまず説明する上では適合性を確認する必要
	があるものではあるって理解でいいんですよね。
1:09:15	四国電力本店富岡でございます。共通認識と思ってございます。
1:09:20	規制庁西内です。そうですよね
1:09:25	そうしたときにですよ。
1:09:31	加来。
1:09:32	T0。
1:09:34	なぜそこでテンパチにかかれるかかれないかが違いが出てきちゃうん
	だっけっていうのはあんまり理解ができてなくて、
1:09:44	考え方がですね。
1:09:48	両方ともう、
1:09:52	関係してるわけですよね。
1:09:56	何かですね、な税。
1:10:00	だからあれか三角は許可の方針を変更しないので、そういった意味で
	はそこの部分については、テンパチで具体化しないですけど要は変更、
	その他の部分を変更しないんですっていうそこに紐づいてますっていう
	理解をすればいいんでしたっけ。
1:10:35	四国電力富岡でございます。3 角につきましては今現在の記載から変
	更がないというところで、今回の修正箇所ではないというふうに考えてご
	ざいます。
1:10:50	規制庁西内です。所長知久。
1:11:32	規制庁西内です。
1:11:34	藤。
1:11:38	ちょっと観点を変えてもうちょっと聞きたいんですけどう。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1.11.40	◆の1 7の説明だし 油へいナーに字って
1:11:43	今の1-7の説明だと、遮へいキーに寄って、
1:11:51	線量の基準が満足する設計としており、今3条の説明を若干入れて書
	いてるじゃないですか。
1:12:01	これがない。
1:12:02	どう。
1:12:04	講師内藤。
1:12:07	29条の設計には影響し得るんでしたっけ。
1:12:16	ちょっと聞き方が以上ですかね。
1:12:20	ちょっと逆説的な感じや、何て言うんですかね
1:12:23	こうすること
1:12:26	いわゆる、さっき評価の対象にはしてないっちゅう話がありましたけど、
1:12:32	こういう遮へい器とかを置くこと
1:12:37	そういう評価の対象にはしないんですわってことであれば、
1:12:43	そういう、
1:12:45	設計にすることがまさに29条への適合性になるんじゃないでしたっけ。
1:12:50	だからその変更しないというよりかは今回まさに相違するんです。ただ、
1:12:56	変更はしないんですけど結局、
1:12:58	結局既許可の設計方針が変更はないんですけど、30条と同じで、結局
	今回そうするんですっていうことは変わらないような気がしていて、
1:13:09	例えばですよ。なんか、感覚的なところなのかもしれないですけど、今
	回何をしなくても、
1:13:16	影響ないんですわ。そういうのは明らかなわかりやすいですよね。
1:13:20	ただ、今回そういう遮へい設計とかをすることで、
1:13:24	影響がないんですわっていうのは、それは30条と何かやってること違う
	んでしたっけ。
1:13:30	ていう気がちょっとしてて、
1:13:34	何となく私が疑問に感じるところって理解いただけますか。今野瀬から
	説明で、
1:13:54	秀英予備校本店でございます少々お待ちください。
1:17:38	四国電力富岡でございます。
1:17:41	お待たせいたしました。
1:17:43	すいません。衛藤考え方の整理につきましてちょっと一旦持ち帰らせて
	いただいて再度整理し、考え方につきまして整理したいと思います。
1:17:54	規制庁西内ですちょっとこちらも
<u> </u>	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:57	過去の先行と川満なんですけど、さっきそちらの説明の中で高浜の拝
	受Cの許可の整理をって話だったんですけど、
1:18:07	これはもう割とあれなんですよね、なんか。
1:18:11	電力によって、かつ申請によって、もうほぼ、
1:18:15	割と何かばらけている印象があって、
1:18:18	まずありますと、他の多分例も見られた上で多分対応いただいてるとは
	思うんですけど、割とばらけてる印象があって、
1:18:27	少なくとも今回申請においてどういう整理をするのかっていうところはし
	っかり四国電力空としての説明をいただくべきだと思うので、ここの部分
	って正直正直整理論が大きいところがあって、あと申請書をに聞くと最
	終的にまとめるのかって話があるので、
1:18:43	ちょっと引き続き確認をちょっとできればなあとは思っています。
1:18:48	ちょっとこの丸三角の整理の部分をもう少しちょっと引き続きかなと思っ
	ていて、ちょっと、
1:18:53	まずお願いなんですけど。
1:18:55	今回あの会合で説明いただく、パワーポイントあるじゃないですか。資
	料 2 の概要説明資料ですね。これ 8 月 29 日、
1:19:05	前回ヒアリングで説明いただいたパワーポイントですけど、
1:19:09	その中で設計方針っていうふうなところで最後の方に記載してもらって
	る部分あると思うんです。
1:19:15	そこの部分については、ちょっと全体概要っていうことで、関係条文、い
	わゆる三角と丸が、
1:19:23	全部ここでちょっとまるっと記載をいただきたいなと思ってるんですけ
	ど。
1:19:29	要は結局今回適合性、
1:19:32	今回の申請に関係する条文については初回の概要の説明の中でも、
	網羅的にまず説明はいただきたいという趣旨で、
1:19:41	三角の部分についてもうちょっとわかるように説明をいただきたいなと
	思うんですけども、それをお願いしてもよろしいですか。
1:19:48	まずそこの部分の対応をお願いしてもいいですか。
1:19:54	中国電力本店でございます。承知いたしました。
1:19:58	はい。よろしくお願いしますで。
1:20:00	ちょっとコメントの範囲。
1:20:01	にはならないんですけど、ちょっと関連でまとめていきたいんですけど、
	29 条はちょっと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:08	考え方をいろいろ整理した必要あるかなと思うんですけど、ちょっと何か
	明確に、
1:20:13	ちょっと前回確認私ができればよかったんですけど、
1:20:16	例えば、
1:20:17	55 乗とか 6 乗なんですけど、6 条を例にしていきたいんですけど、
1:20:24	外部からの衝撃による損傷の防止として、あとで 12 条の中でも具体的
	には確認しますけど、今回まずPSⅢのクラス3の安全機能を有する施
	設っていう理解でまずいいんですよね。
1:20:40	はい、ご認識の通りでございます。はい。規制庁西内です。
1:20:48	今回、防護対象設備ではないようっていう理解。
1:20:55	影響を与えるものでない。
1:20:57	って書いてるんですけど。
1:20:59	多分ここで言ってる防護対象って、クラス 12 のことを言ってると思うんで
	すけど。
1:21:05	許可で六条に対して立てている方針って、クラス1と2だけでしたっけ。
1:21:11	クラス3に対しての設計方針もありますよね。
1:21:24	それはイエスで大丈夫ですよね。
1:21:39	四国電力本店でございます少々お待ちください。
1:24:07	志向電カモリタでございます。56条関係なんですけど、明確に許可本
	文テンパちいでいくと基本的に条文のお迎えしとか、ちょっと条文に、何
	ですか。
1:24:20	を拡充したぐらいで、具体的に
1:24:23	書いてるのは、基本的に安全施設はという言葉になるんですけどそれ
	を、例えばですねまとめ資料だとか、後段規制の工認の方とかで、プラ
	スワンツーを防護対象設備としますっていうので書いてるとか、結局半
	分とか、
1:24:37	町井今ちょっと、ざっと確認した段階では書いてなかったかなと思うんで
	すけど一応クラス3については一応、直接、壊れたところで即座に影響
	するものではなくて、
1:24:50	外部事象に対してですね。なんで、もし壊れたとしても例えば補修で対
	応とか、そういうのを書いてるところはありますというところで、全体的に
	それを許可本文に、
1:25:01	許可本文テンパチ書いてますかというふうになると、
1:25:06	今ざっと確認した状況では書いてないというところになりますけど、一応
	回答として、今現時点で以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:12	規制庁西内です。まさに放管を同じ認識でして、ちょっと象徴的な私の 疑問としては、
1:25:22	
1:25:22	なぜそのクラス3に対しての設計方針がなんか明確に許可に書かれて
1.05.04	ないのかよく理解できない部分あるんですけど、少なくとも、これ別 2、
1:25:34	まず、基準上ですけど、
1:25:36	基準上クラス 3 を別に除いてるわけではないっていう理解はイエスでい
	いですよね。それは共通理解ですよね。
1:25:49	スクーリングでその劇場安全施設という主語になってますんで、その言
	葉を端的に読むと、除いてるわけではないと思います。ただそこにおい
	て重要度が、分類があるという、
1:26:02	のが、その基準は安全施設という手法しか、要望しかないというのは事
	実で、クラスターも含まれるのではないかと思ってます以上です。はい。
	規制庁西内ですまず基準はそういう私の理解をしていて、
1:26:15	それに対して、先ほどおっしゃっていただいたように、重要度に応じて、
1:26:22	防護対象設備で守る設計方針にするのか、先ほど説明いただいたよう
	に、重要度にかんがみて、加えた時に補修をするとか、
1:26:34	補修、まな板の代替機能、代替機能を持つような設備とかで代替措置
	をとるとかそういう代替措置っていうのをクラス皿に対しては取りますよ
	ے.
1:26:42	守らないんだけど、代替措置をとることで、防護は、
1:26:47	安全機能を損なわないようにしますでっていう説明をいただいているも
	のだと思っていて、その説明を踏まえるとですよ、今の六条の備考で書
	いているものって、
1:27:00	正直片手落ちななあ気がしていて、防護対象じゃないことはわかりまし
	たよと。ただ、そこの運用もするわけですよね。そういうのも含めて、許
	可本文とか添付では安全施設に対して防護の安全機能を損なわないよ
	うにしますって説明をいただいているものだと理解をしてたんですけど。
1:27:23	四国電力モリタですけれども、
1:27:27	ボウタイ称せ設備ではなく食うとともにですね、そもそも条文適合性確
	認された建屋内に設置する、56条であれば基本外部からの衝撃、
1:27:39	内部の外からの影響なんで、それが確認された建屋内に設置するもの
	なので、津波とか、外部事象に対して、
1:27:49	変更はない、防護対象設備で、クラスワンツーではないとともに、
1:27:55	すでに確認された既存の建屋内に設置しますそのAND条件、
1:28:01	があるから、
1.20.01	7

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

F	
1:28:03	設備変更の運用変更もないですっていうところなんですけれどもそうい
	う、ちょっと答えになってないかもしれないけど、一応そういう理解で、弊
	社としては三角というところで、
1:28:15	文章もこの文章でやってるっていうところなんですけど、ちょっと、
1:28:19	つっ食い違ってますでしょうか。今一応確認をお願いします。規制庁西
	内です。ちょっともう少し具体的に聞くと、
1:28:28	今回使用済み樹脂貯蔵タンクは、
1:28:30	結局外部衝撃とか津波が来たときに、どういう対応をとるって理解にな
	るんでしたっけ。
1:28:38	思考力に対する、外からの影響は、確認された建屋内におきますんで、
	ABタンクと同じで具体的に何かするというと何もする必要がないってい
	うところです以上です。
1:28:53	規制庁西内です。
1:29:02	だから、いわゆるさっき全体的な話は盛田さんの方でご説明いただきま
	したけど、
1:29:08	いわゆるクラスⅢについては守るせ、
1:29:12	防護対象を置いて守る設計にはしてないんだけど、
1:29:16	使用済み樹脂貯蔵タンクについてはもう守られている設計になっている
	って理解でいいんでしたっけ。
1:29:23	施工連絡に対する、一応その通りですね。
1:29:27	あくまでクラスワンツーを守るべき防護対象とするっていうのは設計方
	針であって、クラス3は、松波のテンパチが本部だったら
1:29:40	クラス3は損傷した場合を考慮して代替設備必要な機能を確保する等
	の対応を行う設計とするっていう要望あるんですけれども、それはあくま
	でクラスター設備で損傷した場合なんで、
1:29:51	もともと津波影響、
1:29:54	津波影響で代表して話すんですけれども津波影響としてはクラスワンツ
	_ °
1:29:59	と、耐震Sが防護対象で、それを守る、浸水防護重点化範囲っていう外
	枠で内郭防護で、最終的には対応してる範囲なんで、中身に影響を及
	ぼさないと、結果論として、
1:30:12	今回クラス3なんですけど、尊重しないものになりますという説明をこの
	56 条の、
1:30:18	条文で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:20	条文の備考欄に書いているという位置付けになると考えてます以上で
	す。
1:30:25	今の説明を書いて欲しいと思っていて、まずですね、
1:30:31	今の文章だと、
1:30:33	これ多分ですね、いわゆる、
1:30:41	多分来公認とかでもよく使ってる文章だと思うんですけど、
1:30:46	今の文章、今の話が明確に読めないんですよねこの文章からだと。
1:30:51	ここの文章だと、
1:30:53	単純にその防護対象設備ではなくっていうところが何かすべてのように
	も読めてしまっていて、
1:30:58	まず
1:31:00	結局今回の話って、三角であることを説明するときって、既許可の設計
	方針に、
1:31:08	影響しないことが、まだ局の設計方針が変更ないんだよっていうことが
	まず一つファクターとしてあるわけですよね。だから、既許可の設計方
	針でこうしていて、
1:31:17	その設計方針に対してこうなのでっていうようなただ文脈で多分表現い
	ただければ今の説明がより明確になるんじゃないかなと思うんですけ
	ど。
1:31:29	まさに先ほど盛田さんが説明されたような、既許可ではクラスワンツー
	に対しては防護対象設備を設置して防護する設計としており、今回申請
	範囲のクラスⅢに対しては、
1:31:40	損傷が確認された場合にはその代替措置を講じるような設計としている
	ے.
1:31:44	今回の使用済み樹脂貯蔵タンクについては、すでに適合性が確認され
	た建屋内に設置することで、損傷しない設計とすることにへなるので、
	許可の設計方針に特段影響がないとか多分そういうような文脈なのか
	なと理解をしたんですけど。
1:32:00	省電力に対する、おっしゃられた通りのストーリーかなとは思うんですけ
	れども、それをちょっと当社、弊社側は書いたつもりであったんですけど
	もちょっと後、クラス3とかそういうところがないというところで、
1:32:15	ただ、ちょっと記憶六条は改めて確認しますけどちょっとクラス3をそう
	いう扱いにするっていうのは、5条では書いてるんですけど、僕はもうち
	ょっと明確に書いてないところもあって、
1:32:26	その辺りちょっと補強しながら、最終的には建屋が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:32	先ほど西内さんおっしゃられた通り、もうその状態が上部への適用性が
	確認された建屋内に設置して、影響がないっていうところまで書いた上
	で、
1:32:47	その基準適合性確認結果に影響はないっていうとそこの建屋に入って
	るとかそういうところと、クラス3というところを
1:32:56	ちょっと、実際、改めて考えたいと思います先ほど水井さんおっしゃられ
	たようなストーリーで、書き直すようにしたいと思います以上ですよろしく
	お願いします。
1:33:05	はい。規制庁西内です。先ほど 5 条の話でちょっとイメージで言いまし
	たけど、確かに6条の方はそこまで具体な話が書いてないのであれ
	ば、
1:33:16	ナナオの古藤今野設計方針に対してどう考えているのかっていうのを
	多分書かなきゃいけないはずなので、ちょっと今の許可原発の記載に
	整合するような形で、今まで今現行こういう許可になっていて、今回の
	単価はこういう考え方なんだけど、
1:33:29	変更ないのでみたいな形がうまく表現いただければいいのかなと思い
	ました後で、ちょっと別の観点なんですけど、この 56 条に関しては、
1:33:39	例えば、
1:33:41	既存の設備を一部改造するような、
1:33:46	設計変更。
1:33:48	とかの場合だと、
1:33:50	キキョカーの設計方針を変更しない。
1:33:54	既許可の当該施設に対する設計方針を変更しないっていうのはわかる
	んですよね。で、
1:33:59	ちょっとこっちの観点での回答もお聞きしたいのが、今回ってタンクの新
	設ですよね。
1:34:04	要は増設Ⅱで明確に言っていただいてると思いますけど、
1:34:09	そのタンクの
1:34:11	新設する以上、
1:34:13	関係する条文で全部丸になるんじゃないですかっていう気がまずしてる
	んですけど。
1:34:19	要は、既許可の設計方針っていうのは、機器設備に対しての設計方針
	であって、その設備を変更する時にいやその設計方針は影響ないので
	っていうのはわかりやすいんですよね。一方で今回新設ですよね。
1:34:33	新設するときも、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:35	こういう影響を与えないとかそういう話になるんでしたっけ。いや全部そ
	の新設する設備に対してもそういう設計方針変更ない設計方針でやり
	ますっていうことを説明いただくべきで、
1:34:45	全部なんか丸とか三角とかそういう概念になるのかなっていうのがちょ
	っと一つ疑問に思っていて、
1:34:51	要はここの、
1:34:53	今、以下の考え方に基づき記載するの部分のその明らかなものってま
	たさっき説明いただいた部分がちょっとよく理解ができなくて、
1:35:01	この明らかなものっていうのは、元にある設備を変更する場合で、
1:35:07	その設計方針を、そこは変更しないものとかそういうものは明らかなも
	のだよねっていうのは何となく理解できるんですけど。
1:35:14	新設する設備もここで読んじゃうんでしたっけ。
1:35:17	ていうのを、四方四国電力としてどう考えてるんでしたっけっていうのを
	ちょっとお聞きしたかったんですけど。
1:35:23	聞きたいこと、理解いただけますかね。
1:35:59	四国電力、富岡でございます少々お待ちください。
1:36:45	規制庁西内ですけど。
1:36:50	ということが気になってますっていうのをまずお伝えしたかったっていう
	のがスタートで、
1:36:55	ここの部分って正直適合性への確認に関しては、要は丸と三角、あとは
	テンパチ 2、どう表現するか。
1:37:05	ていう話であって、まず適合性の影響確認に何かしらの花なんか影響
	を及ぼすような話ではない。要はその入口というか、入口と出口の整理
	論の話だと思っていて、
1:37:18	そういう意味では、ちょっと今日割と多分、
1:37:21	メニューも多いので、
1:37:23	ちょっと今日はそこの部分の議論はちょっとまだそういう話あんの。
1:37:28	ちょっと文、思いが、
1:37:31	疑問点がありますということをちょっとまずご理解いただいて、ちょっと今
	後まず整理を進めていければいいのかなと思っていますと。
1:37:39	そちらの方でもちょっとその新設設備っていうところを、
1:37:42	ちょっと念頭に置いた上で、それでもその明らかなものっていうところで
	読むんだっけ、どうなんだっけっていうところをどういう運用で考えてる
	のかっていうのをもうちょっと整理いただきたいなあとちょっと整理という
	か説明いただきたいなと思っていますというところだけちょっとまず、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:55	今日のところはそこまででいいかなと思っていて、
1:37:58	で、
1:37:59	そういう意味では先ほど 29 条にタカハシお願いしたように、まず審査会
	合で説明をいただく際には、
1:38:07	少なくとも関係条文について、結局許可からどう変更があるのか変更が
	ないのかっていうのを含めて網羅的に説明をいただくべきだとまず思い
	ますので、
1:38:17	概要パフォの方とかには、そういったもう三角とか丸とか関係なく、関係
	する条文を一通り説明をいただきたいなと思っているというところで、
1:38:28	先ほどもお願いしたことですけど、さっきの 56 条の話も、既許可の設計
	方針が何で、今回どうなんだっていうことがわかるように書いてもらって
	もいいですか。
1:38:41	四国電力本店でございます。承知いたしました。
1:38:46	はい。規制庁西内です。ここの部分は会合終わった後とかの事務的な
	ヒアリングの中でも、事実確認ヒアリングの中でもまずは整理的なところ
	は確認を進めていければいいかなと思っています。よろしくお願いしま
	す。
1:39:00	ちょっとすいません。
1:39:03	概略の話に戻るんですけど 1-2 ページのところ、
1:39:11	衛藤。
1:39:12	一応 2 ページの今回追加いただいた 1.4 のところですけど、
1:39:17	ちょっとこれは説明が私理解できてなくって、3 段落目、
1:39:22	環境の排気ダクトの話なんですけど、
1:39:27	3 行目からですけど、3 行目の後ろからかな。
1:39:31	ですけど、
1:39:32	3 段落目の3 行目の後ろからですけど、当該排気ダクトは、
1:39:37	当初樹脂取り出し作業時における被ばく低減を目的として設置されたも
	のですと。
1:39:44	その後、水滴漏えい防Cずつを設置するように直されて流入しない構造
	となったことから、
1:39:54	ていう説明は、
1:39:56	あれこのちょっと読み方だけこれを確認したかったのが、
1:39:59	前者のその当初樹脂取り出し作業時における被ばく低減を目的として
	っていうのは、この樹脂取り出し作業時に、
1:40:09	水滴が漏えいして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:11	タンク室内に流入するような設計になっていて、だから被ばくがちょっと
	大きくなるので負圧設計していたとかそういうふうに言えばいいんでした
	っけ。
1:40:24	いや、要はもともとその取り出し作業時にどういう被ばくを考慮してこの
	負圧となるように設計していたのかっていうところがちょっと理解できなく
	て、
1:40:50	四国電力富岡でございます。
1:40:55	ご認識の通りでございまして、
1:41:03	資料で言いますと15ページのところで、
1:41:07	水滴漏えい防止頭痛というものを記載してございますけれども、
1:41:12	当初この水滴漏えい防止頭痛というものは設計上、ございませんでし
	<i>t</i> =。
1:41:18	タンクから樹脂を取り出す作業を実施する際に、この漏えい防止ずつが
	ないがために、タンク上部の開口部から部屋の方、もしくは上部、上質
	の方に、
1:41:31	ガスないし水撃等が出てくるというところが想定されておりまして、その
	す。出てくるガス、もしくは水滴につきまして、廃棄委託等をもって負圧と
	することで
1:41:48	作業員の方に流れていかないようにするといった目的で設置をされてい
	たものでございます。
1:41:55	その後、水滴漏えい防止手術というところが設置されたことによりまし
	て、部屋側に
1:42:04	放射性物質が流れていかない構造となったので、部屋に設置されてい
	る排気ダクトからのを、ダクトを用いて負圧にする、して流れていかない
	ようにするといった
1:42:14	効果に期待する必要がなくなりましたということを記載してございます。
1:42:20	以上でございます。
1:42:27	藤規制庁ニシウチです。ちょっともうちょっとだけすみません教えて欲し
1 10 01	いんですけど。
1:42:34	タンク主ないを負圧にしてるタンク室内を負圧してるタンク内を負圧にし
4 40 44	てるんでしたっけ。タンク室内でよかったんですよ。
1:42:44	四国電力富岡でございますタンク室内でございます。
1:42:53	規制庁ニシウチですけど
1:42:56	そういう意味だ等、ちょっとすいませんあれですね、多分私が貯蔵タンク
	の上部の構造があまり理解できてないからかもしれないんですけどう。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:08	この水滴漏えい防止数が、
1:43:13	できる前は、
1:43:15	この何か普通がなくない状態で、
1:43:19	いわゆる遮へい、
1:43:21	蓋マンホール蓋みたいなものがあると思うんですけど、遮へいぶたがあ
	って、その人はタンク室の空間になって、
1:43:30	はい。
1:43:31	に1回なタンク室のクフ雰囲気に1回触れた後に、タンクの蓋がまたあ
	るみたいなそういうイメージでしたっけ。
1:43:45	色電力トミオカでございます。ご認識の通りでございます。
1:43:48	規制庁西内ですけど、そのタンク室雰囲気を負圧にすることで、そのこ
	の遮へいぶたより外ににいわゆるそういうガスとか水滴とかが行かない
	ようにしている、していたっちゅうことですか。
1:44:06	その通りでございます。
1:44:08	規制庁西内ですそれに対して今度水滴漏えいをしつつを設置したこと
	によってそもそもタンク室雰囲気等を直接、タンクタンク内、
1:44:21	から取り出す際に、樹脂を取り出す際にそもそもとりあえず経路的にタ
	ンク室つないと直接触れ合うようなところはない。
1:44:30	わけですよね。
1:44:32	だから、
1:44:35	タンク室内を負圧にする必要そもそもなくなって、
1:44:40	あるということで、でしたっけ。
1:44:44	四国電力本店でございます。ご認識の通りでございます。
1:44:47	あれ、ちょっと曽田の理解があまりできなくて申し訳ないんですけどあれ
	もともとは、このすいません遮へい豚、
1:44:54	て言ってる、外への漏えいを防ぐために負圧にしてたんでしたっけ。
1:45:01	タンク室内への漏えいを防ぐために負圧にしたんでしたっけ。
1:45:13	四国電力富岡でございます。部屋の排気ダクトを用いて負圧にしている
	目的は、
1:45:21	単年済み樹脂貯蔵タンクの上部のところですけれども、
1:45:26	今水滴漏えい防止ずつと書いてあるところのカタン部分が、開口部にな
	りますけれどもそこから流出するガスないし水滴
1:45:37	ガスをですね排気筒、部屋に設置されている排気ダクト側に
1:45:44	吸い込むといいますか負圧で流れていくようにするというところで設置を
	しているものが排気ダクトになってございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:57	といイエスかノーか。
1:45:59	の質問ですけど。
1:46:01	漏えいを防止したかった趣旨は、高排気ダクトを設置する目的は、遮へ
	い蓋の外。
1:46:11	タンク室外って言えばいいんですかね。
1:46:14	その遮へい物の上の部屋への漏えいを防止したかったっちゅう理解で
	いいんですか。
1:46:20	要は開口部、もともとタンク室内は水平漏えい防止数がある前は開口
	部状態で、ガスとか水滴とかがタンク市内には何か漏れてたわけです
	よね。それを排気ダクトで振って負圧にしててたって話でいいんですよ
	ね。
1:46:34	目的はあくまで遮へい物の上の弊害の方、漏えい防止だったってことな
	んですかね。
1:46:49	中央電力本店でございます少々お待ちください。
1:47:32	四国電力本店でございます。
1:47:36	ご認識の通りでございまして、当初は上の部屋側に
1:47:42	ガス、ないし水滴が行かないようにするために排気ダクトを用いて負圧
	にしていたというところでございます。
1:47:50	規制庁西内です
1:47:52	そうそうですよねあそこは何となく理解できて、この水滴漏えい防止筒を
	つけることによって、なぜ外への漏えいが防止できるんでしたっけって
	いうのが何かよくこのポンチ絵だけ見たときによくわかる理解できなく
	て、
1:48:06	要はそのタンク室内への何か漏えいが防止されるのはわかるんですよ
	ね。こういうつどうを、要は、もともと開口部だったところを、遮へいぶた
	までちゃんと筒でなんか通じるようになりましたっていうのでタンク室内
	への漏えいが防止できるのはわかるんですけど、
1:48:20	遮へい蓋の外への漏えいが防止できるっていうのはどういう理屈なんで
	したっけこの蓋、そのあとっていうのは、
1:48:28	四国電力、富岡でございます。
1:48:32	排気ダクトにつきましてはですね部屋に設置されている排気ダクトと、も
	う一つ、タンクの気相部に設置されている排気ダクト、2 種類ございま
	す。
1:48:43	で、
1:48:44	一方ガス水滴漏えい防止筒で

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

F-		
1:48:49	出題タンク室への漏えいが防がれたというところと、当タンクの気相部	
	に設置されている排気ダクトでガスを吸引していると。	
1:48:59	いうところで漏えいを防止しているというところでございます。	
1:49:05	以上です。	
1:49:11	そういう意味ちょっと質問が戻るんですけど、要は排気ダクトって二つあ	
	るわけですよね最初に私確認したと思いますけど、部屋の	
1:49:20	タンク室内の、	
1:49:21	排気ダクト、あとはタンクの気相部の排気ダクトと二つありますと、	
1:49:26	で、今説明してんのってタンク室の方の排気ダクトを、	
1:49:32	今回設定しない理由ですよね。	
1:49:36	そういう意味で言った方、	
1:49:39	遮へい物の外への漏えい防止っていうのは、結局はタンクの気相部の	
	排気ダクトで達成するわけですよね。	
1:49:47	じゃあ、部屋の排気ダクト要らないのっていう話は、	
1:49:53	そうかそういうことから集まってくださいね。	
1:49:57	気相部のタンク内脳負圧っていうのは、この排気ダクトでやります水防	
	しろ、水滴棒、漏えい防止つつがない等、	
1:50:09	そもそもそのタンク須貝新居。	
1:50:15	水滴とかガスが出ちゃいますわと、そうしたときにはこの部屋の排気ダ	
	クトがないと、何か取り出し作業したときに外に出ちゃいますよねえ。	
1:50:25	てことか。	
1:50:26	てことでいいんでしたっけ。何となく理解できます。	
1:50:35	だから悪魔D。	
1:50:39	ちょっとあと1個だけ確認したいんですけど、あれこの水滴漏えい防止	
	筒を設置する前は、	
1:50:46	タンクの上部って常に開口状態だったんでしたっけ、何か簡易的な蓋は	
	あったんでしたっけ。	
1:50:58	中部電力冨岡でございます。上部につきましてはコンクリートプラグで	
	蓋をしていたというところでございます。	
1:51:04	わかりました。コンクリートプラグで蓋をしていて実際女子を取り出すと	
	きに、	
1:51:12	取り出すときに、	
1:51:14	タンクの中は元から排気ダクトがあります。	
1:51:20	あと、	
1:51:25	タンクの中元から排気ダクトがありますわと。	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:28	そこで負圧にしていて外への漏えいをシェアしてます。
1:51:32	ただ取り出し作業時にそのコンクリートプラグでもともと蓋してた部分か
	ъ 、
1:51:39	ガスとか水滴が出る可能性はあったっちゅうことですか。
1:51:45	中部電力富岡でございます。その認識で相違ございません。
1:51:49	で、その出てしまったものが、さらに外に行かないように部屋全体を負
	圧管理してましたってことですか。
1:51:59	その通りでございます。
1:52:01	理解できますと。
1:52:13	うん。理解できましたありがとうございます。
1:52:16	とりあえず大丈夫です。
1:52:22	少々マツダ出てもいいですか。
1:52:49	規制庁西内です。了解しますと。
1:52:54	ちょっと今後、多分 28 条とか 30 条と確認する中でいろいろちょっとフゾ
	ク関係して、範囲があるので、その時にちょっとそこはまとめて聞くよう
	にします。で、
1:53:04	あと、火災とかの観点でいうと、結局感知消火とかをちょっと今やってい
	る、施工人のバックフィットの方、
1:53:13	と若干関連性が高いのかなと思うので、ちょっと今後、詳細を含めて確
	認をしていくんですけど、ちょっとまず火災区域区画の設定の部分だけ
	ちょっと確認をしたくて、
1:53:25	実際に、
1:53:27	こういう区画区域割り区域割りをしている例ってほかにもあるんでしたっ
	け。ていうのをまず純粋にお聞きしたくて。要は
1:53:36	完全に分離されている区域を二つ以上まとめて何か一つの区域として
	いる例ってほかにもあるんでしたっけっていうのを十分にお聞きしたい
	んですけど。
1:53:53	自国電力タカキです少々お待ちください。
1:55:24	イトウ四国のシゲマスでございます。
1:55:28	ちょっと思い当たるところで、詳細確認できてないんですけれども、
1:55:32	今回のように、貫通もなくって、もう完全に作られてる部屋で同じ
1:55:39	二つの以上の部屋を貸す一つの火災区域とするところは、
1:55:42	伊方3号におきましてはないと思われます。
1:55:47	規制庁西内です。鴇田さん参考にしたかったっていうのがあったんです
	けど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:53	先ほどの加茂中野も言ってましたけど、火災区域区画として、別 2、分
	離されてるやつをまとめてやっちゃいけないっていう話は確かに別にど
	こにも書いてないわけですよね。
1:56:07	そうした時にあとはその後段の発生防止、香田のというか、杭設定した
	区域に対して実施する火災防護対策の3方策が、
1:56:17	その区域設定で適切に実施できるのかどうか。
1:56:20	ていうところが、
1:56:23	結局そっち側で確認をしていく話なのかなあと若干思っていますと、そう
	いう意味では感知消火の部分も含めて、ちょっと確認する必要があると
	思っているので、
1:56:32	そういう意味ではちょっと、
1:56:33	河西野瀬公認のバックフィットと関連性あるのでちょっとある程度一緒に
	話をまとめて聞いていければいいのかなあというふうにはちょっと思っ
	ていますと。
1:56:42	いうところちょっと他にそういう同じような状況のものがあるのかないの
	かをもう一度精査いただいてあるのであれば、それと比較するような形
	で多分説明いただければちょっとスムーズかなという気はしましたという
	ところでちょっとまずその実績は確認をいただいてもいいですか。
1:56:58	四国電力重松です。承知いたしました。実績確認いたします。はい。そ
	の上でちょっと聞きたいのが発生後社員にして、
1:57:06	感知消火もちょっと置いといてですけど、今回区画区域に対する影響軽
	減の項目での説明って、これ結局やってるのは参事官の空。
1:57:18	大家平気で分離されているかどうかの確認だけでしたっけ。
1:57:22	影響評価ってここやってましたっけ。
1:57:30	四国でなくしてますです。この場所は放射性物質の貯蔵設備になります
	ので原子炉の高温停止低温停止ではございませんので影響評価は対
	象外になっております。
1:57:41	規制庁西内です。なのであれですね3時間の区域で分離されているこ
	との確認だけ影響軽減対策として実施してるって理解でいいんですよ
	ね。
1:57:51	トクマルシゲマスご理解の通りでございます。
1:57:54	規制庁西内です。理解できました。あと結局感知消火どうするかですけ
	ど、少なくとも発生防止と影響軽減の観点では先ほどおっしゃっていた
	通り、機能としては一緒なので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:06	まとめて実施することは特段、何か支障が生じないのかなっていう気は
	していますのでちょっと引き続きここはまた確認をしていきたいと思って
	います。
1:58:14	よろしくお願いします。
1:58:19	吉国シゲマスで承知いたしました。はい。規制庁西内ですよろしくお願
	いします。
1:58:24	とりあえず現状コメント範囲できます。
1:58:26	いうのは、
1:58:27	私も異常なので、
1:58:31	他に何か規制庁が行われますか。
1:58:40	去年から先ほどてんちょっと、6条五条六条のクラス3から3通の話な
	んすけど1点だけちょっと私の祝電栗田ですけど1エザキ訂正が六条
	もちょっと読み進めると。
1:58:52	クラスワンツーが基本防護対象で、クラス3は代替設備でやるっていう
	のが
1:58:58	設置許可本文テンパチテンパチの方から、ちょっとそちらに記載はある
	というのを確認しましたんでちょっとざっと見た結果ということで先ほど申
	し上げたことを言って、訂正だけさせていただきます以上です。
1:59:10	規制庁西内ですありがとうございます。ちょっと正直私も今手元で見な
	がらだったんですけど、何かぱっと見てあれ。
1:59:17	六条書いてねえなと若干思ってたんです書いてあったんですね。ちなみ
	にページ番号だけ聞いてもいいですかすいません。
1:59:25	焦点はこれです。ちょっと今ページがちょっと出てこないんですけど多分
	書いてあると思うんですよね。でも、実際に、
1:59:35	詳細2なんていうかエミていくような竜巻とか火山、ちょっと私叩き方や
	ってるところもあってそれを見ていくと、記載はありましたというところで
	ちょっと今ページ番号がぱっと出てこなくて、非常に恐縮、施錠しまし
	た。うちの方でも確認をちょうどしておきます。
1:59:54	どっちにしたら概要のパワーポイントもそうですし、この補足説明資料の
	この表もそうですけど、今どうしているかどうかを明確に書いてもらっ
	て、
2:00:04	その上でそれに今回どうなんだっていうようなちょっと文脈で表現いただ
	ければより説明したいことが明確にこちらも理解できるので、ちょっとそ
	ういうような形で記載は修正をいただければいいのかなと思っています
	よろしくお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:17	はい。はい大嶋た。
2:00:19	はい。そうしましたら現状、コメント範囲は一旦ここまでとして、ちょっと築
	城を続けて入りたいんですけど、一応、もともと2時間予定でしたけどこ
	れこのまま続けて大丈夫でしたっけ。
2:00:35	四国電力富岡でございます引き続きよろしくお願いいたします。承知し
	ました。じゃあ、まず 28 条から、
2:00:44	簡単に説明いただいてもよろしいですか。
2:00:49	四国電力富岡でございます。そしたら 28 条から御説明へ進めたいと思
	います。
2:00:58	資料2の下のページ2-28でございます。
2:01:07	まず最初に28-1イデ設置許可基準規則への適合性というところで、
	下のページ 2-28-1-2 でございます。
2:01:23	ええ。
2:01:24	四角で囲っている範囲はですね設置許可基準規則の抜粋でございます
	ので読み上げは割愛させていただきます。その下の部分、適合のため
	の設計方針というところで使用済み樹脂貯蔵タンクは、
2:01:37	独立した区画にも受け漏えいを検出できる設計とすることにより、放射
	性物質による汚染の視覚拡大防止を考慮した設計とするというところで
	ございます。
2:01:52	次のページに進みまして 28-2 放射性廃棄物の町道保管料、
2:01:59	というところでございます。
2:02:02	ページめくっていただきまして使用済み樹脂は放射性物質を建設する
	ため、使用済み樹脂槽タンクに長期上してございます。今後の使用済
	み樹脂推定発生量は
2:02:15	1 号及び 2 号炉の廃止措置終了までの合計約 11 立米、3 号炉につき
	ましては年間当たり約3立米であり、3号炉の使用済み樹脂貯蔵タンク
	の容量を
2:02:28	77 立米
2:02:31	を 3 基とすることにより、十分な貯蔵容量を確保できるというところでご
	ざいます。
2:02:38	使用済み樹脂貯蔵タンクの貯蔵の概要と推定発生量を表、第28ーは、
	2-2 表に示してございます。
2:02:50	また3号炉牛尾済み樹脂貯蔵タンクの貯蔵数、浄水予想図につきまし
	て第 28-2-1 図に
2:03:01	示してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:07	28条につきましては資料の説明は以上でございます。
2:03:13	はい。規制庁西内です。そうしましたら規制庁側から 28 条に関して何
	かありますか。
2:03:21	原子力規制庁の中野です。私の方から28条の関係で質問させていた
	だきたいんですけれども、
2:03:28	まず 28 条の補足説明資料の説明内容の整理の話なんですけれども、
2:03:38	補足説明資料 2-28-1-2 先ほどご説明いただいたところで設置許可
	基準規則の内容とあとは解釈の内容を抜粋していると思うんですけれ
	ども、
2:03:52	こちらで要求されているものって、規則本文の中で、1 号の漏えいしが
	たいもの漏えいの防止ですよねと。
2:04:02	2 号の汚染が広がらないこと、汚染の拡大防止について、あとは、解釈
	のところで、
2:04:11	将来的に発生する固体廃棄物の搬出量を考慮して貯蔵量とか、管理す
	るようにっていう話が、合計で三つあると思っておりまして、
2:04:22	その中でですね、この以降、その設計方針であったりとか、小部通の 28
	-2-1 以降の個別の説明であったりとかっていうところを確認するとで
	すね、
2:04:34	まず説明、設計方針のところの説明内容が漏えい。
2:04:41	10 所蔵タンクは独立した区画内に設け漏えいを検出できる設計とする
	ことにより放射性物質による汚染の拡大防止を考慮した設計にするっ
	ていう
2:04:52	ここの部分だとまず解釈のところにある、搬出量、
2:04:56	だったり固体廃棄物の発生量かのところを考慮したっていうところの記
	載が、まず見受けられない。
2:05:04	出た方を、
2:05:07	その次のページ以降の個別の説明のところに行くと、
2:05:11	増量だったりとかその保管料の考え方っていうところは書いてあるんで
	すけれども、
2:05:18	漏えいの検出で漏えいし、漏えいの防止、漏えいしがたいものっていう
	ところに対応する内容であったりとか、あとは汚染が広がらない。
2:05:28	ていうところだったりとかっていう説明が見受けられなくてですね、こうい
	った観点からその要求されているものに対して、説明いただいてる内容
	っていうのがまず
2:05:39	整合してるのかっていうところの考え方をお聞かせください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:47	四国電力富岡でございます。まずすみません資料の構成としましては
	ですね、
2:05:55	先ほどもおっしゃられておりました 3 点につきましてでございますけれど
	も、
2:06:02	1 点目と 2 点目につきまして 28-1 イデご説明をしていると。
2:06:08	いうところと、3 点目につきまして 28-2 でご説明しているというふうな
	資料の整理として考えてございます。
2:06:18	原子力規制庁の仲野です。今のご説明、
2:06:24	もうちょっと、
2:06:26	確認なんですけれども、28--1で、漏えいしがたいものの汚染広がら
	ないもの。
2:06:34	ていうところの説明は、設計方針2、28-1-2の設計方針の
2:06:42	ここの三行で完結しているっていう理解でよろしいですか。
2:06:50	四国電力富岡でございますその通りでございます。
2:06:59	原子力規制庁ナカノです少々お待ちください。
2:07:04	減少規制庁ナカノです。図書、お待たせいたしました。
2:07:09	28-1 のところで規則本文の 2 点について説明してるっていうことはー
	旦理解しまして、
2:07:20	ここに関連してなんですけれども、
2:07:25	28-1-2 のところで記載いただいている適合のための設計方針で産
	業界ていただいてると思うんですけれども、
2:07:33	こちらについてキキョカーの内容と、
2:07:37	確認した時にですね、既許可の内容、
2:07:42	Aと記載いただいてる内容だと。
2:07:45	使用済み。
2:07:46	タンクに貯蔵する。
2:07:49	へえ。
2:07:51	使用済み樹脂がタンクに貯蔵するもの。
2:07:54	とするが補助に減衰させた後にセメント固化とともにドラム缶詰めも可
	能なようにすることっていうような、このドラム缶詰めの話がもともと書い
	てあったと思うんですけれども、
2:08:09	今回記載いただいてる内容だと、ドラム缶詰めの話がなくって、逆に漏
	えいを検出できる設計とすることによりっていうので、
2:08:20	こちらについてはその休館にもともと記載がなかったように、
2:08:24	等、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:32 その設計方針の れてですね、これ	ですけれどもこういった企業カーの文章から今回、文書で記載を一部変わってるようなところが見受けら
れてですね、これ	文書で記載を一部変わってるようなところが見受けら
2:08:42	いって今回タンクのCを増設するだけなので、
2.00.72	が変わるものではないのかなっていうふうに思っては
いるんですけれ	ども、ちょっとこちらの、その記載の変更の内容につい
て説明をお願い	します。
2:09:13 四国電力富岡で	ございます少々お待ちください。
2:09:20 現状規制庁ナカ	ノすみませんちょっと先ほど申し伝え忘れたところがあ
ったので 1 点補	足なんですけれども、
2:09:26 今回申請書を出	していただいてる中で、出していただいてる、今回の申
請書の添付8の	中でページの、
2:09:35 8 $\mathcal{O}(3)\mathcal{O}(1-1)$	
2:09:37 の設計方針。	
2:09:39 と、	
2:09:41 8 $\mathcal{O}(3)\mathcal{O}(7-1)$	の主要設備についての説明の記載っていうのも、先ほ
ど私が申し上げ	た許可の記載と今回の設計方針の記載っていうところ
で、漏えいの検と	出と、セメント固化の
2:09:58 要素二つの要素	が
2:10:01 それぞれあった	りなかったりってところが
2:10:05 出てましてちょっ	とそちらについても
2:10:08 あわせて、	
2:10:10 ご回答いただけ	ると幸い、ご説明いただきますようお願いします。
2:10:23 四国電力本店で	ございます。ちょっと申し訳ございませんページ数をも
う一度ちょっと確	認させてください。
2:10:29 はい。	
2:10:32 今回の申請書の)添付の8の、
2:10:36 は、	
2:10:37 8 Ø (3) Ø	
2:10:40 1—11 _°	
2:10:44 こちらの設計方針	計と、
2:10:49 8-(3)-7-1 _o	
2:10:54 の、主要設備に	ついての記載ですね。
2:11:05 四国電力本店で	ございます。承知いたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:01	あ、すいません私いたしました四国電力の井手と申します。すいません
	長らくお待たせいたしました屠畜場の下記載についてですねちょっとエ
	事ゴトウに条文に適合している内容を記載するの。
2:23:15	という思いで、今回このような記載をさせていただきました。で、今ご指
	摘いただきました内容ですねまず、本文の 1 の逐条のところに書いてる
	のが本文の 7-1 のページないというところなんですけれども、
2:23:30	もう一度細かく確認をいたしますが、液体廃棄物のところに漏えいのあ
	たりは書いていたかとござ思いますので、ちょっとそちらの方をもう一度
	確認いたします。で、
2:23:40	あと、おっしゃられておりました逐条の書き方ですね、についてもちょっと
	一度持ち帰らせていただきまして整理をさせていただければと思いま
	す。以上です。
2:23:54	原子力規制庁なるので、ここ、ちょっと確認ということで承知いたしまし
	た。衛藤。
2:24:01	まず、屠畜場の書き方のところはそういう次にっていうことで一旦、
2:24:07	置いておいてなんですけれども、具体的な対応の面で 28 条のところで
	確認したいんですけれども、
2:24:18	その適合のための設計方針で、今、その論点に挙がってる漏えいを検
	出できること、できる設計であることにより放射性物質による汚染の拡
	大防止を考慮した設計とするっていうふうに記載があるところで、
2:24:32	漏えいを検出できる設計で、漏えい検出できる設計であるっていうとこ
	ろが、その汚染の拡大防止にどういった寄与をするのかなっていうのが
	ちょっと引っかかってまして。
2:24:45	漏えいを検出した際に、その具体的にどういった作業をして、汚染の拡
	大防止、
2:24:51	に当たるのかっていうところを
2:24:55	説明いただいてよろしいでしょうか。
2:25:39	四国電力富岡でございます。ご質問につきましては認識いたしました。
	ちょっと確認をさせていただきたいのでご回答とさせてください。
2:25:52	原子力規制庁の仲野です。承知いたしました。そうしましたら今質問さ
	せていただいた漏えい検出の対応がどういうふうに当選拡大防止に寄
	与するのかっていうところ実態上の運用に近い話なっちゃうかもしれな
	いですけども、
2:26:08	そちらの対応についてと、あとはさっき一番最初に私の方から質問し
	<i>t</i> =、
-	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:14	せ、一番最初にですね、すみません2番目に質問した、
2:26:19	屠畜場の設計方針の記載の方法っていうのが規制強化の内容と、例え
	ばセメント、
2:26:29	高架だったりとかっていうところの差異があるところについての説明って
	いうところは、改めてご回答いただくようにお願いします。
2:26:39	小電力トミオカでございます承知いたしました。
2:26:49	規制庁に周知ですけど、
2:26:52	ちょっと続けて聞きたいんですけど、先ほど言ってさんがおっしゃった、
2:26:58	何か漏えいを検出できるっていうのが何か気体廃棄物のところに何か
	ちらっと書いてあるみたいなことをおっしゃったように聞こえたんですけ
	ど。
2:27:09	そういう意味では、ちょっとまず確認したいのが、
2:27:12	今回申請している設備って、固体廃棄物処理系の一部ですよね。
2:27:17	鳥飼。その理解でいい。間違ってます。合ってます。
2:27:21	四国電力富岡でございます固体廃棄物処理系でございます。
2:27:25	はい。なので規制庁ニシウチですけど液体廃棄物系の話は、今回、関
	係ないので、何かそこに書いてあったって意味がないと思ってますけ
	ど、それは理解やってますか大丈夫ですか。
2:27:36	ちょっと最初からすれ違っていうとあれなのでそこだけ念のため確認し
	ておきたかったんですけど、先ほど何か液体廃棄物オクで書いてあると
	いうふうに何かおっしゃったような趣旨が理解できなくて、書いてあった
	って関係ないでしょっていう気がしてるんですけどっていうのがちょっと
	今気になってたんですけど。
2:27:50	イメージ合ってますかね大丈夫ですか。
2:27:53	四国電力の井手でございますご指摘の趣旨理解いたしましたそちらも
	含めてですね、もう一度整理して説明させてください。以上です。規制庁
	西内です。了解しました共通認識取れてれば大丈夫です。
2:28:07	衛藤。
2:28:09	あともう一つは今回の工事の内容に応じて書きますっていうふうにはお
	っしゃっていたものの、今回の申請書の本文を、
2:28:21	ご覧いただきたいんですけど、
2:28:25	もう 1 ページしかない 11 ページですね申請者の部分ですけど、
2:28:29	今回あくまでまず本文が申請内容ですよね。それに対しての添付書類
	だと思うんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:35	本文でどう書いてるかっていうと、使用済み樹脂貯蔵タンクの容量をこう
	しますっていう変更ですよね今回、
2:28:43	実際にやったような増設で新しいものをつけるだからABの改造しない
	で、Cのタンクを増設するっていう工事っていうことは理解できるんです
	けど、本文上は、使用済み樹脂貯蔵タンクの容量の変更っていう申請
	内容なんですよね。
2:28:59	それを踏まえると、この添付書類は、使用済み樹脂貯蔵タンクのいわゆ
	るABも含めた設計方針として説明されないと本文の申請する内容と整
	合しないと思うので、そういった部分も含めてちょっと整理して説明をい
	ただければと思うんですけど。
2:29:14	お願いしたいこと伝わりましたでしょうか。
2:29:20	要は本文、本文の申請内容に照らした添付、
2:29:24	そして説明をいただきたい。
2:29:26	今回だから新設する部分だけの説明だと、本文とそもそも生ちょっと合
	わないと思っているっていうのが今私が言いたかったことなんですけ
	ど。
2:29:36	理解いただけますかね。
2:29:40	四国電力富岡でございます。ご指摘の件承知いたしましたそのように資
	料作成進めたいと思います。
2:29:48	はい。規制庁西内です。
2:29:51	そういう意味では、ちょっとあと1個だけ先に聞いておきたいのがです
	ね。
2:29:56	ちょっとまとめ資料上は今書かれてない部分なので申請書上でいきま
	すけど、
2:30:01	申請書の
2:30:03	添付 8-7 章ですかね。
2:30:08	の固体配給処理系のところだと。
2:30:11	まずちょうど使用済み樹脂は、タンクの中に貯蔵しますよう、って話があ
	って、その中にそのあとにドラム缶詰めできるようにもしますよ。
2:30:22	ていう話があると思うんですけど。
2:30:24	ちょっとそこがあんまり私今理解ができてなくて、
2:30:28	具体的に今日の資料2の、
2:30:32	1-9ページ。
2:30:36	使用済み樹脂貯蔵タンクの概略系統構成記載してもらってるじゃないで
	すか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:30:42		
2:30:55 9 電力の入れてもございます。えっとですね今はそのように具体的に固形化できる装置と繋がっているわけではございませんが、3 号には攻めは、濃縮廃液等を固化するためのセメント固化装置というものが、 2:31:11 ございます将来こちらの方で、固化することも可能なような設計にするという考えで、設置許可の方には記載してございます。ですので具体的に今その装置等使用済み実証タンクが、 2:31:25 繋がって固化できる状態にあるかというと、それは現状ではないですけども思想としては入っているという答えになります。以上です。 2:31:35 規制庁西内です。ただ、今、許可で取っている範囲の途中だって理解をすればいいんですかね。 2:31:48 四国電力の井手でございます。途中という、そういう設計で考えておりますというところを記載させていただいております。以上です。規制庁西内です。ちょっと 1 個だけ同じページ見て話をしたいんですけど。 2:32:08 許可の添付資料 8 の、 2:32:12 7-17ページ。 2:32:10 のところに放射性廃棄物廃棄施設の系統図っていうのが載ってると思うんですけど。 2:32:29 すいません四国電力井手です。すいませんすぐ手元にはないですけどイメージはあります。はい。お願いします。その系統図だと、いわゆる使用済み樹脂、この 2:32:39 図 4、今回の 1-9 で言うところの図 4 の使用済み樹脂貯蔵タンクの概略系統構成あるじゃないですか。 2:32:46 そこの、この樹脂タンクと、樹脂貯蔵タンクのラインが概略として 7-1-1-1 の 7-1-1 図の方にも書かれていて、そちら 7-1-1 図の方だと。 2:32:58 そのタンクからさらに 2:33:02 ドラム詰め装置っていうところにも繋がる系統になってるんですけど、2:33:06 今はまずなってないって理解でよかったんですよね。	2:30:42	これの樹脂貯蔵タンクのときに、何かしらそういう系統も、
形化できる装置と繋がっているわけではございませんが、3 号には攻めは、濃縮廃液等を固化するためのセメント固化装置というものが、 2:31:11 ございます将来こちらの方で、固化することも可能なような設計にするという考えで、設置許可の方には記載してございます。ですので具体的に今その装置等使用済み実証タンクが、 2:31:25 繋がって固化できる状態にあるかというと、それは現状ではないですけども思想としては入っているという答えになります。以上です。 2:31:35 規制庁西内です。ただ、今、許可で取っている範囲の途中だって理解をすればいいんですかね。 2:31:48 四国電力の井手でございます。途中という、そういう設計で考えておりませいうところを記載させていただいております。以上です。規制庁西内です。ちょっと1個だけ同じページ見て話をしたいんですけど。 2:32:03 ちょっと刊本の方、許可の刊本の方にありますけど、 2:32:21 7-17ページ。 2:32:22 7-17ページ。 2:32:22 第 7-1-1 図ってやつなんですけど同じものって今見れますか。 2:32:29 すいません四国電力井手です。すいませんすぐ手元にはないですけどイメージはあります。はい。お願いします。その系統図だと、いわゆる使用済み樹脂、この 2:32:39 図 4、今回の 1-9 で言うところの図 4 の使用済み樹脂貯蔵タンクの概略系統構成あるじゃないですか。 2:32:36 そのタンクからさらに 2:33:02 ドラム詰め装置っていうところにも繋がる系統になってるんですけど、2:33:06 今はまずなってないって理解でよかったんですよね。	2:30:47	受けているんですか、今いないって理解でいいんですよね。
は、濃縮廃液等を固化するためのセメント固化装置というものが、 2:31:11 ございます将来こちらの方で、固化することも可能なような設計にするという考えで、設置許可の方には記載してございます。ですので具体的に今その装置等使用済み実証タンクが、 2:31:25 繋がって固化できる状態にあるかというと、それは現状ではないですけども思想としては入っているという答えになります。以上です。 2:31:35 規制庁西内です。ただ、今、許可で取っている範囲の途中だって理解をすればいいんですかね。 2:31:48 四国電力の井手でございます。途中という、そういう設計で考えておりますというところを記載させていただいております。以上です。規制庁西内です。ちょっと1個だけ同じページ見て話をしたいんですけど。 2:32:03 ちょっと刊本の方、許可の刊本の方にありますけど、 2:32:12 7-17ページ。 2:32:12 7-17ページ。 2:32:22 第 7-1-1 図ってやつなんですけど同じものって今見れますか。 2:32:29 すいません四国電力井手です。すいませんすぐ手元にはないですけどイメージはあります。はい。お願いします。その系統図だと、いわゆる使用済み樹脂、この 2:32:39 図 4、今回の 1-9 で言うところの図 4 の使用済み樹脂貯蔵タンクの概略系統構成あるじゃないですか。 2:32:46 そこの、この樹脂タンクと、樹脂貯蔵タンクのラインが概略として 7-1-1-1 の 7-1-1 図の方にも書かれていて、そちら 7-1-1 図の方だと。	2:30:55	9 電力の入れてもございます。えっとですね今はそのように具体的に固
2:31:11 ございます将来こちらの方で、固化することも可能なような設計にするという考えで、設置許可の方には記載してございます。ですので具体的に今その装置等使用済み実証タンクが、登も思想としては入っているという答えになります。以上です。 提制庁西内です。ただ、今、許可で取っている範囲の途中だって理解をすればいいんですかね。 2:31:35 規制庁西内です。ただ、今、許可で取っている範囲の途中だって理解をすればいいんですかね。 2:31:48 四国電力の井手でございます。途中という、そういう設計で考えておりますというところを記載させていただいております。以上です。規制庁西内です。ちょっと1個だけ同じページ見て話をしたいんですけど。 2:32:03 ちょっと刊本の方、許可の刊本の方にありますけど、 2:32:08 許可の添付資料8の、 2:32:12 7-17ページ。 2:32:16 のところに放射性廃棄物廃棄施設の系統図っていうのが載ってると思うんですけど。 2:32:22 第7-1-1 図ってやつなんですけど同じものって今見れますか。 2:32:29 すいません四国電力井手です。すいませんすぐ手元にはないですけどイメージはあります。はい。お願いします。その系統図だと、いわゆる使用済み樹脂、この 2:32:39 図4、今回の1-9で言うところの図4の使用済み樹脂貯蔵タンクの概略系統構成あるじゃないですか。 2:32:46 そこの、この樹脂タンクと、樹脂貯蔵タンクのラインが概略として7-1-1-1の7-1-1 図の方にも書かれていて、そちら7-1-1 図の方だと。 2:32:58 そのタンクからさらに 2:33:06 今はまずなつてないって理解でよかったんですよね。		形化できる装置と繋がっているわけではございませんが、3 号には攻め
いう考えで、設置許可の方には記載してございます。ですので具体的に今その装置等使用済み実証タンクが、 2:31:25 繋がって固化できる状態にあるかというと、それは現状ではないですけども思想としては入っているという答えになります。以上です。 2:31:35 規制庁西内です。ただ、今、許可で取っている範囲の途中だって理解をすればいいんですかね。 2:31:48 四国電力の井手でございます。途中という、そういう設計で考えておりますというところを記載させていただいております。以上です。規制庁西内です。ちょっと1個だけ同じページ見て話をしたいんですけど。 2:32:03 ちょっと刊本の方、許可の刊本の方にありますけど、 2:32:08 許可の添付資料8の、 2:32:12 7-17ページ。 2:32:16 のところに放射性廃棄物廃棄施設の系統図っていうのが載ってると思うんですけど。 2:32:22 第7-1-1 図ってやつなんですけど同じものって今見れますか。 2:32:29 すいません四国電力井手です。すいませんすぐ手元にはないですけどイメージはあります。はい。お願いします。その系統図だと、いわゆる使用済み樹脂、この 2:32:39 図4、今回の1-9で言うところの図4の使用済み樹脂貯蔵タンクの概略系統構成あるじゃないですか。 2:32:46 そこの、この樹脂タンクと、樹脂貯蔵タンクのラインが概略として7-1-1-1 の7-1-1 図の方にも書かれていて、そちら7-1-1 図の方だと。 2:32:58 そのタンクからさらに 2:33:02 ドラム詰め装置っていうところにも繋がる系統になってるんですけど、今はまずなってないって理解でよかったんですよね。		は、濃縮廃液等を固化するためのセメント固化装置というものが、
会その装置等使用済み実証タンクが、 2:31:25 繋がって固化できる状態にあるかというと、それは現状ではないですけども思想としては入っているという答えになります。以上です。 2:31:35 規制庁西内です。ただ、今、許可で取っている範囲の途中だって理解をすればいいんですかね。 2:31:48 四国電力の井手でございます。途中という、そういう設計で考えておりますというところを記載させていただいております。以上です。規制庁西内です。ちょっと1個だけ同じページ見て話をしたいんですけど。 2:32:03 ちょっと刊本の方、許可の刊本の方にありますけど、 2:32:08 許可の添付資料8の、 2:32:12 7-17ページ。 2:32:16 のところに放射性廃棄物廃棄施設の系統図っていうのが載ってると思うんですけど。 2:32:29 すいません四国電力井手です。すいませんすぐ手元にはないですけどイメージはあります。はい。お願いします。その系統図だと、いわゆる使用済み樹脂、この 2:32:39 図4、今回の1-9で言うところの図4の使用済み樹脂貯蔵タンクの概略系統構成あるじゃないですか。 2:32:46 そこの、この樹脂タンクと、樹脂貯蔵タンクのラインが概略として7-1-1-1の7-1-1図の方にも書かれていて、そちら7-1-1図の方だと。 2:32:58 そのタンクからさらに 2:33:06 今はまずなってないって理解でよかったんですよね。	2:31:11	ございます将来こちらの方で、固化することも可能なような設計にすると
2:31:25 繋がって固化できる状態にあるかというと、それは現状ではないですけども思想としては入っているという答えになります。以上です。 2:31:35 規制庁西内です。ただ、今、許可で取っている範囲の途中だって理解をすればいいんですかね。 2:31:48 四国電力の井手でございます。途中という、そういう設計で考えておりますというところを記載させていただいております。以上です。規制庁西内です。ちょっと1個だけ同じページ見て話をしたいんですけど。 2:32:03 ちょっと刊本の方、許可の刊本の方にありますけど、 2:32:08 許可の添付資料 8 の、 2:32:12 7-17ページ。 2:32:12 7-17ページ。 2:32:22 第 7-1-1 図ってやつなんですけど同じものって今見れますか。 2:32:22 第 7-1-1 図ってやつなんですけど同じものって今見れますか。 2:32:29 すいません四国電力井手です。すいませんすぐ手元にはないですけどイメージはあります。はい。お願いします。その系統図だと、いわゆる使用済み樹脂、この 2:32:39 図 4、今回の 1-9 で言うところの図 4 の使用済み樹脂貯蔵タンクの概略系統構成あるじゃないですか。 2:32:46 そこの、この樹脂タンクと、樹脂貯蔵タンクのラインが概略として 7-1-1-1 の 7-1-1 図の方にも書かれていて、そちら 7-1-1 図の方だと。 2:32:58 そのタンクからさらに 2:33:02 ドラム詰め装置っていうところにも繋がる系統になってるんですけど、今はまずなってないって理解でよかったんですよね。		いう考えで、設置許可の方には記載してございます。ですので具体的に
ども思想としては入っているという答えになります。以上です。 2:31:35 規制庁西内です。ただ、今、許可で取っている範囲の途中だって理解をすればいいんですかね。 2:31:48 四国電力の井手でございます。途中という、そういう設計で考えておりますというところを記載させていただいております。以上です。規制庁西内です。ちょっと1個だけ同じページ見て話をしたいんですけど。 2:32:03 ちょっと刊本の方、許可の刊本の方にありますけど、 2:32:12 7-17 ページ。 2:32:12 7-17 ページ。 2:32:12 第 7-1-1 図ってやつなんですけど同じものって今見れますか。 2:32:22 第 7-1-1 図ってやつなんですけど同じものって今見れますか。 2:32:29 すいません四国電力井手です。すいませんすぐ手元にはないですけどイメージはあります。はい。お願いします。その系統図だと、いわゆる使用済み樹脂、この 2:32:39 図 4、今回の 1-9 で言うところの図 4 の使用済み樹脂貯蔵タンクの概略系統構成あるじゃないですか。 2:32:46 そこの、この樹脂タンクと、樹脂貯蔵タンクのラインが概略として 7-1-1-1 の 7-1-1 図の方にも書かれていて、そちら 7-1-1 図の方だと。 2:32:58 そのタンクからさらに 2:33:02 ドラム詰め装置っていうところにも繋がる系統になってるんですけど、今はまずなってないって理解でよかったんですよね。		今その装置等使用済み実証タンクが、
2:31:35 規制庁西内です。ただ、今、許可で取っている範囲の途中だって理解をすればいいんですかね。 2:31:48 四国電力の井手でございます。途中という、そういう設計で考えておりますというところを記載させていただいております。以上です。規制庁西内です。ちょっと 1 個だけ同じページ見て話をしたいんですけど。 2:32:03 ちょっと刊本の方、許可の刊本の方にありますけど、 2:32:08 許可の添付資料 8 の、 2:32:12 7-17 ページ。 2:32:16 のところに放射性廃棄物廃棄施設の系統図っていうのが載ってると思うんですけど。 2:32:22 第 7-1-1 図ってやつなんですけど同じものって今見れますか。 2:32:29 すいません四国電力井手です。すいませんすぐ手元にはないですけどイメージはあります。はい。お願いします。その系統図だと、いわゆる使用済み樹脂、この 2:32:39 図 4、今回の 1-9 で言うところの図 4 の使用済み樹脂貯蔵タンクの概略系統構成あるじゃないですか。 2:32:46 そこの、この樹脂タンクと、樹脂貯蔵タンクのラインが概略として 7-1-1-1 の 7-1-1 図の方にも書かれていて、そちら 7-1-1 図の方だと。 2:32:58 そのタンクからさらに 2:33:02 ドラム詰め装置っていうところにも繋がる系統になってるんですけど、今はまずなってないって理解でよかったんですよね。	2:31:25	繋がって固化できる状態にあるかというと、それは現状ではないですけ
すればいいんですかね。 2:31:48 四国電力の井手でございます。途中という、そういう設計で考えておりますというところを記載させていただいております。以上です。規制庁西内です。ちょっと1個だけ同じページ見て話をしたいんですけど。 2:32:03 ちょっと刊本の方、許可の刊本の方にありますけど、 2:32:08 許可の添付資料8の、 2:32:12 7-17ページ。 2:32:16 のところに放射性廃棄物廃棄施設の系統図っていうのが載ってると思うんですけど。 2:32:22 第 7-1-1 図ってやつなんですけど同じものって今見れますか。 2:32:29 すいません四国電力井手です。すいませんすぐ手元にはないですけどイメージはあります。はい。お願いします。その系統図だと、いわゆる使用済み樹脂、この 2:32:39 図4、今回の1-9で言うところの図4の使用済み樹脂貯蔵タンクの概略系統構成あるじゃないですか。 2:32:46 そこの、この樹脂タンクと、樹脂貯蔵タンクのラインが概略として7-1-1-1の7-1-1図の方にも書かれていて、そちら7-1-1図の方だと。 2:32:58 そのタンクからさらに 2:33:02 ドラム詰め装置っていうところにも繋がる系統になってるんですけど、今はまずなってないって理解でよかったんですよね。		ども思想としては入っているという答えになります。以上です。
2:31:48 四国電力の井手でございます。途中という、そういう設計で考えておりますというところを記載させていただいております。以上です。規制庁西内です。ちょっと1個だけ同じページ見て話をしたいんですけど。 2:32:03 ちょっと刊本の方、許可の刊本の方にありますけど、 2:32:12 7-17ページ。 2:32:16 のところに放射性廃棄物廃棄施設の系統図っていうのが載ってると思うんですけど。 2:32:22 第 7-1-1 図ってやつなんですけど同じものって今見れますか。 2:32:29 すいません四国電力井手です。すいませんすぐ手元にはないですけどイメージはあります。はい。お願いします。その系統図だと、いわゆる使用済み樹脂、この 2:32:39 図 4、今回の 1-9 で言うところの図 4 の使用済み樹脂貯蔵タンクの概略系統構成あるじゃないですか。 2:32:46 そこの、この樹脂タンクと、樹脂貯蔵タンクのラインが概略として 7-1-1-1 の 7-1-1 図の方にも書かれていて、そちら 7-1-1 図の方だと。 2:32:58 そのタンクからさらに 2:33:02 ドラム詰め装置っていうところにも繋がる系統になってるんですけど、 2:33:06 今はまずなってないって理解でよかったんですよね。	2:31:35	規制庁西内です。ただ、今、許可で取っている範囲の途中だって理解を
ますというところを記載させていただいております。以上です。規制庁西内です。ちょっと 1 個だけ同じページ見て話をしたいんですけど。 2:32:03 ちょっと刊本の方、許可の刊本の方にありますけど、 2:32:12 7-17 ページ。 2:32:16 のところに放射性廃棄物廃棄施設の系統図っていうのが載ってると思うんですけど。 2:32:22 第 7-1-1 図ってやつなんですけど同じものって今見れますか。 2:32:29 すいません四国電力井手です。すいませんすぐ手元にはないですけどイメージはあります。はい。お願いします。その系統図だと、いわゆる使用済み樹脂、この 2:32:39 図 4、今回の 1-9 で言うところの図 4 の使用済み樹脂貯蔵タンクの概略系統構成あるじゃないですか。 2:32:46 そこの、この樹脂タンクと、樹脂貯蔵タンクのラインが概略として 7-1-1-1 の 7-1-1 図の方にも書かれていて、そちら 7-1-1 図の方だと。 2:32:58 そのタンクからさらに 2:33:02 ドラム詰め装置っていうところにも繋がる系統になってるんですけど、2:33:06 今はまずなってないって理解でよかったんですよね。		すればいいんですかね。
内です。ちょっと 1 個だけ同じページ見て話をしたいんですけど。 2:32:03 ちょっと刊本の方、許可の刊本の方にありますけど、 2:32:08 許可の添付資料 8 の、 2:32:12 7-17 ページ。 2:32:16 のところに放射性廃棄物廃棄施設の系統図っていうのが載ってると思うんですけど。 2:32:22 第 7-1-1 図ってやつなんですけど同じものって今見れますか。 2:32:29 すいません四国電力井手です。すいませんすぐ手元にはないですけどイメージはあります。はい。お願いします。その系統図だと、いわゆる使用済み樹脂、この 2:32:39 図 4、今回の 1-9 で言うところの図 4 の使用済み樹脂貯蔵タンクの概略系統構成あるじゃないですか。 2:32:46 そこの、この樹脂タンクと、樹脂貯蔵タンクのラインが概略として 7-1-1-1 の 7-1-1 図の方にも書かれていて、そちら 7-1-1 図の方だと。 2:32:58 そのタンクからさらに 2:33:02 ドラム詰め装置っていうところにも繋がる系統になってるんですけど、 2:33:06 今はまずなってないって理解でよかったんですよね。	2:31:48	四国電力の井手でございます。途中という、そういう設計で考えており
 2:32:03 ちょっと刊本の方、許可の刊本の方にありますけど、 2:32:08 許可の添付資料8の、 2:32:12 7-17ページ。 2:32:16 のところに放射性廃棄物廃棄施設の系統図っていうのが載ってると思うんですけど。 2:32:22 第7-1-1 図ってやつなんですけど同じものって今見れますか。 2:32:29 すいません四国電力井手です。すいませんすぐ手元にはないですけどイメージはあります。はい。お願いします。その系統図だと、いわゆる使用済み樹脂、この 2:32:39 図4、今回の1-9で言うところの図4の使用済み樹脂貯蔵タンクの概略系統構成あるじゃないですか。 2:32:46 そこの、この樹脂タンクと、樹脂貯蔵タンクのラインが概略として7-1-1-1の7-1-1 図の方にも書かれていて、そちら7-1-1 図の方だと。 2:32:58 そのタンクからさらに 2:33:02 ドラム詰め装置っていうところにも繋がる系統になってるんですけど、 2:33:06 今はまずなってないって理解でよかったんですよね。 		ますというところを記載させていただいております。以上です。規制庁西
 2:32:08 許可の添付資料8の、 2:32:12 7-17ページ。 2:32:16 のところに放射性廃棄物廃棄施設の系統図っていうのが載ってると思うんですけど。 2:32:22 第7-1-1 図ってやつなんですけど同じものって今見れますか。 2:32:29 すいません四国電力井手です。すいませんすぐ手元にはないですけどイメージはあります。はい。お願いします。その系統図だと、いわゆる使用済み樹脂、この 2:32:39 図4、今回の1-9で言うところの図4の使用済み樹脂貯蔵タンクの概略系統構成あるじゃないですか。 2:32:46 そこの、この樹脂タンクと、樹脂貯蔵タンクのラインが概略として7-1-1-1の7-1-1図の方にも書かれていて、そちら7-1-1図の方だと。 2:32:58 そのタンクからさらに 2:33:02 ドラム詰め装置っていうところにも繋がる系統になってるんですけど、 2:33:06 今はまずなってないって理解でよかったんですよね。 		内です。ちょっと1個だけ同じページ見て話をしたいんですけど。
 2:32:12 7-17 ページ。 2:32:16 のところに放射性廃棄物廃棄施設の系統図っていうのが載ってると思うんですけど。 2:32:22 第 7-1-1 図ってやつなんですけど同じものって今見れますか。 2:32:29 すいません四国電力井手です。すいませんすぐ手元にはないですけどイメージはあります。はい。お願いします。その系統図だと、いわゆる使用済み樹脂、この 2:32:39 図 4、今回の 1-9 で言うところの図 4 の使用済み樹脂貯蔵タンクの概略系統構成あるじゃないですか。 2:32:46 そこの、この樹脂タンクと、樹脂貯蔵タンクのラインが概略として 7-1-1-1 の 7-1-1 図の方にも書かれていて、そちら 7-1-1 図の方だと。 2:32:58 そのタンクからさらに 2:33:02 ドラム詰め装置っていうところにも繋がる系統になってるんですけど、 2:33:06 今はまずなってないって理解でよかったんですよね。 	2:32:03	ちょっと刊本の方、許可の刊本の方にありますけど、
 2:32:16 のところに放射性廃棄物廃棄施設の系統図っていうのが載ってると思うんですけど。 2:32:22 第 7-1-1 図ってやつなんですけど同じものって今見れますか。 2:32:29 すいません四国電力井手です。すいませんすぐ手元にはないですけどイメージはあります。はい。お願いします。その系統図だと、いわゆる使用済み樹脂、この 2:32:39 図 4、今回の 1-9 で言うところの図 4 の使用済み樹脂貯蔵タンクの概略系統構成あるじゃないですか。 2:32:46 そこの、この樹脂タンクと、樹脂貯蔵タンクのラインが概略として 7-1-1-1 の 7-1-1 図の方にも書かれていて、そちら 7-1-1 図の方だと。 2:32:58 そのタンクからさらに 2:33:02 ドラム詰め装置っていうところにも繋がる系統になってるんですけど、 2:33:06 今はまずなってないって理解でよかったんですよね。 	2:32:08	許可の添付資料8の、
2:32:22 第 7-1-1 図ってやつなんですけど同じものって今見れますか。 2:32:29 すいません四国電力井手です。すいませんすぐ手元にはないですけどイメージはあります。はい。お願いします。その系統図だと、いわゆる使用済み樹脂、この 2:32:39 図 4、今回の 1-9 で言うところの図 4 の使用済み樹脂貯蔵タンクの概略系統構成あるじゃないですか。 2:32:46 そこの、この樹脂タンクと、樹脂貯蔵タンクのラインが概略として 7-1-1-1 の 7-1-1 図の方にも書かれていて、そちら 7-1-1 図の方だと。 2:32:58 そのタンクからさらに 2:33:02 ドラム詰め装置っていうところにも繋がる系統になってるんですけど、2:33:06 今はまずなってないって理解でよかったんですよね。	2:32:12	7-17 ページ。
 2:32:22 第 7-1-1 図ってやつなんですけど同じものって今見れますか。 2:32:29 すいません四国電力井手です。すいませんすぐ手元にはないですけどイメージはあります。はい。お願いします。その系統図だと、いわゆる使用済み樹脂、この 2:32:39 図 4、今回の 1-9 で言うところの図 4 の使用済み樹脂貯蔵タンクの概略系統構成あるじゃないですか。 2:32:46 そこの、この樹脂タンクと、樹脂貯蔵タンクのラインが概略として 7-1-1-1 の 7-1-1 図の方にも書かれていて、そちら 7-1-1 図の方だと。 2:32:58 そのタンクからさらに 2:33:02 ドラム詰め装置っていうところにも繋がる系統になってるんですけど、 2:33:06 今はまずなってないって理解でよかったんですよね。 	2:32:16	のところに放射性廃棄物廃棄施設の系統図っていうのが載ってると思う
2:32:29 すいません四国電力井手です。すいませんすぐ手元にはないですけど イメージはあります。はい。お願いします。その系統図だと、いわゆる使 用済み樹脂、この 2:32:39 図 4、今回の 1-9 で言うところの図 4 の使用済み樹脂貯蔵タンクの概 略系統構成あるじゃないですか。 2:32:46 そこの、この樹脂タンクと、樹脂貯蔵タンクのラインが概略として 7-1- 1-1 の 7-1-1 図の方にも書かれていて、そちら 7-1-1 図の方だ と。 2:32:58 そのタンクからさらに 2:33:02 ドラム詰め装置っていうところにも繋がる系統になってるんですけど、 2:33:06 今はまずなってないって理解でよかったんですよね。		んですけど。
イメージはあります。はい。お願いします。その系統図だと、いわゆる使用済み樹脂、この 2:32:39 図 4、今回の 1-9 で言うところの図 4 の使用済み樹脂貯蔵タンクの概略系統構成あるじゃないですか。 2:32:46 そこの、この樹脂タンクと、樹脂貯蔵タンクのラインが概略として 7-1-1-1 の 7-1-1 図の方にも書かれていて、そちら 7-1-1 図の方だと。 2:32:58 そのタンクからさらに 2:33:02 ドラム詰め装置っていうところにも繋がる系統になってるんですけど、 2:33:06 今はまずなってないって理解でよかったんですよね。	2:32:22	第 7-1-1 図ってやつなんですけど同じものって今見れますか。
用済み樹脂、この 2:32:39 図 4、今回の 1-9 で言うところの図 4 の使用済み樹脂貯蔵タンクの概略系統構成あるじゃないですか。 2:32:46 そこの、この樹脂タンクと、樹脂貯蔵タンクのラインが概略として 7-1-1-1 の 7-1-1 図の方にも書かれていて、そちら 7-1-1 図の方だと。 2:32:58 そのタンクからさらに 2:33:02 ドラム詰め装置っていうところにも繋がる系統になってるんですけど、2:33:06 今はまずなってないって理解でよかったんですよね。	2:32:29	すいません四国電力井手です。すいませんすぐ手元にはないですけど
2:32:39 図 4、今回の 1-9 で言うところの図 4 の使用済み樹脂貯蔵タンクの概略系統構成あるじゃないですか。 2:32:46 そこの、この樹脂タンクと、樹脂貯蔵タンクのラインが概略として 7-1-1-1 の 7-1-1 図の方にも書かれていて、そちら 7-1-1 図の方だと。 2:32:58 そのタンクからさらに 2:33:02 ドラム詰め装置っていうところにも繋がる系統になってるんですけど、 2:33:06 今はまずなってないって理解でよかったんですよね。		イメージはあります。はい。お願いします。その系統図だと、いわゆる使
略系統構成あるじゃないですか。 2:32:46 そこの、この樹脂タンクと、樹脂貯蔵タンクのラインが概略として 7-1-1-1 の 7-1-1 図の方にも書かれていて、そちら 7-1-1 図の方だと。 2:32:58 そのタンクからさらに 2:33:02 ドラム詰め装置っていうところにも繋がる系統になってるんですけど、 2:33:06 今はまずなってないって理解でよかったんですよね。		用済み樹脂、この
 2:32:46 そこの、この樹脂タンクと、樹脂貯蔵タンクのラインが概略として 7-1-1-1 の 7-1-1 図の方にも書かれていて、そちら 7-1-1 図の方だと。 2:32:58 そのタンクからさらに 2:33:02 ドラム詰め装置っていうところにも繋がる系統になってるんですけど、 2:33:06 今はまずなってないって理解でよかったんですよね。 	2:32:39	図 4、今回の 1-9 で言うところの図 4 の使用済み樹脂貯蔵タンクの概
1-1の7-1-1図の方にも書かれていて、そちら7-1-1図の方だと。 2:32:58 そのタンクからさらに 2:33:02 ドラム詰め装置っていうところにも繋がる系統になってるんですけど、 2:33:06 今はまずなってないって理解でよかったんですよね。		略系統構成あるじゃないですか。
と。 2:32:58 そのタンクからさらに 2:33:02 ドラム詰め装置っていうところにも繋がる系統になってるんですけど、 2:33:06 今はまずなってないって理解でよかったんですよね。	2:32:46	そこの、この樹脂タンクと、樹脂貯蔵タンクのラインが概略として 7-1-
2:32:58そのタンクからさらに2:33:02ドラム詰め装置っていうところにも繋がる系統になってるんですけど、2:33:06今はまずなってないって理解でよかったんですよね。		
2:33:02 ドラム詰め装置っていうところにも繋がる系統になってるんですけど、 2:33:06 今はまずなってないって理解でよかったんですよね。		کی
2:33:06 今はまずなってないって理解でよかったんですよね。		
	2:33:02	ドラム詰め装置っていうところにも繋がる系統になってるんですけど、
2:33:11 四国電力井手でございます図面の方確認いたしましたはい	2:33:06	今はまずなってないって理解でよかったんですよね。
	2:33:11	四国電力井手でございます図面の方確認いたしましたはい

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:16	フロ一図といたしましては、使用済み樹脂貯蔵タンクのものをドラム名
	装置の方で処理できるフローになってございますただこれは市設計思
	想といいますかいうものでございまして、
2:33:29	実際に装置が今、このようになっているかというと、つないではいない
	と、その近くまで配管を持っていってるんですけどつないでいないという
	状況でございます。以上です。
2:33:40	規制庁西内です。なのでちょっと私の最初の1の最初の方の質問に戻
	るんですけど、
2:33:47	許可を今とってる範囲っていうのは、このドラム名装置に最終的には接
	続するような形で許可を取っているけども、
2:33:57	今そこに至る、ちょっと前段階というか途中段階だみたいなそういう理解
	をすればいいものなんですかねちょっと理解が違いますか。
2:34:05	四国電力の井手でございますそういったご理解で問題ございません。
	以上です。
2:34:13	季節ニシウチです。了解します。
2:34:17	と、
2:34:20	なるほど。
2:34:22	ちょっと正直な話なんですけど、あんまり私あれなんですよね、許可を
	取っていて。
2:34:31	基本的にはその許可の通りに、現場ってまずなっているものだよねって
	いう頭があって、何かあんまりここまで長期間っていうんですかね。
2:34:42	許可で思い描いた通りな許可の絵姿の通りになってないっていう例をあ
	んまり私知らないんですけど、
2:34:50	他には何かこういう状態のステータスのものって結構あるものなんです
	かね。
2:34:57	要は許可を取っているけど、まだ途中段階で、ちょっとまだ具体的にこう
	するせ、めども立っていないものっていうちょっと言い方が乱暴かもしれ
	ないですけど、そういうステータスなものってほかにもあるんですかね。
2:35:23	ちょっとお待ちください。すいません少々お待ちください。
2:35:41	あ、すいません四国電力の井出でございます。遠い。今おっしゃってい
	ただいたもの、ようなもので、今思いつくものはないんですけどもすみま
	せん全くないかと言われると、全部見れてはいけないですけども、
2:35:54	ぱっと思いつくものがはございません。以上です。
2:35:59	規制庁西内です。今後具体的にまた、そもそものこの

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:36:05	設計方針の記載とか、見直した際にもう少し具体的に確認できればい
	いかなと思いますけど。
2:36:11	ちょっと一番気になってるのか。
2:36:14	結局、
2:36:16	接続するって言って許可取りましたと、といいつつもずっと接続しないよ
	うな状態になっていたとしてですよ。
2:36:23	じゃあ何カー。
2:36:24	適合性基準への適合性の観点で影響し得るかっていうと、
2:36:31	結局だから、書状外、
2:36:36	今の資料2でいうと22-28-1の2ページ、要求事項を書いてますけ
	ど、
2:36:44	会社空に要求しているまさに被要求事項等、ちょっと関係すると思うん
	ですよね。要は結局、廃棄物を貯蔵する施設っていうのは、
2:36:56	施設から発生する発生量、あとは搬出量、これから処理量とかと同義だ
	と思いますけど、
2:37:03	今回で言うところの要はドラム詰め装置に行くような量を考慮して、ちゃ
	んと貯蔵管理できることをいう。
2:37:09	ていうところに結局関連すると思うんですけど。
2:37:12	そういう意味だ等、
2:37:14	この 2-2 ページ、28-2-2 ペイジーと 2-3 ページの方で、具体な推
	移を想像書いてるんですけど。
2:37:23	ちょっとここでもう少し聞きたかったのがですね。
2:37:25	12号はもう廃措置計画を提出いただいていて、具体的なもう計画って
	いうのが今後見えてますよと。だから廃止措置終了までの合計の推定
	発生量が書いてあるんですけど、
2:37:36	3 号炉って、これって、いつまで発生し続ける想定なんでしたっけ、要は
	具体的なこれ廃措置とかまでの量はまだ入ってないって理解でよかっ
	たんですよね多分イメージ的には、
2:37:50	四国電力の井手でございます。はい今のご理解の通り 12 号につきまし
	ては廃止措置に入りましたので、廃止措置が終わるまでの合計発生量
	が、推測はできるということで書かせていた合計量ということで書かせて
	いただいております。
2:38:04	3 号につきましては運転年数が何年になるかというところはまだわから
	ないところはございますけれども、至近の発生量今後の取替計画等を

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	考慮いたしまして、年間発生量が30名というふうに推定してございま
	す。
2:38:18	今後どれぐらいいということになりますとタンクの有効容量と発生量を考
	慮して一定期間ある程度の貯蔵能力は有することになると、今回増設
	することで、
2:38:29	有することになるというふうに考えてございます。以上です。
2:38:34	規制庁西内です。
2:38:38	李琉央です。ちょっと今まさに説明の中で言った一定期間っていうところ
	だけもう少しお聞きしたいんですけど、
2:38:49	これそもそもなんですけど、
2:38:54	待ってくださいね。
2:38:55	発生量が、この廃止措置の段階に移ったほうが発生量が多くなるって
	いう理解でいいんですよね。
2:39:05	四国電力の井出でございます。発生量が多くなるといいますか、これも
	これから廃止措置が終了弊社の場合型 1 号 2 号、40 年間の廃止措置
	を考慮考えてございまして、
2:39:18	その 40 年間で発生する量、今まで発生したのを除いてはございますけ
	れども、という量で記載させていただいておりますので、年当たりにする
	とですね単純平均とはなりませんけれども、廃止になった方が少ないと
	いうふうには考えてございます。
2:39:36	規制庁西内です失礼します。ちょっと単位を間違えてました。そっからこ
	っちは 5 ケースなんですね理解しました。
2:39:44	どう、
2:39:45	そういう意味でいうと、12号の廃止措置終了までの合計はもう推定がで
	きていて、
2:39:53	今後継続的に年オーダーで増えてくのは
2:39:57	3号の運転の分だけだと思うんですけど、これ次のペイジー。
2:40:03	予想図の方だと、ちょっとヒンズー情報になっているので、ちょっと具体
	名年度とかも避けますけど、
2:40:11	これまず、今、語って、運転開始してから何年目だったんでしたっけ今
	年でいいんですけど、
2:40:19	7歳の炉でしたっけ。
2:40:21	へ伊方3号機平成6年の12月に運開してございますので、今平成で
	いうと 3、8、28 歳。
2:40:31	28 年程度、平成 6 年から現状までということになります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:40:38	規制庁西内です。了解しました。ちょっとだけ待っていただいてもいいで
	すか。
2:41:26	規制庁西内ですけど、若干、
2:41:32	機械的にですよ、機械的に、
2:41:34	今の法体系上、40年、
2:41:39	向江太郎って、20年間運転延長できるっていう法体系になってますけ
	ど、それを踏まえて最大 60 年やるとしたときに、
2:41:47	に考えると、
2:41:49	若干有効容量が足りないような気もするんですけど。
2:41:54	機械的に単純に単純に計算するとですよ。
2:41:57	そこの部分は、これ例えば今回の申請書にも書かれてる本文事項です
	けど、必要がある場合には増設を考慮するっていうことで、先ほど説明
	の中でもあったような一定期間、当面の間の
2:42:10	貯蔵容量として十分であるっていうことで、申請をされているもので理解
	をすればいいんですかね。
2:42:18	四国電力でございますはいその通りのご理解になります。増設も考慮
	すると書いてございますけれども、将来的にはですね処理する装置な
	んかを検討いたしまして、そういったものの具体的なればまた設置許可
	の変更ということも、
2:42:33	一つの方法として考えて、そちらの方を考えたいとは思ってございます。
	ただ今の段階では、タンクを増設して当面の間の容量は確保できるとい
	うところまでが申請の対象になってございます。以上です。
2:42:48	規制庁西内です。ただ二つあって、
2:42:54	いわゆるBのタンクを設置したときの説明であれば、増設スペースもあ
	って、何か増設も考慮するっていうのは何か理解できるんですけど。
2:43:06	マツモトって今増設考慮してるんでしたっけ。
2:43:09	何か考慮されている節がまず施設設計的にあまり感じられないんです
	けど、まずここはあるんでしたっけ。
2:43:18	四国電力の伊井でございます現時点でさらに増設するということは、考
	慮してはございませんですけれども記載上としては、そういうことも書か
	せていただいてるというものです。以上です。
2:43:31	規制庁西内ですけど。
2:43:35	おそらくこれは推測ですけど、私が当時書いたわけではないので、
2:43:40	これ当時要は、建設時にBのタンクを敷設したときに、こう書いているの
	は、本当に増設を考慮したからだと思うんですよね。増設するスペース

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	1800~ いっちいていてのて、「すいせきいせいはんしょうしょ」 サロタフェナフィ
	が明らかにあいているので、何か施設状況的にはそれは理解できるん
	ですけど、
2:43:55	今お話いただいたように、ないのに書いているのはあまり理解ができな
	し、。
2:44:00	とまず思っていて、
2:44:02	どちらかというと、
2:44:05	今後、そういった処理設備を折衷する計画とするっていうような話がもう
	あってしかるべきなんじゃないかなっていう気はしますけど、ちょっとま
	ず、一応お聞きした話は理解をしたので、
2:44:16	ちょっとまたちょっとまずそういった説明がわかるように記載をいただい
	た方がいいかなという気はまずしましたというところがまず現状ですか
	ね。ちょっとそもそも 28 条は何か適合方針設計方針の部分からちょっと
	いろいろと見直されると思いますので、
2:44:29	ちょっとあわせて今お伝えしたような部分を含めてちょっと整理して説明
	をいただければいいのかなと思います。
2:44:38	すいません、四国電力で承知いたしましたこの増設につきましてはです
	ね定特ではないですけれども固体廃棄物の辺りにつきましては貯蔵庫
	についても同じような記載をしていたりというところもありまして、
2:44:50	はい。その辺も踏まえてですね今回記載をさせていただいたところでご
	ざいますけれども全体を通して社員整理させていただきます以上です。
2:44:58	はい。規制庁西内です。
2:45:02	城東区って言いたいお気持ちもわかるんですけど、何か今の説明みた
	いに、もうライン増設する予定はないんですけど、書いてるんですと言
	われると、
2:45:13	とても受け入れられる説明ではないですよね。なんで変えてるんでした
	っけっていう疑問が生まれるのは当然だと思うので、もう少し多分そこら
	辺の表現ぶりを、
2:45:23	見直しいただければいいのかなという気はしましたけど、ちょっとまずは
	全体的に整理いただければいいのかなあとは思いました等で、ちょっと
	すいません二つを聞きたい事故があってそのもう一つの方なんですけ
	ど、
2:45:34	衛藤。
2:45:36	あ、ごめんなさいちょっと受振使用済み樹脂の処理のイメージがちょっと
	私が湧いてなくて、ドラム缶詰めするものと思っていいんでしたっけ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:45:46	四国電力の井手でございます。処理の仕方にはいろいろアクションござ
	いますけれども、当社が今設置許可の方で書かせていただいているの
	は、セメントで固めてドラム缶に詰めるというやり方を将来考えるという
	ところを書かせていただいております。
2:46:03	以上です。技術的には他にもございますけれどもはい書かせていただ
	いてるのはそちらになります以上です。
2:46:11	規制庁西内です理解しますと、ちょっとこれは仮定の話なので、何かそ
	ういうイメージであって言えば、
2:46:20	ちょっと教えて、イメージだというかだけ確認したいんですけど。
2:46:23	だから仮にですけど、今許可に書いてるような、セメント固化してでも缶
	詰するような、
2:46:30	施設設計をする場合には、もう許可でそういう旨は書いているので、
2:46:34	そこから変更がないのであれば基本的には工認からやるようなイメージ
	でただその処理報告がそもそも変更するのであれば、許可からやり直
	すイメ―ジとそういうりかいいをざっくりしていいものでしょうか何かイメ
	一ジが今の時点で違いますか。
2:47:05	電力の井手でございます。今ご質問いただきました点で、まず、二つ目
	のもし何か入れればというところにつきましては必ず設置許可から取り
	直しに処理設備として、
2:47:15	取り直しになるというふうに考えてございます。で、一つ目のセメント固
	化をする場合ということでございますけれども、もう一度既許可の記載
	内容を見、確認よく確認する必要あると思うんですけれども、現在の許
	可の範囲で処理できるのであれば、
2:47:32	ご認識の通り工認からスタートということもあるのかなと思っておりま
	す。以上です。規制庁西内ですありがとうございます。
2:47:40	そういう意味ではちょっと後は今回申請で、
2:47:44	結局何を確認しなきゃいけないのかにもかかってくるんですけど、要は
	今の挙カーテンパチの記載ってドラム詰めできる。
2:47:54	すいません。
2:48:00	ドラム詰めも可能なようにするっていう、なんか若干他の部分の記載と
	は若干、
2:48:06	程度感が落ちる記載になっていて、
2:48:08	ちょっとまた整理して説明いただきたいんですけど、要は、そもそもこれ
	ドラム詰めするラインで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:48:16	許可を取っているものなのか、そういう設計思想っていうところだけ許可
	をとっていて、要は
2:48:22	もうドラム詰めできないような何か系統構成にはしませんとか何かそう
	いうような宣言だけなのか、ちょっとそこのイメージだけもうちょっと理解
	がちょっとおよんでない部分があるので、ちょっと今後また 28 条の関係
	で、お聞きをできればいいかなとは思っています。
2:48:38	承知いたしました。今の趣旨を踏まえて整理いたしておきます。以上で
	す。
2:48:43	はい。
2:48:45	要は、
2:48:47	先ほど私が言ったような、今途中段階なので、別にドラム詰めの話は今
	回は特段、
2:48:55	出てこないんです。
2:48:57	ていうことであれば、そもそもテンパチとか設計方針も書かれないのか
	なっていう気もしてますし、一方で、そういう設計思想であることまでを、
	申請しようとしているのであれば、
2:49:07	それは、は、今回のその系統構成とかにどう反映されてくるのか、てい
	うところがちょっとよく理解が及ばないなあというところがあったので、引
	き続き確認をできればいいかなとは思っています。
2:49:21	はい。衛藤。とりあえず現状以上。
2:49:26	なあと思います。少しだけを間違えてもいいですか。
2:51:00	規制庁西内ですお待たせしますし、あと衛藤 28 条は、一旦今日の時点
	ではここまでにしたいなあと思いますと。
2:51:11	で、続けてよければ 30 条の方を説明いただいてもいいですかちょっと
	時間が結構過ぎてますけどそちら大丈夫でしたっけ。
2:51:26	程度じゃ、
2:51:28	植林力トミオカでございますそしたら30条の方に移らせていただきま
	す。
2:51:48	四国電力三島です。私の方からご説明させていただきます。
2:51:56	まだ30-1基準規則への適合性につきましては、
2:52:01	設計方針として設計基準対象施設ある使用済み貯蔵タンクは放射線業
	務自社における汚染量を低減できるよう、遮へい機器の配置。
2:52:12	構成物の防止等ホンセイ防護の措置を超えた設計とするとさせていた
	だいております。
2:52:18	引き続きまして 30-2、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

設計といたしましては、 2:52:28 白炭長タンクの遮へい設計は、保全業務者等における線量等量が法令に定める線量当量限度を超えないように設計します。 2:52:36 具体的な保全業務者等の間、関係各場所の立ち入り頻度、潜在理科、滞在時間等を考慮した上で、 2:52:43 本選被ばく線量が十分安全に管理できるように、32-1に示す遮へい設計基準を満足する設計します。 2:52:51 使用済み貯蔵タンク室は第4コースとして設計し、また中積みしタンク室前の通路を第2区分とするため、遮へい器を設け、第2区分の設計基準線量率であるA.01mSv以下を満足するように設計します。 2:53:07 都築、1ポツに、使用済みちゆ次長檀久野は1ニイツにつきまして沈み述書断固は、 2:53:15 施設の使用済み書をタンク同様にしよう。 2:53:17 済み樹脂貯蔵タンク室内に配置する設計とします。 2:53:23 30-2-3につきましては、図面にタンクをマルつけているわけでございます。 2:53:28 遮へい設計の評価についてですけれども、現状の炉心状況に基づき算出した使用済み樹脂貯蔵タンクの線源強度を用いて、壁の外の線量率を算出し、遮へい設計基準を満足することを確認します。 2:53:43 評価条件は下表の通りで下へ、割愛いたします。 2:53:53 外の点、及び南側社へ併記。 2:53:57 以外の天秤線量を評価すると、既設の塩見町檀国からの放射線量を無視できることから、増設する手段区分で評価する評価点は、下図の通りです。	2:52:21	放射線からの放線業務従事者の防護につきましてですけれども、写生
に定める線量当量限度を超えないように設計します。 2:52:36 具体的な保全業務者等の間、関係各場所の立ち入り頻度、潜在理科、滞在時間等を考慮した上で、 2:52:43 本選被ばく線量が十分安全に管理できるように、32-1に示す遮へい設計基準を満足する設計します。 2:52:51 使用済み貯蔵タンク室は第4コースとして設計し、また中積みしタンク室前の通路を第2区分とするため、遮へい器を設け、第2区分の設計基準線量率であるA.01mSv以下を満足するように設計します。 2:53:07 都築、1ポツに、使用済みちゆ次長檀久野は1ニイツにつきまして沈み述書断固は、 2:53:15 施設の使用済み書をタンク同様にしよう。 2:53:17 済み樹脂貯蔵タンク室内に配置する設計とします。 2:53:23 30-2-3につきましては、図面にタンクをマルつけているわけでございます。 2:53:28 遮へい設計の評価についてですけれども、現状の炉心状況に基づき算出した使用済み樹脂貯蔵タンクの線源強度を用いて、 2:53:37 壁の外の線量率を算出し、遮へい設計基準を満足することを確認します。 2:53:43 評価条件は下表の通りで下へ、割愛いたします。 2:53:47 評価点につきましては、増設市穂積町檀久野、比嘉東側遮へい器、2:53:53 外の点、及び南側社へ併記。 2:53:57 以外の天秤線量を評価すると、既設の塩見町檀国からの放射線量を無視できることから、増設する手段区分で評価する評価点は、下図の通り		設計といたしましては、
2:52:36 具体的な保全業務者等の間、関係各場所の立ち入り頻度、潜在理科、滞在時間等を考慮した上で、 2:52:43 本選被ばく線量が十分安全に管理できるように、32-1に示す遮へい設計基準を満足する設計します。 2:52:51 使用済み貯蔵タンク室は第4コースとして設計し、また中積みしタンク室前の通路を第2区分とするため、遮へい器を設け、第2区分の設計基準線量率であるA.01mSv以下を満足するように設計します。 2:53:07 都築、1ポツに、使用済みちゆ次長檀久野は1ニイツにつきまして沈み述書断固は、 2:53:15 施設の使用済み書をタンク同様にしよう。 2:53:17 済み樹脂貯蔵タンク室内に配置する設計とします。 2:53:23 30-2-3につきましては、図面にタンクをマルつけているわけでございます。 2:53:28 遮へい設計の評価についてですけれども、現状の炉心状況に基づき算出した使用済み樹脂貯蔵タンクの線源強度を用いて、 2:53:37 壁の外の線量率を算出し、遮へい設計基準を満足することを確認します。 2:53:43 評価条件は下表の通りで下へ、割愛いたします。 2:53:47 評価点につきましては、増設市穂積町檀久野、比嘉東側遮へい器、2:53:53 外の点、及び南側社へ併記。 2:53:57 以外の天秤線量を評価すると、既設の塩見町檀国からの放射線量を無視できることから、増設する手段区分で評価する評価点は、下図の通り	2:52:28	白炭長タンクの遮へい設計は、保全業務者等における線量等量が法令
滞在時間等を考慮した上で、 2:52:43 本選被ばく線量が十分安全に管理できるように、32-1に示す遮へい設計基準を満足する設計します。 2:52:51 使用済み貯蔵タンク室は第4コースとして設計し、また中積みしタンク室前の通路を第2区分とするため、遮へい器を設け、第2区分の設計基準線量率であるA.01mSv以下を満足するように設計します。 2:53:07 都築、1ポツに、使用済みちゅ次長檀久野は1ニイツにつきまして沈み述書断固は、 2:53:15 施設の使用済み書をタンク同様にしよう。 2:53:17 済み樹脂貯蔵タンク室内に配置する設計とします。 2:53:23 30-2-3につきましては、図面にタンクをマルつけているわけでございます。 2:53:28 遮へい設計の評価についてですけれども、現状の炉心状況に基づき算出した使用済み樹脂貯蔵タンクの線源強度を用いて、 2:53:37 壁の外の線量率を算出し、遮へい設計基準を満足することを確認します。 2:53:43 評価条件は下表の通りで下へ、割愛いたします。 2:53:43 評価条件は下表の通りで下へ、割愛いたします。 2:53:53 外の点、及び南側社へ併記。 2:53:53 外の点、及び南側社へ併記。		に定める線量当量限度を超えないように設計します。
2:52:43 本選被ばく線量が十分安全に管理できるように、32-1に示す遮へい設計基準を満足する設計します。 2:52:51 使用済み貯蔵タンク室は第4コースとして設計し、また中積みしタンク室前の通路を第2区分とするため、遮へい器を設け、第2区分の設計基準線量率であるA.01mSv以下を満足するように設計します。 2:53:07 都築、1ポツに、使用済みちゆ次長檀久野は1ニイツにつきまして沈み述書断固は、 2:53:15 施設の使用済み書をタンク同様にしよう。 2:53:17 済み樹脂貯蔵タンク室内に配置する設計とします。 2:53:23 30-2-3につきましては、図面にタンクをマルつけているわけでございます。 2:53:28 遮へい設計の評価についてですけれども、現状の炉心状況に基づき算出した使用済み樹脂貯蔵タンクの線源強度を用いて、 2:53:37 壁の外の線量率を算出し、遮へい設計基準を満足することを確認します。 2:53:43 評価条件は下表の通りで下へ、割愛いたします。 2:53:43 評価条件は下表の通りで下へ、割愛いたします。 2:53:53 外の点、及び南側社へ併記。 2:53:53 以外の天秤線量を評価すると、既設の塩見町檀国からの放射線量を無視できることから、増設する手段区分で評価する評価点は、下図の通り	2:52:36	具体的な保全業務者等の間、関係各場所の立ち入り頻度、潜在理科、
設計基準を満足する設計します。 2:52:51 使用済み貯蔵タンク室は第4コースとして設計し、また中積みしタンク室前の通路を第2区分とするため、遮へい器を設け、第2区分の設計基準線量率であるA.01mSv以下を満足するように設計します。 2:53:07 都築、1ポツに、使用済みちゅ次長檀久野は1ニイツにつきまして沈み述書断固は、 2:53:15 施設の使用済み書をタンク同様にしよう。 2:53:17 済み樹脂貯蔵タンク室内に配置する設計とします。 2:53:23 30-2-3につきましては、図面にタンクをマルつけているわけでございます。 2:53:28 遮へい設計の評価についてですけれども、現状の炉心状況に基づき算出した使用済み樹脂貯蔵タンクの線源強度を用いて、 2:53:37 壁の外の線量率を算出し、遮へい設計基準を満足することを確認します。 2:53:43 評価条件は下表の通りで下へ、割愛いたします。 2:53:43 評価点につきましては、増設市穂積町檀久野、比嘉東側遮へい器、 2:53:53 外の点、及び南側社へ併記。 2:53:57 以外の天秤線量を評価すると、既設の塩見町檀国からの放射線量を無視できることから、増設する手段区分で評価する評価点は、下図の通り		滞在時間等を考慮した上で、
2:52:51 使用済み貯蔵タンク室は第 4 コースとして設計し、また中積みしタンク室前の通路を第 2 区分とするため、遮へい器を設け、第 2 区分の設計基準線量率であるA. 01mSv以下を満足するように設計します。 2:53:07 都築、1 ポツに、使用済みちゅ次長檀久野は 1 ニイツにつきまして沈み述書断固は、 2:53:15 施設の使用済み書をタンク同様にしよう。 2:53:17 済み樹脂貯蔵タンク室内に配置する設計とします。 2:53:23 30-2-3 につきましては、図面にタンクをマルつけているわけでございます。 2:53:28 遮へい設計の評価についてですけれども、現状の炉心状況に基づき算出した使用済み樹脂貯蔵タンクの線源強度を用いて、 2:53:37 壁の外の線量率を算出し、遮へい設計基準を満足することを確認します。 2:53:47 評価点につきましては、増設市穂積町檀久野、比嘉東側遮へい器、2:53:53 外の点、及び南側社へ併記。 2:53:57 以外の天秤線量を評価すると、既設の塩見町檀国からの放射線量を無視できることから、増設する手段区分で評価する評価点は、下図の通り	2:52:43	本選被ばく線量が十分安全に管理できるように、32-1 に示す遮へい
室前の通路を第 2 区分とするため、遮へい器を設け、第 2 区分の設計 基準線量率であるA. 01mSv以下を満足するように設計します。 2:53:07 都築、1 ポツに、使用済みちゅ次長檀久野は 1 ニイツにつきまして沈み 述書断固は、 2:53:15 施設の使用済み書をタンク同様にしよう。 2:53:17 済み樹脂貯蔵タンク室内に配置する設計とします。 2:53:23 30-2-3 につきましては、図面にタンクをマルつけているわけでござい ます。 2:53:28 遮へい設計の評価についてですけれども、現状の炉心状況に基づき算 出した使用済み樹脂貯蔵タンクの線源強度を用いて、 2:53:37 壁の外の線量率を算出し、遮へい設計基準を満足することを確認しま す。 2:53:43 評価条件は下表の通りで下へ、割愛いたします。 2:53:47 評価点につきましては、増設市穂積町檀久野、比嘉東側遮へい器、 2:53:53 外の点、及び南側社へ併記。 2:53:57 以外の天秤線量を評価すると、既設の塩見町檀国からの放射線量を無 視できることから、増設する手段区分で評価する評価点は、下図の通り		設計基準を満足する設計します。
基準線量率であるA. 01mSv以下を満足するように設計します。 2:53:07 都築、1 ポツに、使用済みちゅ次長檀久野は1ニイツにつきまして沈み述書断固は、 2:53:15 施設の使用済み書をタンク同様にしよう。 2:53:17 済み樹脂貯蔵タンク室内に配置する設計とします。 2:53:23 30-2-3 につきましては、図面にタンクをマルつけているわけでございます。 2:53:28 遮へい設計の評価についてですけれども、現状の炉心状況に基づき算出した使用済み樹脂貯蔵タンクの線源強度を用いて、 2:53:37 壁の外の線量率を算出し、遮へい設計基準を満足することを確認します。 2:53:43 評価条件は下表の通りで下へ、割愛いたします。 2:53:43 評価点につきましては、増設市穂積町檀久野、比嘉東側遮へい器、 2:53:53 外の点、及び南側社へ併記。 2:53:57 以外の天秤線量を評価すると、既設の塩見町檀国からの放射線量を無視できることから、増設する手段区分で評価する評価点は、下図の通り	2:52:51	使用済み貯蔵タンク室は第 4コースとして設計し、また中積みしタンク
2:53:07 都築、1 ポツに、使用済みちゅ次長檀久野は 1 ニイツにつきまして沈み 述書断固は、 2:53:15 施設の使用済み書をタンク同様にしよう。 2:53:17 済み樹脂貯蔵タンク室内に配置する設計とします。 2:53:23 30-2-3 につきましては、図面にタンクをマルつけているわけでござい ます。 2:53:28 遮へい設計の評価についてですけれども、現状の炉心状況に基づき算 出した使用済み樹脂貯蔵タンクの線源強度を用いて、 2:53:37 壁の外の線量率を算出し、遮へい設計基準を満足することを確認しま す。 2:53:43 評価条件は下表の通りで下へ、割愛いたします。 2:53:47 評価点につきましては、増設市穂積町檀久野、比嘉東側遮へい器、2:53:53 外の点、及び南側社へ併記。 2:53:57 以外の天秤線量を評価すると、既設の塩見町檀国からの放射線量を無 視できることから、増設する手段区分で評価する評価点は、下図の通り		室前の通路を第2区分とするため、遮へい器を設け、第2区分の設計
 述書断固は、 2:53:15 施設の使用済み書をタンク同様にしよう。 2:53:17 済み樹脂貯蔵タンク室内に配置する設計とします。 2:53:23 30-2-3につきましては、図面にタンクをマルつけているわけでございます。 2:53:28 遮へい設計の評価についてですけれども、現状の炉心状況に基づき算出した使用済み樹脂貯蔵タンクの線源強度を用いて、 2:53:37 壁の外の線量率を算出し、遮へい設計基準を満足することを確認します。 2:53:43 評価条件は下表の通りで下へ、割愛いたします。 2:53:47 評価点につきましては、増設市穂積町檀久野、比嘉東側遮へい器、 2:53:53 外の点、及び南側社へ併記。 2:53:57 以外の天秤線量を評価すると、既設の塩見町檀国からの放射線量を無視できることから、増設する手段区分で評価する評価点は、下図の通り 		基準線量率であるA. 01mSv以下を満足するように設計します。
 2:53:15 施設の使用済み書をタンク同様にしよう。 2:53:17 済み樹脂貯蔵タンク室内に配置する設計とします。 2:53:23 30-2-3につきましては、図面にタンクをマルつけているわけでございます。 2:53:28 遮へい設計の評価についてですけれども、現状の炉心状況に基づき算出した使用済み樹脂貯蔵タンクの線源強度を用いて、 2:53:37 壁の外の線量率を算出し、遮へい設計基準を満足することを確認します。 2:53:43 評価条件は下表の通りで下へ、割愛いたします。 2:53:47 評価点につきましては、増設市穂積町檀久野、比嘉東側遮へい器、 2:53:53 外の点、及び南側社へ併記。 2:53:57 以外の天秤線量を評価すると、既設の塩見町檀国からの放射線量を無視できることから、増設する手段区分で評価する評価点は、下図の通り 	2:53:07	都築、1 ポツに、使用済みちゅ次長檀久野は 1 ニイツにつきまして沈み
2:53:17 済み樹脂貯蔵タンク室内に配置する設計とします。 2:53:23 30-2-3につきましては、図面にタンクをマルつけているわけでございます。 2:53:28 遮へい設計の評価についてですけれども、現状の炉心状況に基づき算出した使用済み樹脂貯蔵タンクの線源強度を用いて、 2:53:37 壁の外の線量率を算出し、遮へい設計基準を満足することを確認します。 2:53:43 評価条件は下表の通りで下へ、割愛いたします。 2:53:47 評価点につきましては、増設市穂積町檀久野、比嘉東側遮へい器、 2:53:53 外の点、及び南側社へ併記。 2:53:57 以外の天秤線量を評価すると、既設の塩見町檀国からの放射線量を無視できることから、増設する手段区分で評価する評価点は、下図の通り		述書断固は、
2:53:23 30-2-3 につきましては、図面にタンクをマルつけているわけでございます。 2:53:28 遮へい設計の評価についてですけれども、現状の炉心状況に基づき算出した使用済み樹脂貯蔵タンクの線源強度を用いて、 2:53:37 壁の外の線量率を算出し、遮へい設計基準を満足することを確認します。 2:53:43 評価条件は下表の通りで下へ、割愛いたします。 2:53:47 評価点につきましては、増設市穂積町檀久野、比嘉東側遮へい器、 2:53:53 外の点、及び南側社へ併記。 2:53:57 以外の天秤線量を評価すると、既設の塩見町檀国からの放射線量を無視できることから、増設する手段区分で評価する評価点は、下図の通り	2:53:15	施設の使用済み書をタンク同様にしよう。
ます。 2:53:28 遮へい設計の評価についてですけれども、現状の炉心状況に基づき算出した使用済み樹脂貯蔵タンクの線源強度を用いて、 2:53:37 壁の外の線量率を算出し、遮へい設計基準を満足することを確認します。 2:53:43 評価条件は下表の通りで下へ、割愛いたします。 2:53:47 評価点につきましては、増設市穂積町檀久野、比嘉東側遮へい器、 2:53:53 外の点、及び南側社へ併記。 2:53:57 以外の天秤線量を評価すると、既設の塩見町檀国からの放射線量を無視できることから、増設する手段区分で評価する評価点は、下図の通り	2:53:17	済み樹脂貯蔵タンク室内に配置する設計とします。
 2:53:28 遮へい設計の評価についてですけれども、現状の炉心状況に基づき算出した使用済み樹脂貯蔵タンクの線源強度を用いて、 2:53:37 壁の外の線量率を算出し、遮へい設計基準を満足することを確認します。 2:53:43 評価条件は下表の通りで下へ、割愛いたします。 2:53:47 評価点につきましては、増設市穂積町檀久野、比嘉東側遮へい器、 2:53:53 外の点、及び南側社へ併記。 2:53:57 以外の天秤線量を評価すると、既設の塩見町檀国からの放射線量を無視できることから、増設する手段区分で評価する評価点は、下図の通り 	2:53:23	30-2-3 につきましては、図面にタンクをマルつけているわけでござい
出した使用済み樹脂貯蔵タンクの線源強度を用いて、 2:53:37 壁の外の線量率を算出し、遮へい設計基準を満足することを確認します。 2:53:43 評価条件は下表の通りで下へ、割愛いたします。 2:53:47 評価点につきましては、増設市穂積町檀久野、比嘉東側遮へい器、 2:53:53 外の点、及び南側社へ併記。 2:53:57 以外の天秤線量を評価すると、既設の塩見町檀国からの放射線量を無視できることから、増設する手段区分で評価する評価点は、下図の通り		ます。
2:53:37 壁の外の線量率を算出し、遮へい設計基準を満足することを確認します。 2:53:43 評価条件は下表の通りで下へ、割愛いたします。 2:53:47 評価点につきましては、増設市穂積町檀久野、比嘉東側遮へい器、 2:53:53 外の点、及び南側社へ併記。 2:53:57 以外の天秤線量を評価すると、既設の塩見町檀国からの放射線量を無視できることから、増設する手段区分で評価する評価点は、下図の通り	2:53:28	遮へい設計の評価についてですけれども、現状の炉心状況に基づき算
す。 2:53:43 評価条件は下表の通りで下へ、割愛いたします。 2:53:47 評価点につきましては、増設市穂積町檀久野、比嘉東側遮へい器、 2:53:53 外の点、及び南側社へ併記。 2:53:57 以外の天秤線量を評価すると、既設の塩見町檀国からの放射線量を無視できることから、増設する手段区分で評価する評価点は、下図の通り		出した使用済み樹脂貯蔵タンクの線源強度を用いて、
2:53:43 評価条件は下表の通りで下へ、割愛いたします。 2:53:47 評価点につきましては、増設市穂積町檀久野、比嘉東側遮へい器、 2:53:53 外の点、及び南側社へ併記。 2:53:57 以外の天秤線量を評価すると、既設の塩見町檀国からの放射線量を無視できることから、増設する手段区分で評価する評価点は、下図の通り	2:53:37	壁の外の線量率を算出し、遮へい設計基準を満足することを確認しま
2:53:47 評価点につきましては、増設市穂積町檀久野、比嘉東側遮へい器、 2:53:53 外の点、及び南側社へ併記。 2:53:57 以外の天秤線量を評価すると、既設の塩見町檀国からの放射線量を無 視できることから、増設する手段区分で評価する評価点は、下図の通り		す。
2:53:53 外の点、及び南側社へ併記。 2:53:57 以外の天秤線量を評価すると、既設の塩見町檀国からの放射線量を無 視できることから、増設する手段区分で評価する評価点は、下図の通り	2:53:43	評価条件は下表の通りで下へ、割愛いたします。
2:53:57 以外の天秤線量を評価すると、既設の塩見町檀国からの放射線量を無視できることから、増設する手段区分で評価する評価点は、下図の通り	2:53:47	評価点につきましては、増設市穂積町檀久野、比嘉東側遮へい器、
視できることから、増設する手段区分で評価する評価点は、下図の通り	2:53:53	外の点、及び南側社へ併記。
	2:53:57	以外の天秤線量を評価すると、既設の塩見町檀国からの放射線量を無
です。		視できることから、増設する手段区分で評価する評価点は、下図の通り
		です。
2:54:09 評価結果につきましては、	2:54:09	評価結果につきましては、
2:54:12 図第 32-3 の表に示しておりますが、ABの下線量率は第 2 区分の設	2:54:12	図第 32-3 の表に示しておりますが、ABの下線量率は第 2 区分の設
計基準線量率ある 0.01mSv以下を満たしております。		計基準線量率ある 0.01mSv以下を満たしております。
2:54:24 家族等に関する遮へい設計についてですけれども、所属長残業室前通	2:54:24	家族等に関する遮へい設計についてですけれども、所属長残業室前通
路の第2区を満足するため開口部または		路の第2区を満足するため開口部または
2:54:32 貫通部必要に応じて法制、漏えい防止措置を講じ設計とします。	2:54:32	貫通部必要に応じて法制、漏えい防止措置を講じ設計とします。
2:54:37 管理区域の設定につきましては、タンク室及びタンクMatsu'uraすべて	2:54:37	管理区域の設定につきましては、タンク室及びタンクMatsu'uraすべて
管理区域とするとしてございます。		管理区域とするとしてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	-\$=V PR 0.1 1 - 1.11-b - b
2:54:46	ご説明以上になります。
2:54:51	はい。規制庁西内ですそれでは規制庁が何か確認ありますか。
2:54:57	原子力規制庁の仲野です。今ご説明いただいた 30 条の中で私の方か
	ら何点かご質問させていただきたいと思うんですけれども、
2:55:07	まずこの 30 条の
2:55:10	全体的な説明の話なんですけれども、
2:55:14	まず、こちらの30条の要求事項、
2:55:18	そして確認なんですけれども、こちらと従事者の立ち入り、従事者の被
	曝線量。
2:55:26	の管理だったりとかそういったところを要求しているものと認識しており
	まして、
2:55:35	あくまでその放射線業務従事者の被ばく線量が低減できる設計である
	ことっていうものを 30 条要求しているものだと考えておりますので、そ
	の観点で見ますと、今回の説明の中で、例えば、2-30-2-2、
2:55:50	の遮へい設計のところ、
2:55:53	で、1ポツ1の遮へい設計ですね、こちらの、
2:55:58	2 段落目、具体的には放射線業務従事者等の立ち入り頻度だったりと
	か滞在時間を考慮した上で
2:56:07	被ばく線量が十分安全に管理できるようにっていうふうに記載があるん
	ですけれども、
2:56:12	まず、こちらの立ち入り頻度だったりとか、その滞在時間であったりとか
	そういったファクターについての説明はなされてないかなというふうに理
	解しています。
2:56:24	で、
2:56:25	そうするとですね、
2:56:28	今回の説明すべき点として被ばく線量の低減ができる設計であるって
	いうところを評価する上で、そういった立ち入り、
2:56:38	の頻度だったり時間とかっていうものがないと、
2:56:42	いうところですと
2:56:44	被曝線量をどういうふうに評価してるのかなっていうところのファクター
	が足りてないんじゃないかなというふうに、
2:56:52	思っておりますっていうところがまず 1 点あるのと、あとは評価の結果
	のところなんですけれども、
2:57:00	今回評価結果で出していただいてるところっていうのが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

で、線量率の評価結果っていうのが、 2:57:29 第 2 区分以下になっているので 2:57:22 満たしてますよっていうふうな説明があると思うんですけれども、 2:57:31 先ほど何回か申し上げている釣り品だったりとか工夫時間を考慮した、その作業従事者の方の被ばく線量を想定したものが、法令元法令の線量限度、 2:57:44 を下回っているので、 2:57:48 適用しているんですっていうような説明になるんじゃないかなっていうふうに考えてまして。 2:57:54 その全体的なその説明の方針っていうのが何かちょっとパッケージとしてどうなのかなというふうにちょっと引っかかっているところがございますけれどもちょっとこの部分について、説明をお願いします。 2:58:08 三嶋です。 2:58:10 おっしゃる通り法令の線量限度を下回るような、設計とするために遮へい設計基準を設けてございまして、 2:58:19 そのあたりの遮へい設計区分 2 であればこういうものと、4 であればこういうものと、5 よっとそういった説明を追加させていただいて、なので 2 であれば問題ないですよと、そういった趣旨の説明を 2:58:32 変更者と考えてございます。以上です。 2:58:37 原子力規制庁の中野です。そうですね最終的な評価する、評価結果として出すものが何かっていうところを踏まえて全体的な説明の道筋っていうものを補足いただければ、 2:58:50 いただく必要があるのかなというふうに考えていますのでよろしくお願いします。 2:58:59 塩入ミシマでしょういたしますと、 2:59:02 はい、原子力規制庁の仲野です続けてなんですけれども、 2:59:07 今回の遮へい設計の評価点のところでちょっと確認なんですが、 2:59:18 説明いただいてる評価点っていうのが、増設するタンク、 2:59:18 説明いただいてる評価点っていうのが、増設するタンク、 2:59:22 のA棟、 2:59:24 新設の遮へい器と、あとはそのもう一方すでに設置してある遮へいキーのA、B、それぞれの時点で評価を行うっていうふうに、	2:57:08	と、2-30-2-5 のところですね表第 30-2-3 表の評価結果のところ
2:57:19 第 2 区分以下になっているので 2:57:22 満たしてますよっていうふうな説明があると思うんですけれども、 2:57:26 もともとの要求事項を踏まえると、こちらっていうのは、 2:57:31 先ほど何回か申し上げている釣り品だったりとか工夫時間を考慮した、その作業従事者の方の被ばく線量を想定したものが、法令元法令の線量限度、 2:57:44 を下回っているので、 適用しているんですっていうような説明になるんじゃないかなっていうふうに考えてまして。 2:57:54 その全体的なその説明の方針っていうのが何かちょっとパッケージとしてどうなのかなというふうにちょっと引っかかっているところがございますけれどもちょっとこの部分について、説明をお願いします。 2:58:08 三嶋です。 2:58:10 おっしゃる通り法令の線量限度を下回るような、設計とするために遮へい設計基準を設けてございまして、 2:58:19 そのあたりの遮へい設計区分 2 であればこういうものと、4 であればこういうものと、5 よっとそういった説明を追加させていただいて、なので 2 であれば問題ないですよと、そういった趣旨の説明を 2:58:32 変更者と考えてございます。以上です。 2:58:32 変更者と考えてございます。以上です。 2:58:32 原子力規制庁の中野です。そうですね最終的な評価する、 評価結果として出すものが何かっていうところを踏まえて全体的な説明の道筋っていうものを補足いただければ、 2:58:50 いただく必要があるのかなというふうに考えていますのでよろしくお願いします。 2:58:59 塩入ミシマでしょういたしますと、 2:59:02 はい、原子力規制庁の仲野です続けてなんですけれども、 2:59:07 今回の遮へい設計の評価点のところでちょっと確認なんですが、 3:59:15 現在説明資料の中で、 3:59:15 現在説明資料の中で、 3:59:22 のA棟、 新設の遮へい器と、あとはそのもう一方すでに設置してある遮へいキーのA、B、それぞれの時点で評価を行うっていうふうに、	2.07.00	
 2:57:22 満たしてますよっていうふうな説明があると思うんですけれども、 2:57:26 もともとの要求事項を踏まえると、こちらっていうのは、 2:57:31 先ほど何回か申し上げている釣り品だったりとか工夫時間を考慮した、その作業従事者の方の被ばく線量を想定したものが、法令元法令の線量限度、 2:57:44 を下回っているので、 2:57:48 適用しているんですっていうような説明になるんじゃないかなっていうふうに考えてまして。 2:57:54 その全体的なその説明の方針っていうのが何かちょっとパッケージとしてどうなのかなというふうにちょっと引っかかっているところがございますけれどもちょっとこの部分について、説明をお願いします。 2:58:08 三嶋です。 2:58:10 おっしゃる通り法令の線量限度を下回るような、設計とするために遮へい設計基準を設けてございまして、 2:58:19 そのあたりの遮へい設計区分2であればこういうものと、4であればこういうものと、ちょっとそういった説明を追加させていただいて、なので2であれば問題ないですよと、そういった趣旨の説明を 2:58:32 変更者と考えてございます。以上です。 2:58:42 評価結果として出すものが何かっていうところを踏まえて全体的な説明の道筋っていうものを補足いただければ、 2:58:50 いただく必要があるのかなというふうに考えていますのでよろしくお願いします。 2:58:59 塩入ミシマでしょういたしますと、 2:59:02 はい、原子力規制庁の仲野です続けてなんですけれども、 2:59:15 現在説明資料の中で、 2:59:15 現在説明資料の中で、 2:59:21 競明いただいてる評価点っていうのが、増設するタンク、 2:59:22 のA棟、 新設の遮へい器と、あとはそのもう一方すでに設置してある遮へいキーのA、B、それぞれの時点で評価を行うっていうふうに、 	2:57:19	
 2:57:26 もともとの要求事項を踏まえると、こちらっていうのは、 2:57:31 先ほど何回か申し上げている釣り品だったりとか工夫時間を考慮した、その作業従事者の方の被ばく線量を想定したものが、法令元法令の線量限度、 2:57:44 を下回っているので、 2:57:48 適用しているんですっていうような説明になるんじゃないかなっていうふうに考えてまして。 2:57:54 その全体的なその説明の方針っていうのが何かちょっとパッケージとしてどうなのかなというふうにちょっと引っかかっているところがございますけれどもちょっとこの部分について、説明をお願いします。 2:58:08 三嶋です。 2:58:10 おっしゃる通り法令の線量限度を下回るような、設計とするために遮へい設計基準を設けてございまして、 2:58:19 そのあたりの遮へい設計区分 2 であればこういうものと、4 であればこういうものと、5 よっとそういった説明を追加させていただいて、なので 2 であれば問題ないですよと、そういった趣旨の説明を 2:58:32 変更者と考えてございます。以上です。 2:58:42 評価結果として出すものが何かっていうところを踏まえて全体的な説明の道筋っていうものを補足いただければ、 2:58:50 いただく必要があるのかなというふうに考えていますのでよろしくお願いします。 2:58:59 塩入ミシマでしょういたしますと、 2:59:02 はい、原子力規制庁の仲野です続けてなんですけれども、 2:59:15 現在説明資料の中で、 2:59:15 現在説明資料の中で、 2:59:22 のA棟、 新設の遮へい器と、あとはそのもう一方すでに設置してある遮へいキーのA、B、それぞれの時点で評価を行うっていうふうに、 		
2:57:31 先ほど何回か申し上げている釣り品だったりとか工夫時間を考慮した、その作業従事者の方の被ばく線量を想定したものが、法令元法令の線量限度、 2:57:44 を下回っているので、 2:57:48 適用しているんですっていうような説明になるんじゃないかなっていうふうに考えてまして。 2:57:54 その全体的なその説明の方針っていうのが何かちょっとパッケージとしてどうなのかなというふうにちょっと引っかかっているところがございますけれどもちょっとこの部分について、説明をお願いします。 2:58:08 三嶋です。 2:58:10 おっしゃる通り法令の線量限度を下回るような、設計とするために遮へい設計基準を設けてございまして、 2:58:19 そのあたりの遮へい設計区分2であればこういうものと、4であればこういうものと、ちょっとそういった説明を追加させていただいて、なので2であれば問題ないですよと、そういった趣旨の説明を 2:58:32 変更者と考えてございます。以上です。 2:58:37 原子力規制庁の中野です。そうですね最終的な評価する、2:58:42 評価結果として出すものが何かっていうところを踏まえて全体的な説明の道筋っていうものを補足いただければ、 2:58:50 に大だく必要があるのかなというふうに考えていますのでよろしくお願いします。 2:58:59 塩入ミシマでしょういたしますと、 2:59:07 今回の遮へい設計の評価点のところでちょっと確認なんですが、2:59:18 現在説明資料の中で、2:59:18 説明いただいてる評価点っていうのが、増設するタンク、2:59:22 のA棟、新設の遮へい器と、あとはそのもう一方すでに設置してある遮へいキーのA、B、それぞれの時点で評価を行うっていうふうに、		
その作業従事者の方の被ばく線量を想定したものが、法令元法令の線量限度、 2:57:44 を下回っているので、 2:57:48 適用しているんですっていうような説明になるんじゃないかなっていうふうに考えてまして。 2:57:54 その全体的なその説明の方針っていうのが何かちょっとパッケージとしてどうなのかなというふうにちょっと引っかかっているところがございますけれどもちょっとこの部分について、説明をお願いします。 2:58:08 三嶋です。 2:58:10 おっしゃる通り法令の線量限度を下回るような、設計とするために遮へい設計基準を設けてございまして、 2:58:19 そのあたりの遮へい設計区分2であればこういうものと、4であればこういうものと、ちょっとそういった説明を追加させていただいて、なので2であれば問題ないですよと、そういった趣旨の説明を 2:58:32 変更者と考えてございます。以上です。 2:58:37 原子力規制庁の中野です。そうですね最終的な評価する、 2:58:42 評価結果として出すものが何かっていうところを踏まえて全体的な説明の道筋っていうものを補足いただければ、 2:58:50 にただく必要があるのかなというふうに考えていますのでよろしくお願いします。 2:58:59 塩入ミシマでしょういたしますと、 2:59:02 はい、原子力規制庁の仲野です続けてなんですけれども、 2:59:15 現在説明資料の中で、 2:59:18 説明いただいてる評価点っていうのが、増設するタンク、 2:59:22 のA棟、		
量限度、 2:57:44 を下回っているので、 2:57:48 適用しているんですっていうような説明になるんじゃないかなっていうふうに考えてまして。 2:57:54 その全体的なその説明の方針っていうのが何かちょっとパッケージとしてどうなのかなというふうにちょっと引っかかっているところがございますけれどもちょっとこの部分について、説明をお願いします。 2:58:08 三嶋です。 2:58:10 おっしゃる通り法令の線量限度を下回るような、設計とするために遮へい設計基準を設けてございまして、 2:58:19 そのあたりの遮へい設計区分 2 であればこういうものと、4 であればこういうものと、5 よっとそういった説明を追加させていただいて、なので 2 であれば問題ないですよと、そういった趣旨の説明を 2:58:32 変更者と考えてございます。以上です。 2:58:37 原子力規制庁の中野です。そうですね最終的な評価する、 2:58:42 評価結果として出すものが何かっていうところを踏まえて全体的な説明の道筋っていうものを補足いただければ、 2:58:50 いただく必要があるのかなというふうに考えていますのでよろしくお願いします。 2:58:59 塩入ミシマでしょういたしますと、 2:59:07 今回の遮へい設計の評価点のところでちょっと確認なんですが、 2:59:15 現在説明資料の中で、 2:59:18 説明いただいてる評価点っていうのが、増設するタンク、 2:59:22 のA棟、 新設の遮へい器と、あとはそのもう一方すでに設置してある遮へいキーのA、B、それぞれの時点で評価を行うっていうふうに、	2.57.51	
 2:57:44 を下回っているので、 2:57:48 適用しているんですっていうような説明になるんじゃないかなっていうふうに考えてまして。 2:57:54 その全体的なその説明の方針っていうのが何かちょっとパッケージとしてどうなのかなというふうにちょっと引っかかっているところがございますけれどもちょっとこの部分について、説明をお願いします。 2:58:08 三嶋です。 2:58:10 おっしゃる通り法令の線量限度を下回るような、設計とするために遮へい設計基準を設けてございまして、 2:58:19 そのあたりの遮へい設計区分2であればこういうものと、4であればこういうものと、5ょっとそういった説明を追加させていただいて、なので2であれば問題ないですよと、そういった趣旨の説明を 2:58:32 変更者と考えてございます。以上です。 2:58:42 評価結果として出すものが何かっていうところを踏まえて全体的な説明の道筋っていうものを補足いただければ、 2:58:50 いただく必要があるのかなというふうに考えていますのでよろしくお願いします。 2:58:59 塩入ミシマでしょういたしますと、 2:59:02 はい、原子力規制庁の仲野です続けてなんですけれども、今回の遮へい設計の評価点のところでちょっと確認なんですが、 2:59:15 現在説明資料の中で、 2:59:18 説明いただいてる評価点っていうのが、増設するタンク、 2:59:22 のA棟、 2:59:24 新設の遮へい器と、あとはそのもう一方すでに設置してある遮へいキーのA、B、それぞれの時点で評価を行うっていうふうに、 		
 2:57:48 適用しているんですっていうような説明になるんじゃないかなっていうふうに考えてまして。 2:57:54 その全体的なその説明の方針っていうのが何かちょっとパッケージとしてどうなのかなというふうにちょっと引っかかっているところがございますけれどもちょっとこの部分について、説明をお願いします。 2:58:08 三嶋です。 2:58:10 おっしゃる通り法令の線量限度を下回るような、設計とするために遮へい設計基準を設けてございまして、 2:58:19 そのあたりの遮へい設計区分2であればこういうものと、4であればこういうものと、ちょっとそういった説明を追加させていただいて、なので2であれば問題ないですよと、そういった趣旨の説明を 2:58:32 変更者と考えてございます。以上です。 2:58:42 評価結果として出すものが何かっていうところを踏まえて全体的な説明の道筋っていうものを補足いただければ、 2:58:50 いただく必要があるのかなというふうに考えていますのでよろしくお願いします。 2:58:59 塩入ミシマでしょういたしますと、 2:59:02 はい、原子力規制庁の仲野です続けてなんですけれども、今回の遮へい設計の評価点のところでちょっと確認なんですが、 2:59:15 現在説明資料の中で、 2:59:18 説明いただいてる評価点っていうのが、増設するタンク、 2:59:22 のA棟、 2:59:24 新設の遮へい器と、あとはそのもう一方すでに設置してある遮へいキーのA、B、それぞれの時点で評価を行うっていうふうに、 	2,57,44	
うに考えてまして。 2:57:54 その全体的なその説明の方針っていうのが何かちょっとパッケージとしてどうなのかなというふうにちょっと引っかかっているところがございますけれどもちょっとこの部分について、説明をお願いします。 2:58:08 三嶋です。 2:58:10 おっしゃる通り法令の線量限度を下回るような、設計とするために遮へい設計基準を設けてございまして、 2:58:19 そのあたりの遮へい設計区分 2 であればこういうものと、4 であればこういうものと、ちょっとそういった説明を追加させていただいて、なので 2 であれば問題ないですよと、そういった趣旨の説明を 2:58:32 変更者と考えてございます。以上です。 2:58:37 原子力規制庁の中野です。そうですね最終的な評価する、 2:58:42 評価結果として出すものが何かっていうところを踏まえて全体的な説明の道筋っていうものを補足いただければ、 2:58:50 いただく必要があるのかなというふうに考えていますのでよろしくお願いします。 2:58:59 塩入ミシマでしょういたしますと、 2:59:02 はい、原子力規制庁の仲野です続けてなんですけれども、 2:59:07 今回の遮へい設計の評価点のところでちょっと確認なんですが、 2:59:18 説明いただいてる評価点っていうのが、増設するタンク、 2:59:22 のA棟、 3:59:24 新設の遮へい器と、あとはそのもう一方すでに設置してある遮へいキーのA、B、それぞれの時点で評価を行うっていうふうに、		
2:57:54 その全体的なその説明の方針っていうのが何かちょっとパッケージとしてどうなのかなというふうにちょっと引っかかっているところがございますけれどもちょっとこの部分について、説明をお願いします。 2:58:08 三嶋です。 2:58:10 おっしゃる通り法令の線量限度を下回るような、設計とするために遮へい設計基準を設けてございまして、 そのあたりの遮へい設計区分 2 であればこういうものと、4 であればこういうものと、ちょっとそういった説明を追加させていただいて、なので 2 であれば問題ないですよと、そういった趣旨の説明を 2:58:32 変更者と考えてございます。以上です。 2:58:37 原子力規制庁の中野です。そうですね最終的な評価する、評価結果として出すものが何かっていうところを踏まえて全体的な説明の道筋っていうものを補足いただければ、 2:58:50 いただく必要があるのかなというふうに考えていますのでよろしくお願いします。 2:58:59 塩入ミシマでしょういたしますと、 2:59:02 はい、原子力規制庁の仲野です続けてなんですけれども、 2:59:07 今回の遮へい設計の評価点のところでちょっと確認なんですが、 2:59:18 説明いただいてる評価点っていうのが、増設するタンク、 2:59:22 のA棟、 2:59:24 新設の遮へい器と、あとはそのもう一方すでに設置してある遮へいキーのA、B、それぞれの時点で評価を行うっていうふうに、	2:57:48	
てどうなのかなというふうにちょっと引っかかっているところがございますけれどもちょっとこの部分について、説明をお願いします。 2:58:08 三嶋です。 2:58:10 おっしゃる通り法令の線量限度を下回るような、設計とするために遮へい設計基準を設けてございまして、 2:58:19 そのあたりの遮へい設計区分 2 であればこういうものと、4 であればこういうものと、5 よっとそういった説明を追加させていただいて、なので 2 であれば問題ないですよと、そういった趣旨の説明を 2:58:32 変更者と考えてございます。以上です。 2:58:37 原子力規制庁の中野です。そうですね最終的な評価する、 2:58:42 評価結果として出すものが何かっていうところを踏まえて全体的な説明の道筋っていうものを補足いただければ、 2:58:50 いただく必要があるのかなというふうに考えていますのでよろしくお願いします。 2:58:50 塩入ミシマでしょういたしますと、 2:59:02 はい、原子力規制庁の仲野です続けてなんですけれども、 2:59:07 今回の遮へい設計の評価点のところでちょっと確認なんですが、 2:59:15 現在説明資料の中で、 2:59:18 説明いただいてる評価点っていうのが、増設するタンク、 2:59:22 のA棟、 3:59:24 新設の遮へい器と、あとはそのもう一方すでに設置してある遮へいキーのA、B、それぞれの時点で評価を行うっていうふうに、	0.57.54	
### ### #############################	2:57:54	
 2:58:08 三嶋です。 2:58:10 おっしゃる通り法令の線量限度を下回るような、設計とするために遮へい設計基準を設けてございまして、 2:58:19 そのあたりの遮へい設計区分 2 であればこういうものと、4 であればこういうものと、ちょっとそういった説明を追加させていただいて、なので 2 であれば問題ないですよと、そういった趣旨の説明を 2:58:32 変更者と考えてございます。以上です。 2:58:37 原子力規制庁の中野です。そうですね最終的な評価する、 2:58:42 評価結果として出すものが何かっていうところを踏まえて全体的な説明の道筋っていうものを補足いただければ、 2:58:50 いただく必要があるのかなというふうに考えていますのでよろしくお願いします。 2:58:59 塩入ミシマでしょういたしますと、 2:59:02 はい、原子力規制庁の仲野です続けてなんですけれども、 2:59:15 現在説明資料の中で、 2:59:15 現在説明資料の中で、 2:59:22 のA棟、 2:59:24 新設の遮へい器と、あとはそのもう一方すでに設置してある遮へいキーのA、B、それぞれの時点で評価を行うっていうふうに、 		
 2:58:10 おっしゃる通り法令の線量限度を下回るような、設計とするために遮へい設計基準を設けてございまして、 2:58:19 そのあたりの遮へい設計区分 2 であればこういうものと、4 であればこういうものと、ちょっとそういった説明を追加させていただいて、なので 2 であれば問題ないですよと、そういった趣旨の説明を 2:58:32 変更者と考えてございます。以上です。 2:58:37 原子力規制庁の中野です。そうですね最終的な評価する、 2:58:42 評価結果として出すものが何かっていうところを踏まえて全体的な説明の道筋っていうものを補足いただければ、 2:58:50 いただく必要があるのかなというふうに考えていますのでよろしくお願いします。 2:58:59 塩入ミシマでしょういたしますと、 2:59:02 はい、原子力規制庁の仲野です続けてなんですけれども、 2:59:15 現在説明資料の中で、 2:59:15 現在説明資料の中で、 2:59:22 のA棟、 2:59:24 新設の遮へい器と、あとはそのもう一方すでに設置してある遮へいキーのA、B、それぞれの時点で評価を行うっていうふうに、 	0.50.00	
い設計基準を設けてございまして、 2:58:19 そのあたりの遮へい設計区分 2 であればこういうものと、4 であればこういうものと、ちょっとそういった説明を追加させていただいて、なので 2 であれば問題ないですよと、そういった趣旨の説明を 2:58:32 変更者と考えてございます。以上です。 2:58:37 原子力規制庁の中野です。そうですね最終的な評価する、 2:58:42 評価結果として出すものが何かっていうところを踏まえて全体的な説明の道筋っていうものを補足いただければ、 2:58:50 いただく必要があるのかなというふうに考えていますのでよろしくお願いします。 2:58:59 塩入ミシマでしょういたしますと、 2:59:02 はい、原子力規制庁の仲野です続けてなんですけれども、 2:59:07 今回の遮へい設計の評価点のところでちょっと確認なんですが、 2:59:15 現在説明資料の中で、 2:59:18 説明いただいてる評価点っていうのが、増設するタンク、 2:59:22 のA棟、 3:59:24 新設の遮へい器と、あとはそのもう一方すでに設置してある遮へいキーのA、B、それぞれの時点で評価を行うっていうふうに、		
2:58:19 そのあたりの遮へい設計区分 2 であればこういうものと、4 であればこういうものと、ちょっとそういった説明を追加させていただいて、なので 2 であれば問題ないですよと、そういった趣旨の説明を 2:58:32 変更者と考えてございます。以上です。 2:58:37 原子力規制庁の中野です。そうですね最終的な評価する、 2:58:42 評価結果として出すものが何かっていうところを踏まえて全体的な説明の道筋っていうものを補足いただければ、 2:58:50 いただく必要があるのかなというふうに考えていますのでよろしくお願いします。 2:59:02 はい、原子力規制庁の仲野です続けてなんですけれども、 2:59:07 今回の遮へい設計の評価点のところでちょっと確認なんですが、 2:59:15 現在説明資料の中で、 2:59:18 説明いただいてる評価点っていうのが、増設するタンク、 2:59:22 のA棟、 3:59:24 新設の遮へい器と、あとはそのもう一方すでに設置してある遮へいキーのA、B、それぞれの時点で評価を行うっていうふうに、	2:58:10	
ういうものと、ちょっとそういった説明を追加させていただいて、なので2であれば問題ないですよと、そういった趣旨の説明を 2:58:32 変更者と考えてございます。以上です。 2:58:37 原子力規制庁の中野です。そうですね最終的な評価する、 2:58:42 評価結果として出すものが何かっていうところを踏まえて全体的な説明の道筋っていうものを補足いただければ、 2:58:50 いただく必要があるのかなというふうに考えていますのでよろしくお願いします。 2:58:59 塩入ミシマでしょういたしますと、 2:59:02 はい、原子力規制庁の仲野です続けてなんですけれども、 2:59:07 今回の遮へい設計の評価点のところでちょっと確認なんですが、 2:59:15 現在説明資料の中で、 2:59:18 説明いただいてる評価点っていうのが、増設するタンク、 2:59:22 のA棟、 2:59:24 新設の遮へい器と、あとはそのもう一方すでに設置してある遮へいキーのA、B、それぞれの時点で評価を行うっていうふうに、		
であれば問題ないですよと、そういった趣旨の説明を 2:58:32 変更者と考えてございます。以上です。 2:58:37 原子力規制庁の中野です。そうですね最終的な評価する、 2:58:42 評価結果として出すものが何かっていうところを踏まえて全体的な説明の道筋っていうものを補足いただければ、 2:58:50 いただく必要があるのかなというふうに考えていますのでよろしくお願いします。 2:58:59 塩入ミシマでしょういたしますと、 2:59:02 はい、原子力規制庁の仲野です続けてなんですけれども、 2:59:07 今回の遮へい設計の評価点のところでちょっと確認なんですが、 2:59:15 現在説明資料の中で、 2:59:18 説明いただいてる評価点っていうのが、増設するタンク、 2:59:22 のA棟、 2:59:24 新設の遮へい器と、あとはそのもう一方すでに設置してある遮へいキーのA、B、それぞれの時点で評価を行うっていうふうに、	2:58:19	
 2:58:32 変更者と考えてございます。以上です。 2:58:37 原子力規制庁の中野です。そうですね最終的な評価する、 2:58:42 評価結果として出すものが何かっていうところを踏まえて全体的な説明の道筋っていうものを補足いただければ、 2:58:50 いただく必要があるのかなというふうに考えていますのでよろしくお願いします。 2:58:59 塩入ミシマでしょういたしますと、 2:59:02 はい、原子力規制庁の仲野です続けてなんですけれども、 2:59:07 今回の遮へい設計の評価点のところでちょっと確認なんですが、 2:59:15 現在説明資料の中で、 2:59:18 説明いただいてる評価点っていうのが、増設するタンク、 2:59:22 のA棟、 2:59:24 新設の遮へい器と、あとはそのもう一方すでに設置してある遮へいキーのA、B、それぞれの時点で評価を行うっていうふうに、 		
 2:58:37 原子力規制庁の中野です。そうですね最終的な評価する、 2:58:42 評価結果として出すものが何かっていうところを踏まえて全体的な説明の道筋っていうものを補足いただければ、 2:58:50 いただく必要があるのかなというふうに考えていますのでよろしくお願いします。 2:58:59 塩入ミシマでしょういたしますと、 2:59:02 はい、原子力規制庁の仲野です続けてなんですけれども、 2:59:07 今回の遮へい設計の評価点のところでちょっと確認なんですが、 2:59:15 現在説明資料の中で、 2:59:18 説明いただいてる評価点っていうのが、増設するタンク、 2:59:22 のA棟、 2:59:24 新設の遮へい器と、あとはそのもう一方すでに設置してある遮へいキーのA、B、それぞれの時点で評価を行うっていうふうに、 		
2:58:42 評価結果として出すものが何かっていうところを踏まえて全体的な説明 の道筋っていうものを補足いただければ、 2:58:50 いただく必要があるのかなというふうに考えていますのでよろしくお願いします。 2:58:59 塩入ミシマでしょういたしますと、 2:59:02 はい、原子力規制庁の仲野です続けてなんですけれども、 2:59:07 今回の遮へい設計の評価点のところでちょっと確認なんですが、 2:59:15 現在説明資料の中で、 2:59:18 説明いただいてる評価点っていうのが、増設するタンク、 2:59:22 のA棟、 2:59:24 新設の遮へい器と、あとはそのもう一方すでに設置してある遮へいキーのA、B、それぞれの時点で評価を行うっていうふうに、		
 の道筋っていうものを補足いただければ、 2:58:50 いただく必要があるのかなというふうに考えていますのでよろしくお願いします。 2:58:59 塩入ミシマでしょういたしますと、 2:59:02 はい、原子力規制庁の仲野です続けてなんですけれども、 2:59:07 今回の遮へい設計の評価点のところでちょっと確認なんですが、 2:59:15 現在説明資料の中で、 2:59:18 説明いただいてる評価点っていうのが、増設するタンク、 2:59:22 のA棟、 2:59:24 新設の遮へい器と、あとはそのもう一方すでに設置してある遮へいキーのA、B、それぞれの時点で評価を行うっていうふうに、 	2:58:37	原子力規制庁の中野です。そうですね最終的な評価する、
2:58:50 いただく必要があるのかなというふうに考えていますのでよろしくお願いします。 2:58:59 塩入ミシマでしょういたしますと、 2:59:02 はい、原子力規制庁の仲野です続けてなんですけれども、 2:59:07 今回の遮へい設計の評価点のところでちょっと確認なんですが、 2:59:15 現在説明資料の中で、 2:59:18 説明いただいてる評価点っていうのが、増設するタンク、 2:59:22 のA棟、 2:59:24 新設の遮へい器と、あとはそのもう一方すでに設置してある遮へいキーのA、B、それぞれの時点で評価を行うっていうふうに、	2:58:42	評価結果として出すものが何かっていうところを踏まえて全体的な説明
します。2:58:59 塩入ミシマでしょういたしますと、2:59:02 はい、原子力規制庁の仲野です続けてなんですけれども、2:59:07 今回の遮へい設計の評価点のところでちょっと確認なんですが、2:59:15 現在説明資料の中で、2:59:18 説明いただいてる評価点っていうのが、増設するタンク、2:59:22 のA棟、2:59:24 新設の遮へい器と、あとはそのもう一方すでに設置してある遮へいキーのA、B、それぞれの時点で評価を行うっていうふうに、		
 2:58:59 塩入ミシマでしょういたしますと、 2:59:02 はい、原子力規制庁の仲野です続けてなんですけれども、 2:59:07 今回の遮へい設計の評価点のところでちょっと確認なんですが、 2:59:15 現在説明資料の中で、 2:59:18 説明いただいてる評価点っていうのが、増設するタンク、 2:59:22 のA棟、 2:59:24 新設の遮へい器と、あとはそのもう一方すでに設置してある遮へいキーのA、B、それぞれの時点で評価を行うっていうふうに、 	2:58:50	いただく必要があるのかなというふうに考えていますのでよろしくお願い
2:59:02 はい、原子力規制庁の仲野です続けてなんですけれども、 2:59:07 今回の遮へい設計の評価点のところでちょっと確認なんですが、 2:59:15 現在説明資料の中で、 2:59:18 説明いただいてる評価点っていうのが、増設するタンク、 2:59:22 のA棟、 2:59:24 新設の遮へい器と、あとはそのもう一方すでに設置してある遮へいキーのA、B、それぞれの時点で評価を行うっていうふうに、		します。
 2:59:07 今回の遮へい設計の評価点のところでちょっと確認なんですが、 2:59:15 現在説明資料の中で、 2:59:18 説明いただいてる評価点っていうのが、増設するタンク、 2:59:22 のA棟、 2:59:24 新設の遮へい器と、あとはそのもう一方すでに設置してある遮へいキーのA、B、それぞれの時点で評価を行うっていうふうに、 	2:58:59	塩入ミシマでしょういたしますと、
2:59:15現在説明資料の中で、2:59:18説明いただいてる評価点っていうのが、増設するタンク、2:59:22のA棟、2:59:24新設の遮へい器と、あとはそのもう一方すでに設置してある遮へいキーのA、B、それぞれの時点で評価を行うっていうふうに、	2:59:02	はい、原子力規制庁の仲野です続けてなんですけれども、
2:59:18 説明いただいてる評価点っていうのが、増設するタンク、 2:59:22 のA棟、 2:59:24 新設の遮へい器と、あとはそのもう一方すでに設置してある遮へいキーのA、B、それぞれの時点で評価を行うっていうふうに、	2:59:07	今回の遮へい設計の評価点のところでちょっと確認なんですが、
2:59:22 のA棟、 2:59:24 新設の遮へい器と、あとはそのもう一方すでに設置してある遮へいキーのA、B、それぞれの時点で評価を行うっていうふうに、	2:59:15	現在説明資料の中で、
2:59:24 新設の遮へい器と、あとはそのもう一方すでに設置してある遮へいキー のA、B、それぞれの時点で評価を行うっていうふうに、	2:59:18	説明いただいてる評価点っていうのが、増設するタンク、
のA、B、それぞれの時点で評価を行うっていうふうに、	2:59:22	のA棟、
	2:59:24	新設の遮へい器と、あとはそのもう一方すでに設置してある遮へいキー
2:59:37 説明がいただいてると思うんですけれども、		のA、B、それぞれの時点で評価を行うっていうふうに、
	2:59:37	説明がいただいてると思うんですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:59:41	こちらって衛藤。
2:59:43	前々からの説明で使用済み樹脂の移送ラインとかがタンク室の上部に
	あって、
2:59:50	そこから移送する作業もあると思うんですけれども、そういった作業を踏
	まえた状況、そういった作業を踏まえても、
2:59:59	AとBの 2 点だけで評価する、すればよろしかったんでしょうかっていう
	のがちょっと確認です。
3:00:08	ソウシツーについてもその評価する必要がなかったのかなっていうとこ
	ろをちょっと確認させていただければと思います。
3:00:15	四国電力三嶋です。土肥喪失につきましてはこのSRSTの常会になり
	まして、こちらもともと遮へい設計区分が4と。
3:00:24	こちらの4については変更ございませんので、変更となる、従事者が立
	ち入る可能性がある。
3:00:31	今までいろいろ変わるところの、イオン化になるところでご説明をしてる
	と、そういった趣旨でございます。
3:00:44	原子力規制庁の仲野です。すいません今ご説明いただいたところちょっ
	と私がまだ理解しきれてなくて恐縮なんですけれども、
3:00:52	ソウシツーについては 4 から 2 になるっていうのはその区分が変わるっ
	ていう理解でよろしかったでしたっけ。
3:01:00	思考カミシマすみません 4 から変わりませんと、リソースについては 4
	のままコンマ 15 ミリシーベルトパーアワーを超える区域ということから
	変更ございません。
3:01:13	原子力規制庁ナカノです。4 から変わらないということですね。そうしま
	すとちょっともう 1 点なんですが、その変わらないっていうことを踏まえ
	て、評価しないっていうようなところ。
3:01:26	ノーマル軸になっていくのかなと思うんですけども、一方で、タンク室前
	の通路ですね今回のABが該当すると思うんですけれども、
3:01:36	もともとこちらの通路のABの範囲についてもこちらはもう、
3:01:42	区分2で、
3:01:45	考えられてたものから変わらないと思うんですけれども、こちらが変わら
	ないのに対して
3:01:51	リソースも変わらないっていうところでどういった、その比較があって、
3:01:57	磯です。
3:01:58	の評価が必要ないっていうの、
3:02:01	お考えなのか、説明をお願いします。
<u> </u>	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:02:05	施工電力もします。区分 4 以上の区分はございませんというところで移
0.02.00	送室の区分4は変わらないといった形になります。
3:02:19	<u>医主の巨力・ほ気わらないというたわになりより。</u> 原子力規制庁の仲野衛藤。
3:02:21	今のご説明は、もう上限値である区分 4 にすでになっているから、新た
0.02.21	一つのと記りは、ログエ版値である区グマにすてになっているから、初た
3:02:29	になるであろうタンクのCが置かれていても、それ以上の区分になるも
3.02.23	一のではないから、評価しないとそういう理解でよろしかったですか。
3:02:38	そういった趣旨でございます。
3:02:46	「原子力規制庁の仲野です。承知いたしました。
3:02:49	少々お待ちください。
3:02:56	一多々の持ちへたとい。
3:03:00	ちょっとそもそも的な話から、もう 1 回聞きたいんですけど、最初に多分
3.03.00	ウェッとてもでも的な話がら、もフィ回聞さたいんですけど、最初に多力 仲野が聞いた話に若干関連するというか似たような話なんですけど、
3:03:10	そもそもまずこの条文に対しての設計方針の説明しなきゃいけないの
3.03.10	は、業務従事者が受ける線量が、
3:03:21	十分低減できるかどうかって話でいいんですよね。
3:03:28	圧縮で 6 ミシマです。ご認識の通りと思っております。
3:03:28	圧縮でもミジャです。こ認識の通りと思うであります。 規制庁西内ですで、そうしたときに、今、
3:03:39	補足説明資料の32-30-2-2以降で説明いただいてるのって、管理
3.03.39	
3:03:49	でも、冒頭とかで説明いただいてるように、結局この、例えば管理区域
3.03.49	4 区分に設定してるタンク室の中で、
3:04:00	4 区分に設定して3プラグ室の中で、 具体的に想定してる作業ってほとんどないわけですよね。
3:04:00	だからその具体的に、どれくらいの工数の作業を見込んでいるのかこ
3:04:04	
2.04.12	れ単位がパワーじゃないですか。まさに管理区域の区分って、 ***からこの
3:04:13	たからこの
3:04:15	各管理区域に対して具体的に想定しているような作業がこれくらいの時 間交通なので、50 マイクロ浅井ちょっと単位を示しましたけど、線量限
	間文通なので、50 マイクロ浅升らようと単位を示しましたけど、縁里限 度、
3:04:27	及、 観点で問題ないんですっていう説明。
3:04:31	が、何か来るものなのかなっていう気はしてたんですけど。
3:04:36	そこのイメージが若干違いますかね説明しようとしている。
3:04:40	今は管理区域の区分の説明をひたすら一生懸命されてるんですけど、 スナスナの従東者の絶景四度。マいるにころのマプロ・エギをノオリトイ
	そもそもの従事者の線量限度っていうところのアプローチがあんまりよく セーセンーーーーートントン TBMできてない/ ですはど
	わかってない、理解できてないんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:04:53	四国電力三嶋です。おっしゃる第2区分が定期的なパトロールとかで
	立ち入る区分ということで、
3:05:01	Ⅱ、通常のですね従事者の勤務時間、年間 2000 時間を考慮したとして
	も、線量限度、年間 50mSvを超えないような区分として、もともと第 2
	区分を設計してございます。
3:05:14	なのでもともとある遮へい設計区分をきちんと満足する設計すれば、
3:05:20	その線量限度を超えない設計できると、そういったことになろうかなと思
	っております。第 4 区分につきましては、
3:05:28	おっしゃる通りコンマ 15mm米%を超えるということで線量限度には、す
	ぐに達してしまうんで、そういったことがないように中出作業をしないよう
	に、
3:05:38	遠隔で操作的、他のバーをつけているとか、そういったことになるのか
	なというふうに考えております。以上です。規制庁西内ですやっと理解
	できてきました。だから遮へいあご管理区域区分の 1234 が、
3:05:53	そういう制限をするような管理区域なんだっていう理解をすればいいん
	ですね。
3:05:59	四国電力石橋ご認識の通りです。わかりました。であれば、やっぱり説
	明がいろいろ足りていなくて、まずその説明が抜けているのでわかりま
	せんわというところ。
3:06:10	がありますよね。
3:06:12	その次に、例えば第2区分のところは、1日8時間の法廷時間ですか
	ね、で多分計算をして、50mSvを超えないようにします。
3:06:25	第 4 区分というのはそもそも立ち入らないっていうことを原則とした区分
	ですっていうことであれば、今回の使用済み樹脂貯蔵タンク室と、ちょう
	どタンク室前通路を、そういうような、
3:06:37	設計にしていますっていうことの説明をここでしなきゃいけないですよ
	ね。
3:06:42	で、それと含めて、今回、管理区域をこういうふうに設計遮へい設計す
	ることで管理区域設定できるので大丈夫なんですっていうワンパッケー
	ジだと思っていて、
3:06:52	今お伝えしてなんか大きく三つ項目あったと思うんですけどそのうちの
	二つが抜けているので何かよくわからないっていうのが今の状況なんで
	すけど。
3:07:00	こっちが理解できない部分って、ご理解いただけましたか。
3:07:07	思考力ミシマです。
<u> </u>	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:07:08	先ほどのちょっと触れているというか、2-32-2 のところの 1 ポツ 1 が
	遮へい設計区分間区分の表の下に書いてる、
3:07:20	そういう趣旨で鎮目宍戸タンク室は、第4区分として設計して、また、シ
	ューズ水タンク室前の通路Maedaに区分とするために、
3:07:29	遮へいを設けて設計するっていうちょっとそういった趣旨では書いてお
	るんですけれども、
3:07:35	その入社の防護っていう表現が、ちょっとこちらではなくて冒頭の 1 行
	目のところにはなりませんので、この辺りの記載については、読めるよう
	に変更せいたします。
3:07:47	衛藤。
3:07:49	もうもう少しだけちょっとお伝えをしておくと。
3:07:53	4、第4区分として設計する第2区分として設計するっていう、っていう
	ことは、
3:08:00	わかるんですよ。
3:08:03	今足りてないよよく理解できてなかった部分は、代表区分に設計したか
	ら何なのっていうところがよくわかってないんですよねこの説明だけだ
	と。
3:08:13	で、その回答は、第4区分に設定すると、第4区分というのは、そもそ
	も人が立ち入らないような、
3:08:22	制限、
3:08:23	放射線業務従事者基本的には立ち入らないような制限をするような管
	理区域なので、こういう線量が比較的高い部分なんだけども、業務従事
	者が受ける線量っていう意味では、遠隔で操作をするとか、あと直接立
	ち入らなくてもいいような設計にすることで、
3:08:40	業務従事者が受ける線量は達成できるわけですよね。
3:08:45	なので、第4区分にする意味合いと、あとタンク室がちゃんと第4区分
	として、適合しているんだ、要はそういう立ち入らないような、
3:08:55	設計になっているんだっていうことをちゃんと説明しなきゃいけないよう
	は、遮へい設計の話だけではなくて、
3:09:01	遮へい設計として第4区分に設計するって意味合いはわかるんですけ
	ど、それはちゃんとこの後に具体的に説明されますよね。
3:09:07	ただ、基本的に立ち入らない設計とするんだっていうのはどこかに書い
	ていただいてるんでしたっけこの 20、
3:09:13	その 30 条の説明等どこかで、
·	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:09:16	H5NAと書いてございません。なのでそこが抜けているっていうことを言
	いたかったんですけど。
3:09:23	それをここで書いていると言われるとなんかちょっと、ちゃんと共通認識
	取れてるかなっていう部分が不安だったんですけど。
3:09:31	すいません。申し訳ありません。理解が不足して、理解いたしますと提
	案については一時期いたします。
3:09:39	はい。多分共通理解は取れたと思うんですけど、
3:09:45	衛藤。
3:09:49	ちょっともう少し聞きたいのが、
3:09:51	その第1第2第3第4区分っていうのを、
3:09:55	そういういわゆる第4区分は立ち入らない、第2区分は、法定
3:10:01	作業時間、
3:10:03	ていうものをベースに考慮するっていうような運用は、それはあれです
	かね四国電力が定めているって理解をすればいいんですか。
3:10:12	おっしゃる通りです各社区分図は弱にもある、あると思うんですけれども
	4 区分でない区分もございますが、当社としてはそのように運用してる
	と、そういった形になります。規制庁西内ですちょっとそこ、そこがまさに
	知りたくて、
3:10:27	これ法令の話じゃなかったと思うのでチェックに基づいた、この区分管
	理っちゅうことですかね。
3:10:36	条約にはいろんな区分がありますよと。当然その立ち入る立ち頻度とか
	滞在時間等を考慮した上で、いろいろ区分を設けてやりなさいとしか書
	いてございませんでいろいろ、
3:10:49	4 区分のところ 1235 区分に区分をかぶってるところもあればですね線
	量についても少し違ってるようなところもございますので、弱に基づいて
	行ってますっていうのとはちょっと違うか弱にもそのような記載がござい
	ますとそういった形でございます。
3:11:04	規制庁西内です。1 ラックの千波何番ですかね。
3:11:09	ジャグですかね九九ですかね。
3:11:12	弱ですね、
3:11:15	少々お待ちください。
3:12:01	四国電力三嶋氏、久野 461 号です。
3:12:10	規制庁西内です。承知しましてありがとうございます。少々お待ちくださ
	ι _°
·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:14:18	原子力規制庁ナカノです。私の方から追加で2点ほどさらに質問させて
	いただきたいんですけれども、まず、区分、遮へい設計基準の区分のと
	ころなんですけれども、
3:14:32	管理区域外の第1区分のところで、0.0625 ミリシーベルトパーアワー以
	下であるっていうところを、部分の基準にしていると思うんですけれど
	も、こちらで下の
3:14:45	表の下部にある、米印下の説明のところで、告示に基づいて 1.3mSv婆
	さん貢を超えるまた恐れのあるところを管理区域に設定するっていうと
	ころから、
3:14:57	それ以下になるように 0.0625 ミリシーベルトパーアワー以下に設定して
	いるものだと理解はしてるんですが、単純計算すると、
3:15:06	0.0625、三木に換算するときには、1.3 ミリシーベルトパー三木を超える
	と思っていて、これってどういった計算式で、
3:15:19	0.0625 ミリシーベルトパーアワーになっているのか説明をお願いいたし
	ます。
3:15:25	思考カミシマです。おっしゃられる通り法令がICRPの菅 90 番を取り込
	まれる前の基準、伊方3号のもともとの設計は、
3:15:35	0.00925mmしっていう基準がございましたんで、現在は 1.3mm3 ヶ月っ
	ていうことで、新しく管理区外とかを設けるものにつきましては、
3:15:48	乾式貯蔵施設等々がありますけれどもそちらについては、そういった記
	載となっておりましたらSSTはもともとの設計、
3:15:58	Aの 5 区分ということなので、0.00925 と、そういった形になります。
3:16:08	原子力規制庁の中野です。今ご説明いただいたところちょっと確認なん
	ですけれども、
3:16:14	このタンクの周辺、
3:16:18	に関しての管理区域外の線量の基準っていうのは、
3:16:23	現在今現在の、
3:16:25	基準。
3:16:27	よりも高い数値が、設計基準の線量率になる。
3:16:33	なっているっていう理解ですかね
3:16:35	1.3 ミリシーベルトパー三木を超えているものって理解でいいんですか。
3:16:43	すいません米印をちょっと書いてるんですけども。
3:16:48	限度等に基づいてもともとの設計は 0.0625 だったんですけれども、現
	在は 1.3mm3 ヶ月を超えるものについては、超えるまたは超えるおそ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	れについては管理区域として、法令を満足するようになってございま
	す。以上です。
3:17:06	
3:17:13	まず、ちょっとまず私が舘が聞きたかったことは、単純に、
3:17:19	0.0625ってこれ第1区分書いてますよね。
3:17:22	で、これを掛ける 24 指定×92、24 時間と掛ける 90 日して 3 月名を単
	純に直すと。
3:17:32	この米印で書いて 1.3 ミリシーベルトパー3 月を超えると思うん 13.5 くら
	いになるんですけど、
3:17:38	そもそも、
3:17:40	これ、あれですねこの表と、この米印は別な話をしてるってことですか。
3:17:47	そうですねもともと、24 時間掛ける三木ではなくてもともとこの線量限度
	っていうのは1日8時間で、
3:17:59	週 5 日と-D貢で 500 時間ただ昔は土曜日も働いてましたので、会社
	の週 48 時間と。
3:18:07	言ったところで、もともとの炉規則規則上は 0、それそのまま炉時間を考
	えたのが 0.0625 だったんですけれども法令が変わって、
3:18:17	みましたので、
3:18:18	当然だけどそういうところについても管理としては基準を設定しないとい
	けないということで、米印がちょっと書かれてて、1.303 が超える場合に
	ついては、きちんと管理して設定しますっていうような、そういった設計
	方針としてます。
3:18:34	すいませんちょっと私の多分ですね、管理区域の法令的な変遷がちょっ
	と今パッと頭に入ってない。
3:18:45	から言えの疑問かもしれないのでちょっと申しわけないんでもう少し確
	認をしたいんですけど。
3:18:50	まず、ごめんなさいこの表、
3:18:52	に基づいて、今回の設定する、この表米印 1 回を忘れてくださいね米で
	しょう。
3:18:57	コマツ 1 回忘れてもらって、この表に基づいて今回も設定するんでした
	っけ。それはイエスでしたっけどうでしたっけ。
3:19:04	この表。
3:19:06	そのままちょっとそう書いてございます実際に使うのは、この第2区分
	と第 4 区分のところを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:19:13	扱いを意識して設計しますと、そういった記載ありますがちょっと、この 1
	行目のところ、おっしゃる通り第1区分ところに書く必要もなかったのか
	なとはちょっと考えておりますようです。
3:19:25	ごめんなさいまずうCare規制庁ニシウチですけど、まず第1区分忘れ
	ましょうと。関係するところから行きましょうかと、第2区分と第4区分
	は、この線量率で、
3:19:36	今回も設計してるんですね、まず、
3:19:39	5 ニシウチご認識の通りです。あ、わかりました。で、じゃあ、わかりまし
	た。で、第一区分はあれですか。
3:19:48	今もし第1区分を設定するとしたらこの線量率じゃないっていうことです
	か。
3:19:53	益子でございます。ご認識の通りです。
3:19:59	それはあれですか、途中で法令が変わったからってことですか。
3:20:03	施工努力します5人の通りです。弊社のテンパチの方はですね、
3:20:08	もう一つ表をつけてございまして、そちらには 1.3mm3 ヶ月を満足する
	設計するというふうなことを記載してございます。
3:20:19	規制庁西内ですけど、ちなみにその評定今回の申請書についてるもの
	ですよね。
3:20:26	遮へい設計基準(2)っちゅうことですかね。
3:20:30	塩入店。(2)でございます。
3:20:35	これ規制庁ニシウチですけど、ちょっと私が一番理解できてないところ
	があって、
3:20:54	この遮へい設計基準、括弧
3:20:57	まず、ごめんなさいまず、
3:21:02	今回設置する。
3:21:05	のは、遮へい設計基準に、で、
3:21:11	綾部も違いますかとは違うのか、今回はだから遮へい設計基準位置を
	一応採用する建屋になってるっちゅうことですね。
3:21:23	四国電力のシゲマス既設SSTが遮へい設計区分 1 でしたので、そのよ
	うに一応読み込んでございます。以上です。
3:21:34	なるほど。ちょっともう少しだけ聞きたいのが、
3:21:38	第1区分の、
3:21:41	でも結局あれですよね法令が変わった以上、その候補法令に基づいて
	設定しなきゃいけないのは間違いないですよね。
3:21:48	なので、もともと 0.0625。
·	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:21:54	これマスキングじゃないんですよね。はい。0.0625っていう値で、
3:22:00	設定した管理区域がありますよと。
3:22:04	それを、この米印をつけることによって、1.3 ミリシーベルトパー3 月を超
	える場合には、
3:22:12	やりますよっていう条件をつけることが何か、どういう意味を持つのかよ
	くわかんなくて、
3:22:18	結局 0.062、その差、遮へい設計基準(1)、要は既設建屋側について、
	0.0625っていう数字が、今何か意味を持つものなんですか。
3:22:28	今現状の法令下において、
3:22:34	四国電力三島市、現状の法令下では0.0625っていうのは意味を持つも
	のではございません。
3:22:43	何か両方等、同じ社系設計基準にしなかった理由は何なんですかね。
3:22:49	いや、既設の分も含めて遮へい設計基準を変更して適用しますさせま
	したっていうような説明を当時すればいいだけだった気がするんですけ
	ど、そうしなかった理由がちょっとあまり理解ができなくて、
3:23:07	省略しますちょっと当時の経緯は承知はしていないんですけれども
3:23:12	満足させるように注釈を
3:23:16	つけたのかなというふうに考えてございます。
3:23:26	規制庁西内ですけどう。
3:23:31	とりあえず、言ったようなところは何となく理解できた気がしますで、
3:23:38	もう少しちょっと具体的な話はお聞きできればと思うので、ちょっと今後
	引き続きまた嘘。そういう経緯的なところも含めてここはもう少しオカ、
3:23:49	そっかこれ以上書きようがないのか、ちょっとすみませんうちの中でもま
	た頭整理してまた確認をできればと思います。
3:23:58	四国電力石丸承知いたしました。
3:24:15	減少規制庁ナカノです。私の方から第1点、質問なんですけれども、
3:24:22	今回の遮へいの
3:24:25	考え方についてなんですけれども、まずもって今回の
3:24:32	タンクに
3:24:35	接続されている移送ラインですね、増設する移送ラインっていうのも含
	めて、
3:24:42	今回のその評価点、ABっていうものは、選定されてるっていう理解でよ
	ろしかったでしょうか。
3:24:59	今回の樹脂総ライン、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:25:03	についてはですね一番線量率が高くなるところがSRStのタンクっていう
	ところで、後の十四条ラインとすべて四区分を通っておりますので、
3:25:13	一番影響があるところ、タンクが一番多いところで 10 石沢については、
	支出の、移送室以外については既設と変更ございませんので、
3:25:23	新しく追加になるタンクの近傍で
3:25:29	一般ツールの基準問題をしないことを確認するとかそういったことでご
	ざいます。
3:25:35	あ、ごめんなさい通す、今、最後におっしゃってた内容ちょっと聞き逃し
	てしまったんですけどもう一度お聞きしてもよろしいですか。
3:25:52	堀内はすいませんでした。実施ドライについてはすべて第 4 区分を通っ
	ておりまして、
3:25:58	またその中深度ラインの線量よりも、Sアーレスティのタンクにたまる貯
	蔵量、膨大な量がございますので、
3:26:08	そういったものが、
3:26:13	西平については既許可のラインを通るということで変更ございません
	で、タンクについては、新しく増設しますのでそちらについて、遮へい設
	計窪満足していることを確認すると、そういった趣旨で記載しておりま
	す。
3:26:28	原子炉規制庁仲野です。承知いたしましたそうしましたらあれですかね
	今回タンクを増設するにあたって、その移送ラインも一部増設する部分
	があると思うんですけれども、
3:26:38	そういった部分、そういった新設のSOラインの部分を通過するような、
	その作業をしたとしても、タンク、
3:26:49	の線量が支配的なので、例えばその通路部だったりとかっていうところ
	の評価が
3:26:55	移送作業をしている際にその区分が上がったりとかそういったところは
	生じないっていう理解でよろしかったでしょうか。
3:27:03	四国電カ三嶋です。ご認識通り、藤井喪失、今ABのタンクの上部まで
	移送ラインがきてますのでそれが少し延びるだけと。
3:27:11	もともと、辻坪井喪失については、そういった線源を加味した上でも通路
	部について問題ないことを確認をすでに設計、正確にできておりますの
	で、
3:27:22	今回新たに確認する、支出を確認、支出について確認すると、そういっ
	たことになります。以上です。
3:27:31	原子力規制庁の仲野です。承知いたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:27:48	規制庁西内です。
3:27:51	ちょっと1個、すいませんこれはお願いなんですけど、
3:27:55	冒頭の一井のところで概要資料とかをちょっと説明いただいて概略の系
	統とかは理解をできたんですけど、
3:28:04	結局移送ラインがどこをどうとっていてとかそういう説明が、
3:28:10	ちょっとなくて、具体なあれなんですね図面で見た時にどこをどうとって
	るかのイメージがあんまり湧いてないんですよね。
3:28:19	そういう意味では既存の図面とか平面図とかでもいいので、
3:28:25	それはレベルの違う部分を名前から用意してもらって、要は関係する系
	統が堂々取ってるんだっていうような説明をちょっといただければ嬉しい
	んですけど、今後お願いしてもいいですか。
3:28:42	うん。
3:28:48	四国電力、すいませんイメージとしては 1-9 ページのこの図 4 の概略
	系統構成あるじゃないですか。
3:28:57	これが各部屋の窓、どの部屋をどうとっているのかとか、そういうのが図
	面上とかでもわかれば嬉しいなとちょっと思ったんですけど、ちょっと全
	体像が把握できてなくて、
3:29:13	中部電力冨岡でございます。
3:29:17	移送配管につきましてどういったルートを通ってるか、わかりやすいよう
	に、
3:29:23	ちょっと補足説明資料の方で表現できればなというふうに考えてござい
	ます。
3:29:28	はい。規制庁西内です。別に全然急ぎませんのでどこかのタイミングで
	ちょっと充実化いただければ嬉しいですよろしくお願いします。
3:29:44	規制庁西内ですけどあと1点だけちょっと細かいんですけど、
3:29:48	2-30-2-3 図ある、2-2-3 ページ。
3:29:52	第 30-2-1 図っていうやつなんですけど。
3:29:58	何か、
3:30:01	大体たてやあ
3:30:03	境界的なところになんか点線みたいなのが引かれてるんですけど。
3:30:07	ここで何を意味するんですかね。
3:30:13	太い点線。
3:30:15	点線ですねこれ。はい。
3:30:19	これ車併記を意味するんですかね。
3:30:24	遮へい強化、管理区域境界。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:30:39	四国電力します遮へい性、接客分の区分分けを示してございまして
3:30:45	2とか4とか書いてございます。なるほど理解できましたら大丈夫です
	ありがとうございます高遮へい区域の境界。
3:30:53	が設定点ってことですね理解できましたありがとうございます。
3:30:57	はい。衛藤さん 10 条は一旦以上でよろしいですか。
3:31:02	はい。
3:31:03	じゃあ、
3:31:08	ちょっと時間もあれなので、よければ最後 1012 条だけご説明いただい
	て、今日は一旦終わりにしようかなと思ってますけどよろしいですか。
3:31:21	もしあれでしたら、続けてそのまま残りもやりますけど。
3:31:32	規制庁西内です。聞こえてますか。
3:31:37	四国電力本店でございます。まずは 12 条説明続けさせていただくの
	と、可能であれば、引き続き苦情、
3:31:46	にも移らせていただきたいなと考えてございます。いかがでしょうか。
3:31:51	規制庁西内ですまず 12 条お願いします。
3:31:59	中国電力、トミオカでございます。そしたら、12条の方の説明に移らせ
	ていただきます。
3:32:05	下のページ数でいきますと 2-12 位からでございます。
3:32:14	下の方のページで 10、2-12-1-2 ページでございます。
3:32:22	適合のための設計方針というところでございまして
3:32:27	1 号につきまして安全施設である使用済み樹脂貯蔵タンクは、発電用
	軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針に基づ
	き、それが果たす安全機能の性質に応じて分類し、十分高い信頼性を
	確保し、かつ、
3:32:44	維持し得る設計とするというところでございます。
3:32:48	3 につきまして、使用済み樹脂貯蔵タンクの設計条件を設定するにあた
	っては劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよ
	う、供用中に想定される圧力、温度、湿度、
3:33:01	放射線量等各種の環境条件を考慮して、十分安全側の条件を与えるこ
	とによりこれらの条件下においても期待されている安全機能を発揮でき
	る設計とするというところでございます。
3:33:12	7 号につきまして、使用済み樹脂、オクですね使用済み樹脂貯蔵タンク
	は、2以上の発電用原子炉施設において共用するが、
3:33:24	1号炉及び2号炉の使用済み辞書を貯蔵した場合でも押収済み実施、
	貯蔵タンクの安全性を損なわない設計とするというところでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:33:37	続きまして12-2、安全機能の重要度分類。
3:33:43	でございます。
3:33:45	ページめくっていただきまして
3:33:48	1 ぽつ概要のところで、使用済み授賞タンクにつきましては審査、記載
	されて審査指針を踏まえ、相対的重要度を定め、
3:33:59	機能別に重要度分類すると。
3:34:03	いうところでございます。2 ポツにつきましてはちょっと
3:34:08	重度分類の中身の説明をしているところでございますけれどもちょっと
	割愛させていただいて、結論としましては白炭実装タンク、表題、第 12
	-2-2 表に記載してございますけれども、
3:34:21	使用済み樹脂貯蔵タンクはPS-3、
3:34:25	放射性物質の貯蔵機能というところで設定をしているというところでござ
	います。
3:34:33	続きまして 12-3、環境条件における安全機能の健全性というところで
	ございまして、
3:34:42	1 のページで 2-2-3-2 ページでございます。使用済み樹脂貯蔵タン
	クについては、劣化等に対しても十分な余裕を持って
3:34:52	機能維持が可能となるよう供用期間中に想定される圧力、温度湿度放
	射線量等各種の環境条件を考慮して、十分安全条件を与えることによ
	りこれらの条件下においても期待されている。
3:35:04	安全機能を発揮できる設計とすると。
3:35:06	志水次長バンクは 12-3-1 表に示す劣化事象及び、12-3-2 表に
	示す、環境条件を考慮するというふうにしてございます。
3:35:18	考慮すべき劣化上昇時、事象としましては腐食を想定してございます。
	その下 12-3-2 号でございますけれども考慮すべき環境条件としまし
	ては、
3:35:30	表に記載の通りでございます。
3:35:36	続きまして 12-4、安全施設の供用を総合接続というところでございまし
	て共用化の必要性について記載をしてございます。
3:35:46	ページ数は 2-12-4-2 ページでございます。
3:35:51	高田3号炉の既設の使用済み樹脂貯蔵タンク2基は原子炉設置変更
	許可申請書をにて1号炉及び2号炉とを共用化済みであり、今回増設
	する使用済み樹脂タンクの既設タンク同様に共用化をするものとをして
	ございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1.3.36.18 資料については以上でございます。 3.36.24 はい。規制庁西内です。じゃあ 12 条規制庁側から何かありますか。 3.36.38 現状規制庁西内です。じゃあ 12 条規制庁側から何かありますか。 3.36.45 資料の 2-12-4-3 ページに、 3.36.49 ページ中央に図があると思うんですけれども、こちらのその図の中で、 12 号炉建屋っていうところがあると思うんすけど、これ建屋っていうのは、5 時ですかね。 3.37.10 あ、篠藤四国電力富岡でございます。誤字でなく、その記載の通りでございます。 3.37.18 12 号炉に関しましては家という感じで 3.37.22 設定をしてございます。 3.37.26 原子力規制庁の中で、承知いたしました。すいませんちょっと初めて見たものだったので、 3.37.40 それともう1 点ちょっとII以下で質問なんですけれども、 3.37.45 先ほどちょっと私の方から申し上げたズーの中で、 3.37.55 そうか、ごめんなさいすみません、自分で完結しましたので 3.38.00 質問にはならなかったです。私からは以上です。 3.38.07 藤規制庁ニシウチですけど。 3.38.09 ちょっとまず、重要度分類の分類の話から聞きたいんですけど、 3.38.23 があるじゃないですか。 3.38.25 構築物系統または機器として使用済み樹脂貯蔵タンクを上げてるんですけど、 3.38.32 これ、新基準時の記載だと。 3.38.32 国体廃棄物処理系で、 5.38.33 日本廃棄物処理系で、 5.38.33 日本廃棄物処理系で、 5.38.34 1.54 1.54 1.55	3:36:08	使用済み樹脂槽タンクの貯蔵の概要につきまして表を第 12-4-1 表
3:36:18 資料については以上でございます。 3:36:24 はい。規制庁西内です。じゃあ 12 条規制庁側から何かありますか。 3:36:38 現状規制庁の仲野です。ちょっとあんまり中身のある話じゃないので恐縮なんですが、 3:36:49 資料の 2-12-4-3 ページに、 3:36:49 ページ中央に図があると思うんですけれども、こちらのその図の中で、12 号炉建屋っていうところがあると思うんすけど、これ建屋っていうのは、5 時ですかね。 3:37:06 あ、衛藤四国電力富岡でございます。誤字でなく、その記載の通りでございます。 3:37:18 12 号炉に関しましては家という感じで 3:37:22 設定をしてございます。 第子力規制庁の中で、承知いたしました。すいませんちょっと初めて見たものだったので、 3:37:40 それともう1 点ちょっとII以下で質問なんですけれども、 3:37:48 先ほどちょっと私の方から申し上げたズーの中で、 3:37:55 そうか、ごめんなさいすみません、自分で完結しましたので 3:38:00 質問にはならなかったです。私からは以上です。 3:38:00 蘇規制庁ニシウチですけど。 3:38:07 ちょっとまず、重要度分類の分類の話から聞きたいんですけど、 3:38:16 12 号の 2-12-2 の 3 ページのところで、第十ニー2-2 表、 3:38:23 があるじゃないですか。 3:38:32 これ、新基準時の記載だと。 3:38:33	0.00.00	
3:36:24 はい。規制庁西内です。じゃあ 12 条規制庁側から何かありますか。 3:36:38 現状規制庁の仲野です。ちょっとあんまり中身のある話じゃないので恐縮なんですが、 3:36:49 賞料の 2-12-4-3 ページに、 3:36:49 ページ中央に図があると思うんですけれども、こちらのその図の中で、12 号炉建屋っていうところがあると思うんすけど、これ建屋っていうのは、5 時ですかね。 3:37:06 あ、衛藤四国電力富岡でございます。誤字でなく、その記載の通りでございます。 3:37:13 建屋の家はもうNGで 3:37:18 12 号炉に関しましては家という感じで 3:37:22 設定をしてございます。 3:37:26 原子力規制庁の中で、承知いたしました。すいませんちょっと初めて見たものだったので、 3:37:40 それともう1点ちょっとII以下で質問なんですけれども、 3:37:48 先ほどちょっと私の方から申し上げたズーの中で、3:37:55 そうか、ごめんなさいすみません、自分で完結しましたので 3:38:00 質問にはならなかったです。私からは以上です。 3:38:07 藤規制庁ニシウチですけど。 3:38:09 ちょっとまず、重要度分類の分類の話から聞きたいんですけど、 3:38:16 12 号の 2-12-2 の 3 ページのところで、第十ニー2-2 表、 3:38:23 があるじゃないですか。 3:38:25 構築物系統または機器として使用済み樹脂貯蔵タンクを上げてるんですけど、 3:38:32 これ、新基準時の記載だと。 3:38:33	2.26.10	
3:36:38 現状規制庁の仲野です。ちょっとあんまり中身のある話じゃないので恐縮なんですが、 3:36:49 ページ中央に図があると思うんですけれども、こちらのその図の中で、12 号炉建屋っていうところがあると思うんすけど、これ建屋っていうのは、5 時ですかね。 3:37:06 あ、衛藤四国電力富岡でございます。誤字でなく、その記載の通りでございます。 3:37:18 12 号炉に関しましては家という感じで 3:37:28 設定をしてございます。 原子力規制庁の中で、承知いたしました。すいませんちょっと初めて見たものだったので、 3:37:40 それともう1点ちょっとII以下で質問なんですけれども、 3:37:48 先ほどちょっと私の方から申し上げたズーの中で、3:37:55 そうか、ごめんなさいすみません、自分で完結しましたので 3:38:00 質問にはならなかったです。私からは以上です。 3:38:07 藤規制庁ニシウチですけど。 3:38:07 ちょっとまず、重要度分類の分類の話から聞きたいんですけど、 3:38:16 12 号の 2-12-2 の 3 ページのところで、第十ニー2-2 表、 3:38:23 があるじゃないですか。 3:38:25 精築物系統または機器として使用済み樹脂貯蔵タンクを上げてるんですけど、 3:38:32 これ、新基準時の記載だと。 3:38:33 固体廃棄物処理系で、 3:38:39 括弧で、町道範囲を有する者、書状貯蔵機能を有する者って書いてあるんですよね。 3:38:47 で、今回はそれに該当するのがこのタンク部分だけだっていう理解でいいんでしたっけ。		
縮なんですが、 3:36:45 資料の 2-12-4-3 ページに、 3:36:49 ページ中央に図があると思うんですけれども、こちらのその図の中で、12 号炉建屋っていうところがあると思うんすけど、これ建屋っていうのは、5 時ですかね。 3:37:06 あ、衛藤四国電力富岡でございます。誤字でなく、その記載の通りでございます。 3:37:18 12 号炉に関しましては家という感じで 3:37:22 設定をしてございます。 第子力規制庁の中で、承知いたしました。すいませんちょっと初めて見たものだったので、 3:37:40 それともう1点ちょっとII以下で質問なんですけれども、 3:37:48 先ほどちょっと私の方から申し上げたズーの中で、 3:37:55 そうか、ごめんなさいすみません、自分で完結しましたので 3:38:00 質問にはならなかったです。私からは以上です。 3:38:07 藤規制庁ニシウチですけど。 3:38:07 藤規制庁ニシウチですけど。 3:38:08 ちょっとまず、重要度分類の分類の話から聞きたいんですけど、 3:38:23 があるじゃないですか。 3:38:25 構築物系統または機器として使用済み樹脂貯蔵タンクを上げてるんですけど、 3:38:32 これ、新基準時の記載だと。 3:38:33		
3:36:45 資料の 2-12-4-3 ページに、 3:36:49 ページ中央に図があると思うんですけれども、こちらのその図の中で、12 号炉建屋っていうところがあると思うんすけど、これ建屋っていうのは、5 時ですかね。 あ、衛藤四国電力富岡でございます。誤字でなく、その記載の通りでございます。 3:37:13 建屋の家はもうNGで 3:37:18 12 号炉に関しましては家という感じで 3:37:22 設定をしてございます。 3:37:26 原子力規制庁の中で、承知いたしました。すいませんちょっと初めて見たものだったので、 3:37:40 それともう1点ちょっとII以下で質問なんですけれども、 3:37:48 先ほどちょっと私の方から申し上げたズーの中で、 3:37:55 そうか、ごめんなさいすみません、自分で完結しましたので 3:38:00 質問にはならなかったです。私からは以上です。 3:38:07 藤規制庁ニシウチですけど。 3:38:09 ちょっとまず、重要度分類の分類の話から聞きたいんですけど、 3:38:16 12号の2-12-2の3ページのところで、第十ニー2-2表、 3:38:23 があるじゃないですか。 3:38:25 構築物系統または機器として使用済み樹脂貯蔵タンクを上げてるんですけど、 3:38:32 これ、新基準時の記載だと。 3:38:38 固体廃棄物処理系で、 3:38:39 括弧で、町道範囲を有する者、書状貯蔵機能を有する者つて書いてあるんですよね。 3:38:47 で、今回はそれに該当するのがこのタンク部分だけだっていう理解でいいんでしたっけ。	3:30:38	
3:36:49 ページ中央に図があると思うんですけれども、こちらのその図の中で、12 号炉建屋っていうところがあると思うんすけど、これ建屋っていうのは、5 時ですかね。 3:37:06 あ、衛藤四国電力富岡でございます。誤字でなく、その記載の通りでございます。 3:37:18 12 号炉に関しましては家という感じで 3:37:22 設定をしてございます。 3:37:26 原子力規制庁の中で、承知いたしました。すいませんちょっと初めて見たものだったので、 3:37:40 それともう1点ちょっとII以下で質問なんですけれども、 3:37:48 先ほどちょっと私の方から申し上げたズーの中で、3:37:55 そうか、ごめんなさいすみません、自分で完結しましたので 3:38:00 質問にはならなかったです。私からは以上です。 3:38:00 類にはならなかったです。私からは以上です。 3:38:01 藤規制庁ニシウチですけど。 3:38:02 おっとまず、重要度分類の分類の話から聞きたいんですけど、 3:38:23 があるじゃないですか。 3:38:25 構築物系統または機器として使用済み樹脂貯蔵タンクを上げてるんですけど、 3:38:36 固体廃棄物処理系で、 3:38:37 括弧で、町道範囲を有する者、書状貯蔵機能を有する者って書いてあるんですよね。 3:38:47 で、今回はそれに該当するのがこのタンク部分だけだっていう理解でいいんでしたっけ。	0.00.45	
12 号炉建屋っていうところがあると思うんすけど、これ建屋っていうのは、5 時ですかね。 3:37:06 あ、衛藤四国電力富岡でございます。誤字でなく、その記載の通りでございます。 3:37:13 建屋の家はもうNGで 3:37:18 12 号炉に関しましては家という感じで 3:37:22 設定をしてございます。 3:37:26 原子力規制庁の中で、承知いたしました。すいませんちょっと初めて見たものだったので、 3:37:40 それともう1点ちょっとII以下で質問なんですけれども、 3:37:48 先ほどちょっと私の方から申し上げたズーの中で、 3:37:55 そうか、ごめんなさいすみません、自分で完結しましたので 3:38:00 質問にはならなかったです。私からは以上です。 3:38:00 類にはならなかったです。私からは以上です。 3:38:01 藤規制庁ニシウチですけど。 3:38:09 ちょっとまず、重要度分類の分類の話から聞きたいんですけど、 3:38:23 があるじゃないですか。 3:38:25 構築物系統または機器として使用済み樹脂貯蔵タンクを上げてるんですけど、 3:38:36 固体廃棄物処理系で、 3:38:37 括弧で、町道範囲を有する者、書状貯蔵機能を有する者って書いてあるんですよね。 3:38:47 で、今回はそれに該当するのがこのタンク部分だけだっていう理解でいいんでしたっけ。		
は、5 時ですかね。 3:37:06 あ、衛藤四国電力富岡でございます。誤字でなく、その記載の通りでございます。 3:37:13 建屋の家はもうNGで 3:37:18 12 号炉に関しましては家という感じで 3:37:22 設定をしてございます。 3:37:26 原子力規制庁の中で、承知いたしました。すいませんちょっと初めて見たものだったので、 3:37:40 それともう1点ちょっとII以下で質問なんですけれども、 3:37:48 先ほどちょっと私の方から申し上げたズーの中で、 3:37:55 そうか、ごめんなさいすみません、自分で完結しましたので 3:38:00 質問にはならなかったです。私からは以上です。 3:38:07 藤規制庁ニシウチですけど。 3:38:09 ちょっとまず、重要度分類の分類の話から聞きたいんですけど、 3:38:16 12 号の 2-12-2 の 3 ページのところで、第十二-2-2 表、 3:38:23 があるじゃないですか。 3:38:25 構築物系統または機器として使用済み樹脂貯蔵タンクを上げてるんですけど、 3:38:36 固体廃棄物処理系で、 3:38:37 括弧で、町道範囲を有する者、書状貯蔵機能を有する者って書いてあるんですよね。 3:38:47 で、今回はそれに該当するのがこのタンク部分だけだっていう理解でいいんでしたっけ。	3:36:49	
3:37:06 あ、衛藤四国電力富岡でございます。誤字でなく、その記載の通りでございます。 3:37:13 建屋の家はもうNGで 3:37:18 12 号炉に関しましては家という感じで 3:37:22 設定をしてございます。 第子力規制庁の中で、承知いたしました。すいませんちょっと初めて見たものだったので、 3:37:40 それともう1点ちょっとII以下で質問なんですけれども、 3:37:48 先ほどちょっと私の方から申し上げたズーの中で、 3:37:55 そうか、ごめんなさいすみません、自分で完結しましたので 3:38:00 質問にはならなかったです。私からは以上です。 3:38:07 藤規制庁ニシウチですけど。 3:38:09 ちょっとまず、重要度分類の分類の話から聞きたいんですけど、 3:38:16 12 号の 2 ー 12 ー 2 の 3 ページのところで、第十二 ー 2 ー 2 表、 3:38:23 があるじゃないですか。 3:38:25 構築物系統または機器として使用済み樹脂貯蔵タンクを上げてるんですけど、 3:38:36 固体廃棄物処理系で、 3:38:37 括弧で、町道範囲を有する者、書状貯蔵機能を有する者って書いてあるんですよね。 3:38:47 で、今回はそれに該当するのがこのタンク部分だけだっていう理解でいいんでしたっけ。		
さいます。 3:37:13 建屋の家はもうNGで 3:37:18 12 号炉に関しましては家という感じで 3:37:22 設定をしてございます。 3:37:26 原子力規制庁の中で、承知いたしました。すいませんちょっと初めて見たものだったので、 3:37:40 それともう1 点ちょっとII以下で質問なんですけれども、 3:37:48 先ほどちょっと私の方から申し上げたズーの中で、 3:37:55 そうか、ごめんなさいすみません、自分で完結しましたので 3:38:00 質問にはならなかったです。私からは以上です。 3:38:00 藤規制庁ニシウチですけど。 3:38:09 ちょっとまず、重要度分類の分類の話から聞きたいんですけど、 3:38:16 12 号の 2-12-2 の 3 ページのところで、第十二-2-2 表、 3:38:23 があるじゃないですか。 3:38:25 構築物系統または機器として使用済み樹脂貯蔵タンクを上げてるんですけど、 3:38:32 これ、新基準時の記載だと。 3:38:36 固体廃棄物処理系で、 括弧で、町道範囲を有する者、書状貯蔵機能を有する者って書いてあるんですよね。 3:38:47 で、今回はそれに該当するのがこのタンク部分だけだっていう理解でいいんでしたっけ。		
3:37:13 建屋の家はもうNGで 3:37:18 12 号炉に関しましては家という感じで 3:37:22 設定をしてございます。 3:37:26 原子力規制庁の中で、承知いたしました。すいませんちょっと初めて見たものだったので、 3:37:40 それともう1点ちょっとII以下で質問なんですけれども、 3:37:48 先ほどちょっと私の方から申し上げたズーの中で、 3:37:55 そうか、ごめんなさいすみません、自分で完結しましたので 3:38:00 質問にはならなかったです。私からは以上です。 3:38:07 藤規制庁ニシウチですけど。 3:38:16 12 号の 2-12-2 の 3 ページのところで、第十二-2-2 表、 3:38:23 があるじゃないですか。 3:38:25 構築物系統または機器として使用済み樹脂貯蔵タンクを上げてるんですけど、 3:38:32 これ、新基準時の記載だと。 3:38:36 固体廃棄物処理系で、 3:38:39 括弧で、町道範囲を有する者、書状貯蔵機能を有する者って書いてあるんですよね。 3:38:47 で、今回はそれに該当するのがこのタンク部分だけだっていう理解でいいんでしたっけ。	3:37:06	
3:37:18 12 号炉に関しましては家という感じで 3:37:22 設定をしてございます。 3:37:26 原子力規制庁の中で、承知いたしました。すいませんちょっと初めて見たものだったので、 3:37:40 それともう1 点ちょっとII以下で質問なんですけれども、 3:37:48 先ほどちょっと私の方から申し上げたズーの中で、 3:37:55 そうか、ごめんなさいすみません、自分で完結しましたので 3:38:00 質問にはならなかったです。私からは以上です。 3:38:07 藤規制庁ニシウチですけど。 3:38:16 12 号の 2-12-2 の 3 ページのところで、第十二-2-2 表、 3:38:23 があるじゃないですか。 3:38:25 構築物系統または機器として使用済み樹脂貯蔵タンクを上げてるんですけど、 3:38:36 固体廃棄物処理系で、 3:38:39 括弧で、町道範囲を有する者、書状貯蔵機能を有する者って書いてあるんですよね。 3:38:47 で、今回はそれに該当するのがこのタンク部分だけだっていう理解でいいんでしたっけ。		
3:37:22 設定をしてございます。 3:37:26 原子力規制庁の中で、承知いたしました。すいませんちょっと初めて見たものだったので、 3:37:40 それともう1点ちょっとII以下で質問なんですけれども、 3:37:48 先ほどちょっと私の方から申し上げたズーの中で、 3:37:55 そうか、ごめんなさいすみません、自分で完結しましたので 3:38:00 質問にはならなかったです。私からは以上です。 3:38:07 藤規制庁ニシウチですけど。 3:38:16 12 号の 2-12-2 の 3 ページのところで、第十二-2-2 表、 3:38:23 があるじゃないですか。 3:38:25 構築物系統または機器として使用済み樹脂貯蔵タンクを上げてるんですけど、 3:38:36 固体廃棄物処理系で、 3:38:39 括弧で、町道範囲を有する者、書状貯蔵機能を有する者って書いてあるんですよね。 3:38:47 で、今回はそれに該当するのがこのタンク部分だけだっていう理解でいいんでしたつけ。	3:37:13	
3:37:26 原子力規制庁の中で、承知いたしました。すいませんちょっと初めて見たものだったので、 3:37:40 それともう1点ちょっとII以下で質問なんですけれども、 3:37:48 先ほどちょっと私の方から申し上げたズーの中で、 3:37:55 そうか、ごめんなさいすみません、自分で完結しましたので 3:38:00 質問にはならなかったです。私からは以上です。 3:38:07 藤規制庁ニシウチですけど。 3:38:09 ちょっとまず、重要度分類の分類の話から聞きたいんですけど、 3:38:16 12号の2-12-2の3ページのところで、第十二-2-2表、 3:38:23 があるじゃないですか。 3:38:25 構築物系統または機器として使用済み樹脂貯蔵タンクを上げてるんですけど、 3:38:36 固体廃棄物処理系で、 3:38:39 括弧で、町道範囲を有する者、書状貯蔵機能を有する者って書いてあるんですよね。 3:38:47 で、今回はそれに該当するのがこのタンク部分だけだっていう理解でいいんでしたっけ。	3:37:18	
たものだったので、 3:37:40 それともう1 点ちょっとII以下で質問なんですけれども、 3:37:48 先ほどちょっと私の方から申し上げたズーの中で、 3:37:55 そうか、ごめんなさいすみません、自分で完結しましたので 3:38:00 質問にはならなかったです。私からは以上です。 3:38:07 藤規制庁ニシウチですけど。 3:38:09 ちょっとまず、重要度分類の分類の話から聞きたいんですけど、 3:38:16 12 号の 2-12-2 の 3 ページのところで、第十ニー2-2 表、 3:38:23 があるじゃないですか。 3:38:25 構築物系統または機器として使用済み樹脂貯蔵タンクを上げてるんですけど、 3:38:36 固体廃棄物処理系で、 3:38:39 括弧で、町道範囲を有する者、書状貯蔵機能を有する者って書いてあるんですよね。 3:38:47 で、今回はそれに該当するのがこのタンク部分だけだっていう理解でいいんでしたっけ。	3:37:22	設定をしてございます。
3:37:40 それともう1点ちょっとII以下で質問なんですけれども、 3:37:48 先ほどちょっと私の方から申し上げたズーの中で、 3:37:55 そうか、ごめんなさいすみません、自分で完結しましたので 3:38:00 質問にはならなかったです。私からは以上です。 3:38:07 藤規制庁ニシウチですけど。 3:38:09 ちょっとまず、重要度分類の分類の話から聞きたいんですけど、 3:38:16 12号の2-12-2の3ページのところで、第十ニ-2-2表、 3:38:23 があるじゃないですか。 3:38:25 構築物系統または機器として使用済み樹脂貯蔵タンクを上げてるんですけど、 3:38:32 これ、新基準時の記載だと。 3:38:36 固体廃棄物処理系で、 3:38:39 括弧で、町道範囲を有する者、書状貯蔵機能を有する者って書いてあるんですよね。 3:38:47 で、今回はそれに該当するのがこのタンク部分だけだっていう理解でいいんでしたっけ。	3:37:26	原子力規制庁の中で、承知いたしました。すいませんちょっと初めて見
3:37:48 先ほどちょっと私の方から申し上げたズーの中で、 3:37:55 そうか、ごめんなさいすみません、自分で完結しましたので 3:38:00 質問にはならなかったです。私からは以上です。 3:38:07 藤規制庁ニシウチですけど。 3:38:09 ちょっとまず、重要度分類の分類の話から聞きたいんですけど、 3:38:16 12 号の 2-12-2 の 3 ページのところで、第十二-2-2 表、 3:38:23 があるじゃないですか。 3:38:25 構築物系統または機器として使用済み樹脂貯蔵タンクを上げてるんですけど、 3:38:32 これ、新基準時の記載だと。 3:38:36 固体廃棄物処理系で、 3:38:39 括弧で、町道範囲を有する者、書状貯蔵機能を有する者って書いてあるんですよね。 3:38:47 で、今回はそれに該当するのがこのタンク部分だけだっていう理解でいいんでしたっけ。		たものだったので、
3:37:55 そうか、ごめんなさいすみません、自分で完結しましたので 3:38:00 質問にはならなかったです。私からは以上です。 3:38:07 藤規制庁ニシウチですけど。 3:38:09 ちょっとまず、重要度分類の分類の話から聞きたいんですけど、 3:38:16 12 号の 2-12-2 の 3 ページのところで、第十ニー2-2 表、 3:38:23 があるじゃないですか。 3:38:25 構築物系統または機器として使用済み樹脂貯蔵タンクを上げてるんですけど、 3:38:32 これ、新基準時の記載だと。 3:38:36 固体廃棄物処理系で、 3:38:39 括弧で、町道範囲を有する者、書状貯蔵機能を有する者って書いてあるんですよね。 3:38:47 で、今回はそれに該当するのがこのタンク部分だけだっていう理解でいいんでしたっけ。	3:37:40	それともう 1 点ちょっとII以下で質問なんですけれども、
3:38:00 質問にはならなかったです。私からは以上です。 3:38:07 藤規制庁ニシウチですけど。 3:38:09 ちょっとまず、重要度分類の分類の話から聞きたいんですけど、 3:38:16 12 号の 2-12-2 の 3 ページのところで、第十二-2-2 表、 3:38:23 があるじゃないですか。 3:38:25 構築物系統または機器として使用済み樹脂貯蔵タンクを上げてるんですけど、 3:38:32 これ、新基準時の記載だと。 3:38:36 固体廃棄物処理系で、 3:38:39 括弧で、町道範囲を有する者、書状貯蔵機能を有する者って書いてあるんですよね。 3:38:47 で、今回はそれに該当するのがこのタンク部分だけだっていう理解でいいんでしたっけ。	3:37:48	先ほどちょっと私の方から申し上げたズーの中で、
3:38:07藤規制庁ニシウチですけど。3:38:09ちょっとまず、重要度分類の分類の話から聞きたいんですけど、3:38:1612 号の 2-12-2 の 3 ページのところで、第十二-2-2 表、3:38:23があるじゃないですか。3:38:25構築物系統または機器として使用済み樹脂貯蔵タンクを上げてるんですけど、3:38:32これ、新基準時の記載だと。3:38:36固体廃棄物処理系で、3:38:39括弧で、町道範囲を有する者、書状貯蔵機能を有する者って書いてあるんですよね。3:38:47で、今回はそれに該当するのがこのタンク部分だけだっていう理解でいいんでしたっけ。	3:37:55	そうか、ごめんなさいすみません、自分で完結しましたので
3:38:09 ちょっとまず、重要度分類の分類の話から聞きたいんですけど、 3:38:16 12 号の 2-12-2 の 3 ページのところで、第十二-2-2 表、 3:38:23 があるじゃないですか。 3:38:25 構築物系統または機器として使用済み樹脂貯蔵タンクを上げてるんですけど、 3:38:32 これ、新基準時の記載だと。 3:38:36 固体廃棄物処理系で、 3:38:39 括弧で、町道範囲を有する者、書状貯蔵機能を有する者って書いてあるんですよね。 3:38:47 で、今回はそれに該当するのがこのタンク部分だけだっていう理解でいいんでしたっけ。	3:38:00	質問にはならなかったです。私からは以上です。
3:38:16 12 号の 2-12-2 の 3 ページのところで、第十二-2-2 表、 3:38:23 があるじゃないですか。 3:38:25 構築物系統または機器として使用済み樹脂貯蔵タンクを上げてるんですけど、 3:38:32 これ、新基準時の記載だと。 3:38:36 固体廃棄物処理系で、 3:38:39 括弧で、町道範囲を有する者、書状貯蔵機能を有する者って書いてあるんですよね。 3:38:47 で、今回はそれに該当するのがこのタンク部分だけだっていう理解でいいんでしたっけ。	3:38:07	藤規制庁ニシウチですけど。
3:38:23があるじゃないですか。3:38:25構築物系統または機器として使用済み樹脂貯蔵タンクを上げてるんですけど、3:38:32これ、新基準時の記載だと。3:38:36固体廃棄物処理系で、3:38:39括弧で、町道範囲を有する者、書状貯蔵機能を有する者って書いてあるんですよね。3:38:47で、今回はそれに該当するのがこのタンク部分だけだっていう理解でいいんでしたっけ。	3:38:09	ちょっとまず、重要度分類の分類の話から聞きたいんですけど、
3:38:25構築物系統または機器として使用済み樹脂貯蔵タンクを上げてるんですけど、3:38:32これ、新基準時の記載だと。3:38:36固体廃棄物処理系で、3:38:39括弧で、町道範囲を有する者、書状貯蔵機能を有する者って書いてあるんですよね。3:38:47で、今回はそれに該当するのがこのタンク部分だけだっていう理解でいいんでしたっけ。	3:38:16	12 号の 2-12-2 の 3 ページのところで、第十二-2-2 表、
すけど、 3:38:32 これ、新基準時の記載だと。 3:38:36 固体廃棄物処理系で、 3:38:39 括弧で、町道範囲を有する者、書状貯蔵機能を有する者って書いてあるんですよね。 3:38:47 で、今回はそれに該当するのがこのタンク部分だけだっていう理解でいいんでしたっけ。	3:38:23	があるじゃないですか。
3:38:32 これ、新基準時の記載だと。 3:38:36 固体廃棄物処理系で、 3:38:39 括弧で、町道範囲を有する者、書状貯蔵機能を有する者って書いてあるんですよね。 3:38:47 で、今回はそれに該当するのがこのタンク部分だけだっていう理解でいいんでしたっけ。	3:38:25	構築物系統または機器として使用済み樹脂貯蔵タンクを上げてるんで
3:38:36固体廃棄物処理系で、3:38:39括弧で、町道範囲を有する者、書状貯蔵機能を有する者って書いてあるんですよね。3:38:47で、今回はそれに該当するのがこのタンク部分だけだっていう理解でいいんでしたっけ。		すけど、
3:38:39 括弧で、町道範囲を有する者、書状貯蔵機能を有する者って書いてあるんですよね。3:38:47 で、今回はそれに該当するのがこのタンク部分だけだっていう理解でいいんでしたっけ。	3:38:32	これ、新基準時の記載だと。
るんですよね。 3:38:47 で、今回はそれに該当するのがこのタンク部分だけだっていう理解でいいんでしたっけ。	3:38:36	固体廃棄物処理系で、
3:38:47 で、今回はそれに該当するのがこのタンク部分だけだっていう理解でい いんでしたっけ。	3:38:39	括弧で、町道範囲を有する者、書状貯蔵機能を有する者って書いてあ
いんでしたつけ。		るんですよね。
1000	3:38:47	で、今回はそれに該当するのがこのタンク部分だけだっていう理解でい
3:39:15 食前力トミオカでございます少々お待ちください。		いんでしたっけ。
	3:39:15	食前力トミオカでございます少々お待ちください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:41:19	ご認識の通りでございまして、既許可の固体廃棄物処理設備の貯蔵機
	能を有する範囲として、タンクを設定しているということでございます。
3:41:31	衛藤規制庁ニシウチです。
3:41:33	ちょっと 5 番、
3:41:35	新度どう書くかはちょっとあれなんですけど、
3:41:41	少なくともも新基準時にはそういう考えで設置をしていたので、そういう
	考えで今回はここが該当するんだっていうことがちょっとわかるように少
	なくとも審査書の方には書いておいていただきたいなあと思うんですけ
	ど。
3:41:52	よろしいですか。
3:42:04	規制庁西内ですけど聞こえてますか。
3:42:08	衛藤四国電力本店、冨岡でございます。少々お待ちください。聞こえて
	おります。
3:42:51	四国電力富岡でございます。書き方につきましてはちょっと再度確認さ
	せていただいて、整理した上でちょっと書き方を
3:43:00	また、お答えしたいと思います。
3:43:03	よろしいでしょうか。
3:43:05	規制庁西内ですはい、大丈夫です少なくとも、要は、
3:43:10	指針基準、新基準というか既認可許可から考え方が変わってるのかど
	うかだけ、何か変わってないんだよねっていうことを明確にしたいってい
	う趣旨で、別に変わってるとは思ってないんですけど。
3:43:22	そういう理解でよかったんですよね。
3:43:25	四国電力富岡でございます企業からの考え方は変わってございませ
	\mathcal{h}_{\circ}
3:43:30	はい。規制庁西内です。であれば既許可の時に設定したワード用語っ
	ていうのを使いながら今回の説明をしていただきたいなというところをお
	願いしたかったことなので表現ぶりはお任せをしますけども、
3:43:42	そういう趣旨で記載の充実をお願いしたかったものですよろしくお願いし
	ます。
3:43:48	四国電力富岡でございます。承知いたしました。
3:43:51	はい。規制庁西内ですけど、そういう意味では使用済み樹脂貯蔵タンク
	がまさに町道機能を有する範囲だ。
3:44:00	固体廃棄物処理系の中で、ていうことだと思うんですけど、ちょっとこれ
	は何て言うんですかね、ちょっと今回の申請範囲ではないんですけど、
3:44:10	1-9 ページちょっとお願いしたいんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0.44.15	図の1の細胞では様式のトニスですね
3:44:15	図の4の概略系統構成のところですね。
3:44:19	この図4で言うところの貯蔵機能を有する範囲っていうのは、
3:44:25	まさに貯蔵タンクはそうだと思うんですけど、まずその間の移送ラインは
	該当しないっていう理解でいいんですよね。
3:44:57	四国電力富岡でございます。貯蔵機能としては、タンクが該当するもの
	と考えてございます。
3:45:04	はい、規制庁ニシウチですで、それがちょうど機能に該当しないのは、
	あくまでだから、移送することが目的であって、その移送ラインに長期
	間、
3:45:15	樹脂があるような状況があるような運用にしないからって理解でいいん
	ですよね。
3:45:23	四国電力富岡でございますご認識の通りかと思います。
3:45:27	規制庁ニシウチですりかえしますと、
3:45:30	これは参考までにちょっとお聞きしたいんですけど、今回の申請範囲じ
	ゃないので、この使用済み樹脂タンクっていうものもう、
3:45:37	貯蔵機能を持っているんですか。
3:45:46	これはすいません今回の申請範囲外の部分なので、今即答できなけれ
	ばどこかで教えていただければと思うんですけど。
3:45:56	どう整理してるかだけ確認をしておきたかったという趣旨です。
3:46:00	四国電力富岡でございます。使用済み樹脂タンクにつきましては語句
	の回答とさせてください。
3:46:07	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
3:46:11	その初動っていうのをどう考えてるかっていうことですよね。移送ライン
	は明らかな範囲かなとは思うんですけど、じゃあ貯蔵タンク、
3:46:22	ああじゃない、樹脂タンクの方は一旦滞留しっていうんですけど、要は、
	それをどうとらえているかかなっていう気はしていて、
3:46:29	そういう意味では移送ラインにも若干関係はするんですけどっていうと
	ころでちょっと参考までにお聞きしたかったっていう部分です。
3:46:36	今回の申請範囲ガスタンクだけだよねっていうのはおおよそ理解はでき
	るので、ちょっとまだ引き続き今後そこの部分についても確認をできれ
	ばと思いますよろしくお願いします。
3:46:48	四国電力富岡でございます承知いたしました。
3:46:52	はい。規制庁西内です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:46:55	続けてですけど、この環境条件の安全機能の健全性っていうところなん
	ですけど、すいません先にあれだ。そういう意味でいうと、タンク自体が
	まずちょうど機能を有してますよねと。で、
3:47:08	すいません。この、
3:47:11	12、さっきの 1-9 ページのこの図 4っていうと、
3:47:15	この
3:47:18	等、
3:47:19	配管。
3:47:20	安保陽子のタンクに
3:47:24	接続されている移送配管あるじゃないですか。
3:47:29	要はちょうど
3:47:31	スルーバウンダリーって言えばいいんですかね意味合いとしては、
3:47:35	そこは、
3:47:36	これちょっと、
3:47:37	どこまでをとらえているのかをもうちょっと知りたくて、要は、
3:47:41	このタンクから、その移送ラインの間のまとめ弁みたいなものが1個そ
	の増設範囲の部分にあるじゃないですか。ここの止め弁までの範囲が
	タンクなんですかね、今回要は安全機能、貯蔵機能を有する範囲として
	設計しようとしてる部分。
3:47:56	まさにこの後出てくる環境条件とかで出てくると思うんですけど、
3:48:00	タイプだけを、この環境条件に適合させる設計としているのか。
3:48:05	それともそのバウンダリー的な意味合いではこの移送ラインの一部、
3:48:09	この配管移送配管についても、その範囲として菅設計しようとしている
	のか、そこはどういう設計思想があるんね、設計方針なるんでしたっけ。
3:48:31	四国電力富岡でございます少々お待ちください。
3:49:41	四国電力の富岡でございます。
3:49:45	今回設定したその貯蔵機能の範囲としまして移送配管等、どこまで含
	めるかという考え方整理につきましては、ちょっとまた再度整理を、考え
	方を整理させた上さした、させていただいた上で、
3:49:58	ご回答とさせていただきたいと思います。
3:50:03	はい。規制庁西内です。そうですね整理いただいて説明いただければと
	思うんですけど。
3:50:09	例えばですけど、今の系統構成で、タンクが出たところの配管が、この
	腐食とかで、劣化したら、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	,
3:50:18	貯蔵機能って維持できてる状態なんだっけどうなんだっけっていう話に
	なると思うんですよね。
3:50:25	なので範囲じゃないのであれば、今の問いに対しての回答が必要です
	し、範囲なのであればそういうことを明確に書いていただければいいの
	かなっていう気はしますというところでそこは本当、今回、
3:50:36	設計しようとしてる範囲、対象というのを明確にした上で説明をいただけ
	れば結構ですよろしくお願いします。
3:50:44	四国電力富岡でございます承知いたしました。
3:50:48	はい。規制庁西内です。そういう意味では
3:50:52	あれですね、28 情報の整理にも絡みますけど、
3:50:57	漏えいを検出スル一っていう話が、貯蔵機能として必要なのであれば、
	その漏えいを検出するような、
3:51:07	いわゆる計装系、
3:51:09	それって例えば電子部品であると思うんですけど、
3:51:13	例えば今のこの 20、12-3-2 とかだと電子部品を組み込まないためっ
	ていうタンクそのものの説明しかされていないので、要は貯蔵機能って
	果たして何ぞやっていうところをもうちょっと明確にして説明いただけれ
	ばと思います。
3:51:26	それはどっちかというとこの 28 条を整理するっていうところがスタートだ
	と思いますけど。
3:51:31	というところで、引き続き整理をお願いしてもいいですか。
3:51:37	四国電力富岡でございます承知いたしました。
3:51:40	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
3:51:43	あと最後 12-4 の共用化シリーズですけど、
3:51:48	衛藤。
3:51:53	ここはあまりないと思いますけど、ちょっとこれは若干過去の申請範囲
	にもなるんですけど、
3:52:00	先ほど基本的には放射線業務従事者が受ける線量という観点では、
3:52:08	遠隔で操作するとか、直接的には線量高いところには言いませんって
	話があったと思うんですけど、一方でこの 12-4-3 の共用化の範囲
	で、12号建屋からの動きを見る限りだと、
3:52:21	12 号の方は、多分割と接近するんですね樹脂そのものに対して、もち
	ろん移送容器とか計量タンクっていうところでかませてはいると思いま
	すけど、
L	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:52:31	そういう意味では30秒の説明の中では、既許可から変更がない部分も
	含めて、パッケージとして、
3:52:39	今回申請する版今回申請する範囲に関係するような作業というのを、
	パッケージ全体像がわかるようにご説明をいただければと思います。よ
	ろしいでしょうか。
3:52:55	四国電力、富岡でございます。承知いたしました。
3:53:00	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
3:53:05	とりあえず現状 10 人以上はそれくらいかなと思いますけど、大きいとこ
	ろで言うと範囲、設計範囲、明確にしてくださいねっていう話と、
3:53:13	それが第一義的ですよね。
3:53:16	設計範囲に応じてはそのあとの追加の確認がありますよっていう話か
	なと思いますというところでよろしくお願いします。
3:53:23	衛藤。じゃあ、
3:53:25	ご希望通り苦情に行きましょうか。
3:53:29	残っ今日後説明をまだ1度も聞いてないのは、苦情と。
3:53:34	頭ん中所でしたっけ。
3:53:40	富井四国電力富岡でございます。ご認識の通りでございます。
3:53:47	ちょっと端的に両方とも通して説明いただいて、最後何かあればまとめ
	てちょっとやりとりをしていたの逐条は一度説明は聞いたっていうところ
	まで、今日やりましょうか。
3:54:01	四国電力富岡でございますよろしくお願いいたします。
3:54:05	はい。一応、そういう意味でいうと技能とか平和的利用とかは、そっちの
	方はまだ残るんですけどそれは会合の等とかに引き続きっていう形でと
	りあえず逐条は全部終わらせるような形でできればなと思います形状
	からですかね。
3:54:18	説明をお願いします所も続けて説明いただいて結構です。
3:54:25	お時間いただきたいと思います。四国電力、盛田でございます九条、イ
	シイによる損傷の防止等について説明させていただきます。まず逐条
	簡潔に要点のみ説明させていただきますのでよろしくお願いしますまず
	逐条なんですけども、
3:54:42	2-9-1-3ページ、適合のための設計方針ということで1についてと
	いうことで安全機能関係のところで、安全施設は大切する使用済み樹
	脂タンクの破損による溢水を防止する設計とすることで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:54:55	発電用原子炉施設内における溢水に対して安全機能を損なわない設
	計とするとしてます。D2 についてこれは放射性管理区域外の漏えい防
	止ですね、これは設計基準対象施設として新たに設置する。
3:55:07	使用済みですとタンク破損による被水を防止する設計とすることで、放
	射性物質を含む議題が管理区域外へ漏えいしないようにしない設計と
	するとしております。苦情については以上です。
3:55:17	では 9-2 種影響評価についてということで 2-9-2-2 ページから説
	明させていただきます。概要とともに資料構成だけ簡潔に述べますけれ
	ども、SR使用準備したオクによる、
3:55:34	立像タンクによる影響評価について、伊勢の設計の各観点から設計方
	針への影響を整理した結果を示しております。簡単に言うと、項目ごと
	に、主に施設許可、
3:55:46	テンパチ本文テンパチ伸ばすよう、1 パラにばらぐらいで、
3:55:50	並べておいてそのあとにSR使用済み樹脂長タンクはとか新たに設置
	するとか、そういう言葉が出てきたときに、
3:55:58	営業確認結果を解説してる文章になります。では2ポツ営業評価につ
	いてというところで説明していきます。(1)防護対象設備ですけれども、
3:56:09	防護対象設備は一緒において安全機能を有する系統だとかSFP関係
	の冷却系統だとかに設定されております。ここでですね、使用済み樹脂
	等タンクは
3:56:20	安全機能の重要度分類でいくとクラス3であって重要度の特に高い安
	全機能を有する系統でもなく、SFPの冷却関係に関係する系統でもな
	いので、新たに、
3:56:31	設備使用済み次長タンクは防護対象設備や該当する防護対象施設、
	設備の抽出結果に変更はないという整理をしております。
3:56:39	(2)水源ですけれども、責任についてはまず前提として評価ガイドを参
	照しながら設定しています。伊勢原単位料金は流体のf容器及び配管と
	して後段に説明している。このうち破損を想定するものは、
3:56:52	水源として設定しております。ここ、これ以降で新たに設置する。
3:56:57	使用済み受槽た時初動タンク及び配管による人への影響を発生要因
	別に整理しております。まず、aポツですけどこれは、想定破損による溢
	水ですね。
3:57:07	想定破損による溢水についてはTn高エネ配管と低配管に分類するん
	ですけれども、CRDシュトウタンクにかかる配管は低エネルギー配管の
	みです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:57:17	で丁寧、丁寧に配管はですね、基本的にFLACS想定をするんですけ
	れども応力評価を実施配管は、
3:57:27	こういう評価の結果に基づく破損形状を想定するということで破損想定
	を不要にすることができます。
3:57:34	今回の、あ、ごめんなさい、これこれ以降が、コメントNo.9 の増設配管の
	うち水で考慮する低エネルギー配管について分類分けを説明すること
	に、
3:57:45	というNo. 9 のコメントをいただいてたやつで修正をかけておりますこの
	破損想定不要以降の文章です。dについてコメント回答でいうと、
3:57:56	丁寧に配管に懲り大きな分類を整理して補足説明資料に追加して9-2
	-1 図として整理しております。あわせて、
3:58:05	説明しますと、
3:58:07	新たに設備を積み受賞タンク見込む配管は第 9-2-1 図に示す通りで
	あり、図3についてはほとんど配管を通常運転時に隔離しており、水源
	として考慮不要な配管であると。
3:58:19	また、一部セールスリーダー配管がありますが静水頭圧配管は低エネ
	ルギー配管として購入不要であるため、想定破損による溢水における
	水準に変更はない、整理しております。
3:58:30	ここはちょっと以前の記載から変えておりまして以前ちょっと、増設範囲
	とか、どこからかとかいうのがわかりにくかったので、記載をさらに詳細
	設計、
3:58:40	をイメ―ジしてどちらかというと見直しております。9-2-1 図の説明に
	移りますが一応、
3:58:47	増設範囲だけある程度目立つようにして、既設の繋がりとかをイメージ
	しながら書いてます。上流の方からいくと脱塩塔とか脱塩水とかいうライ
	ンがあるんですけど通常運転時には、
3:58:59	もう確認されておりますんで、その弁で止まってるところまでが黄色塗り
	しているエネルギー配管、それ以降については基本的に隔離されてい
	る以降ということで一元として考慮していないと。
3:59:11	デイタンクから下の方に、水系に繋がってる配管としては静水頭圧配管
	ですけれどもそれもエネルギー配管としてはこういうふうなものになりま
	すんで、醸造世帯については考慮するものはないということで想定破損
	の井関変更ないという整理にしております。
3:59:27	説明は以上です。あと、牽引配管口径についても一応配管のルート等
	のところにDだとか 4 分の 3Bだとかというのを追記しております。
<u> </u>	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:59:38	想定破損については以上です。では 2-9-2 の 4 ページのbポツに移
	りまして消火水の放水による溢水ですけれども、
3:59:46	消火水の放水については放水時間から溢水量を設定するんですけれ
	ども、新たに施設使用済み次長タンクについて消火する尾藤家の放水
	条件に変更がない。
3:59:57	ないため消火水の放水による溢水における水源に変更はないという整
	理をしております。
4:00:04	清シンポつとして地震起因による溢水ですけれども地震起因はセンタ
	ル機器のうち、基準地震動による地震力によって破損が生じる機器を
	水源として設定しております。
4:00:15	え一とですね、今回ですね、新たに設使用済み樹脂タンク及びタンク水
	以下の配管は基準地震動による地震力に対して耐震性を確保する設
	計とするため、水源として想定しないとしております。また、以降から
4:00:30	これも追記しておりますけれども、新たに設置する使用済み実証タンク
	は耐震Bクラス機器でありますが、第 9-2-2 の図の通り、
4:00:40	地図の使用済みシュトウタカダたん基礎ボルト材質計を変更すること
	で、基準地震動による事業に対して耐震性を確保する設計とするとして
	おりますこれは補足せず、1、
4:00:51	一つの補足説明資料で説明した内容を溢水の方にも反映しましたとい
	う内容です。従ってですね、地震起因による溢水における主任の変更
	はないと整理しております。
4:01:02	dポツに移りましてその他の要因により生じるし、いわゆるその他の溢
	水です。その他に主要地下水だとか竜巻の、よる屋外タンクの破損だと
	か、
4:01:13	比嘉猪野 1000 減少に伴う位置だとか、あとは、
4:01:17	フランジ等の漏えいがあるんですけれども、その他漏えいのうち
4:01:22	金法作動。
4:01:24	グランド部フランジ部からの漏えい事象は漏えい検知システム等により
	早期に検知して、上箇所の特定及び漏えい箇所の隔離等により、漏え
	いを止めることで防護対象設備の安全機能を損なわない設計としてお
	りますが、
4:01:36	新たに設置する使用済み樹脂タンク及び配管によってはこの設計方針
	に変更ありません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:01:41	また新たに設置の使用済み樹脂タンク及び配管は建屋内であって地下
	水の流入や竜巻の飛来物の屋外タンクの破損による漏えい等の影響
	はありませんので、
4:01:51	ご提案の位置付けに変更はありません。以上が水源の説明です。(3)
	からは1防護区画及び水経路の説明に移ります。
4:02:01	1号区画についてはですね、代表設備が設置されているすべての区画
	とかアクセス数について設定することとしております。条件は一応壁と
	か、
4:02:12	扉とか堰で分離するようにしておりますが、赤い設置する使用済み樹脂
	タンク室により、
4:02:19	補助建屋EL3.3メーターの 1 号加古一部普及の 2-3 図の通り変更す
	るんですけれども、平成防護区画の設定方針という意味では変更はあ
	りません。
4:02:30	9-2-3 図に説明、説明している通り、
4:02:34	一部合格で言うと3-2のAという斜線を引いている区画が一部減少す
	るというところで、赤字でタンクと、新設関係が増えるところを示しており
	ます。で枠囲ってるところが、
4:02:46	面積として減少する範囲となります。
4:02:50	伊勢経路ですけれども、基本的に発生したリツヤ階段や非発注を経由
	して上層階から下層階へ全量が伝播するものとしております。これも保
	守的に設定するようにしております。
4:03:02	具体的には床ドレンの貫通部、価格への流出は想定しないというような
	保守的な条件で経路を設定しております。
4:03:12	泥酔合格外で発生する溢水に対しても流入層政策的な経路を設定して
	おります。こっからですけどあるダイセツ使用済み樹脂タンク室より、EL
	3.3 メーターの石堂加来の一部を、
4:03:25	9-2-3 図に示す通り変更するんですけれども、新規設置場所は扉等
	に接続されている場所ではなくて、溢水経路には関係ない場所であり推
	定の変更はありません。
4:03:38	9-2 O,
4:03:40	2-9-2の9ページに移りまして(4)溢水影響評価ですけれども請求
	評価は先ほど申し上げた水源の想定破損消火する地震起因とかを考
	慮して、防水水蒸気、
4:03:52	を受けて、その安全機能を損なわないだとかそういう設計にしておりま
	す。
	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:04:00	デイモス新たに設置する使用済樹脂タンク及び配管によって没水水蒸
	気の影響を、今の通りであると書いてますけどまずA制限がそもそも変
	更ないので、被水影響には影響はあります。新規設置場所には防水防
	護対象設備がなく、
4:04:18	以前は変更ないので、非正規は関係ないと。次に水合格には想定破
	損、
4:04:24	を考慮する公園に配管もないので上記評価対象外の区画であり、蒸気
	影響も関係ないと、最後に没水影響については、先ほど申し上げた区
	画EL3.3 メートルの区画が一部減少するため防水影響に変更がある
	δ .
4:04:39	没水影響に変更があるんですけれども堰を受けても安全機能を損なわ
	ない設計とするとともに、
4:04:44	SFPのスロッシング水位低下を考慮しても、冷却機能給水機能が維持
	できる設計とするとしております。
4:04:51	なお、田口設置後のご逝去見通し参考に示しておりますが一通り説明
	終わった後に、そちらについては説明いたします。
4:05:00	加工の放射性物質を含む液体の管理部会の方への申しに移りまして
4:05:06	こちらも管理区域外に、
4:05:08	脳炎の防止ということですが、
4:05:11	結論から先に申し上げますと、井関評価と同じあんたに設置するSRST
	魚住次長檀国井より、L3.3 の防火区が一部減少するんですけれども、
4:05:23	既存の積等により、非管理区域への漏えい防止する設計とするというこ
	とは同じで、こちらも見通しについて参考に示しております。後述いたし
	ます。最後、
4:05:34	最後に(6)として、内部溢水に対する防護設備ですね、防護設備につい
	ては、例えば、防水影響になったら堰をつけたり、壁をつけたりだとか
	で、
4:05:46	防護するようにしておりますけれども、新たに設置しよう主スタートによ
	る影響は防護対象施設から(1)(1)の防護対象設備から(ホ)、放射性
	物質の気体漏えい防止で説明した通り、
4:06:00	ぼい水墨変更による没水及び放射性物質の液体の管理組合への漏え
	い防止に関する影響がありますと。
4:06:09	ただしですね、没水影響や漏えい防止の影響に関しては既存の堰等に
	より対応可能でありますんで追加でご説明は必要あります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:06:18	また新たに設置するS、使用済み樹脂貯蔵タンクは耐震Bクラス機器で
	すけれども、こちら先ほど申し上げ、
4:06:25	申し上げました通り、基礎ボルト変更で、そもそも耐震性を確保するん
	で、防ぎつく。
4:06:31	斯く斯く等に期待する必要はないということを記載しております。
4:06:35	小用 9-2 の本文は以上で参考資料の方について、先ほど申し上げた
	防水営業等、管理区域外漏えい防止を、
4:06:45	営業見通しを示しております。
4:06:48	図説明しますけども、先に参考図 1 ということで、
4:06:55	飯泉次長タンク室ができた阿藤の区画営業を述べてますと、赤青点線
	で囲ったところがたくさん強いなんでこれが、
4:07:04	減少した状態で評価をしています。もともとは、滞留面積 479 平米ある
	んですけれども、減少分は 42.8、ごめんなさい。
4:07:15	ごめんなさい 42.8 平米減少しても、
4:07:19	まだ 479 平米あるんで、影響は軽微ということになってます。
4:07:24	参考表 1 ということで、それぞれ滞留面積、水曜、溢水水位というので
	整理して没水影響と管理組合漏えい防止の影響を、
4:07:34	評価していますけれども、汚水影響で一番小さくても 0.4 メーター以上で
	漏えい防止については、0.05 メーター以上、
4:07:44	ということで裕度がありますんで、全く問題ない見通しであることを確認
	しております。計上については以上でございます。
4:07:55	四国電力富岡でございます引き続いて 10 条についての説明に移らせ
	ていただきます。
4:08:06	資料ページ数でいきますと2-10-1-2でございます。
4:08:11	適合のための設計方針としまして、1 について設計基準対象施設であ
	る使用済み樹脂貯蔵タンクは、運転員の誤操作を防止するため、盤の
	配置、操作器具等の操作性に留意するとともに、
4:08:24	状態表示及び警報表示により、使用済み樹脂タンクの状態が正確かつ
	迅速に把握できる設計とすると。
4:08:32	また構成点検において誤りが生じにくい、留意した設計とするというとこ
	ろでございます。につきましては、使用済み樹脂貯蔵タンクの操作に必
	要な状態表示、操作器具等は原子炉補助建屋通路部に設置されてい
	る既設の制御盤に設けることで容易に、
4:08:50	操作ができる設計とするというふうにしてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:08:55	次のページに進んでいただきまして 10-2 誤操作の防止に係る設計方
	針でございます。
4:09:03	ページめくっていただきまして使用済み樹脂貯蔵タンクは運転員の誤操
	作を防止するため盤の配置操作器具等の操作性に留意するとともに、
	状態表示及び警報表示により、
4:09:14	使用済み樹脂貯蔵タンクの所状態が正確かつ迅速に把握できる設計と
	しますと、また保守点検によりあまりが生じにくい設計としますというとこ
	ろでございます。具体的には使用済み樹脂貯蔵タンクは、
4:09:26	タンクの操作に必要な状態表示、操作器具等は、原子炉補助建屋通路
	部に設置されている既設の制御盤に設けることで容易に操作できる設
	計とすることとともに、
4:09:38	機器弁等に対して、銘板の取り付け等の識別管理、施錠管理、
4:09:45	及び表示等を計器操作スイッチを押し民政操作性の良い配列として、
	運転員の誤操作の誤操作を防止する設計とするというふうにしてござい
	ます。
4:10:00	所につきましても以上でございます。
4:10:04	はい。規制庁西内です。
4:10:07	それでは9条まとめてですけど規制庁が何かありますか。
4:10:15	原子力規制庁の仲野です。私の方から9条の関係で質問させていただ
	きたいと思います。
4:10:22	前回のヒアリングを踏まえて低エネルギー配管の設置位置について説
	明いただいてると思うんですけれども、
4:10:30	その中でちょっと質問なんですが、b-9-2-4 にある第 9-2-1 図の
	ところですね、ちょっと中は詳しくは話せないと思うんですけれども、こち
	らの中で、
4:10:44	例えば全数水とかが通ってる配管について、弁の外側がエネルギー配
	管であってさらにそこからタンク側については、
4:10:56	通常時、
4:10:57	要は通常運転時には隔離しているのがほとんどなので、SEが考慮しな
	いっていうことで低エネルギー配管にしてないっていう整理だったと思う
	んですけれども、
4:11:07	こちらについてなんですが、例えばその弁解時についても、何かしらの
	地震等の要因で、配管に損傷を生じるようなことも考えられると思うんで
	すけれども、
·	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:11:18	そういった時の破損を踏まえても、エネルギー配管として水源として評
	価しないっていう理解でよろしかったでしょうか。
4:11:28	中国電力の相田です。まず、想定破損の話題でいうと地震時は関係な
	いという分類なのでまず想定破損の話から先にいきますと、想定破損
	については通常運転時というところに決めてますんで通常運転時の系
	統構成として、
4:11:45	隔離をしてる範囲でありますんで、隔離している、上流からその隔離す
	る弁までを丁寧肺癌として扱っております。地震時の破損ですけれど
	も、地震時も基本的に隔離している範囲なので、
4:11:59	この範囲、
4:12:02	で、
4:12:03	地震大信に持たすというような確認をしております。以上です。
4:12:15	原子力規制庁の中根です。承知いたしました。
4:12:19	江藤。
4:12:21	すいませんちょっともう 1 回確認なんですけれども、その通常運転時に
	隔離している。
4:12:30	あ、すいません。
4:12:31	もう一度さっき御ご説明いただいてもよろしいですか。
4:12:36	中電工田井でございます。まず、想定破損としては通常運転時に隔離
	しておりますんで、各脱塩塔だとか、脱塩水だとか、上流の水のあると
	ころから、
4:12:49	隔離している範囲までを丁寧配管として扱っております。ASRSD石津
	理事長だ関係は丁寧配管しかありませんので、丁寧配管として扱って
	おります。
4:13:01	地震時についても同じように隔離弁までを耐震化して、問題ないように
	しておくと。
4:13:09	ごめんなさい。先ほど該当しなくて申し上げ移送Gっていう話があります
	けど移送時は基本的には特殊走査かなと思ってまして、年調査時、例
	えば 10C層だとかであれば、
4:13:22	基本的に人張りついておりますんで、もし異常があったらすぐ閉止する
	だとか、そういうところで対応するというところになってますんで問題ない
	と考えてます。以上です。
4:13:33	減収規制庁ナカノさん、特殊操作時の話で理解いたしました。ありがと
	うございます。この件について私からは以上です。
4:13:43	規制庁西内ですけど、ちょっと今の話のため確認なんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4.45.45	
4:13:48	9-2 の 5 ページ。
4:13:50	うん。頭ん中の2段落目のところでは新たに設置するタンクとタンク数
	以下の配管は、基準地震動による地震力に対して耐震性を確保するっ
	て書いてますけど、
4:14:01	今、ナカノが確認してたような脱塩水とかのラインはこれ新たに設置す
	ればいいんじゃなくてもともとそういう設計をしているっていうふうに理解
	すればよかったんでしたっけ。
4:14:10	四国電力森田です。はい。9-2-1 図で言いますと、ごめんなさい耐震
	の範囲は、確かに増設範囲って記載がなくて大変申し訳ないんですけ
	ども、
4:14:20	点線の枠なを増設範囲としまして点線の枠外にしかその隔離先生の枠
	外で隔離、
4:14:30	箇所を切っておりますんで、耐震としても、耐震としては、増設範囲に
	は、
4:14:38	そういう配管はありません。ありませんというかごめんなさい。
4:14:42	静水頭圧配管でさっきの 2-1 図でいうと静水頭圧配管で、
4:14:45	タンクの下から、水系用の
4:14:49	配管出てますけどそこはもちろん耐震化、基準地震動Ssで破損しない
	ようにするというところになります。以上です。
4:14:58	わかりました。ちょっとまたもう 1 回念のため確認なんですけど、第 9-
	2-1 図で言うところの増設範囲の外の雑SEとの隔離弁あるじゃないで
	すか。これは耐震化してるんでしたっけ。
4:15:12	小電力モリタですが黄色塗りしてるところは基準地震動で破損しないよ
	うに設計しておりまして、そこは既設の部分で、ので、この文章の説明
	は特段触れられてないってことですよね。
4:15:23	施工電工ですそうでございます。ご理解の通りです。以上です。
4:15:27	規制庁西内ですけど、多分ちょっとこの 9-2-1 図を追加いただいたこ
	とによって、何か文章と合わせてみるとそこの理解がよくわからなくなっ
	ちゃうなっていうのがあるので、ちょっと今後あれですね
4:15:39	ちょっと他の条文もそうなんですけど、要は今回新設する範囲はこうで、
	新設しないけど関係する範囲はこういう形で変更ないよっていうのをち
	ょっと網羅的に説明がいただければいいかなっていう気はしますね。
4:15:53	ちょっと、多分追加したことによって逆に疑問が生まれてしまった例なの
	かなと思うので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	,
4:15:59	表で6までございます。はい。ちょっとわかりにくくて申し訳ないけど確
	かに地震溢水の方も、もしかしたら図があった方がよかったのかもしれ
	ないと今思い直しまして、また修正する際に地震の図を新たにかけの2
	-1 図で、
4:16:15	両方兼ねて説明するかはちょっと検討しますけど大臣の方も、範囲が
	わかるように追記したいと思います。以上です。
4:16:22	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。ちょっと私から何点かなん
	ですけど、これパワポの方にも関係するんですけど、
4:16:30	パワーポイントの方の 5 ページ目をお願いしてもいいですか。
4:16:39	開けてます。
4:16:43	大丈夫です。はい。ここで今回の
4:16:47	耐震
4:16:49	基準地震動Ssに対する耐震性の設計をしますっていう旨を説明いただ
	いてるんですけど、理由が書いてなくて、
4:16:57	要は
4:16:59	これ、5 五条はごめんなさい許可だから 44 条としてやるってことってい
	うふうにも何か概要%だけ読んだときに読めちゃうので、ちょっと目的、
	趣旨を明確に書いてもらってもいいですか。
4:17:11	次のページで耐震Bクラスって話はあるんですけど、Bクラスなんだけ
	ど、溢水の観点で、I水源としての観点でこういう設計をしたいんだって
	いうことを明確に書いて欲しいなというのが一つです。
4:17:22	よろしいでしょうか。
4:17:24	施工電力に対するあくまで、土肥水源としてうちとして対策するもんです
	けど 9 条要求ではある意味精密核兵器でも、タンクを耐震化することで
	もどちらでも認められるとは思っておりますんで、
4:17:38	パワーポートにもさらなる安全性向上からとかそういうことでタンクを耐
	震化することを今回選択したというようなことがわかるように修正させて
	いただきます。以上です。
4:17:49	規制庁西内ですまさに来たか、次に聞きたかったのがその内容だった
	んですけど、おっしゃっていただいたように、Bは水密化で取ってるわけ
	ですよね。今回イシイも水密化をするわけですよね。
4:18:00	でも、
4:18:01	耐震化をするっていうところの目的がよくわからないなと思ったんですよ
	ね。例えば耐震化する代わりに水密化しませんとかだったら何かのパタ
	一ンみたいになっててよく、すごい以外、理解ができるんですけど、
_	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4.40.40	1 1° + /+
4:18:13	ただ、あくまで、
4:18:15	自主的な安全性向上的な意味合いで耐震要求を高めますってい う こと
	なんですか。
4:18:21	四国電力に対するえっとちょっと誤解があったかもしれないですけど、9
	条要求として、耐震化をするんであれば、
4:18:29	9条要求としては水密化区画にする必要は正直ない。
4:18:34	というところではあるんです。なので、例えば球場の今後設工認とか出
	していくときに水密化空隙の計算書が要りますか入りませんかと言われ
	ると、いりませんになります。
4:18:46	そういう意味もあってさらなる安全コセイ向上として、
4:18:50	弊社としてはタンクを耐震化することを選択しました。後段規制の、
4:18:55	最近 2 イメージ述べておきますとタンクのBCクラスの水源としない耐震
	計算書だけを出して精密拡幅隔壁の共同計算耐震計算書を出す予定
	はありません。以上です。
4:19:07	多分イメージは理解できているつもりなんですけど、疑問は、
4:19:14	要は水密化自体は自主的にもするんですよね。その後任として出す出
	さないと関係なく、
4:19:21	四国電力メンテナンスはもちろんそれは自主的にやらせていただきま
	す。以上です。規制庁西内です。他の条文の関係だとあれかもしれない
	ですけど、結局水密化するのであれば、
4:19:35	別に耐震化する必要ないわけですよね。野球場だけ考えたときに、
4:19:41	5 年後までその通りですただ
4:19:44	あくまで新設でもあるんで、先ほど申し上げた通りさらなる安全性向上し
	たとして弊社としては、新設するものでもあるんで、新しいタンク、耐震
	化するというところを選択したというところでございます。以上です。規制
	庁西内です。
4:19:59	なので、だから理由としては、やっぱりさ、自主的にちょっと安全性をさ
	らに高めていきたいと思っているっていうのが多分一義的な目的と思え
	ばいいんですよね。
4:20:10	中部電力に対する、その通りでございます水の後段規制としてのタンク
	で耐震する方するんで説明する方が、説明をしやすいしわかりやすいっ
	ていうのもあるかなとは思いますけれども、基本的には、
4:20:24	その安全性向上かなと思ってます。以上です。
4:20:27	はい規制庁ニシウチです理解できます。そういうちょっと目的でですよ
	ね位置付け、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:20:32	要は結局先日からするんだけど、自主的にさらに高めを、安全性を高
	めたいっていうので、そういうふうに、耐震設計もするんですっていうとこ
	ろとかそういう位置付けがわかるようには目的が、目的を書いてもらえ
	ればいいかなあと思いましたと。
4:20:45	ただ、要は少なくとも何か自主的にSsクラス設計をするわけじゃないわ
	けじゃないですか。ちょっとそういうところが混同するとあれなのでちょっ
	と目的を明確に書いておいていただきたいというところをパワーポベー
	スでちょっとお願いしたいなと思ってますよろしくお願いします。
4:20:58	はい。四国電力前田ですが、苦情とか、要求絡めまして理由とともにS
	AS化するというのがわかるように、記載させていただきたいと思います
	以上です。
4:21:10	はい。規制庁西内です。よろしくお願いします。
4:21:15	あと溢水に関しては、結局タンク自体が防護対象じゃないので、季節へ
	の影響っていうところと、あとはタンク自体の話でいうと放射性物質を含
	む水が漏えいしないようにって話。
4:21:30	大きく二つなのかなあと理解してるんですけど。
4:21:36	放射性物質を含む
4:21:41	流体の漏えい防止って管理区域外への漏えい防止っていう意味での説
	明は、
4:21:49	それはどこでしていただいてるんでしたっけ。
4:21:53	四国電力の板井でございますページで言うと、2-9-2 の 9 ページの
	(5)になります。
4:22:02	(5)はこれ季節の花、C、
4:22:07	ですね、季節の影響じゃないですかね。これダイナパックの中の流体の
	話ですね聞きたいのは、
4:22:16	それはどこで説明してるって位置付けでしたっけ。丹この中の話はです
	ね(6)の
4:22:25	この(6)の最後のまた書きになります。
4:22:29	ここにあるんですか。なるほどあれこれはここへ、なんか単純にこれ説
	明箇所の問題だけだと思うんですけど、(5)に入ってくる話じゃないんで
	したっけもまずもって要求との整理でいうと、
4:22:41	んとですねえ。
4:22:44	学校は、確かにごめんなさい今思うとわかりにくかったかもしれないす
	けど(4)で、基本的に水源全部変更なくて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

# 4:22:54 防水営業それぞれ影響ないっていうことをまとめた上で(5)には入れるかなというイメージで思ってたので、(4)で土肥水源とかに変更ないっていうのを前段の耐震補強しますっていうところで全部影響ないっていうので、 # 4:23:08 変更ないというところで説明してますんで括弧本の方においても、タンク室で一部減少しても、漏えい防止に影響ないっていうところになってて確かにあのタンク室内の話が漏えい防止の方に書かれてないんで確かに今本。 # 4:23:25 ここにも、 # 4:23:28 (6)は確かに防護設備の話に移ってしまいますんで、 (5)にも、はい。今思うと、桜井の話がないんでここにも耐震化しますという内容を同じように追記した方がわかりやすいと思いますんで追記させていただきます。 # 4:23:42 すいませんいろいろと考えていたことを整理いただいてありがとうございますそうなんですよね。ちょっと急いで若干特集で要求事項二つあるんですけど、結局 1 本の溢水影響評価って説明の中で両方まとめて説明いただいてるじゃないですか。 # 4:23:58 まだゆえの多分ちょっと構成のあれだと思うんですけど、 # 4:24:01 少なくとも9-1の3ページの頭の設計方針の2の方で説明いただいているワードが、この(5)で出てこないっていうのがすごい違和感があるんですよねだからちょっと書くべき、どこで書くべきなのかっていうのをちょっともう少し整理いただいて適正化いただければいいのかなと内容に何か疑念があるわけではないので、 # 4:24:18 これは単純に記載上の整理の話だけです。 # 4:24:22 ありがとうございます。対数(5)にもタンク、タンクは耐震化するというのを書いたほうがわかりやすいという。ごめんなさい、しゃべりながら結論を導き出してしまいましたけどその修正をすることにしますよろしくお願いします。はい。規制庁西内です。これはわかりやすさの観点だけなので、よろしくお願いします。 # 4:24:44 で、 # 4:24:45 もう一つすみませんちょっと、# 4:24:45 まずあれだ、# 25いう意味で言うと真崎有田今の話でいうと、		
いうのを前段の耐震補強しますっていうところで全部影響ないっていうので、 4:23:08 変更ないというところで説明してますんで括弧本の方においても、タンク室で一部減少しても、漏えい防止に影響ないっていうところになってて確かにあのタンク室内の話が漏えい防止の方に書かれてないんで確かに今本。 4:23:25 ここにも、 4:23:28 (6)は確かに防護設備の話に移ってしまいますんで、 4:23:32 (5)にも、はい。今思うと、桜井の話がないんでここにも耐震化しますという内容を同じように追記した方がわかりやすいと思いますんで追記させていただきます。 4:23:42 すいませんいろいろと考えていたことを整理いただいてありがとうございますそうなんですよね。ちょっと急いで若干特集で要求事項二つあるんですけど、結局 1 本の溢水影響評価って説明の中で両方まとめて説明いただいてるじゃないですか。 4:23:58 まだゆえの多分ちょっと構成のあれだと思うんですけど、んですよねだからちょっと書くべき、どこで書くべきなのかっていうのをちょっともう少し整理いただいて適正化いただければいいのかなと内容に何か疑念があるわけではないので、 4:24:18 これは単純に記載上の整理の話だけです。 4:24:22 ありがとうございます。対数(5)にもタンク、 4:24:26 タンクは耐震化するというのを書いたほうがわかりやすいという。ごめんなさい、しゃべりながら結論を導き出してしまいましたけどその修正をすることにしますよろしくお願いします。はい。規制庁西内です。これはわかりやすさの観点だけなので、よろしくお願いします。	4:22:54	防水営業それぞれ影響ないっていうことをまとめた上で(5)には入れる
ので、 4:23:08 変更ないというところで説明してますんで括弧本の方においても、タンク室で一部減少しても、漏えい防止に影響ないっていうところになってて確かにあのタンク室内の話が漏えい防止の方に書かれてないんで確かに今本。 4:23:25 ここにも、 4:23:28 (6)は確かに防護設備の話に移ってしまいますんで、 4:23:32 (5)にも、はい。今思うと、桜井の話がないんでここにも耐震化しますという内容を同じように追記した方がわかりやすいと思いますんで追記させていただきます。 4:23:42 すいませんいろいろと考えていたことを整理いただいてありがとうございますそうなんですよね。ちょっと急いで若干特集で要求事項二つあるんですけど、結局 1 本の溢水影響評価って説明の中で両方まとめて説明いただいてるじゃないですか。 4:23:58 まだゆえの多分ちょっと構成のあれだと思うんですけど、 ているワードが、この(5)で出てこないっていうのがすごい違和感があるんですよねだからちょっと書くべき、どこで書くべきなのかっていうのをちょっともう少し整理いただいて適正化いただければいいのかなと内容に何か疑念があるわけではないので、 4:24:18 これは単純に記載上の整理の話だけです。 4:24:22 ありがとうございます。対数(5)にもタンク、 4:24:26 タンクは耐震化するというのを書いたほうがわかりやすいという。ごめんなさい、しゃべりながら結論を導き出してしまいましたけどその修正をすることにしますよろしくお願いします。はい。規制庁西内です。これはわかりやすさの観点だけなので、よろしくお願いします。		かなというイメージで思ってたので、(4)で土肥水源とかに変更ないって
#23:08 変更ないというところで説明してますんで括弧本の方においても、タンク室で一部減少しても、漏えい防止に影響ないっていうところになってて確かにあのタンク室内の話が漏えい防止の方に書かれてないんで確かに今本。 #23:25 ここにも、 #23:28 (6)は確かに防護設備の話に移ってしまいますんで、 #23:32 (5)にも、はい。今思うと、桜井の話がないんでここにも耐震化しますという内容を同じように追記した方がわかりやすいと思いますんで追記させていただきます。 #23:42 すいませんいろいろと考えていたことを整理いただいてありがとうございますそうなんですよね。ちょっと急いで若干特集で要求事項二つあるんですけど、結局 1 本の溢水影響評価って説明の中で両方まとめて説明いただいてるじゃないですか。 #23:58 まだゆえの多分ちょっと構成のあれだと思うんですけど、 ななくとも 9-1 の 3 ページの頭の設計方針の 2 の方で説明いただいているワードが、この(5)で出てこないっていうのがすごい違和感があるんですよねだからちょっと書くべき、どこで書くべきなのかっていうのをちょっともう少し整理いただいて適正化いただければいいのかなと内容に何か疑念があるわけではないので、 #24:18 これは単純に記載上の整理の話だけです。 #24:22 ありがとうございます。対数(5)にもタンク、 #24:26 タンクは耐震化するというのを書いたほうがわかりやすいという。ごめんなさい、しゃべりながら結論を導き出してしまいましたけどその修正をすることにしますよろしくお願いします。はい。規制庁西内です。これはわかりやすさの観点だけなので、よろしくお願いします。		いうのを前段の耐震補強しますっていうところで全部影響ないっていう
室で一部減少しても、漏えい防止に影響ないっていうところになってて確かにあのタンク室内の話が漏えい防止の方に書かれてないんで確かに今本。 4:23:25 ここにも、 4:23:28 (6)は確かに防護設備の話に移ってしまいますんで、 4:23:32 (5)にも、はい。今思うと、桜井の話がないんでここにも耐震化しますという内容を同じように追記した方がわかりやすいと思いますんで追記させていただきます。 4:23:42 すいませんいろいろと考えていたことを整理いただいてありがとうございますそうなんですよね。ちょっと急いで若干特集で要求事項二つあるんですけど、結局 1 本の溢水影響評価って説明の中で両方まとめて説明いただいてるじゃないですか。 4:23:58 まだゆえの多分ちょっと構成のあれだと思うんですけど、 4:24:01 少なくとも 9-1 の 3 ページの頭の設計方針の 2 の方で説明いただいているワードが、この(5)で出てこないっていうのがすごい違和感があるんですよねだからちょっと書くべき、どこで書くべきなのかっていうのをちょっともう少し整理いただいて適正化いただければいいのかなと内容に何か疑念があるわけではないので、 4:24:18 これは単純に記載上の整理の話だけです。 4:24:22 ありがとうございます。対数(5)にもタンク、 4:24:26 タンクは耐震化するというのを書いたほうがわかりやすいという。ごめんなさい、しゃべりながら結論を導き出してしまいましたけどその修正をすることにしますよろしくお願いします。はい。規制庁西内です。これはわかりやすさの観点だけなので、よろしくお願いします。		ので、
確かにあのタンク室内の話が漏えい防止の方に書かれてないんで確かに今本。 4:23:25 ここにも、 4:23:28 (6)は確かに防護設備の話に移ってしまいますんで、 4:23:32 (5)にも、はい。今思うと、桜井の話がないんでここにも耐震化しますという内容を同じように追記した方がわかりやすいと思いますんで追記させていただきます。 4:23:42 すいませんいろいろと考えていたことを整理いただいてありがとうございますそうなんですよね。ちょっと急いで若干特集で要求事項二つあるんですけど、結局 1 本の溢水影響評価って説明の中で両方まとめて説明いただいてるじゃないですか。 4:23:58 まだゆえの多分ちょっと構成のあれだと思うんですけど、 4:24:01 少なくとも 9-1 の 3 ページの頭の設計方針の 2 の方で説明いただいているワードが、この(5)で出てこないっていうのがすごい違和感があるんですよねだからちょっと書くべき、どこで書くべきなのかっていうのをちょっともう少し整理いただいて適正化いただければいいのかなと内容に何か疑念があるわけではないので、 4:24:18 これは単純に記載上の整理の話だけです。 4:24:22 ありがとうございます。対数(5)にもタンク、 4:24:26 タンクは耐震化するというのを書いたほうがわかりやすいという。ごめんなさい、しゃべりながら結論を導き出してしまいましたけどその修正をすることにしますよろしくお願いします。はい。規制庁西内です。これはわかりやすさの観点だけなので、よろしくお願いします。	4:23:08	変更ないというところで説明してますんで括弧本の方においても、タンク
(こ今本。		室で一部減少しても、漏えい防止に影響ないっていうところになってて
4:23:25 ここにも、 4:23:28 (6)は確かに防護設備の話に移ってしまいますんで、 4:23:32 (5)にも、はい。今思うと、桜井の話がないんでここにも耐震化しますという内容を同じように追記した方がわかりやすいと思いますんで追記させていただきます。 4:23:42 すいませんいろいろと考えていたことを整理いただいてありがとうございますそうなんですよね。ちょっと急いで若干特集で要求事項二つあるんですけど、結局 1 本の溢水影響評価って説明の中で両方まとめて説明いただいてるじゃないですか。 4:23:58 まだゆえの多分ちょっと構成のあれだと思うんですけど、4:24:01 少なくとも9-1の3ページの頭の設計方針の2の方で説明いただいているワードが、この(5)で出てこないっていうのがすごい違和感があるんですよねだからちょっと書くべき、どこで書くべきなのかっていうのをちょっともう少し整理いただいて適正化いただければいいのかなと内容に何か疑念があるわけではないので、 4:24:18 これは単純に記載上の整理の話だけです。 4:24:22 ありがとうございます。対数(5)にもタンク、 4:24:25 ありがとうございます。対数(5)にもタンク、 4:24:46 ありかとうございます。はい。規制庁西内です。これはわかりやする配点だけなので、よろしくお願いします。 4:24:47 で、 4:24:48 もう一つすみませんちょっと、 4:24:48 おんまり正直まだ見切れてない範囲ではあるんですけど、どう、 4:24:48 おんまり正直まだ見切れてない範囲ではあるんですけど、どう、		確かにあのタンク室内の話が漏えい防止の方に書かれてないんで確か
4:23:28 (6)は確かに防護設備の話に移ってしまいますんで、 4:23:32 (5)にも、はい。今思うと、桜井の話がないんでここにも耐震化しますという内容を同じように追記した方がわかりやすいと思いますんで追記させていただきます。 4:23:42 すいませんいろいろと考えていたことを整理いただいてありがとうございますそうなんですよね。ちょっと急いで若干特集で要求事項二つあるんですけど、結局 1 本の溢水影響評価って説明の中で両方まとめて説明いただいてるじゃないですか。 4:23:58 まだゆえの多分ちょっと構成のあれだと思うんですけど、 4:24:01 少なくとも9-1の3ページの頭の設計方針の2の方で説明いただいているワードが、この(5)で出てこないっていうのがすごい違和感があるんですよねだからちょっと書くべき、どこで書くべきなのかっていうのをちょっともう少し整理いただいて適正化いただければいいのかなと内容に何か疑念があるわけではないので、 4:24:18 これは単純に記載上の整理の話だけです。 4:24:22 ありがとうございます。対数(5)にもタンク、 4:24:26 タンクは耐震化するというのを書いたほうがわかりやすいという。ごめんなさい、しゃべりながら結論を導き出してしまいましたけどその修正をすることにしますよろしくお願いします。はい。規制庁西内です。これはわかりやすさの観点だけなので、よろしくお願いします。 4:24:42 で、 4:24:43 もう一つすみませんちょっと、 4:24:54 まずあれだ、		に今本。
4:23:32 (5)にも、はい。今思うと、桜井の話がないんでここにも耐震化しますという内容を同じように追記した方がわかりやすいと思いますんで追記させていただきます。 4:23:42 すいませんいろいろと考えていたことを整理いただいてありがとうございますそうなんですよね。ちょっと急いで若干特集で要求事項二つあるんですけど、結局 1 本の溢水影響評価って説明の中で両方まとめて説明いただいてるじゃないですか。 4:23:58 まだゆえの多分ちょっと構成のあれだと思うんですけど、 4:24:01 少なくとも 9 − 1 の 3 ページの頭の設計方針の 2 の方で説明いただいているワードが、この(5)で出てこないっていうのがすごい違和感があるんですよねだからちょっと書くべき、どこで書くべきなのかっていうのをちょっともう少し整理いただいて適正化いただければいいのかなと内容に何か疑念があるわけではないので、 4:24:18 これは単純に記載上の整理の話だけです。 4:24:22 ありがとうございます。対数(5)にもタンク、 4:24:26 タンクは耐震化するというのを書いたほうがわかりやすいという。ごめんなさい、しゃべりながら結論を導き出してしまいましたけどその修正をすることにしますよろしくお願いします。はい。規制庁西内です。これはわかりやすさの観点だけなので、よろしくお願いします。 4:24:42 で、 4:24:43 もう一つすみませんちょっと、 4:24:45 あんまり正直まだ見切れてない範囲ではあるんですけど、どう、 4:24:54 まずあれだ、	4:23:25	ここにも、
いう内容を同じように追記した方がわかりやすいと思いますんで追記させていただきます。 4:23:42 すいませんいろいろと考えていたことを整理いただいてありがとうございますそうなんですよね。ちょっと急いで若干特集で要求事項二つあるんですけど、結局 1 本の溢水影響評価って説明の中で両方まとめて説明いただいてるじゃないですか。 4:23:58 まだゆえの多分ちょっと構成のあれだと思うんですけど、 4:24:01 少なくとも 9-1 の 3 ページの頭の設計方針の 2 の方で説明いただいているワードが、この(5)で出てこないっていうのがすごい違和感があるんですよねだからちょっと書くべき、どこで書くべきなのかっていうのをちょっともう少し整理いただいて適正化いただければいいのかなと内容に何か疑念があるわけではないので、 4:24:18 これは単純に記載上の整理の話だけです。 4:24:22 ありがとうございます。対数(5)にもタンク、 4:24:26 タンクは耐震化するというのを書いたほうがわかりやすいという。ごめんなさい、しゃべりながら結論を導き出してしまいましたけどその修正をすることにしますよろしくお願いします。はい。規制庁西内です。これはわかりやすさの観点だけなので、よろしくお願いします。 4:24:42 で、 4:24:43 もう一つすみませんちょっと、 4:24:46 あんまり正直まだ見切れてない範囲ではあるんですけど、どう、	4:23:28	(6)は確かに防護設備の話に移ってしまいますんで、
世ていただきます。 4:23:42 すいませんいろいろと考えていたことを整理いただいてありがとうございますそうなんですよね。ちょっと急いで若干特集で要求事項二つあるんですけど、結局 1 本の溢水影響評価って説明の中で両方まとめて説明いただいてるじゃないですか。 4:23:58 まだゆえの多分ちょっと構成のあれだと思うんですけど、 4:24:01 少なくとも 9-1 の 3 ページの頭の設計方針の 2 の方で説明いただいているワードが、この(5)で出てこないっていうのがすごい違和感があるんですよねだからちょっと書くべき、どこで書くべきなのかっていうのをちょっともう少し整理いただいて適正化いただければいいのかなと内容に何か疑念があるわけではないので、 4:24:18 これは単純に記載上の整理の話だけです。 4:24:22 ありがとうございます。対数(5)にもタンク、 4:24:26 タンクは耐震化するというのを書いたほうがわかりやすいという。ごめんなさい、しゃべりながら結論を導き出してしまいましたけどその修正をすることにしますよろしくお願いします。はい。規制庁西内です。これはわかりやすさの観点だけなので、よろしくお願いします。 4:24:42 で、 4:24:43 もう一つすみませんちょっと、 4:24:46 あんまり正直まだ見切れてない範囲ではあるんですけど、どう、4:24:54 まずあれだ、	4:23:32	(5)にも、はい。今思うと、桜井の話がないんでここにも耐震化しますと
#:23:42 すいませんいろいろと考えていたことを整理いただいてありがとうございますそうなんですよね。ちょっと急いで若干特集で要求事項二つあるんですけど、結局 1 本の溢水影響評価って説明の中で両方まとめて説明いただいてるじゃないですか。 #:23:58 まだゆえの多分ちょっと構成のあれだと思うんですけど、 少なくとも 9-1 の 3 ページの頭の設計方針の 2 の方で説明いただいているワードが、この(5)で出てこないっていうのがすごい違和感があるんですよねだからちょっと書くべき、どこで書くべきなのかっていうのをちょっともう少し整理いただいて適正化いただければいいのかなと内容に何か疑念があるわけではないので、 #:24:18 これは単純に記載上の整理の話だけです。 #:24:22 ありがとうございます。対数(5)にもタンク、 #:24:26 タンクは耐震化するというのを書いたほうがわかりやすいという。ごめんなさい、しゃべりながら結論を導き出してしまいましたけどその修正をすることにしますよろしくお願いします。はい。規制庁西内です。これはわかりやすさの観点だけなので、よろしくお願いします。 #:24:42 で、 #:24:43 もう一つすみませんちょっと、 #:24:46 あんまり正直まだ見切れてない範囲ではあるんですけど、どう、 #:24:54 まずあれだ、		いう内容を同じように追記した方がわかりやすいと思いますんで追記さ
ますそうなんですよね。ちょっと急いで若干特集で要求事項二つあるんですけど、結局 1 本の溢水影響評価って説明の中で両方まとめて説明いただいてるじゃないですか。 4:23:58 まだゆえの多分ちょっと構成のあれだと思うんですけど、 4:24:01 少なくとも 9-1 の 3 ページの頭の設計方針の 2 の方で説明いただいているワードが、この(5) で出てこないっていうのがすごい違和感があるんですよねだからちょっと書くべき、どこで書くべきなのかっていうのをちょっともう少し整理いただいて適正化いただければいいのかなと内容に何か疑念があるわけではないので、 4:24:18 これは単純に記載上の整理の話だけです。 4:24:22 ありがとうございます。対数(5)にもタンク、 4:24:26 タンクは耐震化するというのを書いたほうがわかりやすいという。ごめんなさい、しゃべりながら結論を導き出してしまいましたけどその修正をすることにしますよろしくお願いします。はい。規制庁西内です。これはわかりやすさの観点だけなので、よろしくお願いします。 4:24:42 で、 4:24:43 もう一つすみませんちょっと、 4:24:46 あんまり正直まだ見切れてない範囲ではあるんですけど、どう、 4:24:54 まずあれだ、		せていただきます。
ですけど、結局 1 本の溢水影響評価って説明の中で両方まとめて説明いただいてるじゃないですか。 4:23:58 まだゆえの多分ちょっと構成のあれだと思うんですけど、 4:24:01 少なくとも9-1 の 3 ページの頭の設計方針の 2 の方で説明いただいているワードが、この(5)で出てこないっていうのがすごい違和感があるんですよねだからちょっと書くべき、どこで書くべきなのかっていうのをちょっともう少し整理いただいて適正化いただければいいのかなと内容に何か疑念があるわけではないので、 4:24:18 これは単純に記載上の整理の話だけです。 4:24:22 ありがとうございます。対数(5)にもタンク、 4:24:26 タンクは耐震化するというのを書いたほうがわかりやすいという。ごめんなさい、しゃべりながら結論を導き出してしまいましたけどその修正をすることにしますよろしくお願いします。はい。規制庁西内です。これはわかりやすさの観点だけなので、よろしくお願いします。 4:24:42 で、 4:24:43 もう一つすみませんちょっと、 4:24:46 あんまり正直まだ見切れてない範囲ではあるんですけど、どう、 4:24:54 まずあれだ、	4:23:42	すいませんいろいろと考えていたことを整理いただいてありがとうござい
いただいてるじゃないですか。 4:23:58 まだゆえの多分ちょっと構成のあれだと思うんですけど、 4:24:01 少なくとも 9 - 1 の 3 ページの頭の設計方針の 2 の方で説明いただいているワードが、この(5)で出てこないっていうのがすごい違和感があるんですよねだからちょっと書くべき、どこで書くべきなのかっていうのをちょっともう少し整理いただいて適正化いただければいいのかなと内容に何か疑念があるわけではないので、 4:24:18 これは単純に記載上の整理の話だけです。 4:24:22 ありがとうございます。対数(5)にもタンク、 4:24:26 タンクは耐震化するというのを書いたほうがわかりやすいという。ごめんなさい、しゃべりながら結論を導き出してしまいましたけどその修正をすることにしますよろしくお願いします。はい。規制庁西内です。これはわかりやすさの観点だけなので、よろしくお願いします。 4:24:42 で、 4:24:43 もう一つすみませんちょっと、 4:24:46 あんまり正直まだ見切れてない範囲ではあるんですけど、どう、 4:24:54 まずあれだ、		ますそうなんですよね。ちょっと急いで若干特集で要求事項二つあるん
4:23:58 まだゆえの多分ちょっと構成のあれだと思うんですけど、 4:24:01 少なくとも 9 - 1 の 3 ページの頭の設計方針の 2 の方で説明いただいているワードが、この(5)で出てこないっていうのがすごい違和感があるんですよねだからちょっと書くべき、どこで書くべきなのかっていうのをちょっともう少し整理いただいて適正化いただければいいのかなと内容に何か疑念があるわけではないので、 4:24:18 これは単純に記載上の整理の話だけです。 4:24:22 ありがとうございます。対数(5)にもタンク、 4:24:26 タンクは耐震化するというのを書いたほうがわかりやすいという。ごめんなさい、しゃべりながら結論を導き出してしまいましたけどその修正をすることにしますよろしくお願いします。はい。規制庁西内です。これはわかりやすさの観点だけなので、よろしくお願いします。 4:24:42 で、 4:24:43 もう一つすみませんちょっと、 4:24:46 あんまり正直まだ見切れてない範囲ではあるんですけど、どう、4:24:54 まずあれだ、		ですけど、結局1本の溢水影響評価って説明の中で両方まとめて説明
4:24:01 少なくとも 9-1 の 3 ページの頭の設計方針の 2 の方で説明いただいているワードが、この(5)で出てこないっていうのがすごい違和感があるんですよねだからちょっと書くべき、どこで書くべきなのかっていうのをちょっともう少し整理いただいて適正化いただければいいのかなと内容に何か疑念があるわけではないので、 4:24:18 これは単純に記載上の整理の話だけです。 4:24:22 ありがとうございます。対数(5)にもタンク、 4:24:26 タンクは耐震化するというのを書いたほうがわかりやすいという。ごめんなさい、しゃべりながら結論を導き出してしまいましたけどその修正をすることにしますよろしくお願いします。はい。規制庁西内です。これはわかりやすさの観点だけなので、よろしくお願いします。 4:24:42 で、 4:24:43 もう一つすみませんちょっと、 4:24:46 あんまり正直まだ見切れてない範囲ではあるんですけど、どう、 4:24:54 まずあれだ、		いただいてるじゃないですか。
ているワードが、この(5)で出てこないっていうのがすごい違和感がある んですよねだからちょっと書くべき、どこで書くべきなのかっていうのをち ょっともう少し整理いただいて適正化いただければいいのかなと内容に 何か疑念があるわけではないので、 4:24:18 これは単純に記載上の整理の話だけです。 4:24:22 ありがとうございます。対数(5)にもタンク、 4:24:26 タンクは耐震化するというのを書いたほうがわかりやすいという。ごめん なさい、しゃべりながら結論を導き出してしまいましたけどその修正をす ることにしますよろしくお願いします。はい。規制庁西内です。これはわ かりやすさの観点だけなので、よろしくお願いします。 4:24:42 で、 4:24:43 もう一つすみませんちょっと、 4:24:46 あんまり正直まだ見切れてない範囲ではあるんですけど、どう、 4:24:54 まずあれだ、	4:23:58	まだゆえの多分ちょっと構成のあれだと思うんですけど、
んですよねだからちょっと書くべき、どこで書くべきなのかっていうのをちょっともう少し整理いただいて適正化いただければいいのかなと内容に何か疑念があるわけではないので、 4:24:18 これは単純に記載上の整理の話だけです。 4:24:22 ありがとうございます。対数(5)にもタンク、 4:24:26 タンクは耐震化するというのを書いたほうがわかりやすいという。ごめんなさい、しゃべりながら結論を導き出してしまいましたけどその修正をすることにしますよろしくお願いします。はい。規制庁西内です。これはわかりやすさの観点だけなので、よろしくお願いします。 4:24:42 で、 4:24:43 もう一つすみませんちょっと、 4:24:46 あんまり正直まだ見切れてない範囲ではあるんですけど、どう、 4:24:54 まずあれだ、	4:24:01	少なくとも 9-1 の 3 ページの頭の設計方針の 2 の方で説明いただい
よっともう少し整理いただいて適正化いただければいいのかなと内容に何か疑念があるわけではないので、 4:24:18 これは単純に記載上の整理の話だけです。 4:24:22 ありがとうございます。対数(5)にもタンク、 4:24:26 タンクは耐震化するというのを書いたほうがわかりやすいという。ごめんなさい、しゃべりながら結論を導き出してしまいましたけどその修正をすることにしますよろしくお願いします。はい。規制庁西内です。これはわかりやすさの観点だけなので、よろしくお願いします。 4:24:42 で、 4:24:43 もう一つすみませんちょっと、 4:24:46 あんまり正直まだ見切れてない範囲ではあるんですけど、どう、 4:24:54 まずあれだ、		ているワードが、この(5)で出てこないっていうのがすごい違和感がある
何か疑念があるわけではないので、 4:24:18 これは単純に記載上の整理の話だけです。 4:24:22 ありがとうございます。対数(5)にもタンク、 4:24:26 タンクは耐震化するというのを書いたほうがわかりやすいという。ごめんなさい、しゃべりながら結論を導き出してしまいましたけどその修正をすることにしますよろしくお願いします。はい。規制庁西内です。これはわかりやすさの観点だけなので、よろしくお願いします。 4:24:42 で、 4:24:43 もう一つすみませんちょっと、 4:24:46 あんまり正直まだ見切れてない範囲ではあるんですけど、どう、 4:24:54 まずあれだ、		んですよねだからちょっと書くべき、どこで書くべきなのかっていうのをち
 4:24:18 これは単純に記載上の整理の話だけです。 4:24:22 ありがとうございます。対数(5)にもタンク、 4:24:26 タンクは耐震化するというのを書いたほうがわかりやすいという。ごめんなさい、しゃべりながら結論を導き出してしまいましたけどその修正をすることにしますよろしくお願いします。はい。規制庁西内です。これはわかりやすさの観点だけなので、よろしくお願いします。 4:24:42 で、 4:24:43 もう一つすみませんちょっと、 4:24:46 あんまり正直まだ見切れてない範囲ではあるんですけど、どう、 4:24:54 まずあれだ、 		ょっともう少し整理いただいて適正化いただければいいのかなと内容に
4:24:22 ありがとうございます。対数(5)にもタンク、 4:24:26 タンクは耐震化するというのを書いたほうがわかりやすいという。ごめんなさい、しゃべりながら結論を導き出してしまいましたけどその修正をすることにしますよろしくお願いします。はい。規制庁西内です。これはわかりやすさの観点だけなので、よろしくお願いします。 4:24:42 で、 4:24:43 もう一つすみませんちょっと、 4:24:46 あんまり正直まだ見切れてない範囲ではあるんですけど、どう、 4:24:54 まずあれだ、		何か疑念があるわけではないので、
 4:24:26 タンクは耐震化するというのを書いたほうがわかりやすいという。ごめんなさい、しゃべりながら結論を導き出してしまいましたけどその修正をすることにしますよろしくお願いします。はい。規制庁西内です。これはわかりやすさの観点だけなので、よろしくお願いします。 4:24:42 で、 4:24:43 もう一つすみませんちょっと、 4:24:46 あんまり正直まだ見切れてない範囲ではあるんですけど、どう、 4:24:54 まずあれだ、 	4:24:18	これは単純に記載上の整理の話だけです。
なさい、しゃべりながら結論を導き出してしまいましたけどその修正をすることにしますよろしくお願いします。はい。規制庁西内です。これはわかりやすさの観点だけなので、よろしくお願いします。 4:24:42 で、 4:24:43 もう一つすみませんちょっと、 4:24:46 あんまり正直まだ見切れてない範囲ではあるんですけど、どう、 4:24:54 まずあれだ、	4:24:22	ありがとうございます。対数(5)にもタンク、
ることにしますよろしくお願いします。はい。規制庁西内です。これはわ かりやすさの観点だけなので、よろしくお願いします。 4:24:42 で、 4:24:43 もう一つすみませんちょっと、 4:24:46 あんまり正直まだ見切れてない範囲ではあるんですけど、どう、 4:24:54 まずあれだ、	4:24:26	タンクは耐震化するというのを書いたほうがわかりやすいという。ごめん
かりやすさの観点だけなので、よろしくお願いします。 4:24:42 で、 4:24:43 もう一つすみませんちょっと、 4:24:46 あんまり正直まだ見切れてない範囲ではあるんですけど、どう、 4:24:54 まずあれだ、		なさい、しゃべりながら結論を導き出してしまいましたけどその修正をす
4:24:42で、4:24:43もう一つすみませんちょっと、4:24:46あんまり正直まだ見切れてない範囲ではあるんですけど、どう、4:24:54まずあれだ、		ることにしますよろしくお願いします。はい。規制庁西内です。これはわ
4:24:43もう一つすみませんちょっと、4:24:46あんまり正直まだ見切れてない範囲ではあるんですけど、どう、4:24:54まずあれだ、		かりやすさの観点だけなので、よろしくお願いします。
4:24:46 あんまり正直まだ見切れてない範囲ではあるんですけど、どう、 4:24:54 まずあれだ、	4:24:42	で、
4:24:54 まずあれだ、	4:24:43	もう一つすみませんちょっと、
	4:24:46	あんまり正直まだ見切れてない範囲ではあるんですけど、どう、
4:24:57 そういう意味で言うと真崎有田今の話でいうと、	4:24:54	まずあれだ、
	4:24:57	そういう意味で言うと真崎有田今の話でいうと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:25:01	タンクの中の流体の放射性物質の管理区域外の漏えいって意味でいう
	と、
4:25:07	結局だからタンクが破損しないので、漏えいしませんわって理解でいい
	んですよね。まず、中部電力に対してその通りでございます。
4:25:23	たとえぱすごいちょっと。
4:25:26	ちょっともう少し自分の中でも精査しますけど、結局、
4:25:32	耐震設計する範囲って、
4:25:36	タンクの水以下の配管なんですよね。だから、第 9-2-1 図ちょっとみ
	たいに見て欲しいんですけど、
4:25:46	はい大丈夫ですお願いします。はい。水位以下の配管だけ耐震要求な
	んですよね。
4:25:53	たとえ極端ですよ。水位のちょっと上に、この配管のラインがありますわ
	と。
4:26:00	したときに、基準地震動で揺れて、水より上の部分の配管がちょっと例
	えば破損しましたよねと。そうした時に、
4:26:10	すごい、ちょっと一応症状だと思いますけど、スロッシングとかでその配
	管から外に行くみたいなことは考えなくていいんでしたっけ、素行、そう
	いうような状況までは、ちょっとこの図だけ見ると、
4:26:22	そういう言葉で把握しなくていいんだっけっていうのが若干気になるん
	ですけど。
4:26:27	四国電力盛田でございます
4:26:31	ぜひスロッシングと言われるとそうかもしれないなというのを持ってきた
	次第で、ちょっと回答までいただく必要ないんですけど水以下の配管っ
	ていうところの意味合いをもう少しちょっと教えて欲しいなっていうところ
	が今まず概要説明聞いてて気になったなというところです。
4:26:47	中部電力に対する基本的にはごめんなさいスロッシングとかをあんまり
	頭に入れずに、基本的にもう破損していけないのは水以下の配管で継
	続的に水管の配管が漏れる。
4:26:58	壊れると、もう全部ドバーッと出ていってしまうと。
4:27:02	いうような考え方から水以下の配管とします例えばスロッシングでチャ
	プチャプと。
4:27:07	漏れたとしても、
4:27:09	軽微と言ったらいけないすけど軽微かなというところで、さらに、使用済
	み樹脂タンク次長タンク室内、
	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:27:17	今回耐震化取るというのに変更したんですけれども、一応水密区画な
	んで基本的には影響ないかなというのは思っております以上です。は
	い。そこはちょっともうちょっと聞きたくて水密区画っていうのは、だから
	まさに
4:27:32	あれですよね横の話じゃなくて、タテダ、
4:27:35	要は下層階へのドレンラインみたいなものもないって理解でいいんでし
	たっけドレンライもあるんだけどそのラインも含めて水密化、要は他区
	画と水密ができているっていう説明なんでしたっけ。
4:27:46	四国電力の安江とドレンライは確かあったはずなん。ちょっと、当然ない
	です。少々お待ちください。そうですね規制庁ニシウチですけど、ドレン
	ラインがあるのであれば、やっぱり他と同じようにドレンライも含めて、
	管理区域外との関係ができているっていうのが
4:28:04	すごい細かいこと話し自覚はあるんですけど、スロッシングで例えば、
4:28:10	多少なりとも出たときに、別にこれって量の防止じゃなくてそもそも放射
	性物質を含む流体が外に出ることを防止する高ゼロヒャクの話なので、
4:28:20	ちょっとそういうところの説明も含めると、
4:28:24	そもそもですけど、ドレンラインがあるのであればそこもセットで説明い
	ただければもうそれですべてクローズする話かなとはちょっと思います
	けど、そういう話はもう少し聞きたいなっていうところですね。四国電力
	に対するちょっと思い出した話もありますんで順番にどれぐらいの話か
	らしますと、まず使用済み樹脂貯蔵タンクっていうのは基本的に、
4:28:42	水密カクウなんで、どれぐらいあるんですけれども、6、6、6、隔離されて
	ますAです。弁が、
4:28:52	なので、
4:28:53	例えばABの方は、地震動でタンク破損した場合に、
4:28:58	ずっと時間をほっとくと、区画内にどんどんたまっていくと。
4:29:03	ということで水密区画へ平均にしてますんで、
4:29:08	ドレンラインは基本
4:29:10	で漏れたときにどうするかを考えるというのは先ほどオノお昼ぐらいにコ
	メントあった内容だと思いますけど、そういう対応をとるということになっ
	てますと、今回は
4:29:21	タンクで耐震化を、水溶球場は取りますんで、そういうところで、アドレナ
	リンもある意味関係がなくなると、ドレンライは地下上なんで基本的に問
	題ないと思ってますけれども、
4:29:33	とりあえず以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:29:35	規制庁西内です理解できました。
4:29:39	であれば結局漏れたところでって話かなっていう気はしますねと。で、そ
	の上で、じゃあ何か、そのさっき言ったようなのスロッシングとかで漏れ
	るようなことまで含めて説明をいただくのか、もしくは万が一漏れたとし
	てもそういうようなすみしかしているので問題ないんですっていうような
	説明をもうしてクローズにするのか、どっち。
4:29:59	オカかなっていう気はしますねと。
4:30:01	で、少なくともちょっと今詳細設計が寸法がよく見えないので、9-2-1
	の図だけ見ると、結局この要は配管径がどれぐらいなのかっていうとこ
	ろとか、あとはその推移、
4:30:13	要は今、実際に臼どれぐらいの水位まで想定していて、どれぐらい上の
	部分にある配管があるのか、っていうそこら辺の兼ね合いだと思うので
	結句スロッシングで出てくるようなイメージって、
4:30:26	ちょっとそこのイメージが湧かない状態だと、ちょっと嘘素朴に聞いてみ
	たくなったっていうのがまず今の状況私の状況です。
4:30:35	省電力に対する改めてちょっと考え、考えを、今ちょっと結論は出さない
	とイメージ感としては確かに宗新宮を考慮しても影響軽微と説明するの
	か。
4:30:46	改めて考え直すですねそもそも、
4:30:49	3Cタンクは、ABタンクと違って、
4:30:53	耐震化すると言ってますんで、室内は配管を耐震化するという手もある
	かなと。
4:30:59	タンクを大臣か何で室内までわきゃ確認されてない室内までは耐震化
	するとかちょっとごめんなさい、まだイメージ感だけですけれども、ちょっ
	と改めてソーシングっていうコメントをいただきましたので社内で検討し
	ている。
4:31:12	資料に組み込みたいと思います。以上です。
4:31:16	規制庁西内ですけど。
4:31:20	ちょっと誤解をしていただきたくないのは、
4:31:24	スローっす。
4:31:25	ここ、このタンクのスロッシングのために、
4:31:29	何かをする必要があるのかって言われると、正直自分で今確認はして
	いるところですけど、
4:31:37	正直槙記念はあります。本当にまず起こり得るような構造なのっていう
	ところもよくわかってない状況なので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4.01.44	たのでこの概略だけ目もしまに事故に与にかりさせる。ていこだけのコ
4:31:44	なのでこの概略だけ見たときに素直に気になりますねっていうだけのコ メントトにラインながいて
4:31:50	メントととらえていただいて、 結局、ドレンライも含めて水密化してるわけですよね。なので、仮に少量
4:31:50	
	漏れたとしても、特段問題はありませんっていう説明で、特段この基準
4.00.00	適合性は満足できると思うので、
4:32:02	基準適合性のそのスロッシングっていうところからアプローチして何か
4.00.07	その設計を、
4:32:07	変える必要があるかっていうところはちょっとよく、四国電力の中でもご
	検討いただいた上で対応いただきたいなとは思いますけども、よろしい
	でしょうか。
4:32:15	はい、肥後でございます井戸の説明、ありがとうございました。弊社とし
	ても、基本的には先ほど申し上げた通り基本的に倒れていくというよう
	なイメージで、溢水として考えておりますんでタコスいいか。
4:32:28	ということで考えておりましたけれども送信が起こったらもしどうなるの
	みたいな花強いという、何ていうか影響評価で済むのかとかそういうと
	ころをどうする、どういう考えるのかっていうのを改めて社内で検討して
	おきたいと思います。以上です。
4:32:44	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。で、
4:32:48	ちょっとそれとも間、話が若干繋がっていくんですけど、スロッシングの
	話は地震想定の話としてあってで、
4:32:57	dポツのこのその他要員に行くんですけど、
4:33:02	このタンク室内にある弁は、弁はまだタンク室内にはないんでしたっけ。
4:33:16	小出口です。弁は、
4:33:19	タンク室内にはないと考えておりますけど設備側にも一応ちょっと確認
	します。少々お待ちください。
4:33:36	近田横田です東出日吉井です。お願いします。規制庁西内です。ありが
	とうございますなのでこのその他要員の
4:33:45	弁。
4:33:46	弁、弁個弁グランド部とかからの漏えいとかは、基本的にこのタンク室
	内は考慮しなくていいって理解でいいんですよね。
4:33:55	事業全国台数その通りでございます。
4:33:58	規制庁西内です了解しますと。
4:34:02	だからそうするとやっぱりあれですねタンク室内はその他要員に対して
	も特に変更はないって今書いてもらってる通りっちゅうことですねえで。
4:34:11	ちょっと。
-	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:34:11	よくわかんないのが、一方で今あれなんですよね。この 9-2 の 5 ペー
	ジの説明を見ると、
4:34:17	9-5ページの一番最後の文章からですけど、
4:34:20	機器の誤作動や弁グランド部
4:34:23	配管フランジ部からの漏えい事象に対しては、
4:34:26	早期に検知し、漏えい箇所の隔離等により漏えいを止めることで、
4:34:30	設計としているが、
4:34:32	新たに設置するタンク及び配管によっても、本気設計方針に変更はな
	いっていうのは、別にタンクと配管はこの設計をするわけじゃないんだ
	けど、この設計方針を変更する意味がないよ。
4:34:42	ていう意味合いで書いてるものなんですよねこれは。
4:34:46	5.5 でその通りでございますここはちょっと書きづらくて、書きづらいとこ
	ろもあるのがもともと水源というのは明確に定まってないというのがある
	意味その大水の、
4:34:56	フランジ漏えいとかという話でもあって、それについては基本的に、設置
	許可での相対水バックフィットでもやりましたけれども、基本的に漏えい
	検知、
4:35:06	システム等により早期検知してるいかつ特定して止めていくと、運用で
	運用設計運用アンドで対処しているみたいなイメージになりますけどそ
	ういう対応をとってますんでその設計方針っていうのは、
4:35:19	新たに設置するタンク及び配管が増えても変更がないという説明の仕
	方にしております以上です。
4:35:27	規制庁西内ですけど一応私も溢水バックフィット後でちょっと沢野審査し
	たことあるんですけど、今おっしゃったのはあれですかねちょっと私の頭
	の中のイメージだったら今回増設する範囲、
4:35:41	には、その他要因により生じる必要はないっていうのを書けばいいのか
	なと思ったんですけど、そもそもその他要因っていうのはそういう特定を
	するようなものではないので、ちょっとコマまず書けないんだっていう理
	解をすればいいですか。
4:35:54	兵頭エミ米田ですおっしゃる通りと思います。あと、室内の話しましたけ
	ど室外にも一応配管でできますんで、室外にもちょっと、
4:36:04	面はありますんで、一応、ある、あるという話も、
4:36:09	すると、それについても漏えい検知システムとかはありますんでそういう
	ので、特定して対応すると。以上です。はい。規制庁西内ですけど、ちょ
	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	っと私がイメージしてたのはどっちかっていうとタンク室内の新しく設置
	する区画の話をイメージしてたんですけど、
4:36:26	ここは、結局さっき 28 条で、漏えいを検知しっていう話が書かれていた
	ので、おそらくそうするのかなと思うんですけど。
4:36:35	さっきお話した感じだと、少なくともドレンラインがあって水密化はしてい
	ると。
4:36:40	そもそも漏れないような設計をしているのでって話もあったんですけど、
	今の話を踏まえると、やっぱりその他要因に対しては、耐震設計上漏れ
	ないような設計にしている場所、
4:36:52	あとは、弁とかグランド部とかそういったものがない場所でも、そういう
	対応ができるようにしなきゃいけないと思っていると。
4:36:59	てことはだからタンク室内にも、こういう漏えい検知捨てシステムとかを
	設けているっていうことは、
4:37:05	それは言えず、
4:37:06	そういう方針でやろうとしているってことでいいんでしたっけ。
4:37:09	堀米です。はい、おっしゃる通り要求としてはごめんなさい、条文合わせ
	ますけど放管関係の方で、検出器を設置するということになってますん
	で、そっちを水でも流用させてもらうような形で相対値はある意味、地震
	想定破損、消火水みたいに、
4:37:26	ある特定要因がないものでもあるので、一応相対水位、
4:37:31	等っていうのがついてるのもあるんで、一応検知システムで、中で何か
	もし万が一起こったとしても検知システムを見たらわかりますような話に
	なるかなと思ってます以上です。
4:37:42	規制庁西内です理解できました。ありがとうございます今ちょっとちらっ
	と出た他の方の条文、28条ですけど、少なくとも既許可には、
4:37:52	28条の方で漏えいを検出しっていうことを書いてないので、
4:37:57	それ報告多分書くんであれば設計変更にしかならないと思っているの
	で、多分そこはよく整理いただいてからの話だと思いますけど、28条先
	に後言葉遮って申し訳ないですけど固体廃棄物処理系と言いましたけ
	ど、
4:38:11	固体廃棄物処理系、液体廃棄物処理系等 28 号側で言いましたけど、
	液体廃棄処理系で括弧で、これに関連する固体廃棄物処理系も含む
	みたいなような、
4:38:22	用語的じゃないけどそういう記載もあってですね、固体廃棄物処理系も
	漏えい検出で対応するっていうのは読めるようになっておりますのでそ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	れは 28 条まで整理して、再度岡井正式には該当すると思いますんで
	先に申し上げておきます以上です。
4:38:40	規制庁西内です。
4:38:46	一旦ちょっと先に球場を終わらせますねすいません。
4:38:52	とりあえずわかりましたとであればですけど、
4:38:58	何かまずやっぱりリリーぽつでも、
4:39:01	そもそもまずタンク室内にそういう検知システムをちゃんと設けますよっ
	ていうことを記載いただくべきなんじゃないかなっていう気はしますね変
	更がないだけじゃなくて、
4:39:13	要はやっぱり死没とかでも新しくやることはちゃんと書いてもらってるよ
	うに、
4:39:19	設計方針に変更はないというより、
4:39:22	パワー
4:39:23	その設計変更がない設計方針でタンク室内についても設計しますよっ
	ていう趣旨の説明の方が何か表現としては正しいのかなっていう気はし
	ますけど、
4:39:33	ちょっとそこら辺も含めて表現は必要に応じて見直しいただければいい
	のかなとは思います。とりあえずやろうとしてることは理解できました。
4:39:41	ショールームですご趣旨拝聴いたしました修正案をまた考えて修正して
	おきます。以上です。
4:39:47	はい。やろうとしてることは理解できたのでありがとうござい。
4:39:54	はい。小石増田。
4:39:58	あと、すみませんこれはちょっとお願いなんですけど、次回、全然急が
	ないのでいいんですけど、参考 9-2-3 の部分に、
4:40:08	影響見通しっていう表をつけてもらってるじゃないですか。
4:40:12	ここが、要は
4:40:15	今回この架空を追加することで、
4:40:19	要は若干関野関の影響があると思うんですけど、変更前後でどれくらい
	変わったかっていうのがわかるような表にしといていただければと思う
	んですけどお願いしてもいいですか。
4:40:32	昭和電工に対するはい、わかりました。変更前後ということで記載する
	ようにしたいと思います以上です。はい。規制庁西内です。情報自体は
	うちも申請書類を見ればわかるので、急がないのでどこかで追記をいた
	だければと思いますよろしくお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:40:50	はい。9 条はとりあえず私は以上でちょっとさっきちらっと話があった 28
	条の話を若干お聞きしたいんですけど、今聞いていいんでしたっけ。
4:41:03	改めて、まとめて回答いただくようなイメージでしたっけ。
4:41:08	ありますか。
4:41:32	すいませんお聞きしたいというよりかは、
4:41:38	こういう観点で説明を聞きたいというところは明確にお伝えをしておきた
	くて、
4:41:46	先ほど仲野からその話をお伝えした時には、
4:41:52	いわゆる漏えいを検出しっていう話と、
4:41:56	今話し続けてよかったんですが私大丈夫ですか。
4:42:00	四国電力、本田でございますよろしくお願いします。
4:42:03	先ほど、
4:42:05	なかなか言った時にワーの漏えいを検出しっていうところ、あとドラム缶
	ずねえっていう話が何か処分があるように見えるんですけどうっていう
	ふうにちょっと二つ例示を挙げて言ってたと思うんですけど、
4:42:19	そもそも何かあれなんですよね。神経質のときの、
4:42:23	当該部分のテンパチ等、的設計方針です 28 条への設計方針の部分の
	当該部のテンパチ等、
4:42:30	まず何か、
4:42:31	記載が変わっている。
4:42:33	あまりっと変わっているように見受けられていて、
4:42:37	変える必要が何であるんでしたっけっていうのがよく理解できないんで
	すよね。
4:42:42	少なくとも 28 条の設計に関して、
4:42:45	何か話を聞いてる限り何も変わらないんじゃないかっていう気がしてい
	るので、
4:42:49	そこの差分が何かなぜあるのかがよく理解できないので、
4:42:55	例えば今の話でいうと、そもそも昔書いてなかったんだけど、丁寧に説
	明しようと思ったら書くべきだったので今回追加したんですとかそういう
	説明がセットでくればすごいわかるんですけど。
4:43:06	要は、なぜ変える必要があったのかっていうところをちゃんと説明して欲
	しいんですよね。
4:43:14	まずそこかなと思ってます。
4:43:17	というところでよろしいですかそういう観点でちょっと整理をいただきたい
	んですけど。
L	

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:43:25	四国電力、富岡でございます承知いたしました。
4:43:29	はい。具体的には多分新基準許可の申請書の28条への適合方針テ
1.10.20	ンパチの28条への適合方針でいうと、
4:43:39	2段落目の部分がまさに、
4:43:42	使用済み樹脂貯蔵タンクに関係する記載だと思うんですよね。
4:43:46	そこの部分をなぜ変える必要があったのかがまず理解できないので、
4.43.40	聞いてる限りなんか変わっる必要性もないと思ってますし、ナラ先ほどド
	ラム缶詰め等
4:43:59	漏えい検出話っていう 2 点と言いましたけど、容量の話とかもそもそも
4.43.39	何か消えてたりしますし、いろいろとちょっとよくわからないんですよね、
	変える必要性が。
4.44.00	
4:44:09	変えたところで書いた。
4:44:12	んであれば、先ほども言いましたけど、
4:44:14	使用結局本文上は、使用済み樹脂貯蔵タンクの容量の変更っていう申
4.44.00	詩になっているので、
4:44:22	前の使用済み樹脂貯蔵タンクも含めて、
4:44:24	何か変更するような感じにとらえられちゃうんですよね。そこをちょっとも
	う少し整理をいただいて説明をいただきたいと思っていますよろしくお願
4.44.00	いします。
4:44:36	はい。四国電力、富岡でございます承知いたしました。
4:44:40	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
4:44:45	苦情は私以上で、十条、
4:44:50	<u>も、</u>
4:44:53	順序何か、現時点である人いますか、大丈夫ですか。
4:44:57	私も 10 条はあんまりなくて、これはあれしたっけ、あれ、今回これ追設
	するわけじゃなくって、あれ、既存のものを使うって説明でよかったんで
	したっけ。
4:45:10	四国電力富岡でございます。既存のものを使うということでございます。
4:45:16	あれですね、既存のものに、今回のCタンクの遠隔操作とかそういった
	状態表示とかを追加するって説明でよかったんですよね。
4:45:27	四国電力富岡でございます。そうですね既設の盤に対して、3 タンク 3C
	の水位計だとか、警報表示とかそういうものを追加するというところでご
	ざいます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

#445:39 規制庁西内です。なのであれですよねABって、今そもそも誤操作が起きにくいように設計をしていて、そこにさらにCを加えても問題ないように配慮しますっちゅうことでいいんですよね。 #445:51 四国電力富岡でございますご理解の通りでございます。 #445:54 規制庁西内です。了解しましたと。 #446:01 はい、了解しますと、これちょっとこれ率直な疑問なんですけど。 #446:08 の説明文だけを見てると、 #446:10 正直、 #446:11 どうするのっていうなんかあんまりイメージがわかれてこなくて、これあれですかね何か色合いとかを変えたりとかするとかそういう話なんでしたっけ。 #446:26 すいません。四国電力富岡でございます。すいません色、色合いというのは、 #446:31 例えば何か銘板とかの何か表なんかひゆ裏なんてなんていう背景色みたいなそういうのを変えるとか何かこれどういう具体に何をするんですかねこれ。 #446:44 具体的に実施する内容をにつきましては、 #446:49 ここで書いてあるのは #446:52 誤操作の防止、についてですけれども識別というのは銘板。 #446:52 は操作を可防止、についてですけれども識別というのは銘板。 #446:52 は操作を可防止、についてですけれども識別というのは銘板。 #447:11 そういったことで記載をしてございます。 #447:11 そういったことで記載をしてございます。 #447:12 銘板と施錠管理。 #447:23 あと最後に書いてるような表示灯とかの視認性操作性の良い配列とし、視認性のいい配列って、 #427:32 同じようなものはよ、同じような種類は横に並べるとかそういうそういうことなんですかね。衛藤さんAさんBさんみたいなそういう感じ並べるそういうイメージなんですかね。衛藤さんAさんBさんみたいなそういう感じ並べるそう		
配慮しますっちゅうことでいいんですよね。 4:45:51 四国電力富岡でございますご理解の通りでございます。 4:46:01 はい、了解しますと、これちょっとこれ率直な疑問なんですけど。 4:46:06 この中の 2-2 の、 4:46:08 の説明文だけを見てると、 4:46:10 正直、 4:46:11 どうするのっていうなんかあんまりイメージがわかれてこなくて、これあれですかね何か色合いとかを変えたりとかするとかそういう話なんでしたっけ。 4:46:26 すいません。四国電力富岡でございます。すいません色、色合いというのは、 4:46:31 例えば何か銘板とかの何か表なんかひゆ裏なんてなんていう背景色みたいなそういうのを変えるとか何かこれどういう具体に何をするんですかねこれ。 4:46:44 具体的に実施する内容をにつきましては、 4:46:49 ここで書いてあるのは 4:46:52 誤操作の防止、についてですけれども識別というのは銘板。 4:46:52 にですね弁を間違って操作しないに施錠管理するとか、 4:47:11 そういったことで記載をしてございます。 4:47:11 そういったことで記載をしてございます。 4:47:20 銘板と施錠管理。 4:47:23 あと最後に書いてるような表示灯とかの視認性操作性の良い配列とし、視認性のいい配列って、 4:47:32 同じようなものはよ、同じような種類は横に並べるとかそういうそういうことなんですかね。衛藤さんAさんBさんみたいなそういう感じ並べるそう	4:45:39	規制庁西内です。なのであれですよねABって、今そもそも誤操作が起
4:45:51 四国電力富岡でございますご理解の通りでございます。 4:45:54 規制庁西内です。了解しましたと。 4:46:01 はい、了解しますと、これちょっとこれ率直な疑問なんですけど。 4:46:08 の説明文だけを見てると、 4:46:10 正直、 4:46:11 どうするのっていうなんかあんまりイメージがわかれてこなくて、これあれですかね何か色合いとかを変えたりとかするとかそういう話なんでしたっけ。 4:46:26 すいません。四国電力富岡でございます。すいません色、色合いというのは、 4:46:31 例えば何か銘板とかの何か表なんかひゆ裏なんてなんていう背景色みたいなそういうのを変えるとか何かこれどういう具体に何をするんですかねこれ。 4:46:44 具体的に実施する内容をにつきましては、 4:46:49 ここで書いてあるのは 4:46:52 誤操作の防止、についてですけれども識別というのは銘板。 4:46:52 誤操作の防止、についてですけれども識別というのは銘板。 4:46:58 分をイメージしておりまして銘板を目佐橋のものですよとかそういうことが明確にわかるような銘板をつけますとか、運転員が操作をする際にですね弁を間違って操作しないに施錠管理するとか、 4:47:11 そういったことで記載をしてございます。 4:47:16 わかりました。 4:47:20 銘板と施錠管理。 4:47:23 同じようなものはよ、同じような種類は横に並べるとかそういうそういうことなんですかね。衛藤さんAさんBさんみたいなそういう感じ並べるそう		きにくいように設計をしていて、そこにさらにCを加えても問題ないように
4:46:01 はい、了解しましたと。 4:46:06 にの中の 2-2 の、 4:46:08 の説明文だけを見てると、 4:46:10 正直、 4:46:11 どうするのっていうなんかあんまりイメージがわかれてこなくて、これあれですかね何か色合いとかを変えたりとかするとかそういう話なんでしたっけ。 4:46:26 すいません。四国電力富岡でございます。すいません色、色合いというのは、 4:46:31 例えば何か銘板とかの何か表なんかひゆ裏なんてなんていう背景色みたいなそういうのを変えるとか何かこれどういう具体に何をするんですかねこれ。 4:46:44 具体的に実施する内容をにつきましては、 4:46:49 ここで書いてあるのは 4:46:52 誤操作の防止、についてですけれども識別というのは銘板。 4:46:52 誤操作の防止、についてですけれども識別というのは銘板。 4:46:58 分をイメージしておりまして銘板を目佐橋のものですよとかそういうことが明確にわかるような銘板をつけますとか、運転員が操作をする際にですね弁を間違って操作しないに施錠管理するとか、 4:47:11 そういったことで記載をしてございます。 4:47:16 わかりました。 4:47:20 銘板と施錠管理。 4:47:21 おと最後に書いてるような表示灯とかの視認性操作性の良い配列とし、視認性のいい配列って、 4:47:32 同じようなものはよ、同じような種類は横に並べるとかそういうそういうことなんですかね。衛藤さんAさんBさんみたいなそういう感じ並べるそう		配慮しますっちゅうことでいいんですよね。
4:46:01 はい、了解しますと、これちょっとこれ率直な疑問なんですけど。 4:46:06 この中の 2-2 の、 4:46:08 の説明文だけを見てると、 4:46:10 正直、 4:46:11 どうするのっていうなんかあんまりイメージがわかれてこなくて、これあれですかね何か色合いとかを変えたりとかするとかそういう話なんでしたっけ。 4:46:26 すいません。四国電力富岡でございます。すいません色、色合いというのは、 4:46:31 例えば何か銘板とかの何か表なんかひゆ裏なんでなんていう背景色みたいなそういうのを変えるとか何かこれどういう具体に何をするんですかねこれ。 4:46:44 具体的に実施する内容をにつきましては、 4:46:49 ここで書いてあるのは 4:46:52 誤操作の防止、についてですけれども識別というのは銘板。 4:46:52	4:45:51	四国電力富岡でございますご理解の通りでございます。
4:46:06 この中の 2-2 の、 4:46:08 の説明文だけを見てると、 4:46:10 正直、 4:46:11 どうするのっていうなんかあんまりイメージがわかれてこなくて、これあれですかね何か色合いとかを変えたりとかするとかそういう話なんでしたっけ。 4:46:26 すいません。四国電力富岡でございます。すいません色、色合いというのは、 4:46:31 例えば何か銘板とかの何か表なんかひゆ裏なんてなんていう背景色みたいなそういうのを変えるとか何かこれどういう具体に何をするんですかねこれ。 4:46:44 具体的に実施する内容をにつきましては、 4:46:49 ここで書いてあるのは 4:46:52 誤操作の防止、についてですけれども識別というのは銘板。 4:46:52 対解にわかるような銘板をつけますとか、運転員が操作をする際にですね弁を間違って操作しないに施錠管理するとか、 4:47:11 そういったことで記載をしてございます。 4:47:10 わかりました。 4:47:20 銘板と施錠管理。 4:47:20 銘板と施錠管理。 4:47:21 あと最後に書いてるような表示灯とかの視認性操作性の良い配列とし、視認性のいい配列って、 4:47:32 同じようなものはよ、同じような種類は横に並べるとかそういうそういうことなんですかね。衛藤さんAさんBさんみたいなそういう感じ並べるそう	4:45:54	規制庁西内です。了解しましたと。
 4:46:08 の説明文だけを見てると、 4:46:10 正直、 4:46:11 どうするのっていうなんかあんまりイメージがわかれてこなくて、これあれですかね何か色合いとかを変えたりとかするとかそういう話なんでしたっけ。 4:46:26 すいません。四国電力富岡でございます。すいません色、色合いというのは、 4:46:31 例えば何か銘板とかの何か表なんかひゆ裏なんてなんていう背景色みたいなそういうのを変えるとか何かこれどういう具体に何をするんですかねこれ。 4:46:44 具体的に実施する内容をにつきましては、ここで書いてあるのは4:46:52 誤操作の防止、についてですけれども識別というのは銘板。 4:46:58 分をイメージしておりまして銘板を目佐橋のものですよとかそういうことが明確にわかるような銘板をつけますとか、運転員が操作をする際にですね弁を間違って操作しないに施錠管理するとか、 4:47:11 そういったことで記載をしてございます。 4:47:20 銘板と施錠管理。 4:47:20 銘板と施錠管理。 4:47:21 あと最後に書いてるような表示灯とかの視認性操作性の良い配列とし、視認性のいい配列って、 4:47:32 同じようなものはよ、同じような種類は横に並べるとかそういうそういうことなんですかね。衛藤さんAさんBさんみたいなそう!いう感じ並べるそう 	4:46:01	はい、了解しますと、これちょっとこれ率直な疑問なんですけど。
4:46:10 正直、 4:46:11 どうするのっていうなんかあんまりイメージがわかれてこなくて、これあれですかね何か色合いとかを変えたりとかするとかそういう話なんでしたっけ。 4:46:26 すいません。四国電力富岡でございます。すいません色、色合いというのは、 4:46:31 例えば何か銘板とかの何か表なんかひゆ裏なんてなんていう背景色みたいなそういうのを変えるとか何かこれどういう具体に何をするんですかねこれ。 4:46:44 具体的に実施する内容をにつきましては、 4:46:49 ここで書いてあるのは 4:46:52 誤操作の防止、についてですけれども識別というのは銘板。 4:46:52	4:46:06	この中の 2-2 の、
#:46:11 どうするのっていうなんかあんまりイメージがわかれてこなくて、これあれですかね何か色合いとかを変えたりとかするとかそういう話なんでしたっけ。 #:46:26 すいません。四国電力富岡でございます。すいません色、色合いというのは、 #:46:31 例えば何か銘板とかの何か表なんかひゆ裏なんてなんていう背景色みたいなそういうのを変えるとか何かこれどういう具体に何をするんですかねこれ。 #:46:44 具体的に実施する内容をにつきましては、 #:46:49 ここで書いてあるのは #:46:52 誤操作の防止、についてですけれども識別というのは銘板。 #:46:52 誤操作の防止、についてですけれども識別というのは銘板。 #:46:58 分をイメージしておりまして銘板を目佐橋のものですよとかそういうことが明確にわかるような銘板をつけますとか、運転員が操作をする際にですね弁を間違って操作しないに施錠管理するとか、 #:47:11 そういったことで記載をしてございます。 #:47:16 わかりました。 #:47:20 銘板と施錠管理。 #:47:20 銘板と施錠管理。 #:47:21 おと最後に書いてるような表示灯とかの視認性操作性の良い配列とし、視認性のいい配列って、 #:47:32 同じようなものはよ、同じような種類は横に並べるとかそういうそういうことなんですかね。衛藤さんAさんBさんみたいなそういう感じ並べるそう	4:46:08	の説明文だけを見てると、
れですかね何か色合いとかを変えたりとかするとかそういう話なんでしたっけ。 4:46:26 すいません。四国電力富岡でございます。すいません色、色合いというのは、 4:46:31 例えば何か銘板とかの何か表なんかひゆ裏なんてなんていう背景色みたいなそういうのを変えるとか何かこれどういう具体に何をするんですかねこれ。 4:46:44 具体的に実施する内容をにつきましては、 4:46:49 ここで書いてあるのは 4:46:52 誤操作の防止、についてですけれども識別というのは銘板。 4:46:52 対をイメージしておりまして銘板を目佐橋のものですよとかそういうことが明確にわかるような銘板をつけますとか、運転員が操作をする際にですね弁を間違って操作しないに施錠管理するとか、 4:47:11 そういったことで記載をしてございます。 4:47:16 わかりました。 4:47:20 銘板と施錠管理。 4:47:23 あと最後に書いてるような表示灯とかの視認性操作性の良い配列とし、視認性のいい配列って、 同じようなものはよ、同じような種類は横に並べるとかそういうそういうことなんですかね。衛藤さんAさんBさんみたいなそういう感じ並べるそう	4:46:10	正直、
# 246:26 おいません。四国電力富岡でございます。すいません色、色合いというのは、 # 346:31 例えば何か銘板とかの何か表なんかひゆ裏なんてなんていう背景色みたいなそういうのを変えるとか何かこれどういう具体に何をするんですかねこれ。 # 346:44 具体的に実施する内容をにつきましては、 # 346:49 ここで書いてあるのは # 346:52 誤操作の防止、についてですけれども識別というのは銘板。 # 346:52 誤操作の防止、についてですけれども識別というのは銘板。 # 346:58 分をイメージしておりまして銘板を目佐橋のものですよとかそういうことが明確にわかるような銘板をつけますとか、運転員が操作をする際にですね弁を間違って操作しないに施錠管理するとか、 # 347:11 そういったことで記載をしてございます。 # 347:16 わかりました。 # 347:20 銘板と施錠管理。 # 347:23 あと最後に書いてるような表示灯とかの視認性操作性の良い配列とし、視認性のいい配列って、 # 347:32 同じようなものはよ、同じような種類は横に並べるとかそういうそういうことなんですかね。衛藤さんAさんBさんみたいなそういう感じ並べるそう	4:46:11	どうするのっていうなんかあんまりイメ―ジがわかれてこなくて、これあ
 4:46:26 すいません。四国電力富岡でございます。すいません色、色合いというのは、 4:46:31 例えば何か銘板とかの何か表なんかひゆ裏なんてなんていう背景色みたいなそういうのを変えるとか何かこれどういう具体に何をするんですかねこれ。 4:46:44 具体的に実施する内容をにつきましては、 4:46:49 ここで書いてあるのは 4:46:52 誤操作の防止、についてですけれども識別というのは銘板。 4:46:58 分をイメージしておりまして銘板を目佐橋のものですよとかそういうことが明確にわかるような銘板をつけますとか、運転員が操作をする際にですね弁を間違って操作しないに施錠管理するとか、 4:47:11 そういったことで記載をしてございます。 4:47:16 わかりました。 4:47:20 銘板と施錠管理。 4:47:23 あと最後に書いてるような表示灯とかの視認性操作性の良い配列とし、視認性のいい配列って、 4:47:32 同じようなものはよ、同じような種類は横に並べるとかそういうそういうことなんですかね。衛藤さんAさんBさんみたいなそういう感じ並べるそう 		れですかね何か色合いとかを変えたりとかするとかそういう話なんでし
のは、 4:46:31 例えば何か銘板とかの何か表なんかひゅ裏なんてなんていう背景色みたいなそういうのを変えるとか何かこれどういう具体に何をするんですかねこれ。 4:46:44 具体的に実施する内容をにつきましては、 4:46:49 ここで書いてあるのは 4:46:52 誤操作の防止、についてですけれども識別というのは銘板。 4:46:58 分をイメージしておりまして銘板を目佐橋のものですよとかそういうことが明確にわかるような銘板をつけますとか、運転員が操作をする際にですね弁を間違って操作しないに施錠管理するとか、 4:47:11 そういったことで記載をしてございます。 4:47:16 わかりました。 4:47:20 銘板と施錠管理。 4:47:20 銘板と施錠管理。 4:47:21 あと最後に書いてるような表示灯とかの視認性操作性の良い配列とし、視認性のいい配列って、 4:47:32 同じようなものはよ、同じような種類は横に並べるとかそういうそういうことなんですかね。衛藤さんAさんBさんみたいなそういう感じ並べるそう		たっけ。
4:46:31 例えば何か銘板とかの何か表なんかひゅ裏なんてなんていう背景色みたいなそういうのを変えるとか何かこれどういう具体に何をするんですかねこれ。 4:46:44 具体的に実施する内容をにつきましては、 4:46:49 ここで書いてあるのは 4:46:52 誤操作の防止、についてですけれども識別というのは銘板。 4:46:58 分をイメージしておりまして銘板を目佐橋のものですよとかそういうことが明確にわかるような銘板をつけますとか、運転員が操作をする際にですね弁を間違って操作しないに施錠管理するとか、 4:47:11 そういったことで記載をしてございます。 4:47:16 わかりました。 4:47:20 銘板と施錠管理。 4:47:20 銘板と施錠管理。 4:47:32 同じようなものはよ、同じような種類は横に並べるとかそういうそういうことなんですかね。衛藤さんAさんBさんみたいなそういう感じ並べるそう	4:46:26	すいません。四国電力富岡でございます。すいません色、色合いという
たいなそういうのを変えるとか何かこれどういう具体に何をするんですかねこれ。 4:46:44 具体的に実施する内容をにつきましては、 4:46:52 誤操作の防止、についてですけれども識別というのは銘板。 4:46:58 分をイメージしておりまして銘板を目佐橋のものですよとかそういうことが明確にわかるような銘板をつけますとか、運転員が操作をする際にですね弁を間違って操作しないに施錠管理するとか、 4:47:11 そういったことで記載をしてございます。 4:47:16 わかりました。 4:47:20 銘板と施錠管理。 4:47:20 銘板と施錠管理。 4:47:21 同じようなものはよ、同じような種類は横に並べるとかそういうそういうことなんですかね。衛藤さんAさんBさんみたいなそういう感じ並べるそう		のは、
# 2.46:44 具体的に実施する内容をにつきましては、 # 3.46:49 ここで書いてあるのは # 3.46:52 誤操作の防止、についてですけれども識別というのは銘板。 # 3.46:58 分をイメージしておりまして銘板を目佐橋のものですよとかそういうことが明確にわかるような銘板をつけますとか、運転員が操作をする際にですね弁を間違って操作しないに施錠管理するとか、 # 3.47:11 そういったことで記載をしてございます。 # 3.47:16 わかりました。 # 3.47:20 銘板と施錠管理。 # 3.47:20 銘板と施錠管理。 # 3.47:21 あと最後に書いてるような表示灯とかの視認性操作性の良い配列とし、視認性のいい配列って、 # 3.47:32 同じようなものはよ、同じような種類は横に並べるとかそういうそういうことなんですかね。衛藤さんAさんBさんみたいなそういう感じ並べるそう	4:46:31	例えば何か銘板とかの何か表なんかひゅ裏なんてなんていう背景色み
4:46:44 具体的に実施する内容をにつきましては、 4:46:49 ここで書いてあるのは 4:46:52 誤操作の防止、についてですけれども識別というのは銘板。 4:46:58 分をイメージしておりまして銘板を目佐橋のものですよとかそういうことが明確にわかるような銘板をつけますとか、運転員が操作をする際にですね弁を間違って操作しないに施錠管理するとか、 4:47:11 そういったことで記載をしてございます。 4:47:16 わかりました。 4:47:20 銘板と施錠管理。 4:47:23 あと最後に書いてるような表示灯とかの視認性操作性の良い配列とし、視認性のいい配列って、 4:47:32 同じようなものはよ、同じような種類は横に並べるとかそういうそういうことなんですかね。衛藤さんAさんBさんみたいなそういう感じ並べるそう		たいなそういうのを変えるとか何かこれどういう具体に何をするんです
 4:46:49 ここで書いてあるのは 4:46:52 誤操作の防止、についてですけれども識別というのは銘板。 4:46:58 分をイメージしておりまして銘板を目佐橋のものですよとかそういうことが明確にわかるような銘板をつけますとか、運転員が操作をする際にですね弁を間違って操作しないに施錠管理するとか、 4:47:11 そういったことで記載をしてございます。 4:47:16 わかりました。 4:47:20 銘板と施錠管理。 4:47:23 あと最後に書いてるような表示灯とかの視認性操作性の良い配列とし、視認性のいい配列って、 4:47:32 同じようなものはよ、同じような種類は横に並べるとかそういうそういうことなんですかね。衛藤さんAさんBさんみたいなそういう感じ並べるそう 		かねこれ。
 4:46:52 誤操作の防止、についてですけれども識別というのは銘板。 4:46:58 分をイメージしておりまして銘板を目佐橋のものですよとかそういうことが明確にわかるような銘板をつけますとか、運転員が操作をする際にですね弁を間違って操作しないに施錠管理するとか、 4:47:11 そういったことで記載をしてございます。 4:47:16 わかりました。 4:47:20 銘板と施錠管理。 4:47:23 あと最後に書いてるような表示灯とかの視認性操作性の良い配列とし、視認性のいい配列って、 4:47:32 同じようなものはよ、同じような種類は横に並べるとかそういうそういうことなんですかね。衛藤さんAさんBさんみたいなそういう感じ並べるそう 	4:46:44	具体的に実施する内容をにつきましては、
4:46:58 分をイメージしておりまして銘板を目佐橋のものですよとかそういうことが明確にわかるような銘板をつけますとか、運転員が操作をする際にですね弁を間違って操作しないに施錠管理するとか、 4:47:11 そういったことで記載をしてございます。 4:47:16 わかりました。 4:47:20 銘板と施錠管理。 4:47:23 あと最後に書いてるような表示灯とかの視認性操作性の良い配列とし、視認性のいい配列って、 4:47:32 同じようなものはよ、同じような種類は横に並べるとかそういうそういうことなんですかね。衛藤さんAさんBさんみたいなそういう感じ並べるそう	4:46:49	ここで書いてあるのは
が明確にわかるような銘板をつけますとか、運転員が操作をする際にですね弁を間違って操作しないに施錠管理するとか、 4:47:11 そういったことで記載をしてございます。 4:47:16 わかりました。 4:47:20 銘板と施錠管理。 4:47:23 あと最後に書いてるような表示灯とかの視認性操作性の良い配列とし、視認性のいい配列って、 4:47:32 同じようなものはよ、同じような種類は横に並べるとかそういうそういうことなんですかね。衛藤さんAさんBさんみたいなそういう感じ並べるそう	4:46:52	誤操作の防止、についてですけれども識別というのは銘板。
ですね弁を間違って操作しないに施錠管理するとか、 4:47:11 そういったことで記載をしてございます。 4:47:16 わかりました。 4:47:20 銘板と施錠管理。 4:47:23 あと最後に書いてるような表示灯とかの視認性操作性の良い配列とし、視認性のいい配列って、 4:47:32 同じようなものはよ、同じような種類は横に並べるとかそういうそういうことなんですかね。衛藤さんAさんBさんみたいなそういう感じ並べるそう	4:46:58	分をイメージしておりまして銘板を目佐橋のものですよとかそういうこと
4:47:11 そういったことで記載をしてございます。 4:47:16 わかりました。 4:47:20 銘板と施錠管理。 4:47:23 あと最後に書いてるような表示灯とかの視認性操作性の良い配列とし、視認性のいい配列って、 4:47:32 同じようなものはよ、同じような種類は横に並べるとかそういうそういうことなんですかね。衛藤さんAさんBさんみたいなそういう感じ並べるそう		が明確にわかるような銘板をつけますとか、運転員が操作をする際に
4:47:16 わかりました。 4:47:20 銘板と施錠管理。 4:47:23 あと最後に書いてるような表示灯とかの視認性操作性の良い配列とし、視認性のいい配列って、 4:47:32 同じようなものはよ、同じような種類は横に並べるとかそういうそういうことなんですかね。衛藤さんAさんBさんみたいなそういう感じ並べるそう		ですね弁を間違って操作しないに施錠管理するとか、
 4:47:20 銘板と施錠管理。 4:47:23 あと最後に書いてるような表示灯とかの視認性操作性の良い配列とし、 視認性のいい配列って、 4:47:32 同じようなものはよ、同じような種類は横に並べるとかそういうそういうことなんですかね。衛藤さんAさんBさんみたいなそういう感じ並べるそう 	4:47:11	そういったことで記載をしてございます。
4:47:23 あと最後に書いてるような表示灯とかの視認性操作性の良い配列とし、 視認性のいい配列って、4:47:32 同じようなものはよ、同じような種類は横に並べるとかそういうそういうことなんですかね。衛藤さんAさんBさんみたいなそういう感じ並べるそう	4:47:16	わかりました。
視認性のいい配列って、 4:47:32 同じようなものはよ、同じような種類は横に並べるとかそういうそういうことなんですかね。衛藤さんAさんBさんみたいなそういう感じ並べるそう	4:47:20	銘板と施錠管理。
4:47:32 同じようなものはよ、同じような種類は横に並べるとかそういうそういうことなんですかね。衛藤さんAさんBさんみたいなそういう感じ並べるそう	4:47:23	あと最後に書いてるような表示灯とかの視認性操作性の良い配列とし、
となんですかね。衛藤さんAさんBさんみたいなそういう感じ並べるそう		視認性のいい配列って、
	4:47:32	同じようなものはよ、同じような種類は横に並べるとかそういうそういうこ
いうイメージなんですかね。		となんですかね。衛藤さんAさんBさんみたいなそういう感じ並べるそう
		いうイメージなんですかね。
4:47:43 四国電力富岡でございます。ご認識の通りかと思いますが、同じような	4:47:43	四国電力富岡でございます。ご認識の通りかと思いますが、同じような
並び既設のものと同じような並び、動線で確認できるようにするというこ		並び既設のものと同じような並び、動線で確認できるようにするというこ
とと、視認性がいいというのは、		とと、視認性がいいというのは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:47:56 極端に高い位置とか低い値でない運転操作員が容易に確認できるような位置に設置するというところで記載をしてございます。 4:48:06 規制庁西内です。理解できました。ありがとうございます。 4:48:13 とりあえずこれで一応逐条は1回概要は全部お聞きしたと思うので、この状態で一度審査会合で、 4:48:23 お話をさせていただいた上で、必要に応じてもう1回審査会合か、あとは事務局でヒアリング淡々とやるかって話かなと思いますので、 4:48:31 よろしくお願いします。 4:48:34 はい、衛藤であれ報、よければ、 4:48:38 最後にちょっと時間も過ぎているので、スケジュール感をちょっと事務的に確認してヒアリングを終了したいと思いますけど四国電力の方よろしいですか。 4:48:50 すごく電力本店でございます。それで問題ありませんよろしくお願いいたします。 4:48:54 はい。規制庁西内です。あと残りのスケジュール感ですけど、今日ヒアリング資料3にも書いていただきましたけど、今日ヒアリング3回目ですね。 4:49:06 今月の下、今月末ぐらいに、審査会合も初回の審査会合ということで予定をしていますので、 4:49:13 当間キョウノヒアリングを踏まえた確認事項を、全部を全部反映するとても間に合わないと思うので、そういう意味では、 4:49:23 少なくともパワーポイントについてお願いした修正があると思うんですよね。 4:49:28 それについては、ちょっと少なくちょっと早めにいただければなと思うんですけども。 4:49:39 それをよければ、今週とかかな、今週中くらいに一同、 4:49:39 それをよければ、今週とかかな、今週中くらいに一同、 4:49:47 キョウノは確認事項を踏まえたまたは報の修正版という形でいただいて、その時点で反映できるような補足説明資料の方の修正もあわせていただいて、反映できる範囲で、反映したものをいただいてそれで審査会合で議論 4:50:02 という形でいいかなと思ってますけども。		
 4:48:06 規制庁西内です。理解できました。ありがとうございます。 4:48:10 衛藤他になければ、 4:48:13 とりあえずこれで一応逐条は1回概要は全部お聞きしたと思うので、この状態で一度審査会合で、 4:48:23 お話をさせていただいた上で、必要に応じてもう1回審査会合か、あとは事務局でヒアリング淡々とやるかって話かなと思いますので、 4:48:31 よろしくお願いします。 4:48:32 はい、衛藤であれ報、よければ、 4:48:38 最後にちょっと時間も過ぎているので、スケジュール感をちょっと事務的に確認してヒアリングを終了したいと思いますけど四国電力の方よろしいですか。 4:48:50 すごく電力本店でございます。それで問題ありませんよろしくお願いいたします。 4:48:51 はい。規制庁西内です。あと残りのスケジュール感ですけど、今日ヒアリング資料3にも書いていただきましたけど、今日ヒアリング3回目ですね。 4:49:06 今月の下、今月末ぐらいに、審査会合も初回の審査会合ということで予定をしていますので、 4:49:13 当間キョウノヒアリングを踏まえた確認事項を、全部を全部反映するとても間に合わないと思うので、そういう意味では、 4:49:23 少なくともパワーポイントについてお願いした修正があると思うんですよね。 4:49:28 それについては、ちょっと少なくちょっと早めにいただければなと思うんですけども。 4:49:39 それをよければ、今週とかかな、今週中くらいに一同、 4:49:47 キョウノは確認事項を踏まえたまたは報の修正版という形でいただいて、その時点で反映できるような補足説明資料の方の修正もあわせていただいて、 4:49:57 反映できる範囲で、反映したものをいただいてそれで審査会合で議論 4:50:02 という形でいいかなと思ってますけども。 	4:47:56	極端に高い位置とか低い値でない運転操作員が容易に確認できるよう
 4:48:10		な位置に設置するというところで記載をしてございます。
4:48:13 とりあえずこれで一応逐条は1回概要は全部お聞きしたと思うので、この状態で一度審査会合で、 4:48:23 お話をさせていただいた上で、必要に応じてもう1回審査会合か、あとは事務局でヒアリング淡々とやるかって話かなと思いますので、 4:48:34 はい、衛藤であれ報、よければ、 4:48:38 最後にちょっと時間も過ぎているので、スケジュール感をちょっと事務的に確認してヒアリングを終了したいと思いますけど四国電力の方よろしいですか。 4:48:50 すごく電力本店でございます。それで問題ありませんよろしくお願いいたします。 4:48:54 はい。規制庁西内です。あと残りのスケジュール感ですけど、今日ヒアリング資料3にも書いていただきましたけど、今日ヒアリング3回目ですね。 4:49:06 今月の下、今月末ぐらいに、審査会合も初回の審査会合ということで予定をしていますので、 4:49:13 当間キョウノヒアリングを踏まえた確認事項を、全部を全部反映するとても間に合わないと思うので、そういう意味では、少なくともパワーポイントについてお願いした修正があると思うんですける。 4:49:28 それについては、ちょっと少なくちょっと早めにいただければなと思うんですけども。 4:49:39 それをよければ、今週とかかな、今週中くらいに一同、 4:49:47 キョウノは確認事項を踏まえたまたは報の修正版という形でいただいて、その時点で反映できるような補足説明資料の方の修正もあわせていただいて、 4:49:57 反映できる範囲で、反映したものをいただいてそれで審査会合で議論	4:48:06	規制庁西内です。理解できました。ありがとうございます。
の状態で一度審査会合で、 4:48:23 お話をさせていただいた上で、必要に応じてもう1回審査会合か、あとは事務局でヒアリング淡々とやるかって話かなと思いますので、 4:48:34 はい、衛藤であれ報、よければ、 4:48:38 最後にちょっと時間も過ぎているので、スケジュール感をちょっと事務的に確認してヒアリングを終了したいと思いますけど四国電力の方よろしいですか。 4:48:50 すごく電力本店でございます。それで問題ありませんよろしくお願いいたします。 4:48:54 はい。規制庁西内です。あと残りのスケジュール感ですけど、今日ヒアリング資料3にも書いていただきましたけど、今日ヒアリング3回目ですね。 4:49:06 今月の下、今月末ぐらいに、審査会合も初回の審査会合ということで予定をしていますので、 4:49:13 当間キョウノヒアリングを踏まえた確認事項を、全部を全部反映するとても間に合わないと思うので、そういう意味では、少なくともパワーポイントについてお願いした修正があると思うんですけども。 4:49:23 それについては、ちょっと少なくちょっと早めにいただければなと思うんですけども。 4:49:34 まずその修正を早めにいただいて、 4:49:39 それをよければ、今週とかかな、今週中くらいに一同、 4:49:47 キョウノは確認事項を踏まえたまたは報の修正版という形でいただいて、その時点で反映できるような補足説明資料の方の修正もあわせていただいて、	4:48:10	衛藤他になければ、
4:48:23 お話をさせていただいた上で、必要に応じてもう1回審査会合か、あとは事務局でヒアリング淡々とやるかって話かなと思いますので、 4:48:31 よろしくお願いします。 4:48:34 はい、衛藤であれ報、よければ、 4:48:38 最後にちょっと時間も過ぎているので、スケジュール感をちょっと事務的に確認してヒアリングを終了したいと思いますけど四国電力の方よろしいですか。 4:48:50 すごく電力本店でございます。それで問題ありませんよろしくお願いいたします。 4:48:54 はい。規制庁西内です。あと残りのスケジュール感ですけど、今日ヒアリング資料3にも書いていただきましたけど、今日ヒアリング3回目ですね。 4:49:06 今月の下、今月末ぐらいに、審査会合も初回の審査会合ということで予定をしていますので、 4:49:13 当間キョウノヒアリングを踏まえた確認事項を、全部を全部反映するとても間に合わないと思うので、そういう意味では、 4:49:23 少なくともパワーポイントについてお願いした修正があると思うんですよね。 4:49:28 それについては、ちょっと少なくちょっと早めにいただければなと思うんですけども。 4:49:39 それをよければ、今週とかかな、今週中くらいに一同、 4:49:47 キョウノは確認事項を踏まえたまたは報の修正版という形でいただいて、その時点で反映できるような補足説明資料の方の修正もあわせていただいて、 4:49:57 反映できる範囲で、反映したものをいただいてそれで審査会合で議論	4:48:13	とりあえずこれで一応逐条は1回概要は全部お聞きしたと思うので、こ
は事務局でヒアリング淡々とやるかって話かなと思いますので、 4:48:31 よろしくお願いします。 4:48:34 はい、衛藤であれ報、よければ、 4:48:38 最後にちょっと時間も過ぎているので、スケジュール感をちょっと事務的に確認してヒアリングを終了したいと思いますけど四国電力の方よろしいですか。 4:48:50 すごく電力本店でございます。それで問題ありませんよろしくお願いいたします。 4:48:54 はい。規制庁西内です。あと残りのスケジュール感ですけど、今日ヒアリング資料3にも書いていただきましたけど、今日ヒアリング3回目ですね。 4:49:06 今月の下、今月末ぐらいに、審査会合も初回の審査会合ということで予定をしていますので、 4:49:13 当間キョウノヒアリングを踏まえた確認事項を、全部を全部反映するとても間に合わないと思うので、そういう意味では、 4:49:23 少なくともパワーポイントについてお願いした修正があると思うんですよね。 4:49:28 それについては、ちょっと少なくちょっと早めにいただければなと思うんですけども。 4:49:39 それをよければ、今週とかかな、今週中くらいに一同、 4:49:39 それをよければ、今週とかかな、今週中くらいに一同、 4:49:57 反映できる範囲で、反映したものをいただいてそれで審査会合で議論 4:50:02 という形でいいかなと思ってますけども。		の状態で一度審査会合で、
4:48:31 よろしくお願いします。 4:48:34 はい、衛藤であれ報、よければ、 4:48:38 最後にちょっと時間も過ぎているので、スケジュール感をちょっと事務的に確認してヒアリングを終了したいと思いますけど四国電力の方よろしいですか。 4:48:50 すごく電力本店でございます。それで問題ありませんよろしくお願いいたします。 4:48:54 はい。規制庁西内です。あと残りのスケジュール感ですけど、今日ヒアリング資料3にも書いていただきましたけど、今日ヒアリング3回目ですね。 4:49:06 今月の下、今月末ぐらいに、審査会合も初回の審査会合ということで予定をしていますので、 4:49:13 当間キョウノヒアリングを踏まえた確認事項を、全部を全部反映するとても間に合わないと思うので、そういう意味では、 4:49:23 少なくともパワーポイントについてお願いした修正があると思うんですよね。 4:49:28 それについては、ちょっと少なくちょっと早めにいただければなと思うんですけども。 4:49:34 まずその修正を早めにいただいて、 4:49:39 それをよければ、今週とかかな、今週中くらいに一同、 4:49:47 キョウノは確認事項を踏まえたまたは報の修正版という形でいただいて、その時点で反映できるような補足説明資料の方の修正もあわせていただいて、4:49:57 反映できる範囲で、反映したものをいただいてそれで審査会合で議論4:50:02 という形でいいかなと思ってますけども。	4:48:23	お話をさせていただいた上で、必要に応じてもう1回審査会合か、あと
4:48:34 はい、衛藤であれ報、よければ、 4:48:38 最後にちよっと時間も過ぎているので、スケジュール感をちよっと事務的に確認してヒアリングを終了したいと思いますけど四国電力の方よろしいですか。 4:48:50 すごく電力本店でございます。それで問題ありませんよろしくお願いいたします。 4:48:54 はい。規制庁西内です。あと残りのスケジュール感ですけど、 4:49:00 今日ヒアリング資料3にも書いていただきましたけど、今日ヒアリング3回目ですね。 4:49:06 今月の下、今月末ぐらいに、審査会合も初回の審査会合ということで予定をしていますので、 4:49:13 当間キョウノヒアリングを踏まえた確認事項を、全部を全部反映するとても間に合わないと思うので、そういう意味では、 4:49:23 少なくともパワーポイントについてお願いした修正があると思うんですよね。 4:49:28 それについては、ちょっと少なくちょっと早めにいただければなと思うんですけども。 4:49:34 まずその修正を早めにいただいて、 4:49:37 それをよければ、今週とかかな、今週中くらいに一同、 4:49:47 キョウノは確認事項を踏まえたまたは報の修正版という形でいただいて、その時点で反映できるような補足説明資料の方の修正もあわせていただいて、 4:49:57 反映できる範囲で、反映したものをいただいてそれで審査会合で議論 4:50:02 という形でいいかなと思ってますけども。		は事務局でヒアリング淡々とやるかって話かなと思いますので、
4:48:38 最後にちょっと時間も過ぎているので、スケジュール感をちょっと事務的に確認してヒアリングを終了したいと思いますけど四国電力の方よろしいですか。 4:48:50 すごく電力本店でございます。それで問題ありませんよろしくお願いいたします。 4:48:54 はい。規制庁西内です。あと残りのスケジュール感ですけど、 今日ヒアリング資料3にも書いていただきましたけど、今日ヒアリング3回目ですね。 4:49:06 今月の下、今月末ぐらいに、審査会合も初回の審査会合ということで予定をしていますので、 4:49:13 当間キョウノヒアリングを踏まえた確認事項を、全部を全部反映するとても間に合わないと思うので、そういう意味では、 4:49:23 少なくともパワーポイントについてお願いした修正があると思うんですよね。 4:49:28 それについては、ちょっと少なくちょっと早めにいただければなと思うんですけども。 4:49:34 まずその修正を早めにいただいて、 4:49:37 それをよければ、今週とかかな、今週中くらいに一同、 4:49:47 キョウノは確認事項を踏まえたまたは報の修正版という形でいただいて、その時点で反映できるような補足説明資料の方の修正もあわせていただいて、 4:49:57 反映できる範囲で、反映したものをいただいてそれで審査会合で議論 4:50:02 という形でいいかなと思ってますけども。	4:48:31	よろしくお願いします。
に確認してヒアリングを終了したいと思いますけど四国電力の方よろしいですか。 4:48:50 すごく電力本店でございます。それで問題ありませんよろしくお願いいたします。 4:48:54 はい。規制庁西内です。あと残りのスケジュール感ですけど、 今日ヒアリング資料3にも書いていただきましたけど、今日ヒアリング3回目ですね。 4:49:06 今月の下、今月末ぐらいに、審査会合も初回の審査会合ということで予定をしていますので、 4:49:13 当間キョウノヒアリングを踏まえた確認事項を、全部を全部反映するとても間に合わないと思うので、そういう意味では、 4:49:23 少なくともパワーポイントについてお願いした修正があると思うんですよね。 4:49:28 それについては、ちょっと少なくちょっと早めにいただければなと思うんですけども。 4:49:34 まずその修正を早めにいただいて、 4:49:39 それをよければ、今週とかかな、今週中くらいに一同、 4:49:47 キョウノは確認事項を踏まえたまたは報の修正版という形でいただいて、その時点で反映できるような補足説明資料の方の修正もあわせていただいて、 4:49:57 反映できる範囲で、反映したものをいただいてそれで審査会合で議論 4:50:02 という形でいいかなと思ってますけども。	4:48:34	はい、衛藤であれ報、よければ、
いですか。 4:48:50 すごく電力本店でございます。それで問題ありませんよろしくお願いいたします。 4:48:54 はい。規制庁西内です。あと残りのスケジュール感ですけど、 4:49:00 今日ヒアリング資料 3 にも書いていただきましたけど、今日ヒアリング 3 回目ですね。 4:49:06 今月の下、今月末ぐらいに、審査会合も初回の審査会合ということで予定をしていますので、 4:49:13 当間キョウノヒアリングを踏まえた確認事項を、全部を全部反映するとても間に合わないと思うので、そういう意味では、 4:49:23 少なくともパワーポイントについてお願いした修正があると思うんですよね。 4:49:28 それについては、ちょっと少なくちょっと早めにいただければなと思うんですけども。 4:49:34 まずその修正を早めにいただいて、 4:49:39 それをよければ、今週とかかな、今週中くらいに一同、 4:49:47 キョウノは確認事項を踏まえたまたは報の修正版という形でいただいて、その時点で反映できるような補足説明資料の方の修正もあわせていただいて、 4:49:57 反映できる範囲で、反映したものをいただいてそれで審査会合で議論 4:50:02 という形でいいかなと思ってますけども。	4:48:38	最後にちょっと時間も過ぎているので、スケジュール感をちょっと事務的
 4:48:50 すごく電力本店でございます。それで問題ありませんよろしくお願いいたします。 4:48:54 はい。規制庁西内です。あと残りのスケジュール感ですけど、 4:49:00 今日ヒアリング資料 3 にも書いていただきましたけど、今日ヒアリング 3 回目ですね。 4:49:06 今月の下、今月末ぐらいに、審査会合も初回の審査会合ということで予定をしていますので、 4:49:13 当間キョウノヒアリングを踏まえた確認事項を、全部を全部反映するとても間に合わないと思うので、そういう意味では、 4:49:23 少なくともパワーポイントについてお願いした修正があると思うんですよね。 4:49:28 それについては、ちょっと少なくちょっと早めにいただければなと思うんですけども。 4:49:34 まずその修正を早めにいただいて、 4:49:39 それをよければ、今週とかかな、今週中くらいに一同、 4:49:47 キョウノは確認事項を踏まえたまたは報の修正版という形でいただいて、その時点で反映できるような補足説明資料の方の修正もあわせていただいて、 4:49:57 反映できる範囲で、反映したものをいただいてそれで審査会合で議論 4:50:02 という形でいいかなと思ってますけども。 		に確認してヒアリングを終了したいと思いますけど四国電力の方よろし
します。 4:48:54 はい。規制庁西内です。あと残りのスケジュール感ですけど、 4:49:00 今日ヒアリング資料3にも書いていただきましたけど、今日ヒアリング3回目ですね。 4:49:06 今月の下、今月末ぐらいに、審査会合も初回の審査会合ということで予定をしていますので、 4:49:13 当間キョウノヒアリングを踏まえた確認事項を、全部を全部反映するとても間に合わないと思うので、そういう意味では、 4:49:23 少なくともパワーポイントについてお願いした修正があると思うんですよね。 4:49:28 それについては、ちょっと少なくちょっと早めにいただければなと思うんですけども。 4:49:34 まずその修正を早めにいただいて、 4:49:39 それをよければ、今週とかかな、今週中くらいに一同、 4:49:47 キョウノは確認事項を踏まえたまたは報の修正版という形でいただいて、その時点で反映できるような補足説明資料の方の修正もあわせていただいて、 4:49:57 反映できる範囲で、反映したものをいただいてそれで審査会合で議論 4:50:02 という形でいいかなと思ってますけども。		いですか。
 4:48:54 はい。規制庁西内です。あと残りのスケジュール感ですけど、 4:49:00 今日ヒアリング資料3にも書いていただきましたけど、今日ヒアリング3回目ですね。 4:49:06 今月の下、今月末ぐらいに、審査会合も初回の審査会合ということで予定をしていますので、 4:49:13 当間キョウノヒアリングを踏まえた確認事項を、全部を全部反映するとても間に合わないと思うので、そういう意味では、 4:49:23 少なくともパワーポイントについてお願いした修正があると思うんですよね。 4:49:28 それについては、ちょっと少なくちょっと早めにいただければなと思うんですけども。 4:49:34 まずその修正を早めにいただいて、 4:49:39 それをよければ、今週とかかな、今週中くらいに一同、 4:49:47 キョウノは確認事項を踏まえたまたは報の修正版という形でいただいて、その時点で反映できるような補足説明資料の方の修正もあわせていただいて、 4:49:57 反映できる範囲で、反映したものをいただいてそれで審査会合で議論 4:50:02 という形でいいかなと思ってますけども。 	4:48:50	すごく電力本店でございます。それで問題ありませんよろしくお願いいた
 4:49:00 今日ヒアリング資料 3 にも書いていただきましたけど、今日ヒアリング 3 回目ですね。 4:49:06 今月の下、今月末ぐらいに、審査会合も初回の審査会合ということで予定をしていますので、 4:49:13 当間キョウノヒアリングを踏まえた確認事項を、全部を全部反映するとても間に合わないと思うので、そういう意味では、 4:49:23 少なくともパワーポイントについてお願いした修正があると思うんですよね。 4:49:28 それについては、ちょっと少なくちょっと早めにいただければなと思うんですけども。 4:49:34 まずその修正を早めにいただいて、 4:49:39 それをよければ、今週とかかな、今週中くらいに一同、 4:49:47 キョウノは確認事項を踏まえたまたは報の修正版という形でいただいて、その時点で反映できるような補足説明資料の方の修正もあわせていただいて、 4:49:57 反映できる範囲で、反映したものをいただいてそれで審査会合で議論4:50:02 という形でいいかなと思ってますけども。 		します。
回目ですね。 4:49:06 今月の下、今月末ぐらいに、審査会合も初回の審査会合ということで予定をしていますので、 4:49:13 当間キョウノヒアリングを踏まえた確認事項を、全部を全部反映するとても間に合わないと思うので、そういう意味では、 4:49:23 少なくともパワーポイントについてお願いした修正があると思うんですよね。 4:49:28 それについては、ちょっと少なくちょっと早めにいただければなと思うんですけども。 4:49:34 まずその修正を早めにいただいて、 4:49:39 それをよければ、今週とかかな、今週中くらいに一同、 4:49:47 キョウノは確認事項を踏まえたまたは報の修正版という形でいただいて、その時点で反映できるような補足説明資料の方の修正もあわせていただいて、 4:49:57 反映できる範囲で、反映したものをいただいてそれで審査会合で議論 4:50:02 という形でいいかなと思ってますけども。	4:48:54	はい。規制庁西内です。あと残りのスケジュール感ですけど、
4:49:06 今月の下、今月末ぐらいに、審査会合も初回の審査会合ということで予定をしていますので、 4:49:13 当間キョウノヒアリングを踏まえた確認事項を、全部を全部反映するとても間に合わないと思うので、そういう意味では、 4:49:23 少なくともパワーポイントについてお願いした修正があると思うんですよね。 4:49:28 それについては、ちょっと少なくちょっと早めにいただければなと思うんですけども。 4:49:34 まずその修正を早めにいただいて、 4:49:39 それをよければ、今週とかかな、今週中くらいに一同、 4:49:47 キョウノは確認事項を踏まえたまたは報の修正版という形でいただいて、その時点で反映できるような補足説明資料の方の修正もあわせていただいて、 4:49:57 反映できる範囲で、反映したものをいただいてそれで審査会合で議論 4:50:02 という形でいいかなと思ってますけども。	4:49:00	今日ヒアリング資料3にも書いていただきましたけど、今日ヒアリング3
定をしていますので、 4:49:13 当間キョウノヒアリングを踏まえた確認事項を、全部を全部反映するとても間に合わないと思うので、そういう意味では、 4:49:23 少なくともパワーポイントについてお願いした修正があると思うんですよね。 4:49:28 それについては、ちょっと少なくちょっと早めにいただければなと思うんですけども。 4:49:34 まずその修正を早めにいただいて、 4:49:39 それをよければ、今週とかかな、今週中くらいに一同、 4:49:47 キョウノは確認事項を踏まえたまたは報の修正版という形でいただいて、その時点で反映できるような補足説明資料の方の修正もあわせていただいて、 4:49:57 反映できる範囲で、反映したものをいただいてそれで審査会合で議論 4:50:02 という形でいいかなと思ってますけども。		回目ですね。
4:49:13 当間キョウノヒアリングを踏まえた確認事項を、全部を全部反映するとても間に合わないと思うので、そういう意味では、 4:49:23 少なくともパワーポイントについてお願いした修正があると思うんですよね。 4:49:28 それについては、ちょっと少なくちょっと早めにいただければなと思うんですけども。 4:49:34 まずその修正を早めにいただいて、 4:49:39 それをよければ、今週とかかな、今週中くらいに一同、 4:49:47 キョウノは確認事項を踏まえたまたは報の修正版という形でいただいて、その時点で反映できるような補足説明資料の方の修正もあわせていただいて、 4:49:57 反映できる範囲で、反映したものをいただいてそれで審査会合で議論4:50:02 という形でいいかなと思ってますけども。	4:49:06	今月の下、今月末ぐらいに、審査会合も初回の審査会合ということで予
ても間に合わないと思うので、そういう意味では、 4:49:23 少なくともパワーポイントについてお願いした修正があると思うんですよね。 4:49:28 それについては、ちょっと少なくちょっと早めにいただければなと思うんですけども。 4:49:34 まずその修正を早めにいただいて、 4:49:39 それをよければ、今週とかかな、今週中くらいに一同、 4:49:47 キョウノは確認事項を踏まえたまたは報の修正版という形でいただいて、その時点で反映できるような補足説明資料の方の修正もあわせていただいて、 4:49:57 反映できる範囲で、反映したものをいただいてそれで審査会合で議論 4:50:02 という形でいいかなと思ってますけども。		定をしていますので、
 4:49:23 少なくともパワーポイントについてお願いした修正があると思うんですよね。 4:49:28 それについては、ちょっと少なくちょっと早めにいただければなと思うんですけども。 4:49:34 まずその修正を早めにいただいて、 4:49:39 それをよければ、今週とかかな、今週中くらいに一同、 4:49:47 キョウノは確認事項を踏まえたまたは報の修正版という形でいただいて、その時点で反映できるような補足説明資料の方の修正もあわせていただいて、 4:49:57 反映できる範囲で、反映したものをいただいてそれで審査会合で議論4:50:02 という形でいいかなと思ってますけども。 	4:49:13	当間キョウノヒアリングを踏まえた確認事項を、全部を全部反映すると
ね。 4:49:28 それについては、ちょっと少なくちょっと早めにいただければなと思うんですけども。 4:49:34 まずその修正を早めにいただいて、 4:49:39 それをよければ、今週とかかな、今週中くらいに一同、 4:49:47 キョウノは確認事項を踏まえたまたは報の修正版という形でいただいて、その時点で反映できるような補足説明資料の方の修正もあわせていただいて、 4:49:57 反映できる範囲で、反映したものをいただいてそれで審査会合で議論 4:50:02 という形でいいかなと思ってますけども。		ても間に合わないと思うので、そういう意味では、
 4:49:28 それについては、ちょっと少なくちょっと早めにいただければなと思うんですけども。 4:49:34 まずその修正を早めにいただいて、 4:49:39 それをよければ、今週とかかな、今週中くらいに一同、 4:49:47 キョウノは確認事項を踏まえたまたは報の修正版という形でいただいて、その時点で反映できるような補足説明資料の方の修正もあわせていただいて、 4:49:57 反映できる範囲で、反映したものをいただいてそれで審査会合で議論4:50:02 という形でいいかなと思ってますけども。 	4:49:23	少なくともパワーポイントについてお願いした修正があると思うんですよ
ですけども。 4:49:34 まずその修正を早めにいただいて、 4:49:39 それをよければ、今週とかかな、今週中くらいに一同、 4:49:47 キョウノは確認事項を踏まえたまたは報の修正版という形でいただいて、その時点で反映できるような補足説明資料の方の修正もあわせていただいて、 4:49:57 反映できる範囲で、反映したものをいただいてそれで審査会合で議論 4:50:02 という形でいいかなと思ってますけども。		ね。
 4:49:34 まずその修正を早めにいただいて、 4:49:39 それをよければ、今週とかかな、今週中くらいに一同、 4:49:47 キョウノは確認事項を踏まえたまたは報の修正版という形でいただいて、その時点で反映できるような補足説明資料の方の修正もあわせていただいて、 4:49:57 反映できる範囲で、反映したものをいただいてそれで審査会合で議論4:50:02 という形でいいかなと思ってますけども。 	4:49:28	それについては、ちょっと少なくちょっと早めにいただければなと思うん
 4:49:39 それをよければ、今週とかかな、今週中くらいに一同、 4:49:47 キョウノは確認事項を踏まえたまたは報の修正版という形でいただいて、その時点で反映できるような補足説明資料の方の修正もあわせていただいて、 4:49:57 反映できる範囲で、反映したものをいただいてそれで審査会合で議論 4:50:02 という形でいいかなと思ってますけども。 		ですけども。
4:49:47 キョウノは確認事項を踏まえたまたは報の修正版という形でいただいて、その時点で反映できるような補足説明資料の方の修正もあわせていただいて、 4:49:57 反映できる範囲で、反映したものをいただいてそれで審査会合で議論 4:50:02 という形でいいかなと思ってますけども。	4:49:34	まずその修正を早めにいただいて、
て、その時点で反映できるような補足説明資料の方の修正もあわせていただいて、 4:49:57 反映できる範囲で、反映したものをいただいてそれで審査会合で議論 4:50:02 という形でいいかなと思ってますけども。	4:49:39	それをよければ、今週とかかな、今週中くらいに一同、
いただいて、 4:49:57 反映できる範囲で、反映したものをいただいてそれで審査会合で議論 4:50:02 という形でいいかなと思ってますけども。	4:49:47	キョウノは確認事項を踏まえたまたは報の修正版という形でいただい
4:49:57 反映できる範囲で、反映したものをいただいてそれで審査会合で議論 4:50:02 という形でいいかなと思ってますけども。		て、その時点で反映できるような補足説明資料の方の修正もあわせて
4:50:02 という形でいいかなと思ってますけども。		いただいて、
	4:49:57	反映できる範囲で、反映したものをいただいてそれで審査会合で議論
4.50.06 しかがでしょうか、よろしいでしょうか	4:50:02	という形でいいかなと思ってますけども。
	4:50:06	いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:50:27	江藤四国電力富岡でございます。パワーポイントにつきましては今週中
	に一旦提出というところで理解をしてございます。で、まず補足説明資
	料の方ですけれども、
4:50:40	可能な範囲では反映するというところでおっしゃってはいただいたもの
	の最終的に、審査会合の前、いつぐらいの時期までに提出すればよろ
	しいでしょうか。
4:50:53	えっとですね。
4:50:54	結局、
4:50:58	我々もういただいたものを確認してからじゃないと、結局会合で十分に
	効率的にも議論できないので、
4:51:05	そういう意味では、あまりもう更新はしなくてもいいのかなと思ってます
	と。
4:51:11	なのでできる範囲で更新してもらったものを今週金曜日のパワーポイン
	トと同じような時点でお出しいただければいいのかなあとは思ってます
	けども。
4:51:21	どうしてもちょっとここだけを反映したいただまあ少しちょっと時間がかか
	るんだっていうことであればちょっとまた東京支社を通じてでもいい結構
	ですので、ご相談をいただければなと思いますけども。
4:51:33	四国電力富岡でございます。そしたら今週中に、パワーポイントと遅く、
	説明資料を可能な範囲で反映したものを一旦提出させていただくように
	したいと思います。
4:51:43	よろしくお願いいたします。
4:51:45	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。もしちょっとここだけはって
	いうところがあるんであればその旨また明確にお伝えをいただければと
	思いますそこは柔軟に対応できればと思いますので、
4:51:57	はい今週金曜日を過ぎたらもう一切受け付け内容とかそういう話をする
	つもりは毛頭ないのでそこだけご理解いただければと思いますよろしい
	でしょうか。
4:52:05	承知いたしましたよろしくお願いいたします。はい。よろしくお願いしま
	す。
4:52:10	全体通して規制庁側から何かありますか。
4:52:16	はい。規制庁の奥でございます。長時間お疲れ様でした。はい。この後
	審査会合ありますけども資料の提出の方よろしくお願いいたします。あ
	とまた会合の後になると思いますけども、次回ヒアリングの際今回いろ
	いろ指摘させていただいた事項また、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:52:30	確認をさせたことなると思いますが、修正点軽くなるように、ぜひ明示を
	していただいて、作業効率的に進められると思いますのでよろしくお願
	いします。以上です。
4:52:42	四国電力富岡でございます承知いたしました。今後ともよろしくお願い
	いたします。
4:52:48	はい。規制庁西内ですけど四国電力から何か全体通してありますか。
4:53:05	四国電力富岡でございます。特にございません。よろしく。はい。以上で
	お願いします。
4:53:11	はい。規制庁西内ですそれでは今日のヒアリングはこれで終了にしたい
	と思いますありがとうございました。
4:53:19	ありがとうございました。

^{※1} 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。 発言者による確認はしていません。

^{※2} 時間は会議開始からの経過時間を示します。